

JAF

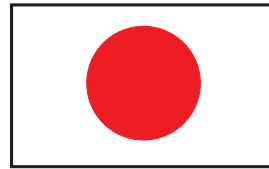
国内カート競技 規則集

2020

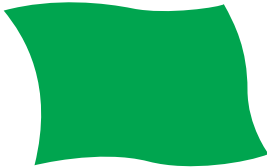


一般社団法人 日本自動車連盟

信号旗



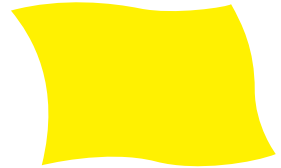
国旗
競技スタートの信号。



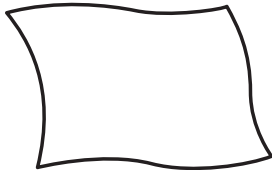
緑旗
前に合図した危険の解除。



青旗
他の競技車が接近航続しつつ追い越す可能性あり。
または、まさに追い越そうとしている。



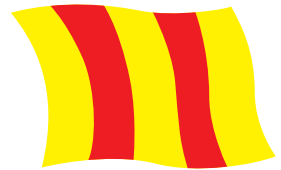
黄旗
危険信号、徐行せよ、追い越しを禁止。



白旗
コース監督車、救急車あるいは消火車等がコースの走路上にいる。または、競技車が低速走行中。



赤旗
(競技長の専用) レース中止。ドライバーはただちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行して停止すること。



赤の縦縞のある黄旗
路面が滑り易い。



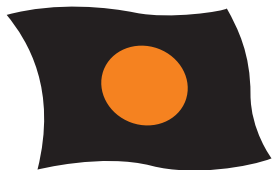
白・黒旗(三角染分)と白数字
スポーツ精神に反する行為をしたドライバーに対し、ピット停止を義務づけられる黒旗提示の最終的警告である。



黒旗(白数字付)
示された数字番号の車両は自分のピットに停止し競技長の所まで出頭すること。

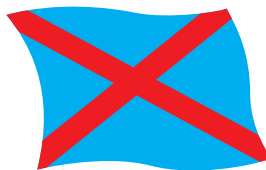


黄色の山型を付した緑色旗
ミススタートを示す。

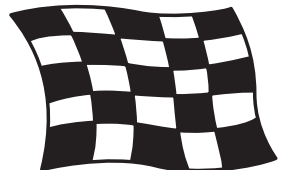


オレンジディスクのある黒旗
(番号を添えて提示)

技術的トラブルのドライバーに対する停止命令。修理後再出走できる。



青・赤(2重対角線で区分)旗
追い越されようとしている、もしくは既に追い越されたドライバーの停止を示す。この旗を使用する場合その競技会の特別規則書に規定されていなければならない。



白と黒のチェッカー旗
競技終了の信号。
(チェックの大きさは横 $\frac{1}{2}$ 、縦 $\frac{1}{3}$)

目 次

J A F 国内カート競技規則	1
J A F 国内カート競技規則	3
J A F 国内カート競技規則・細則、規定	15
カート競技会組織に関する規定	17
カート競技会参加に関する規定	26
カート競技会運営に関する規定	31
カートライセンス発給規定	40
カートクラブおよび団体の登録規定	60
カートクラブおよびカート団体の名称に関する規定	73
J A F カートカレンダー登録規定	75
カートドライバーライセンス講習会規定	78
カートオフィシャルライセンス講習会規定	83
国内カートコース公認規定	88
カートレーシングスーツの国内公認基準	104
カート競技に関する申請・登録等手数料規定	109
2020年日本カート選手権規定	119
2020年 J A F 国内カート競技車両規則	139
国内競技規則	223
資 料	
J A F 公認カートコース一覧	255
J A F 公認カートエンジン一覧	277
J A F カート登録エンジン一覧	278
J A F 公認カートスーツ一覧	279
F P - Jr Cadets用 J A F 登録シャシー一覧	280
J A F 指定カートタイヤ一覧	283
2019年度カート登録クラブ・団体名簿	285

注) 国際カート規則については、J A F モータースポーツ部
までお問い合わせ下さい。

J A F 国内カート競技規則

1972年1月1日制定
1990年10月19日改定施行
1991年10月23日一部改定
1993年7月21日一部改定
1994年1月1日施行
1994年10月13日一部改定
1995年1月1日施行
1995年10月5日改定

1996年1月1日施行
1997年10月23日改定
1998年1月1日施行
1998年10月29日改定
1999年1月1日施行
2004年12月3日改定
2005年1月1日施行

J A F 国内カート競技規則

第 1 章 総 則

第 1 条 J A F 国内カート競技規則

J A F 国内カート競技規則は、国内競技規則に基づく、カート競技全般に適用される特別基本規則である。

第 2 条 規則の制定および改定

この規則と、これに基づく細則、および諸規定の制定ならびにその増補改定は、この規則の一部となるものである。J A F はこれらの施行に際してその都度公示をするが、カート競技の関係者は、すべてこれに従わなければならない。

第 3 条 カート競技の規則

カート競技は、国内競技規則、J A F 国内カート競技規則、およびそれに基づく諸規則、諸規定と、個々のカート競技の組織者が定める特別規則によって規制される。したがってこれらの規則に準拠することなく、カート競技会を組織し、あるいは開催してはならない。

第 2 章 カート競技会の組織

第 4 条 カート競技会の組織

国内におけるカート競技会は、次のクラブまたは団体によって組織される。組織に関する細目は、「カート競技会組織に関する規定」に定める。

1. J A F
2. J A F 登録カートクラブ
3. J A F 登録カート団体

(注) クラブおよび団体の登録については、「カートクラブおよび団体の登録規定」に定める。

第 5 条 カート競技会の組織許可

カート競技会を開催するにあたっては、J A F の組織許可を必要とする。組織許可を受けることなくカート競技会を組織し、競技を行い、あるいはこれに関与する

ときは、いかなる場合も、国内競技規則および J A F 国内カート競技規則の違反となり、国内競技規則の罰則が適用される。また本規則に準拠しない競技が公認された競技会に含まれているときは、その組織許可は無効となる。この場合オーガナイザーは、エントラントから受け取ったすべてのエントリーフィーを返済しなければならない。

第6条 組織許可の条件の付与、拒否および取消

J A F は、必要に応じて組織許可に条件を付与し、または拒否し、あるいは許可を取消することができる。

第7条 練習・模範走行行事

競技運転技術向上あるいはその模範を示すことを目的として行われる行事をいう。

練習・模範走行行事には、競技の要素を含むことなく、賞典を定めず、計測が行われてもその結果を公表せず、かつ車両は同時スタートを伴ってはならない。

また、当該行事が競技の形式を持つ場合でも、予め行事の詳細について J A F に文書で申告がなされ、その行事を競技とはみなさない旨を認められ、かつ当該行事が申告通りに行われた場合、これを競技とはみなさない。

第3章 カート競技会の種別と定義

第8条 レース

同一コース上において2台以上の車両が同時に出走し、速度が順位判定の決定的要素となる競技。

第9条 カート競技会の種別

カート競技会の種別と格式は、それぞれ次のように定義する。

1. クローズド：競技参加者は、組織する登録カートクラブまたは団体のメンバーのみに限定される。ただし、3クラブ（団体を含む）までの共催が認められる。
2. 制限付：カートもしくは参加資格者を制限するイベントである。ただし、J A F が発給した当該格式に有効な競技ライセンスの所持者でなければならない。
3. 準国内／国内：J A F が発給した当該格式に有効な競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。
4. 準国際：国際カート規則に準拠して、その地域を統轄する A S N が定めたカート競技規則に従い、数ヶ国が合同して、C I K - F I A の承認のもとに組織され

る国際競技である。C I K - F I A のメンバーである A S N が発給した、当該競技に有効な国際競技ライセンスを所持し、そのエントリーが、本人の所属する A S N によって承認された者のみが参加できる。

5. 国際：国際カート規則に基づき、C I K - F I A の承認のもとに組織される国際競技である。参加者の条件は、準国際と同じとする。

6. ジュニア国内：J A F が発給した有効なジュニア競技ライセンスの所持者のすべてが参加できる。

7. ジュニア準国際：国際カート規則に準拠して、その地域を統轄する A S N が定めたカート競技規則に従い、数ヶ国が合同して、C I K - F I A の承認のもとに組織されるジュニアのための国際競技である。C I K - F I A のメンバーである A S N が発給した、当該競技に有効なジュニア国際競技ライセンスを所持し、そのエントリーが、本人の所属する A S N によって承認された者のみが参加できる。

8. ジュニア国際：国際カート規則に基づき、C I K - F I A の承認のもとに組織される、ジュニアのための競技である。

参加者の条件は、ジュニア準国際と同じとする。

第10条 カート競技会の格式の順位

カート競技会の格式について、その順位を次の表のとおりとする。

格式の順位	格	式
1	国	際
2	準	国 際
3	国	内
4	準	国 内
5	制	限 付
6	ク	ロ ー ズ ド

第11条 カート競技会の呼称

国内で組織される競技会において、グランプリまたは選手権および全日本または全国の呼称は J A F によって統制され、その許可がなければ使用することはできない。コンチネンタル、あるいは世界（世界選手権、トロフィー、カップ等）の呼称は国際カート委員会（C I K - F I A）によって統制されている。上記の呼称は、同意語、略称などについても同様に許可を必要とする。

第12条 カートプリ

カートプリのタイトルは、J A F によって統制され、その許可がなければ使用す

ることができない。

第13条 選手権競技

「全日本カート選手権」、「地方カート選手権」、または「ジュニアカート選手権」のかかったイベントについては、別に定める「日本カート選手権規定」に従うものとする。

その他の選手権競技は、J A F に登録したクラブ、またはカート団体がこれを開催することができるが、この場合、競技会の名称に主催クラブ名を冠するものとする。

第14条 J A F カップ

J A F は、カート競技の発展・普及を目的として開催されるカート競技に「J A F カップ」のタイトルを与える。

第4章 カート競技の区分

第15条 カート競技の種別

カート競技には、次の2種類がある。

1. スプリントレース
2. 耐久レース

第16条 カート競技の区分

スプリントレースと耐久レースは、次の内容によって区分される。

1. スプリントレース：スプリントレースとは各ヒートの競技時間が60分以内または走行距離が60km以内の競技をいう。
2. 耐久レース：耐久レースとは各ヒートの競技時間が60分を超え、または走行距離が60kmを超える競技をいう。

注：耐久レースに参加しようとするドライバーは、ライセンス取得後公認競技会に3回以上出場した実績を要する。

第5章 カート競技車両

第17条 カート競技車両の種別

カート競技車両には次の2つの種別があり、その詳細については「国内カート競

技車両規則」に定める。

1. 第1種競技車両
2. リブレ（その他の車両）

第18条 4輪車用エンジン搭載の禁止

カート競技に使用する車両は、いかなる場合においても、通常4輪車と呼ばれるカテゴリーに入る車両のエンジンを搭載してはならない。

第6章 カートコース

第19条 カートコース公認

カート競技を行うコースは、J A Fの公認を必要とする。コースの公認については、「国内カートコース公認規定」に定める。

第20条 カートコースライセンスの種別

カートコースライセンスは、当該競技場で開催し得るイベントの格式によって、国際コースライセンスと、国内コースライセンスとに区分される。

国際公認とは、国際A、B、C公認をいい、国内公認とは、国内、準国内、制限付、制限付（クローズド限定）をいう。

またカートコースは、その建設の状態によって、常設コースと臨時コースに区分される。また走路の種別によって、第1種コースと第2種コースに区分される。

第21条 コースライセンスの有効期間

コースライセンスの有効期間は、常設コースにあつてはその年度内、臨時コースにあつては当該イベントの開催期間内とする。

第7章 カートカレンダー

第22条 カートカレンダーの登録

各カート競技会は、その日付および会場についてJ A Fが組織許可を与える前に、「J A Fカートカレンダー」に登録されていなければならない。

カートカレンダーの登録については、「カートカレンダー登録規定」に定める。

第8章 カート競技会への参加

第23条 秩序の維持

競技に参加するものは諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。これを乱すものは罰則の対象となる。

参加者の遵守すべき事項については、「カート競技会参加に関する規定」に定める。

第24条 ライセンス所持の義務

J A Fの組織許可のもとに行われるカート競技会に参加し、ドライバーとして出場し、またはオフィシャルとして役務に従事しようとするものは、すべてJ A Fが発給するライセンスを所持していなければならない。ただし、クローズド競技会においては、そのクラブまたは団体の会員証をもって競技ライセンスに代用することができる。ライセンスの発給については、「カートライセンス発給規定」に定める。

第25条 カートライセンスの種別

カートライセンスの種別を、次の表のように区分する。

1. カート 競技ライ センス	カートドライバー ライ セ ン ス	{	国際ライセンス	{	A. B. Cセニア Cリストリクティッド Cジュニア
			国内ライセンス	{	国 内 { A B ジュニア { A B
	カートエントラント ライ セ ン ス	{	国際		
			国内		

2. カートオフィシャルライセンス

1) 技 術 (1・2・3級)

2) コース (1・2・3級)

3) 計 時 (1・2・3級)

3. カートエキスパートライセンス

第26条 親権者または保護者の承諾

18歳未満の者が競技に参加し、出場し、またはピット要員となる場合は、親権者または保護者の出場承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第9章 カート競技会の運営

第27条 審査委員およびオフィシャルの任命と公表

競技会の運営には、少なくとも審査委員2名と次のオフィシャルが、大会の開催に先立ち組織委員から任命され、かつ公表されていなければならない。

1. 競技長
2. 技術委員長
3. 計時委員長
4. コース委員長
5. 事務局長

第28条 オフィシャルの条件

オフィシャルとなる者は、エントラントまたはドライバーとなることはできない。ただしJ A Fにおいて特に認めた場合はこの限りではない。また競技会によって直接利益をうける立場にあるものと利害関係を有してはならない。

第29条 オフィシャルの義務

オフィシャルは、練習走行およびレースの間を通じて役務に従事し、その任務の遂行に責任を持つものとする。オフィシャルは、自己の任務の遂行に必要な場合のほかは、自分自身が競技の障害となるような行為をしてはならない。

第30条 カート競技会の運営

カート競技会の運営に関する細目は、「カート競技会運営に関する規定」に定める。

第10章 成績および賞典

第31条 賞金等の授与

オーガナイザーは特別規則に規定していない場合は、競技の最終成績が判明してのち3週間以内あるいは本連盟が指示する期限までにすべて賞金等の授与を行わなければならない。

第32条 ドライバーの重複出場

1人のドライバーは、同一の大会において、1つ以外のチームのメンバーとして

出場してはならない。

第11章 保険および危険の表示

第33条 保険の義務

オーガナイザーおよびエントラントは、第34条に定める保険を付保しなければならない。ドライバーがエントラントを兼ねる場合も同様とする。

第34条 保険の条件

カート競技会のオーガナイザーまた、競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は、保険に関し下記の措置をとらなければならない。

なお、保険加入についてオーガナイザーは大会審査委員会に、また競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は競技会事務局に、それぞれ報告しなければならない。

1. 観客に対する保険

オーガナイザー（または、施設所有者）は、競技会開催中、観客に対し、競技の事故による観客の死亡あるいは傷害について、最低1人当たり500万円以上の傷害保険を付保しなければならない。

2. 競技者に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技会に出場するドライバーおよびピット要員に対し、1人当たり100万円以上のカート競技に有効な保険を付保しなければならない。
- 2) 競技参加者は、ドライバーおよびピット要員が、上記の規定によりオーガナイザーが付保するカート競技に有効な保険を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては500万円以上の有効な保険に加入していることを大会事務局に申告しなければならない。

3. 競技役員に対する保険

- 1) オーガナイザーは、競技役員のうち、コース上またはこれと類似の場所で役務につく役員に対し、1人当たり100万円以上のカート競技に有効な保険を付保しなければならない。
- 2) 競技役員は、上記のオーガナイザーが付保するカート競技に有効な保険を含め総額500万円以上の有効な保険に加入していることを、大会事務局に申告しなければならない。

第35条 危険の表示

オーガナイザーは、競技に参加出場する全ての者および観戦者に対し、危険に対する注意を喚起しなければならない。

第36条 人身事故速報の義務

人身事故が生じた場合は、オーガナイザーは、その事故の原因、結果および措置について、有効かつ速かなる方法をもって、J A F に報告しなければならない。

第12章 罰 則

第37条 罰則の規定

カートに関する規則、細則および規定に基づく特別規則書、公式通知に対する違反には、すべて国内競技規則に定める罰則規定が適用される。罰則を課すことのできるものは、J A F に承認された当該大会審査委員会、J A F モータースポーツ審査委員会または、J A F モータースポーツ中央審査委員会のいずれかとする。

第38条 罰則の種別

罰則の種別は、その軽重により次の通りとする。

ただし、罰金と他の罰則は重複して課することができる。

- 訓戒（叱責）
- 罰金
- タイムペナルティ
- 出場停止（失格）
- 資格停止
- 資格取消

上記のタイムペナルティは分または秒で表示されるペナルティを意味するほか、競技結果に対する周回数減算などを含むものとする。

第13章 抗 議

第39条 抗議の方法と取扱い

抗議の方法およびその取扱いについては、国内競技規則第12章による。

第40条 抗議の提出

競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上、本連盟が規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。

抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

第41条 抗議の時間制限

特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き抗議は以下の時間内に提出しなければならない。

1. 競技参加者、運転者、車両の競技会への参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議はスタートの1時間前までとする。
2. ハンディキャップまたはヒートの編成もしくは公式通知に対する抗議は、スタートの1時間前までとする。
3. 技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
4. 競技中の過失または反則に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
5. 競技の成績に関する抗議は、その発表後30分以内とする。

第14章 控 訴

第42条 控訴の準拠する規則

控訴については、国内競技規則第13章による。

第43条 控訴の時間制限

1. 競技会審査委員会に抗議を提出し、その裁定を不服として本連盟に控訴する場合は、その裁定の告知より1時間以内に、本連盟あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会を通じ提出しなければならない。
2. 第43条1.の控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より2日以内に直接本連盟に提出することができる。
この手続きは同期間内に本連盟あての電報および郵送で行うことができる。
3. 控訴が本連盟のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服として本連盟中央審査委員会に控訴する場合は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書および控訴料を本連盟中央審査委員会あてに提出しなければならない。

4. 国外での競技参加でC I K - F I Aに国際控訴をする場合は、国際モータースポーツ競技規則185条および本規則に従って、当該競技会審査委員会によって裁定された期日より7日以内に控訴の趣旨および理由書、ならびに控訴料をC I K - F I Aに提出する必要がある。それを考慮して本連盟に手続きをしなければならない。

J A F 国内カート競技規則・細則、規定

1972年1月1日制	定	2010年7月29日改	定
1990年10月23日改	定	2010年7月29日施	行
1991年10月23日改	定	2010年11月25日改	定
1993年7月21日改	定	2011年1月1日施	行
1994年1月1日施	行	2012年7月26日改	定
1995年10月5日改	定	2013年1月1日施	行
1996年1月1日施	行		
1997年10月23日改	定		
1998年1月1日施	行		

カート競技会組織に関する規定

第1章 カート競技会の組織

第1条 カート競技会を組織する者の資格

国内においてカート競技会を組織することのできるものは、下記の通りとする。

1. J A F
2. J A F 登録カートクラブ
3. J A F 登録カート団体

第2条 組織し得るカート競技会の格式

J A F に登録されたクラブおよび団体が組織し得る競技会の格式は、次の通りとする。

- 準加盟カートクラブ (制限付以下)
- 加盟カートクラブ (国内以下)
- 公認カートクラブ (国際以下)
- 加盟カート団体 (制限付以下)
- 特別カート団体 (開催資格無し)
- 加盟カートコース団体 (準国内以下)
- 公認カートコース団体 (国際以下)

第3条 関係官庁への届出

オーガナイザーは必要な場合にはあらかじめ関係官庁から承認を得ていなければならない。

第4条 開催場所のオーナーの同意

カート競技会を組織する場合は、オーガナイザーは、あらかじめ競技会を開催す

る場所のオーナーから、当該場所を使用することについての同意を得ていなければならない。この細目に関しては、「カートカレンダー登録規定」に定める。

第5条 公式文書

カート競技会を組織する場合、オーガナイザーは、当該競技会ごとに、特別規則書および公式プログラムを発行しなければならない。これらの公式文書は、国内競技規則、およびJAF国内カート競技規則に準拠していなければならない。

第6条 競技会の延期、中止および取止め

特別規則書に規定されている場合、あるいは競技会審査委員会が保安のため、または不可抗力により延期を命じた場合には、競技会またはその一部の競技を取止め、中止、または延期することができる。なお競技会が、取止め、中止または24時間以上延期されるときには、エントリーフィーを返還しなければならない。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

第2章 カート競技会の組織許可

第7条 カートカレンダーの登録

競技会開催にあつては、JAFに組織許可申請を提出する以前に、当該競技会の日程と会場が、「JAFカートカレンダー」に登録されていなければならない。

第8条 カート競技会の組織許可

1. カート競技とは、カートが参加して行う競技的な性格をもつ行事、あるいは成績の発表をすることによって、競技的な性質をもつ行事であるが、CIK-FIAの国際カート競技規則およびJAF国内カート競技規則によってカートスポーツとして定義される行事は、すべてJAFの組織許可を必要とする。
2. 以下の各行事はJAF国内カート競技規則の特別例外として組織許可は必要としない。
 - 1) 順位判定に速度を要素としない行事
 - 2) エコノミーラン
 - 3) 交通安全コンテスト
 - 4) その他娯楽的要素を主目的とした行事

ただし、上記各項目に該当すると思われる行事でも本連盟において競技と判定されるものを除く。

3. 組織許可を必要とする行事は J A F 国内カート競技規則および諸規則に準拠して作成された競技会特別規則に従って開催されなければならない。また、特別規則書の草案を本連盟に提出し、その許可があるまで内容を公表したり参加者を公募してはならない。

4. 競技会の審査：組織許可を必要とする行事は、2 名以上の競技会審査委員の任命を必要とする。

競技会審査委員長は主催するクラブまたは団体の所属員であってはならず、また次の各項のいずれかに該当している者でなくてはならない。

- 1) 準国内格式以上の競技会においてはカートオフィシャルライセンス 1 級の所持者。また、制限付格式以下の競技会においてはカートオフィシャルライセンス 2 級以上の所持者。
- 2) J A F モータースポーツ審議会委員。
- 3) カート部会委員。
- 4) カートエキスパートライセンス所持者。
- 5) カート資格登録者で、J A F が特に認めた者。

第9条 カート競技会の組織許可の申請

組織許可の申請は、所定の申請書によって、特別規則書および参加申込書の草案各 1 部と、所定の申請料をそえて J A F に提出する。申請は、次の事項について記入のうえ、競技会開催日の 1 ヶ月前までに提出しなければならない。ただし、準国際／国際競技については競技会開催日の 2 ヶ月前までとする。

1. 申請者（クラブおよび団体）の住所および氏名。
2. 申請者が代理人である場合は、その住所と氏名および申請者との関係。
3. 組織許可を必要とする競技の種目と格式。
4. 競技の日程および場所。
5. 共催もしくは招待するクラブ名。
6. 組織委員の氏名。
7. 審査委員長および審査委員の氏名とライセンス番号。
8. 各競技役員氏名とライセンス番号。

第10条 クローズド競技の開催

クローズド競技の開催については以下の通り取り扱う。

- 1) 競技会開催の届出：

所定の届出書により開催日の14日前までにJ A Fに届出ること（本規定第7条に示すカレンダーの登録、第8条および第9条に示す組織許可は免除される）。

2) 出場実績：

クローズド競技会に1回以上出場した者は、カート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスの取得資格を有するものとする。ただし、J A Fは競技結果成績を記録しない（本規定第29条に示すJ A Fへの報告義務は免除される）。

第11条 料金完納の義務

オーガナイザーは、大会の組織許可に関して、J A Fに支払うべきすべての料金を完納していなければならない。

第3章 公式文書

第12条 公式文書に記載されなければならない条文

カート競技会の特別規則書、公式プログラム、参加申込用紙などのすべての文書に、明確に「F I Aの国際モータースポーツ競技規則および国際カート規則、ならびにそれに準拠したJ A Fの国内競技規則およびJ A F国内カート競技規則に従って開催」の条文を記載しなければならない。

第13条 特別規則の内容

カート競技会特別規則は、次の事項を内容とする。

1. 本規定第12条に規定する条文
2. 競技会の名称、組織許可番号、競技の種目および格式
3. 競技会の場所および日程
4. オーガナイザーの名称と住所
5. 組織委員、競技会審査委員および競技長ならびに主要競技役員の氏名
6. 競技に関する細目
 - 1) 競技の内容（競技の種目、走行距離、または走行時間）
 - 2) 参加者の資格
 - 3) 参加車両の資格
 - 4) 参加台数
 - 5) 燃料（種類・積載制限）

6) 採点に関する事項

7. エントリーの受付開始および締切日、ならびにその場所と方法
8. エントリーフィー
9. 保険に関する細目
10. ドライバーの指名期日を設ける場合の特別事項
11. ドライバーまたは車両の交換が認められる場合の特別事項
12. 参加車両の公式検査の日時
13. スタートの日時、方法およびハンディキャップについての規定
14. 競技中、燃料補給を行う場合の事項
15. 抗議に関する特別事項
16. 延期、中止または取止めにに関する事項
17. 成績の審査および賞典に関する事項
18. 広告に関する事項
19. その他競技会の運営に必要とする、本規則に則って規定する事項

第14条 特別規則の変更

競技会の参加申込の受付開始後は、特別規則の変更は認められない。ただし本連盟と、すでにエントリーした競技者全員がその変更に同意した場合、または競技会審査委員会が保安上、または不可抗力と認めたときには、変更が可能である。

第15条 公式プログラムの内容

カート競技会の公式プログラムには、次の事項を記載するものとする。

1. 本規定の第12条に定める条文
2. オーガナイザー、組織委員、審査委員、競技長および主要競技役員の氏名
3. 競技会の場所および日程
4. 競技のタイムスケジュールおよび簡単な説明文
5. エントラントとドライバーの氏名、ならびに各車両に付けられる競技ナンバー
6. ハンディキャップを設ける場合は、ハンディキャップについての決定事項
7. 各競技ごとの賞の細目
8. 表紙には明瞭に「公式プログラム」と記載すること

第16条 公式通知

特別規則書の発表後に生じた問題を処理するため、オーガナイザーは、エントラントおよびドライバーに対して、公式通知をもって指示することができる。ただし、

それは国内競技規則、J A F 国内カート競技規則および特別規則に違反するものであってはならない。

第4章 エントリーの受付

第17条 エントリー受付の開始

競技会の組織が許可されると、オーガナイザーは、エントリーを受け付けることができる。

参加申込書またはオーガナイザーによって発送される参加招待状には、所定の特別規則書を添付する。参加申込書は、申込用紙に記入事項を記載署名し、エントリーフィーを要する場合には、必ずこれをそえて、締切前にオーガナイザーに提出する（エントリーフィーは、特別規則書に記載される）。日本国外で行われる競技に、J A F 所属の競技者（J A F に登録され、かつエントラントまたはドライバーライセンスを受けている者）が参加しようとするときは、申込書の提出前に、J A F に海外競技会出場証明書を申請のうえ取得しなければならない。

第18条 参加申込書の内容

参加申込書は次の内容を含むものでなければならない。

1. エントラントおよびドライバーの住所氏名、およびエントラントおよびドライバーのライセンスナンバーの記入欄。「特別規則によって認められれば、ドライバーの指名は参加申込の後で行ってもよい。ただし責任追及や賠償要求に関して、本規則が要求する誓約あるいはカート競技会組織に関する規定第19条の規定に定める署名をしなければ、競技に出場することはできない。」旨を記載すること。
2. エントリーは、エントラントの代理人によって行うことができるが、署名はエントラント自身のものでなければならないこと。
3. エントラント、ドライバー、ピット要員が18歳未満であるときは、当人の親権者または保護者の同意の署名を必要とする旨を記載すること。
4. 第19条の規定に基づく誓約と署名。ただしドライバーのこれらの書式と署名は、申込書とは別の用紙で行ってもよい。
5. 本規則第12条に定める条文
6. 特別規則によって規定されたその他の申込書記入事項

第19条 エントラント、ドライバーおよびピット要員の誓約書への署名

競技会の参加者および運転者、同乗者およびピット要員はそれぞれ競技参加にあたり、次の誓約文に署名しなければならない。

1) 「私は、本大会特別規則をはじめ国際モータースポーツ競技規則、国内競技規則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実かつ適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。以上誓約いたします。」

2) 国内競技規則 8-7 の 3) 項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。

「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような身体の障害がある場合は、この旨を日本自動車連盟に申告、身体障害者に対する競技運転許可証を交付されていなければ、競技に参加することはできないということを承知しております。」

3) 前項 1) および 2) に規定する誓約文については、20歳未満の参加申込者の場合は、当人の親または保護者が連記署名しなければならない。

第20条 エントリーの締切

特別規則書に規定するエントリーの締切期限は、国際イベントの場合は開催期日の7日以前、国内イベントの場合は特別規則書に定めるところによる。ただし、いかなる場合も開催日の3日以前でなければならない。

第21条 ファクシミリ等によるエントリー

オーガナイザーは、ファクシミリまたはその他の電子的通信手段によるエントリーを受け付けることができる。（競技会参加に関する規則第6条参照）

第22条 不正申告によるエントリー

オーガナイザーは、虚偽または不正記入のあるエントリーを無効とし、エントリーフィーを没収することができる。

第23条 エントリーの拒否

国際競技会のエントリーを拒否するときには、この拒否の通知は、申込書を受領した日から8日以内に、かつ遅くとも競技会開催日の5日前までに到着するように、申込書に記載されているエントラントの住所に発送しなければならない。またこの拒否の通知をもって最終的なものとするができる。国際競技会以外の競技で、本規則に則って開催される競技会へのエントリーに対しては、その競技会の特別規則書の規定に従って拒否することができる。

第24条 エントリーの条件付受理

特別規則書には、条件付でエントリーを受理できる旨を規定してもよい。たとえば、出場者に定員があつて、それに欠員が生じた場合のみに参加が許される場合などである。その場合は、締切日の翌日までに発送される郵便または電報で、エントラントに通知しなければならない。

第25条 エントリー受理通知

特別規則書に特に規定されていなければ、オーガナイザーは、参加申込を受け取った日から7日以内に受理通知をする。定員を超えて申込があつた場合には、特別規則書に規定する方法で選定する。その方法が規定されていないときには、申込順または何らかの方法でオーガナイザーが決定する。

第26条 エントリーの公表

オーガナイザーは、正規に参加受理を決定しないうちに、エントラントまたはドライバーの氏名を、公式プログラムに加えたり、また公表したりしてはならない。なお、条件付で参加を認められている場合には、その旨を記載しなければならない。また、エントリーリストの公示は、参加申込締切日より5日以内にしなければならない。また、オーガナイザーは、競技者の競技ナンバーを通知しなければならない。

第5章 競技に関しオーガナイザーがなすべき事項

第27条 競技者の公式名簿

オーガナイザーは、競技の開始に先立って、エントラントおよびドライバーの名簿を、審査委員、オフィシャル、エントラントおよびドライバーに配付しなければならない。

第28条 競技会の内容の変更および緊急措置

オーガナイザーは、予知できない状況が発生したときには、競技会に関する内容および緊急措置について、審査委員会の承認を得て実施することができる。

第29条 J A F への報告義務

オーガナイザーは、競技会終了後14日以内に、次の書類を J A F に提出すること。

1. 公式プログラム
2. エントリーリスト
3. 競技役員名簿
4. 公式予選および決勝結果成績表（J A F 所定書式）

なお、大会終了後関係者に配付する成績表（一枚もの）も各クラスごとに提出すること。

第30条 保 険

オーガナイザーは、J A F 国内カート競技規則に基づいて保険を付保しなければならない（カート競技規則第11章第34条参照）。J A F は、オーガナイザーに対して、保険証書の提示を求めることができる。

第31条 本規定の施行

本規則は2013年1月1日から施行する。

1972年 1 月 1 日制	定	1999年 1 月 1 日施	行
1990年10月23日改	定	1999年10月22日改	定
1993年 7 月21日改	定	2000年 1 月 1 日施	行
1994年 1 月 1 日施	行	2009年 7 月30日改	定
1995年10月 5 日改	定	2010年 1 月 1 日施	行
1996年 1 月 1 日施	行	2010年 7 月29日改正	施行
1997年10月23日改	定	2013年 8 月 1 日改	正
1998年 1 月 1 日施	行	2014年 1 月 1 日施	行
1998年10月23日改	定		

カート競技会参加に関する規定

第 1 章 競技会参加の条件

第 1 条 ライセンス所持の義務

J A F の組織許可のもとに行われるカート競技会に参加し、ドライバーとして出場し、またはオフィシャルとして役務に従事しようとする者は、すべて J A F が発給するライセンスを所持していなければならない。

ただし、クローズド競技会においては、そのクラブまたは団体の会員証をもって競技ライセンスに代用することができる。

第 2 条 エンジン／シャシー公認書所持の義務

競技に参加しようとする者は、当該車両のエンジンの公認書、また、公認シャシーが義務付けられているクラスの場合は、シャシー公認書を所持していなければならない。エントラントは、技術委員により公認書提出を求められたときは、これを提出しなければならない。

第 3 条 健康自認書所持の義務

競技に参加しようとするドライバーは、各自の健康自認書を所持していなければならない。ドライバーは、オーガナイザーから要求されたときは、健康自認書を提出しなければならない。

第 2 章 エントリー

第 4 条 エントリーの方法

エントリーは、オーガナイザーの定める方法に基づき、エントラントの統轄のも

とに行わなければならない。また虚偽または不正記入のあるエントリーは無効とされ、エントリーフィーは没収されることがある。

第5条 エントリーの名義

エントリーする者の名義は、ライセンスに記載されたものと同一でなければならない。

第6条 ファクシミリ等によるエントリー

エントリーは、ファクシミリまたはその他の電子的通信手段で行うことができる。その場合は、当該電子的通信手段によるエントリーを発信した日付と、参加申込書およびエントリーフィーの発送日が同じでなければならない。

第7条 18歳未満の者のエントリー

18歳未満の者がエントリーする場合は、親権者または保護者の出場承諾書をオーガナイザーに提出しなければならない。

第8条 参加制限

1. 耐久レースに参加しようとするドライバーは、ライセンス取得後公認競技会に3回以上出場した実績を必要とする。
2. 以下のクラスに参加しようとするドライバーは、カートドライバーライセンス国内B以上の所持者とする。
 - 1) 第2種カートコースにおけるFC-2
 - 2) KZ2
 - 3) KZ1
 - 4) Superkart

第9条 誓約書への署名

競技会に参加しようとする者は、オーガナイザーの要求する誓約書に署名しなければならない。

第3章 競技参加者の遵守すべき事項

第10条 秩序の維持

競技に参加する者は、諸規則に精通し、かつそれを遵守し、秩序ある行動をとらなければならない。また、大会期間中は、飲酒してはならず、定められた場所以外での喫煙は厳重に禁止される。これを乱す者は、罰則の対象となる。

第11条 ドライバーの服装

次に掲げるドライバーの服装は、競技を安全に行うため、装備の一部と見なされ、車検時に技術委員の承認を得なければならない。

1. ヘルメット：

フルフェイスタイプでなければならず、F I A規定に適合したもの（付則L項第3章第1条およびC I K－F I A技術規則AppendixNo2）または次の規格に適合したものの使用が推奨される。（なお、15歳以下はSnell－F I A C M S 2007およびSnell－F I A C M R 2007規格適合品の使用を強く推奨する。）

日本工業規格（J I S（T8133：2000）、J I S－C種、または2種）

スウェーデン規格（S I S88、24、11（2））

デンマーク規格（D S2124.1）

フィンランド規格（S F S3653）

ドイツ規格（O N S／O M K：白地または青地に黒、白地に青または白地に赤のラベルのみ）

スネル規格（1990SAおよび1995SA、S F I spec31.1およびS F I spec31.2）

イギリス規格（B S 6658—85タイプAおよびすべての修正型を含むタイプA／F R）

フランス規格（N F S 72 305）

欧州経済共同体規格（E22 02、03または04シリーズ）

上記規格に適合しないものではJ A F公認競技用ヘルメット（J A F国内競技車両規則参照）の使用が推奨されている。

2. レーシングスーツ：

すべてのJ A F公認競技会において、皮製もしくはJ A F公認レーシングカートスーツまたはC I K－F I A公認レーシングカートスーツの着用が義務づけられる。

ただし、C I K－F I A公認レーシングカートスーツまたはJ A F公認レーシングカートスーツともに、公認有効期間が満了した後、さらに2年間J A F公認の国内規格以下での競技会で使用することが認められる。

3. グローブ：

手首まで完全に覆うもので皮製のものの使用が望ましい。

4. シューズ：

足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。

第12条 車両検査の義務

競技に参加する者は、競技に使用する車両の検査を受けなければならない、かつその要求に対して拒否することは認められない。検査を受ける場合は、車両とその装備は、清潔な状態でなければならない。この検査によって、エントリーしたクラスに不相当とされたものは、出場できない。

第13条 車両検査後の車両変更

技術委員の承認を受けた後に、車両に変更を加えた場合は、技術委員の再承認を受けなければならない。

第14条 同一車両の使用

ドライバーは、公式練習、タイムトライアル、ヒートおよびレースを通じて、特別規則で規定しない限り同一の車両を使用しなければならない。

第15条 ドライバーの出場資格

ドライバーは、エンタラントによる公式の指名を受けた者のみが、公式練習、タイムトライアルおよびレースに出場することが許される。

第16条 妊婦の出場禁止

妊婦の出場は禁止される。

第17条 同乗者の禁止

カートには、いかなる場合も、ドライバー以外の同乗者は禁止される。

第18条 ピット要員の統轄

ピット要員の行為に関する最終的責任は、エンタラントに帰属するものとする。

第19条 給 油

レース中の給油は、特別規則に規定されている場合を除き、禁止される。ピット内で給油を行う際は、ドライバーは、エンジンを停止して、シートを離れなければならない。またピット内に燃料を保管する場合は消防法に適合した金属製の携行缶に保管することとし、総量20リッター以上の燃料を持ち込んで서는ならない。

第4章 保 険

第20条 保険の加入

競技会に参加する者は、J A F 国内カート競技規則第11章第34条に定める保険に加入しなければならない。

1972年1月1日制	定	1998年1月1日施	行
1990年10月23日改	定	1998年10月23日改	定
1993年7月21日改	定	1999年1月1日施	行
1994年1月1日施	行	1999年10月22日改	定
1995年10月5日改	定	2000年1月1日施	行
1996年1月1日施	行		
1997年10月23日改	定		

カート競技会運営に関する規定

第1章 オフィシャル

第1条 オフィシャルの構成

次の者はオフィシャルとして任命され、かつ補助員によって補任させることができる。

競技会審査委員	補給監察委員
競技長	コース委員
計時委員	信号員
技術委員	決勝審判員
競技会事務局長	走路審判員
車両検査委員	出発合図員（スターター）

第2条 J A F オブザーバー

J A F は、必要があると認められる場合には、当該大会に関するオブザーバーを任命し、派遣することができる。オブザーバーは、オフィシャルに対し指導することはできるが、オーガナイザーとエントラントとの間の紛争その他の仲介をしてはならない。

第3条 その他のオフィシャル

オーガナイザーは、必要とする場合は、第1条に定める以外のオフィシャルを任命することができる。

第4条 オフィシャルの条件

オフィシャルとなる者は、ただ一つの大会の任命された役務に専心しなければならない。同日行われる他の大会のオフィシャルを兼務すること、エントラントまたはドライバーとなることのいずれも禁止される。ただし J A F の承認を受けた場合

は、この限りではない。また競技会によって直接利益を受ける立場にあるものと、利害関係を有してはならない。

第5条 オフィシャルの補助者の年齢制限

オフィシャルの補助者となる者は、満18歳以上の者でなければならない。

ただし、満16歳以上18歳未満の者でも親権者または保護者の同意書を提出すれば、オフィシャルの補助者となることができる。

第2章 オフィシャルの責任、義務および権限

第6条 競技会審査委員会

1. 審査委員会は、J A Fに対して責任を負うものであり、競技会の組織または運営に対しての責任を有さない。
2. 審査委員会は、国際モータースポーツ競技規則、国際カート規則、国内競技規則、J A F国内カート競技規則、特別規則、公式プログラムおよび公式通知が遵守されるよう監督し、競技会中に生ずる紛争または抗議を裁定する権限を有する。
3. 審査委員会は、競技会終了後14日以内に、当該競技会に関する審査委員会報告書をJ A Fに提出しなければならない。

第7条 競技長

競技長は、競技会審査委員とJ A Fオブザーバーを除くすべてのオフィシャルについての責任と、競技会の運営に関しての一切の責任と権限を有する。

競技長は補助員によって補佐されることができる。

第8条 技術委員長

技術委員長は、競技長のもとにあって、競技に参加する車両の適格性とドライバーの装備を検査し、それらの競技への出場の可否を判断する責任と権限を有する。また検査の結果について、競技長に報告しなければならない。

第9条 計時委員長

計時委員長は、競技長のもとにあって、競技の計時と判定に関しての責任と権限を有する。競技の結果については、競技長に報告しなければならない。

第10条 コース委員長

コース委員長は、競技長のもとにあって、コースが常に競技のための適性を維持されるように監視する責任と権限を有する。

第11条 競技会事務局長

競技会事務局長は、競技会の組織およびこれに関係ある告示のすべてについて責任を有するものとする。また事務局長は、すべての役員がそれぞれの任務について精通し、かつ必要な付带的資料を具備していることを確認しなければならない。事務局長は必要ならば各競技の最終的報告書の作成について、競技長を補佐しなければならない。

第12条 その他のオフィシャル

上記以外に、必要に応じて任命されたオフィシャルは、それぞれに定められた役務に従事し、責任者を補助するものとする。

第3章 信 号

第13条 信号の種類

ドライバーに対する信号は、旗または信号板によって行わなければならない。信号に用いる旗の種類と、その示す意味は次の通りとする。

1. 国旗—スタート

通常は国旗により合図される。

スタート合図は灯火信号（赤／緑）に替えても良い。この場合の取付け方法は国際モータースポーツ競技規則付則H項に従うこと（黄色灯は不要）。

2. 青 旗

周回おくれになろうとしている者に示される。

静止：追い越されようとしているので、現在の進行方向をそのまま保持せよ。

振動：他のドライバーによって追い越されようとしているのでその者に譲れという意味。

3. 白 旗

低速車両（サービス車両も含む）がトラック上にある。

4. 黄 旗

静止：危険である。徐行せよ、追越を禁止する。

振動：非常に危険である。追越を禁止する。停止準備をせよ。

5. 赤縦縞の入った黄旗

静止：前方路上に油や水たまりがあり、路面が滑りやすいことを意味する。

振動：油や水たまりがすぐ近くの路上にあり。

6. 緑 旗

競技続行せよ。障害は除去された。

7. 赤 旗

レース中止。すべてのドライバーはただちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインまで徐行して停止すること。

8. 対角線で黒と白に分けた旗と番号を添えて提示

非スポーツマン的行動に対する最後の警告。

9. 黒旗と番号を添えて提示

指示された番号のカートは、ただちにピットインし、そのドライバーは競技長の所まで出頭すること。

10. 黒と白のチェッカー旗

競技終了。

11. 黄色の山型を付した緑色旗

ミススタートを示す。

12. オレンジディスクのある黒旗（番号をそえて提示）

技術的トラブルのある車両のドライバーに対する停止命令。そのドライバーは車両修理後再出走できる。

13. 青・赤（二重対角線で区分）旗（番号をそえて提示）

追い越されようとしている、もしくは既に追い越されたドライバーの停止を示す。

この旗を使用する場合その競技会の特別規則書に規定されていなければならない。

第14条 信号の使用法

第13条に定める信号のうち、危険または障害を示す信号を使用する場合は、コース外の危険または障害の発生した場所にもっとも近い箇所で行うことを原則とする。その場合の詳細については次の通りである。

1. 振動した旗による警告（黄旗または赤の縦稿のある黄旗）は、危険箇所直前の監視ポストで示される。監視ポストが設置されていないコースについては、危険箇所直前のコース委員（ポスト要員）により示される。

- 旗の振動表示はその旗の持つ意味を強化または強調するものである。
2. 黄旗によって危険が予告された場合、他のドライバーは、黄旗提示地点から危険箇所を通過するまでの間、追越をしてはならない。
 3. 緑旗は、すべての障害が除去されたこと、あるいは前に出された旗信号の解除を意味するものであるが、公式練習や予選ヒート等の開始の合図として用いてもよい。
 4. 赤の縦縞の入った黄旗は、実際の危険が油や水によるものでなく、路面が滑りやすい状態にあるときにも使用される。
 5. 先頭のカートが規定の競技内容を終了し、または終了する以前に、誤ってレース終了の信号が出された場合は、その時点をもって競技終了とする。また信号が遅れた場合は、信号に無関係に、競技は正規の時点で終了したものととして順位を決定する。
 6. 赤旗は、競技長もしくはその直接の指示によってのみ行使される。

第4章 競技会会場

第15条 会場およびその付近へのオフィシャルの配置

オーガナイザーは、コースおよびその他必要とする箇所には、観客の入場以前から退場までの間、オフィシャルを配置していなければならない。

第16条 危険に対する注意の喚起

オーガナイザーは、常に危険に対する注意を喚起しなければならない。とくに次にあげるものは、競技会の開催にあたり必須のものとする。

「モーターレースは危険なので、立入禁止の場所には絶対に入らないでください。立入禁止の場所に入って事故があっても、オーガナイザーは責任を負いません。」
上記の文章を掲示し、またプログラム等に記載する。

第5章 コースに関するの遵守事項

第17条 コースエリアの確保

競技中はコース上に留まってはならない。ただしスタートの際、および競技長が特に認めた場合にのみ、ドライバー 1 人につき 2 名以内のアシスタントがコース内

に立入ることを許される。

第18条 走行の方向

定められた方向と逆に走行してはならない。

第19条 コース上での停止

スタートを含めて、レース中コースエリア内で停止してしまったカートのドライバーは、腕を高く挙げて他のドライバーに自分が動かないことを示し、それらが過ぎ去ってからカートレースの障害とならない安全な場所に移し、再スタートが可能な場合その場でオフィシャルの指示を待たなければならない。

第20条 ブレーキの故障

ブレーキ効果を失ったカートは、直ちにエンジンを停止し、レースの障害とならない安全な場所に移動しなければならない。

第21条 コースアウト

ドライバーは、定められたコース上を走行しなければならない。故意にコースから車輪を離して走行することはコースアウトと見なされる。

また衝突を避けるためにやむを得ずコースアウトした場合は、その位置にもっとも近いところから再びレースに復帰できる。

第22条 妨害の禁止

コースはつねに先入優先とし、追抜きをするものは、前方の車の走行を妨害してはならず、また前方の車は、後続の車の進路を妨害してはならない。

第6章 公式練習

第23条 公式練習の義務

オーガナイザーは、ドライバーに対して公式練習のための一定の時間、または数回に分けた時間を割当てなければならない、かつドライバーは規定の公式練習に参加しなければならない。この場合、スタートの方法を除いて、レースに適用されるすべての規則が、公式練習に対しても適用される。

第24条 出 走

同時に公式練習を行う場合は、レースにおける最大出走台数を超えてはならない。

第7章 レース

第25条 予選ヒートの分割

エントリー数が、コースの許容出走台数を超過したときは、参加者を分割して公式予選を行うことができる。

この場合は、各公式予選の上位者をもって決勝を行うものとする。

第26条 クラスの合併または追加

競技のクラスを合併し、あるいは追加する場合は、これによって影響を受けるドライバーの同意と、競技会審査委員会の承認を必要とする。この場合、競技からの脱退を希望するドライバーには、エントリーフィーを返還しなければならない。

第27条 スタートイングポジション

スタートイングポジションの決定に際しては、速いドライバーを前列におくようにしなければならない。

スタートイングポジションの決定の方法は、特別規則書に記載されなければならない。

第28条 スタートの方法

次の3つの方法のうち、いずれかのみとする。

1. フライング

計時が開始される瞬間において車両がすでにレーシングスピードにあるスタート。フライングスタートはタイムトライアルに対してのみ用いられる。

2. ローリング

低速で、フォーメーションラップを行ってから実施されるスタート。このスタートは、スターターがその速度、フォーメーションとイエローライン前に加速をしていないことに納得した場合にのみ、合図が出される。

3. スタンディング

計時を開始する瞬間に車両が静止状態にあるスタート方法をいう。オーガナイザーはスタート方法（ローリングまたはスタンディングスタート）について当該競技会特別規則書に記載しなければならない。

すべてのスタートは国旗もしくは信号によって合図されなければならない。

イエローラインはスタートラインの25m手前に引かれ、このラインを越えるま

で加速することは禁止される。

第29条 完 走

完走者となるためには、特別規則書に規定されない限り、レースの着順が1位のものがフィニッシュラインを通過後2分以内に、カートが自力で同ラインを通過し、その時点でレース距離（そのヒート1位の車両の周回数）の $1/2$ 以上を完了していなければならない。

この場合における自力とは、カートとドライバーが一体となり、他の助けをかりることなく、コース上を正しい方向に進行できる状態を言う。カートを押してフィニッシュラインを通過することは許されない。

第8章 再 車 検

第30条 再 車 検

レース終了後、再車検が行われる。

第31条 計 量

レース終了後、計量が行われる。この場合、ドライバーおよび車両は、レースのままの状態でなければならない。

第32条 再車検の拒否

オーガナイザーは、再車検を拒否し、または誤って受けなかった者を失格とすることができる。

第9章 特別措置

第33条 事故の速報

競技または群衆の雑踏によって重大な人身事故を生じた場合、オーガナイザーは、関係当局およびJAFへ速報しなければならない。

第34条 未完了の競技における賞典

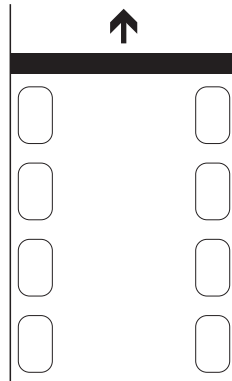
やむを得ず競技を未完了のまま終了させた場合、オーガナイザーは審査委員会の承認を得て、賞典を付与することができる。

第35条 レースの中断

事故、安全性の問題またはその他のいかなる理由によっても、競技を中断する必

要があるとみなされた場合、競技長またはその指示により赤旗が提示される。

すべてのドライバーはただちにレースを中止し、オフィシャルから指示された場合はどの地点でも停止できる態勢でスタートラインのあるコース左右両端、あるいは各競技会特別規則によって指定された場所まで徐行して停止すること。



レースの中断の結果は下記の通り：

- a) レースが60%終了している場合、レースは成立したものとみなされ、赤旗提示前の周回時点の、終了順序で結果が決定される。
- b) 60%以下の場合、レースは完全に再走行となり、第1回目のスタートは無効、取消となる。
 - 1. 予選および敗者復活戦では、最初に参加していた全てのドライバーが再スタートに参加する権利を与えられる。
 - 2. 決勝（第1および第2レース）では、中断する前の周にフィニッシュラインを越えたドライバーだけが再スタートに参加できる。

第36条 イベントの順序の変更

やむを得ない場合、オーガナイザーは審査委員会の承認のもとに、イベントの順序を変更することができる。

第37条 延期、中止、取止め

やむを得ない状況のもとにおいて、オーガナイザーは審査委員会の承認のもとに、イベントの一部もしくは全部を延期し、中止し、または取止めることができる。ただし審査委員会の承認を必要とする。

1971年11月1日制	定	2006年1月1日施	行
1990年10月23日改	定	2008年11月27日改	正
1991年10月23日改	定	2009年4月1日施	行
1993年7月21日改	定	2009年7月30日改	正
1994年1月1日施	行	2010年1月1日施	行
1994年10月13日改	定	2010年11月25日改	定
1995年1月1日施	行	2011年1月1日施	行
1995年10月5日改	定	2012年7月26日改	定
1996年1月1日施	行	2013年1月1日施	行
1997年10月23日改	定	2013年8月1日改	定
1998年1月1日施	行	2014年1月1日施	行
1998年10月29日改	定	2016年11月24日改	定
1999年1月1日施	行	2017年1月1日施	行
2001年3月30日改	正	2017年3月23日改	正
2001年5月1日施	行	2018年1月1日施	行
2004年8月2日改	正		

カートライセンス発給規定

第1章 総 則

第1条 目 的

本規定は、J A F国内カート競技規則に基づき、カート競技ライセンス、カートオフィシャルライセンスおよびカートエキスパートライセンスの種別を定め、その発給手続、有効期限について規定することを目的とする。

本規定に基づきライセンスを取得する者は、J A Fの個人会員でなければならない。

なお、満18才未満の者がライセンスを取得する場合には本連盟の会員である必要はない。

第2条 カートライセンスの種別

カートライセンスには、次の種類がある。

1. カート競技ライセンス

カート競技ライセンスは、これをカートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスに区分する。

2. カートオフィシャルライセンス

3. カートエキスパートライセンス

第3条 カートライセンス所持の義務

1. J A Fの組織許可のもとに行われるカート競技会に、ドライバーとして出場し、またはエントラントとして参加し、もしくはオフィシャルとなる者は、J A F発給のカート競技ライセンスまたはカートオフィシャルライセンスを所持していなければならない。
2. ドライバーが同時にエントラントとなる場合は、カートドライバーライセンスとカートエントラントライセンスを併有していなければならない。
ただし、格式クローズド競技会を除く。

第4条 カートライセンス申請有効期間

各種ライセンス講習会を受講し資格取得後、30日以内に所定の申請書に必要事項を漏れなく記入の上、J A F各地方本部に提出すること。

第2章 カート競技ライセンス

第5条 カート競技ライセンスの分類および有効な競技会

J A F発給のカート競技ライセンスはドライバーとエントラントに対するライセンスに分けられる。

上位のライセンスは下位のライセンスのすべてに有効である。

カート国際ライセンス：C I K－F I A国際ドライバーライセンス

C I K－F I A国際エントラントライセンス

カート国内ライセンス：J A F国内カートドライバーライセンス

J A F国内カートエントラントライセンス

1. C I K－F I A国際ドライバーライセンス：
国際、準国際およびJ A Fの公認するすべての競技会に有効であるが、所持するライセンスの等級により参加できる車両および競技会は表1が適用される。
2. J A F国内カートドライバーライセンス：J A Fの公認するすべての競技会に有効であるが、所持者の年令および所持するライセンスの等級により参加できる車両および競技会は表1が適用される。

表 1

ライセンス種別	有効な車両のクラス、競技会
ジュニア B（8～11歳まで）	FP-Jr Cadet車両によるジュニアの準国内以下の競技会。
ジュニア B（12～14歳まで）	ジュニア準国内以下の競技会、およびすべての制限付以下の競技会。ただし、第2種コースにおけるFC-2、KZ2、KZ1、Superkartを除く。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
ジュニア A	ジュニアの国内以下の競技会、およびすべての準国内以下の競技会。ただし、第2種コースにおけるFC-2、KZ2、KZ1、Superkartを除く。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国際 C ジュニア	C I K - F I A公認のジュニア国際競技、およびすべての国内以下の競技会。（ギアボックス無のカテゴリ） ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国際 C リストリクティッド	ジュニアカテゴリを除く C I K - F I A公認の国際競技（ギアボックス無のカテゴリ）、およびすべての国内以下の競技会（ギアボックス無のカテゴリ）。 ※日本カート選手権競技会については、別途定める日本カート選手権規定が適用される。
国内 B	準国内以下の競技会。
国内 A	すべての国内以下の競技会。
国際 C セニアおよび国際 B	C I K - F I Aグループ1 & 2選手権、カップ、トロフィーおよびC I K - F I Aグループ1 & 2国際競技。すべての国内以下の競技会。
国際 A	C I K - F I Aグループ1 & 2選手権、カップ、トロフィーおよびC I K - F I Aグループ1 & 2国際競技。すべての国内以下の競技会。

3. C I K - F I A国際エントラントライセンス：

J A F公認のもとに開催されるすべての格式国内以下の競技会およびC I K - F I Aのスポーツカレンダーに記載されているすべての競技会にエントラントとして有効である。

4. J A F国内カートエントラントライセンス：

J A F公認のもとに開催されるすべての格式国内以下の競技会にエントラントとして有効である。

第6条 ドライバーライセンスの年齢別発給

ライセンスの種別により次の通り発給年齢を区分する。

ライセンスの発給申請を行う際には、年齢（生年月日）を証明できる公的機関が発行する書類を提示すること。

1. ジュニア Bライセンスは、8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
2. ジュニア Aライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
3. 国際 C ジュニアライセンスは、12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）から14歳未満の者に発給する。

4. 国際Cリストラクティッドライセンスは、14歳（14歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者に発給する。
5. カート国際A、B、Cセニアライセンスおよびカート国内A、Bライセンスは、15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）以上の者に発給する。

第7条 カートドライバーライセンスの新規申請

1. 新たにドライバーライセンスを取得しようとする者は、次の条件のいずれか1つを満たさなければならない。

身体障害のある者は、ライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

- 1) クローズド競技参加等によるもの：

J A F登録カートクラブ・団体が開催するクローズド競技会に1回以上出場した者、または、J A F公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が10時間以上あり、その証明を有する者は、カート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを申請することができる。

ただし申請の際に当該主催カートクラブ・団体の代表者の証明を必要とする。

- 2) 講習会受講によるもの：

J A F認定の「カートドライバーライセンス講習会」を受講し、試験に合格した者はカート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを取得できる。ただし、10歳～11歳の者は親権者／保護者同伴で受講しなければならない。

- 3) 推薦によるもの：

- (1) 準加盟／加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者はカート国内Bライセンス／ジュニアBライセンスを取得できる。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。

また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

- (2) 加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者は、カート国内Aライセンス／ジュニアAライセンスを取得できる。

ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。

また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

- 4) 自動車競技運転者許可証の所持者は次の通り同一年または翌年のカートドラ

イバーライセンスの資格を申請できる。

J A Fは申請に基づき、審査のうえ、当該申請者に対し次の通りライセンスを発給することができる。

国内競技運転者許可証 A → カートドライバーライセンス国内 A 以下

国際競技運転者許可証 C 以上 → カートドライバーライセンス国際 B 以下

※カート国際ドライバーライセンス所持者は、J A F 国内競技規則細則・J A F スポーツ資格登録規定に従い、次の通り自動車競技運転者許可証の資格を申請できる。

カート国際 C セニアライセンスの所持者は、同一年または翌年の競技運転者許可証国内 A 以下の許可証を申請できる。

2. 以上のいずれかを満たした者は申請資格取得後、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入のうえ、J A F 各地方本部に提出するものとする。また、前項 1. 1) ～ 3) による申請については、申請資格取得後 30 日以内に行わなければならない。

3. 申請必要書類：

新規にライセンスを申請しようとする者は、所定の書式に次のものを添えて申請するものとする。申請先については前項 2. と同様とする。

- 1) ライセンス講習会の受講証明書：講習会の主催者が発行したもの。
- 2) 本人の写真 1 枚：上半身、脱帽、大きさ 3 × 4 cm のもの。

第 8 条 年令制限の解除による更新

年令制限の解除によりライセンスを更新するときは、次の通りとする。ただし、旧ライセンスは直ちに J A F へ返納しなければならない。

1. ジュニア B からカート国内 B へ、ジュニア A からカート国内 A へは、当該年に 15 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、ジュニア B および A ドライバーライセンスは 15 歳に達した年の年末まで有効であるが、15 歳に達し一般ライセンスを取得した場合は、その時点からジュニアライセンスは無効となる。

2. 国際 C ジュニアから国際 C リストリクティッドへは、当該年に 14 歳の誕生日を迎える場合、1 月以降に発給することができる。

なお、国際Cジュニアドライバーライセンスは14歳に達した年の年末まで有効である。

3. 国際Cリストラクティッド（または国際Cジュニア）からカート国際Cセニアへは、当該年に15歳の誕生日を迎える場合、1月以降に発給することができる。

なお、国際Cリストラクティッドドライバーライセンスは15歳に達した年の年末まで有効である。

4. 更新申請は所定の書式により行なう。

第9条 カートドライバーライセンスの上級申請

カートドライバーライセンスの上級申請は、次の条件を満たした者でなければならない。

身体の障害のある者は、ライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

1. カート国内B（またはジュニアB）からカート国内AならびにジュニアBからジュニアAへの申請：

- 1) カート国内B（またはジュニアB）ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に
格式制限付の競技会に2回以上出場した者。または、格式準国内以上の競技会
に1回以上出場した者。

- 2) カート国内B（またはジュニアB）ライセンス所持者で加盟／公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者。

2. カート国内A（またはジュニアA）からカート国際Cセニアへの申請：

- 1) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に
格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2
回以上もしくは、全日本選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限
付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

- 2) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス所持者で、カート国際Cセニアライセンス講習会を受講し合格した者。

※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル（決勝レース）のいずれかに出走したことをいう。

- 3) カート国内A（またはジュニアA）ライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。

3. ジュニアAから国際Cジュニア（または国際Cリストラクティッド）への申請：

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとし、以下の通りとする。

1) ジュニアAライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場した者。または、格式準国内の競技会に2回以上もしくは、ジュニア選手権の競技会に1回以上出場した者。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計で3回以上とする。

2) ジュニアAライセンス所持者で、カート国際Cセニア（国際Cリストラクティッド／国際Cジュニア）ライセンス講習会を受講し合格した者。

※「出場」の定義は、申請者の出場した競技においてタイムトライアル、予選ヒート、敗者復活レース、プレファイナル、ファイナル（決勝レース）のいずれかに出走したことをいう。

3) ジュニアAライセンス所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。

4. カート国際Bライセンスの取得について：

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

ただし、国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の条件を満たさない者でも、カート国際Cセニア（または国際Cリストラクティッドまたは国際Cジュニア）ライセンス所持者で、以下を満たした者はカート国際Bライセンスを取得することができる。

1) カート国際Bライセンス講習会を受講し合格した者。

2) 公認クラブ代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。

5. カート国際Aライセンスの取得について：

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」に従うものとする。

6. 上級申請によりライセンスを取得しようとする者は、所定の書式に次のものを添え、申請者の住所（準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体が代行するときはその所在地）を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ申請するものとする。

- 1) 本人の写真1枚 : 上半身、脱帽、大きさ3×4cmのもの。
- 2) 競技会記録カード: 所定の書式により、J A F 公認競技会に出場のつど、当該競技会の事務局長の証印を受け、規定回数を満たしたもの。
- 3) 旧ライセンス : 年度内上級の場合は、現有ライセンス

－ 参考 －

国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」（抜粋）

C I K 公式規則の各翻訳文中の用語、内容等について解釈に相違が生じた場合には、フランス語本文に典拠する。改訂が行われた場合には公示する。

3.1 総則

国際カートドライバーライセンスの発給は、すべて、国際モータースポーツ競技規則（特に 3.9 項、9.1 項／9.17 項、20 項）および同規則の付則 L 項に準じて行われる。

エントラントライセンスは未成年および法的責任能力のない者には交付されない。

3.2 申請

C I K－F I A の国際スポーツカレンダーに掲載されている競技への参加には、ドライバーは、国際カートドライバーライセンスを所持していなければならない。

3.3 ライセンスのグレード

a. 国際カートドライバーライセンスのグレードは次の通り設定する：

- －グレード A：グループ 1 およびグループ 2 の C I K－F I A 選手権、カップ、トロフィー、グループ 1 およびグループ 2 の国際競技
- －グレード B：グループ 1 およびグループ 2 の C I K－F I A 選手権、カップ、トロフィー；グループ 1 およびグループ 2 の国際競技
- －グレード C：グループ 1 およびグループ 2 の C I K－F I A 選手権、カップ、トロフィー；グループ 1 およびグループ 2 の国際競技；上記に示されていないスーパーカート競技
(中略)

b. C I K－F I A グレード B ライセンスを所持し、グループ 1 の C I K－F I A 選手権、カップ、トロフィーの上位 6 位以内にランクされたドライバーは、その翌年グレード A が発行されるものとする。

3.4 各ライセンスグレードに対するドライバー資格

3.4.1) (略)

3.4.2) グレード “C”

最初のドライバーライセンスは、国際グレード C ライセンスである。

a. グレード C ライセンスには、次の 3 種類がある：

- －C ジュニアは、ジュニアカテゴリーに専用で、ライセンスが発給された日に、12 歳（カレンダー年間で第 12 回目の誕生日に達する者）から 14 歳未満の間であるドライバーのライセンスである。

資格を得るためには、申請者は：

- －国内カートライセンスでまず資格施行期間を経て、申請前の 2 年間に少なくとも A S N 承認のカートレースに 5 回出場して満足いく競技ができたこととみられ（推奨：管轄の A S N により承認されたカート走路にて行われたジュニアカート車両による理論上および実際のテストを完了成功させること）；および
- －A S N が許可する医師による健康適性検査を受け、その中でドライバーの身長および体重が記録されなければならない。

さらに、ドライバーの体重は（ドライバーの装備品を含め）、競技の間常に最低 35kg を保っていなければならない。

ライセンスは、ドライバーが 14 歳の誕生日を迎えた後も、その現行年の最終日まで有効となる。安全に関わることで、また、ドライバーの管轄 A S N に支持される書類に基づき C I K－F I A により例外的状況であるとの評価を受ける

場合、Cジュニアライセンスは、ライセンスが発給された年に15回目の誕生日に達するドライバーに対して発給される場合がある。

その年の間は、Cリストラクテッドライセンスへの昇格が最終となる。

Cリストラクテッドは、シニアカテゴリー（ギアボックス無カテゴリーのみ）専用で、ライセンスが発給された日に、14歳（カレンダー年の間で第14回目の誕生日に達する者）から15歳未満の間であるドライバーのライセンスである。

資格を得るためには、申請者は：

- －国際カートライセンスでまず資格施行期間を経て、申請前の2年間に少なくともASN承認のカートレースのジュニアカテゴリーに5回出場して満足いく競技ができたと思われる（推奨：管轄のASNにより承認されたカート走路にて行われたシニアカート車両（ギアボックス無のカテゴリー）による理論上および実際のテストを完了成功させること）；および

- －ASNが許可する医師による健康適性検査を受け、その中でドライバーの身長および体重が記録されなければならない。

さらに、ドライバーの体重は（ドライバーの装備品を含め）、競技の間常に最低40kgを保っていなければならない。

ライセンスは、ドライバーが15歳の誕生日を迎えた後も、その現行年の最終日まで有効となる。安全に関わることで、また、ドライバーの管轄ASNに支持される書類に基づきCIK-FIAにより例外的状況であるとの評価を受ける場合、Cリストラクテッドライセンスは、ライセンスが発給された年に16回目の誕生日に達するドライバーに対して発給される場合がある。

その年の間は、CシニアライセンスあるいはBライセンスへの昇格が最終となる。

- －Cシニアライセンスは、ライセンスが発給されたカレンダー年の間で第15回目の誕生日に達するドライバーのためのライセンスである（スーパーカートのドライバーの場合は18歳を超えるドライバー）。

b. Cライセンスは、ドライバーの管轄ASNにより発給され、それは上記の基準を実施し、満たすべき追加が見込まれる基準を決定することができる。

3.4.3) グレード “B”

a. グレードCライセンスからグレードBライセンスへ昇格するためには、ドライバーは以下の条件を満たしていなければならない：

- －15回目の誕生日を迎える当該年にライセンスが発給される。（スーパーカートの場合は18歳以上のドライバーを対象とする）

- －申請前24ヶ月以内の国内競技※および／または国際競技において、上位10位以内に少なくとも3回入賞していなくてはならない。3回の入賞のうち最低1回は国内選手権もしくは国際競技で得た実績でなくてはならない。

※下線部について、「国内競技」は全日本カート選手権とする。

b. グレードBライセンスは、ドライバーの申請により所属するASNから発給される。

3.4.4) グレード “A”

a. グレードBライセンスからグレードAライセンスへ昇格するためには、ドライバーは以下の条件を満たしていなければならない：

- －15回目の誕生日を迎える当該年にライセンスが発給される。（スーパーカートの場合は18歳以上のドライバーを対象とする）

- －申請前24ヶ月以内の選手権または競技において、以下の何れかの成績を収めていること。

*単一競技として開催されたCIK-FIA選手権、トロフィー、またはカップの参加者中、上位33%にランクされていること（上位33%のドライバー数が、

選手権決勝戦出場者34名を超えた場合は、クオリファイングヒートの間着順に基づいて、グレードAライセンス候補者を選定する。)

- * シリーズ戦として開催されたC I K - F I A選手権、トロフィー、またはカップの最終ランキングで得点を得ていること。
- * 3つの国際競技会において参加者中上位33%以内に入賞していること。但しこの場合、国際グレードBライセンス取得後に得た実績とする。
- b. グレードAライセンスは、ドライバーの要請により所属するA S Nから発給される。
- c. C I K - F I Aは審査のために、ドライバーの競技成績の提出をA S Nに求めることができる(国際モータースポーツ競技規則の付則L項第1章4.3条に基づく)。
- d. 有効なF I Aスーパーライセンスを所持するフォーミュラ1のドライバーについては、所属するA S Nからの要請に基づき自動的に国際グレードAカートライセンスが発給される。
- e. 以前グレードA国際カートライセンスを所持しており、現在自動車のグレードA国際ライセンスを所持しているドライバーは、グレードA国際カートライセンスを申請することができ、申請すればライセンスは自動的に発給される。ただしこの場合、申請者は最終のカートライセンスの発効日から上記申請日までの間に継続的にモータースポーツ活動を行っていたことを証明できること。

特別規定

同一年度内のライセンス等級の変更は、1回だけ認められる。

5. 国際ライセンスの効力

グレードBライセンスを所持するドライバーが、2年間に最低1回、該当するカテゴリーの国際競技に参加しない場合には、ライセンスの更新資格は失効する。その場合には、改めて、本付則B項に定める条件に従わなければならない。

グレード“A”ライセンス：C I K - F I Aの選手権、カップ、トロフィーに2年間参加しなかったドライバーは、グレードAライセンスの代わりにグレードBライセンスを申請することができる。但し、過去3年間に、グループ1選手権、カップ、またはトロフィーで6位以内にランクされている場合はこの限りではない。C I K - F I A選手権、カップ、またはトロフィーに5年間参加しなかったドライバーは、自動的にグレードAライセンスを失うが、その場合、下位等級のライセンスを取得することができる。

第10条 カートドライバーライセンスの有効期間と更新申請

1. カートドライバーライセンスは暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。

年度の途中でライセンスを取得した者は、ライセンス発行日からその年の12月31日までを有効期間とする。

ただし、カートドライバーライセンスの発行日以後に身体の障害でカートの運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じたときは、ライセンスを取得する適性についてJ A Fの審査を受け、承認を得なければならない。

2. ライセンスの更新申請は、所定の書式により行うものとする。
3. 更新は、その年の11月1日以降、翌年度の分につき申請することができる。
4. 次年度の12月31日を過ぎて更新手続を行わない場合は、更新の資格を失う。

ただし、遅延の理由をJ A Fが承認したときはこの限りでない。

第11条 申請手続の代行

J A F準加盟、加盟および公認カートクラブはその所属員のために、またライセンス講習会の主催者はその受講者のために、カートドライバーライセンスの新規申請または更新申請の手続を代行することができる。

第12条 カートドライバーライセンス講習会

J A F、準加盟／加盟／公認カートクラブ、加盟／公認カートコース団体およびJ A Fの認めた者は、カートドライバーライセンス取得希望者のために講習会を開催することができる。講習会の主催者は講習の終了後、適格者に対しカートドライバーライセンスの発給の申請を代行することができる。

カートドライバーライセンス講習会に関する規定は、「カートドライバーライセンス講習会規定」に定める。

C I K - F I A国際カート規則「国際カートドライバーライセンスおよびドライブ行為の規律」の補足事項

1. カート国際A、Bドライバーライセンスの更新の条件

- 1) 国際A：ライセンス取得後3年の間にC I K選手権・トロフィー・カップで6位以内に入賞、もしくは5年以内にC I K選手権・トロフィー・カップに最低1回参加したことがある場合。以上の条件を満たさないドラ

イバーは国際Aの資格を失うが下位等級のライセンスを取得できる。

2) 国際B：以下の何れかの条件を満たすこと。

- (1) ライセンス取得後2年の間に該当するカテゴリーの国際競技に1回以上参加。
- (2) 国際B上級の条件を満たしていること。(申請前24ヶ月以内に全日本選手権および／または国際競技において上位10位以内に少なくとも3回入賞。)

この場合、以前に上級もしくは更新の際に確認した過去24ヶ月の実績も認める。

2. カート国際A、Bドライバーライセンスの更新のために必要となる競技会出場実績の提出については、申請者が用意しなければならない。
3. 更新申請は所定の書式により行うものとする。

カート国際A
◎カート国際B所持者で、申請前24ヶ月以内の選手権または競技会において、以下の何れかの成績を取めていること。 ・単一競技として開催されたCIK-FIA選手権、トロフィー、またはカップの参加者中、上位33%にランクされていること。（上位33%のドライバー数が、選手権決勝戦出場者34名を超えた場合は、クオリファイングヒートの中間者順に基づいて、国際Aライセンス候補者を選定する。） ・シリーズ戦として開催されたCIK-FIA選手権、トロフィー、またはカップの最終ランキングで得点を得ていること。 ・3つの国際競技において参加者中上位33%以内に入賞していること。但しこの場合、国際Bライセンス取得後に得た実績とする



カート国際B（15歳～）
◎カート国際Cセニア（国際Cリストラクティッドまたは国際Cジュニア）取得後、申請前24ヶ月以内に全日本選手権および／または国際競技において、上位10位以内に少なくとも3回入賞。 ☆カート国際Cセニア（国際Cリストラクティッドまたは国際Cジュニア）所持者でカート国際B講習会を受講し合格した者。 □カート国際Cセニア（国際Cリストラクティッドまたは国際Cジュニア）所持者で、公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者



カート国際Cセニア（15歳～）*
◆国際Cリストラクティッド（国際Cジュニア）所持者で15歳に達した者。 ◎カート国内A（ジュニアA）取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上出場。または、格式準国内の競技会に2回以上、もしくは全日本選手権の競技会に1回以上出場。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計3回以上。 ☆カート国内A所持者でカート国際Cセニア講習会を受講し合格した者。 □カート国内A所持者で公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。



カート国内A（15歳～）
◆ジュニアA所持者で15歳に達した者。 ◎カート国内B（ジュニアB）所持者でライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場。または、格式準国内以上の競技会に1回以上出場。 □カート国内B所持者で加盟／公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者 □加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受けJAFで審査を受け承認された者。ただし、18歳未満の者は親権者の承諾を必要とする。また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること



カート国内B（15歳～）
◆ジュニアB所持者で15歳に達した者。 ◎JAF登録カートクラブ・団体が主催するクロード競技会に1回以上出場した者またはJAF公認カートコースにおいて10時間以上のスポーツ走行経験がある者。 ☆カート国内B（ジュニアB）講習会を受講し合格した者。 □準加盟／加盟／公認カートクラブの会員で当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること

◎競技実績等による取得・上級 □推薦による取得・上級 ☆講習会受講による取得・上級 ◆年齢制限解除による取得
--

国際Cリストラクティッド（14歳）*
◆国際Cジュニア所持者で14歳に達した者。 ◎ジュニアA取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に5回以上、もしくはジュニア選手権の競技会に1回以上出場。または、格式準国内の競技会に2回以上出場。なお格式制限付と準国内を組合せる場合は合計3回以上。 ☆ジュニアA所持者でカート国際Cセニア（国際Cジュニア／リストラクティッド）講習会を受講し合格した者。 □ジュニアA所持者で公認カートクラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。



国際Cジュニア（12歳～13歳）*
同上（◆を除く）



ジュニアA（12歳～14歳）
◎ジュニアB所持者でライセンス取得後、申請前24ヶ月以内に格式制限付の競技会に2回以上出場。または、格式ジュニア準国内以上の競技会に1回以上出場。 □カートジュニア国内B所持者で加盟／公認カートクラブ代表者の推薦を受けた者。 □加盟／公認カートクラブの会員で、当該クラブ代表者の推薦を受け、JAFで審査を受け承認された者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。



ジュニアB（8歳～14歳）
◎JAF登録カートクラブ・団体が主催するクロード競技会に1回以上出場した者またはJAF公認カートコースにおいて10時間以上のスポーツ走行経験がある者。 ☆カート国内B（ジュニアB）講習会を受講し合格した者。 □準加盟／加盟／公認カートクラブの会員で当該クラブ代表者の推薦を受けた者、または加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。ただし、18歳未満の者は、親権者の承諾を必要とする。 また、被推薦者はJAF国内カート規則集を購入すること。



凡例： ← 上級 ← 年齢制限解除に伴う上級

↔ 年齢制限解除に伴う更新／書き換え

※発給年令の詳細は、「カートライセンス発給規定」を参照のこと。

第13条 カートエントラントライセンス

1. カートエントラントライセンス所持の義務

国際または国内の公認カート競技会（クローズド競技を除く）に参加する者は、カートエントラントライセンスを所持していなければならない。

2. カートエントラントライセンスの種別と効力

- 1) カートエントラントライセンスは、国際カートエントラントライセンスと国内カートエントラントライセンスに区分する。
- 2) 国際カートエントラントライセンスは格式国際競技以下に有効であり、国内カートエントラントライセンスは、格式国内競技以下に有効である。

3. カートエントラントライセンスの発給および更新

- 1) カートエントラントライセンスは、満18歳以上の者もしくは法人あるいは団体名で申請し、交付を受けることができる。ただし未成年者については、親権者または保護者の同意を必要とする。法人、クラブ、団体の場合は、そのすべき責任者の名前によって申請しなければならない。
- 2) カートエントラントライセンスを取得しようとする者は、J A Fの会員でなければならない。
- 3) カートエントラントライセンスを取得しようとするときは、所定の書式により、申請者の居住地または所在地を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ申請する。
- 4) カートエントラントライセンスは暦年ごとに更新する。その有効期間および更新手続は第10条と同様とする。

第3章 カートオフィシャルライセンス

第14条 カートオフィシャルライセンス

J A Fの公認競技会にはC I K - F I A国際カート規則、国内競技規則、J A F国内カート競技規則に精通し、かつカート競技に関する総合的知識を持ち、判定能力を有し、公平無私であるオフィシャルが競技の監督および役務を執行するものとする。

監督とは競技長、副競技長、委員長、事務局長をいい、役務とは監督の指揮下で決められた仕事をするをいう。判定権を持たない補助員はオフィシャルでなく

てもよい。

第15条 カートオフィシャルライセンスの分類と有効である競技会

オフィシャルはその役務別に分類され、かつその経験および能力等によって各級に区分される。オフィシャルの分類およびそのライセンスで執行できる競技役務は次の通りである。ただし、事務局長についてはいずれの分類のライセンスでもよい。

1. 役務の分類

「技術委員」ライセンス：技術委員、車両検査委員

「コース委員」ライセンス：コース委員、信号委員、スタート審判員、走路審判員

(競技長、スターターは「コース委員」ライセンスが必要)

「計時委員」ライセンス：計時委員、決勝審判員

2. ライセンスを次の級に区分し、競技会の格式別における執行権限を決める。

3級：国内格式までの役務、および制限付格式までの監督を行なうことができる。

2級：国内格式までの監督、およびすべての格式の競技における役務を行なうことができる。

1級：すべての格式の競技における監督および役務を行なうことができる。

第16条 カートオフィシャルライセンスの新規申請

新たにカートオフィシャルライセンスを申請するものは、満18歳以上とし、且つ次の条件のいずれかを満たした者で、所定の申請書に必要事項を漏れなく記入してJAF各地方本部事務局宛てに提出するものとする。ただし、未成年者については親権者または保護者の同意を必要とする。

カートオフィシャルライセンスの取得は3級から始めなければならない。

<3級への新規申請>

- 1) JAFカートオフィシャルライセンス講習会を受講し、試験に合格した者。
- 2) 準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。

また、被推薦者はJAF国内カート競技規則集を購入すること。

第17条 カートオフィシャルライセンスの上級申請

カートオフィシャルライセンスの上級申請は、次の条件のいずれかを満たした者でなければならない。

1. 3級所持者で2級への申請：

- 1) 3級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式制限付の競技会で2回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。
- 2) 3級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス2級講習会を受講し合格した者。
- 3) 加盟／公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A F で審査を受け承認された者。

2. 2級所持者で1級への申請：

- 1) 2級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式準国内の競技会で2回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。
 - 2) 2級取得後、申請前12ヶ月以内に J A F 公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャルライセンス1級講習会を受講し合格した者。
 - 3) 公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A F で審査を受け承認された者。
3. 監督または役務を行なった証明は、その都度、競技会の事務局長がオフィシャルの「役務記録カード」（J A F 所定）に証印することによって証明される。

第18条 資格の停止および取り消し

オフィシャルの重大な規則違反、または J A F およびカートのスポーツ一般の利益を阻害するような行為があった場合、J A F モータースポーツ審査委員会によって資格停止および資格取り消しの処分に付することがある。

（国内競技規則11-1、11-11、11-13参照）

第19条 カートオフィシャルライセンスの講習と試験

1. J A F は、カートオフィシャルライセンスの取得希望者に対し、必要な講習を行い、試験を実施して合格者を定め、カートライセンスを発給することができる。ただし、カートライセンスの発給は、J A F の承認を受けるものとする。

2. J A Fは、前項の講習会を準加盟／加盟／公認カートクラブおよび加盟／公認カートコース団体に実施させ、これを公認することができる。

3. カートオフィシャルライセンスの講習および試験制度については別に定める。

第20条 カートオフィシャルライセンスの申請

新規にカートオフィシャルライセンスを申請する者は、本規定第3章第14～19条に従いJ A F所定の書式により申請事項を洩れなく記入し、その住所（準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体が代行する場合はその所在地）を管轄するJ A Fの地方本部または支部へ提出するものとする。

第21条 カートオフィシャルライセンスの有効期間と更新の申請

1. カートオフィシャルライセンスは暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中でライセンスを取得した者は、その年の12月31日までを有効期間とする。

2. カートライセンスの更新申請は、所定の書式により行うものとする。

3. 更新はその年の11月1日以降、翌年度の分につき申請することができる。

4. 更新手続を次年度内に行わない場合は、その資格を失う。

1 級
・ 2級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式準国内の競技会で2回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クロズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。 ・ 2級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クロズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャル1級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
↑
2 級
・ 3級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式制限付の競技会で2回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クロズドは除く）で6回以上の当該役務を執行した実績のある者。 ・ 3級取得後、申請前12ヶ月以内にJ A F公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クロズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者で、カートオフィシャル2級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 加盟／公認カートクラブまたは公認カートコース団体の代表者の推薦を受け、J A Fで審査を受け承認された者。
↑
3 級
・ J A F会員でカートオフィシャル3級講習会を受講し、試験に合格した者。 ・ 準加盟／加盟／公認カートクラブまたは加盟／公認カートコース団体の代表者の推薦を受けた者。 また、被推薦者はJ A F国内カート競技規則集を購入すること。

第4章 カートエキスパートライセンス

カート競技全般の振興、指導、運営にあたる学識経験者に対し、J A Fカート部会は審査のうえ、「カートエキスパートライセンス」を与える。

第22条 資格権限

1. 国内で有効なすべてのカートのスポーツライセンスの資格権限を有する。
2. 競技会審査委員長に指名される資格を有する。
3. すべての講習会主任講師に指名される資格を有する。
4. J A Fカート部会の特認事項に関し、適格者として年度登録される。
5. J A Fカート部会の委嘱があった場合、国内で開催される公認競技会を査察し、現況を報告できる。

第23条 資格登録者の義務

1. 本資格審査は年度毎に所定の時期に行なわれ、資格を認められた者は年次登録を行うものとする。
1年以上登録しなかった場合は再度審査を必要とする。
2. 本資格登録者は、年度に有効な国内諸規則に精通するとともに、競技会、講習会において模範的な運用に努力しなければならない。
3. 本資格登録者は、常時国内カートのスポーツの振興について研究し、J A Fカート部会の要請に応じて提言しなければならない。

第24条 資格申請の条件

1. J A Fの会員であること。
2. J A F発給カート国際Aドライバーライセンス経験者、またはカートオフィシャルライセンス1級以上の経験者。
3. 原則として年令40歳以上。
4. J A Fカート部会の審査に十分な過去の少なくとも10年のカートのスポーツ活動についての経歴書を提出できる者。

以上の参考資料に基づき、J A Fカート部会は個人別に資格審査を行い適格者を決める権限を有する。

第25条 申請および審査

本資格登録の申請は毎年10月末日とする。

審査は原則として毎年１回とする。

登録は申請翌年度の１月１日からその年度の12月31日まで有効である。

1971年11月1日制	定	2000年1月1日施	行
1990年10月23日改	定	2001年12月6日改	正
1991年10月23日改	定	2002年1月1日施	行
1992年7月21日改	定	2003年3月24日改	正
1993年7月21日改	定	2003年6月1日施	行
1994年10月23日改	定	2004年8月2日改	正
1995年4月1日施	行	2006年1月1日施	行
1995年10月5日改	定	2008年11月27日改	正
1996年1月1日施	行	2009年4月1日施	行
1997年10月23日改	定	2012年7月26日改	定
1998年1月1日施	行	2013年1月1日施	行
1998年10月29日改	定	2014年7月31日改	定
1999年1月1日施	行	2015年1月1日施	行
1999年10月22日改	正		

カートクラブおよび団体の登録規定

第1条 目 的

この規定は、J A F 発給のカートライセンスの所持者を主たる構成員とする、カートクラブおよび団体の J A F への登録手続を定め、かつその成立要件、登録の有効期間および特典の範囲を明確にすることを目的とする。

第2条 クラブおよび団体の種別

登録されるクラブおよび団体の種別は、次の通りとする。

1. 準加盟カートクラブ
2. 加盟カートクラブ
3. 公認カートクラブ
4. 加盟カート団体
5. 特別カート団体
6. 加盟カートコース団体
7. 公認カートコース団体

第3条 クラブおよび団体の登録

カートによる競技会を開催しようとするクラブおよび団体は、F I A の国際モータースポーツ競技規則、C I K - F I A の国際カート規則およびそれに基づいた J A F の国内競技規則、J A F 国内カート競技規則ならびにカートに関する諸規則を遵守することを条件に、J A F へ登録されなければならない。

1. 準加盟カートクラブ

<申請資格>

- ①カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ②所属クラブ会員のうち5名以上がJ A Fのカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持しているものについては、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体からJ A Fへ登録されているものは除かれる。
- ③クラブ代表者は、J A Fの会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

- ③登録申請の際、加盟カートクラブから準加盟カートクラブへ降格申請する場合は、別途定める準加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<特典>

- ①J A Fの組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができ

る。

- ② J A F 国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ③ カート国内Bドライバーライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス 3 級講習会を開催することができる。
- ④ 公認競技会開催にあたっては、他のクラブまたは団体の協力を求めることができる。
- ⑤ クラブ代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑥ クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス 3 級を取得する資格を有すると判断した者を J A F に推薦することができる。
- ⑦ J A F からカートのスポーツに関する情報を受けることができる。
- ⑧ クラブ代表者は、当該クラブ名称の国内エントラントライセンスを申請し、取得できる。
- ⑨ J A F へ格式制限付までのカートコースの公認申請を行うことができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年 1 月 1 日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月 1 日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の 3 月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、準加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

2. 加盟カートクラブ

<申請資格>

- ① カートに関するクラブ活動を行っていること。
- ② 所属クラブ会員のうち10名以上が J A F のカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持しているものについては、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員として J A F に届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体から J A F へ登録されているものは除かれる。
- ③ クラブ代表者は、J A F の会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は加盟カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

④更新申請の際、準加盟カートクラブから加盟カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める加盟カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<特典>

- ①準加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、格式国内までの公認競技会を主催することができる。
- ③カート国際Cドライバーライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス

2級／1級講習会を開催することができる。

④クラブ代表者はカートジュニアA、カート国内Aドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

⑤クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス3級所持者に対しカートオフィシャルライセンス2級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

⑥J A Fへの格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。

<更新の成立>

①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。

②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。

③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

3. 公認カートクラブ

<申請資格>

①国際的なカート競技会の開催と、カートに関する教育活動を目的としていること。

②所属クラブ会員のうち30名以上がJ A Fのカートドライバーライセンスもしくはカートオフィシャルライセンス所持者であること。一人で両方のライセンスを所持しているものについては、どちらか一方のライセンスでのみ、所属クラブの会員としてJ A Fに届出ることができる。また、カートライセンス所持者の定数は、すでに他のクラブ、団体からJ A Fへ登録されているものは除かれる。

③国際競技会または全国的競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

④クラブ代表者は、J A Fの会員で成年でなければならない。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、クラブ名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関す

る規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 所定の様式によるクラブ経歴書／名称に関する説明書
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 年度登録申請料

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) クラブの会則
- (c) 所定の様式によるクラブ員名簿
- (d) 加盟申請料
- (e) 年度登録料（準加盟、または加盟クラブとの差額）

注) (b)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

また、(c)は公認カートクラブの申請資格を充足させるためのものとする。

- ④更新申請の際、加盟カートクラブから公認カートクラブへ昇格申請する場合は、別途定める公認カートクラブの加盟申請料を納入すること。

<審査>

昇格申請および更新登録申請に際し J A F は、下記の事項について調査および審査を行い登録の適否を決定する。

- ①全国的な公認競技会を主催するにあたっての当該クラブの組織能力について。
- ②諸規則の遵守と義務行為の履行について。
- ③上記審査に際して競技会審査委員会報告書を参考とする。

<特典>

- ①加盟カートクラブの特典に加え、以下の特典が与えられる。
- ②J A Fの組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。
- ③カート国際Bドライバーライセンス講習会を開催することができる。
- ④クラブ代表者はカートジュニアAドライバーにカート国際Cジュニア（または国際Cリストラクティッド）ドライバーライセンスを、カート国内Aドライバーライセンス所持者にカート国際Cセニアライセンスを、またカート国際Cジュニア（または国際Cリストラクティッド）およびカート国際Cセニアドライバーライセンス所持者にカート国際Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。
- ⑤クラブ代表者はカートオフィシャルライセンス2級所持者に対しカートオフィシャルライセンス1級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

<更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートクラブに関する一切の権利を消失するものとする。

4. 加盟カート団体

<申請資格>

- ①エンジン、タイヤ、部品および各種用品の製造、販売、その他カートスポーツに貢献する事業を営む法人、またはJ A Fが認めた任意団体であること。
- ②公認カート競技会を組織するために、必要な諸規則に精通した者を所属させていること。
- ③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへエンジンの登録申請を行うことができる。
- ② J A Fへ部品や各種用品の公認申請を行うことができる。
- ③ J A Fの組織許可を受けて、格式制限付以下の公認競技会を主催することができる。
- ④ J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ⑤ 公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑥ J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

5. 特別カート団体

<申請資格>

- ①カート車両、エンジン、タイヤ、および部品の製造、販売、その他カートのスポーツに貢献する事業を営む法人、またはJAFが認めた任意団体であること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注) (b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへカート車両ならびに部品またはカート用品の公認申請を行うことができる。
- ② J A Fからカートスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ①登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。
年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ②更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、特別カート団体に関する一切の権利を消失するものとする。

6. 加盟カートコース団体

<申請資格>

- ①カートコースを経営する法人あるいは個人事業体であること。
- ②カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。
- ③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）

- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

- ① J A Fへ、格式準国内までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ② J A Fの組織許可を受けて、格式準国内以下の公認競技会を主催することができる。
- ③ J A F国内カートカレンダーに記載登録を行うことができる。
- ④ 公認競技会の開催にあたっては、他のクラブまたは、団体の協力を求めることができる。
- ⑤ 国際Cドライバーライセンス講習会およびカートオフィシャルライセンス3級／2級／1級講習会を開催することができる。
- ⑥ 代表者はカートジュニアBおよびカート国内Bドライバーライセンスを取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑦ 代表者はカートオフィシャルライセンス3級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。
- ⑧ J A Fからカートのスポーツに関する情報を受けることができる。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。
年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、加盟カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。

7. 公認カートコース団体

<申請資格>

- ①カートコースを経営する法人であること（コースのフォーマットが準国内である場合には個人事業体でも可）。
- ②カートオフィシャルライセンス3級以上の所持者が1名以上所属していること。
- ③公認カート競技会を主催するにあたっては、すべての経費の支弁能力を有すること。

<申請手続き>

上記<申請資格>を満たした上で、下記の提出書類および申請料を添えて手続きを行うこと。

なお、名称については別途定める「カートクラブおよび団体の名称に関する規定」に従うこと。

①新規申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) カートスポーツに関する事業目的についての説明書（申請理由、目的、活動内容等の詳細）
- (f) 加盟申請料
- (g) 年度登録申請料

②更新申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）
- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 年度登録申請料

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

③年度途中の昇格申請の場合：

- (a) 所定の様式による登録申請書
- (b) 定款（法人の場合）

- (c) 役員名簿
- (d) 履歴事項全部証明書の写し（法人の場合）
- (e) 加盟申請料
- (f) 年度登録申請料（加盟カートコース団体との差額）

注）(b)・(d)は従来の提出内容に変更がある場合にのみ必要とする。

<特典>

加盟カートコース団体の特典に加え、以下の特典が与えられる。

- ① J A Fへ、格式国際までのカートコースの公認申請を行うことができる。
- ② J A Fの組織許可を受けて、すべての公認競技会を主催することができる。
- ③ カート国際Bドライバーライセンス講習会を開催することができる。
- ④ 代表者はカートオフィシャルライセンス3級所持者に対しカートオフィシャルライセンス2級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。また、カートオフィシャルライセンス2級所持者に対しカートオフィシャルライセンス1級を取得する資格を有すると判断した者をJ A Fに推薦することができる。ただし、J A Fで審査を行い承認された者でなければライセンスは発給されない。

<更新の成立>

- ① 登録は暦年ごとに更新し、毎年1月1日から12月31日までを有効期間とする。年度の途中で登録したものは、その年の12月31日までを有効期間とする。
- ② 更新登録は、同年12月1日から翌年度のものについて行うことができる。
- ③ その年度の3月末日を過ぎて更新手続きを行わない場合は、更新の資格を失い、公認カートコース団体に関する一切の権利を消失するものとする。

1971年11月1日制	定
2004年8月3日改	正
2005年1月1日施	行
2011年11月24日改	正
2012年1月1日施	行

カートクラブおよびカート団体の名称に関する規定

第1条 カートクラブおよびカート団体が、J A Fに新規に名称を登録し、または登録してある名称を変更しようとするときは、この規定によるものとする。ただし、法人として登記してあるカート加盟および特別団体の名称についてはこの限りでない。

第2条 次の各項に該当する内容では、J A Fに登録を申請することができない。

1. F I AおよびF I A加盟のA S N名称およびその略称など。
2. J A Fにすでに登録されているカートクラブまたは団体と同一の名称および略称。

ただし、同一の名称であっても、当該クラブまたは団体の同系であり、支部、地名等の属称を付し、かつ名称使用の承認を得ている場合はこの限りでない。

既に登録してある名称と類似のものについては、J A Fにおいて審査の上、その変更を指示し、または同意書の添付を指示することができる。

3. 著名な商品名、会社名、団体名またはこれに類似する名称。ただし当該会社、団体と直接または間接の関係があり、かつ名称の使用について同意書のある場合はこの限りでない。
4. 登録クラブにおいては、連盟（Federation）、協会（Association）、組合（Union）などの名称およびこれと同義語の名称。
5. 日本、世界、国際、アジア、東洋、極東、ナショナル、ロイヤル、インペリアル、太平洋などの地域を表わす誇大名称およびこれと同義語。ただし、J A Fにおいて名実を伴うものとして認めた場合はこの限りでない。
6. 都道府県名または地方名を付する場合は、原則として登録団体に限る。ただし登録クラブにおいても既得権のあるもの、または名実を伴うものとしてJ A Fが認めたものはこの限りでない。

第3条 新規登録または名称変更の際、社会通念上奇異に感じられる名称、または公序良俗に反するおそれのある名称は、J A Fにおいて審査し、その変更を求めるこ

とがある。

第4条 登録クラブおよび団体の名称は、漢字、片仮名、平仮名、ローマ字および数字のいずれかを用了組み合わせによって表示されなければならない。ただし略称（9文字以内）は、ローマ字およびアラビア数字のみで表示するものとする。

第5条 クラブおよび団体が新規に名称を登録し、または名称を変更する場合は、その名称の由来について、説明書を添付しなければならない。

1990年10月23日制	定
1990年10月23日改	定
1991年10月23日改	定
1993年10月23日改	定
1994年10月13日改	定
1995年4月1日施	行
1995年10月5日改	定
1996年1月1日施	行
2000年3月28日改	定
2000年8月1日施	行

J A F カートカレンダー登録規定

第1条 総 則

J A F に登録されたクラブおよび団体が行うすべてのカート競技会は、J A F カートカレンダー（以下カレンダーという）に、登録されなければならない。また、国際競技の格式をもつカート競技会は、更にC I K - F I Aの国際カート規則に基づき、国際カートカレンダーに登録されなければならない。この登録については、手続に要する料金を徴収する。

第2条 登録の方法

1. J A F の公認する競技会を行うクラブおよび団体が、カレンダーに登録するためには、所定の書式をもって、次の申請締切日までに、J A F 各地方本部へ提出しなければならない。
 - 1) C I K - F I A タイトル競技……………前年の4月30日まで
 - 2) 国際競技……………前年の8月31日まで
 - 3) 全日本カート選手権競技……………前年の9月30日まで
 - 4) 地方カート選手権競技……………前年の9月30日まで
 - 5) ジュニアカート選手権競技……………前年の9月30日まで
 - 6) 国内競技……………前年の11月15日まで
 - 7) 準国内競技……………前年の11月15日まで
 - 8) 制限付競技……………前年の11月15日まで
 - 9) クローズド……………前年の11月15日まで
2. 競技会のカレンダーの登録は、開催場所の所有者または管理者の「同意書」を添付すること。
3. 第1項に規定する登録申請締切日までに登録申請を行う場合においても、別表

による登録料を必要とする。さらに国際競技の場合はC I K - F I A のカレンダー登録料を必要とする。

4. J A F の組織許可を必要とする競技会は、「カート競技会組織に関する規則」により、定められた期日までに組織許可申請を行わなければならない。

第3条 カレンダーの調整

1. カレンダーの調整は、J A F が行い、次の表に示された①②③④の順に基づいて、優先が考慮される。ただし順序が同格の場合は、原則として
- a. 格式による優先 b. タイトル c. 恒例的競技会
- d. 組織者の順に従って調整する。
2. 格式の同一なセニアとジュニアの競技は同列とする。

a. 格式による優先順位	①国 際	②国 内	③準国内	④制限付 (クローズド含む)
b. タイトルによる優先順位	①カート プ リ	②日本 選手権	③その他シリーズによる選手権	
c. 恒例的競技会による優先順位	①毎月恒例的に開催されている競技会		②新たに開催される競技会	
d. 組織者による優先順位	①JAF	②公認カートクラブ、公認カートコース団体	③加盟カートクラブ、加盟カートコース団体	④準加盟カートクラブ、加盟カート団体

3. カート競技会の日程の競合については、原則として次のように開催日の間隔を保つように調整する。

- 1) 準国内以下競技会（クローズド含む）

と他の競技会との間隔……………同日でも可

- 2) 国内競技会と国内以上の競技会との間隔……………1 週間

- 3) 国際競技会間の間隔……………3 週間

- 4) 上記1) および2) の日程の競合は、開催地がおおむね200km以上隔たっている場合は、調整を必要としない。ただし3) の場合は、間隔を1 週間まで短縮することができる。

4. 日程の競合について調整しがたい事情があるときは、相互のオーガナイザーの同意書の提出があれば、J A F は間隔をさらに短縮し調整することができる。

第4条 登録の変更および追加

カレンダーの決定後に変更または追加登録を行う場合は、次のいずれかの条件を

満たしたうえ、所定の登録申請書に、第6条に定める手数料を添えて、J A F 各地方本部に提出し、J A F の承認を受けなければならない。

1. 第3条3. に定める競合とみなされる他の競技会が登録されていないこと。
2. 第3条3. に定める他の競技会と競合する場合はあらかじめ当該競技会のオーガナイザーの同意書を添付すること。
3. 変更の場合は、その詳細な理由書を添付すること。
4. J A F が特に認めた場合、またはJ A F が変更もしくは追加を指示した場合は手数料を必要としない。

第5条 登録の取消し

カレンダー登録後に、競技会の開催を取りやめる場合は、カレンダー取消し申請書に、第6条に定める手数料を添えて、J A F 各地方本部に提出しなければならない。

ただし、天災地変その他の不可抗力によるものとして、J A F が開催不能の理由を認めた場合、その取消し手数料は免除される。

第6条 変更、追加および取消しの手数料

1. カレンダーの変更、追加および取消しの手数料は「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の通りとする。

第7条 タイトル登録料

C I K - F I A タイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の通りとする。

1972年 1 月 1 日制	定	1999年 7 月23日改	正
1990年10月23日改	定	2000年 4 月 1 日施	行
1991年10月23日改	定	2004年 8 月 2 日改	正
1993年 7 月21日改	定	2006年 1 月 1 日施	行
1994年10月13日改	定	2009年 7 月30日改	正
1995年 4 月 1 日施	行	2009年11月26日改	正
1995年 7 月20日改	定	2010年 1 月 1 日施	行
1996年 1 月 1 日施	行	2017年 3 月23日改	正
1997年10月23日改	定	2018年 1 月 1 日施	行
1998年 1 月 1 日施	行		

カートドライバーライセンス講習会規定

第1条 目 的

本規定は、J A F 国内競技規則細則カートライセンス発給規定第2章に基づき、J A F 発給のカートドライバーライセンス（以下ドライバーライセンスという）の取得希望者のために開設される、ライセンス講習会（以下講習会という）の認定に関する規定である。

第2条 講習会の開設

1. カート国内B講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A F の本部、地方本部および支部
 - 2) 準加盟・加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他 J A F が特に認めた者
2. カート国際C講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A F の本部、地方本部および支部
 - 2) 加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他 J A F が特に認めた者
3. カート国際B講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A F の本部、地方本部および支部
 - 2) 公認カートクラブおよび公認のカートコース団体
 - 3) その他 J A F が特に認めた者

第3条 講習会の開設場所

C I K - F I A 公認または J A F 公認カートコースもしくはそれに準ずるものとし、公認カートコース以外で開設する場合は、J A F の承認を得るものとする。

第4条 開設申請の手続

講習会を主催しようとする者は、次の申請料を添え、所定の書式をもって開催予定日の1ヶ月前までに、J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部へ申請しなければならない。

1. カート国内B講習会

申請にあたっては、カート国内B講習会開設の申請料として、1件につき3,600円を必要とする。ただし講義と実技を併行して行う場合は、5,100円とする。

2. カート国際C講習会

申請にあたっては、カート国際C講習会開設の申請料として、1件につき6,900円を必要とする。

3. カート国際B講習会

申請にあたっては、カート国際B講習会開設の申請料として、1件につき6,900円を必要とする。

第5条 講義および教材

1. カート国内B講習会

講義科目は「カート競技の概要と事故防止について」1時間30分以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

- 1) J A F 国内カート競技規則集
- 2) モータースポーツハンドブック
- 3) その他 J A F の指定する教材

2. カート国際C講習会およびカート国際B講習会

講義科目は「カート競技全般と事故防止について」2時間以上の講義を行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

- 1) 国際カート規則
- 2) J A F 国内カート競技規則集
- 3) その他 J A F の指定する教材（レーシングマナー等）

第6条 実技指導

カート国内B講習にあたっては、次に定める基準による実技指導を行わなければならない。

1. カート操法 30分以上
2. 競技用信号の実習 30分以上

ただし、J A F登録のカートクラブおよび団体の会員で当該クラブにおいて開催されJ A Fに届出たクロズド競技会に1回以上出場した者は、カートドライバーライセンス国内B講習会の実技は免除される。なお講義と実技指導を分けて開催する場合は、双方の間隔は60日以内とし、講習会受講の際に当該クラブまたは団体の代表者の証明を必要とする。

第7条 試験の実施

1. 筆記試験はJ A F国内カート競技規則集および講義から抽出した問題とする。
2. 試験に際して主任講師は不正が行われないように監督し、また責任をもって採点を行うものとする。

第8条 講師の資格

講師はカートの諸規則に精通した者ならびに実技経験の豊富な者とし、講習会の主催者が開設申請の際、次のうちからこれを委嘱してJ A Fの承認を得るものとする。

1. カートオフィシャルライセンス1級の保持者。
2. カートエキスパートライセンスの保持者。
3. その他J A Fが特に認めた者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第9条 受講者および受講料

1. カート国内B講習会
 - 1) 8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から15歳未満の者は、カートジュニアライセンスを取得するため受講することができる。8歳（8歳の誕生日を迎える当該年）から11歳の受講者は、親権者／保護者と共に講習会を受講しなければならない。なお、受講者は公的な書類等により年齢を証明しなければならない。
 - 2) 15歳（15歳の誕生日を迎える当該年）を超える者は、カート国内Bライセンスを取得するため受講することができる。
 - 3) カートジュニアライセンスおよびカート国内Bライセンス取得希望者に対する講義内容または実技指導は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。
 - 4) 身体の障害のある者から受講の申し込みがあった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライセンスを取得

する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

- 5) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（J A F 国内カート競技規則集およびモータースポーツハンドブック）を実費にて購入すること。
- 6) 受講料は、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき21,200円以内とする。

2. カート国際C講習会

- 1) 受講者はカート国内Aライセンス（ジュニアA）所持者とする。
- 2) カート国際Cジュニア（または国際Cリストラクティッド）ライセンスおよびカート国際Cセニアライセンス取得希望者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。
- 3) 身体に障害のある者から受講の申し込みがあった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライセンスを取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。
- 4) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（J A F 国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。
- 5) 受講料は、教材、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき17,100円以内とする。

3. カート国際B講習会

- 1) 受講者はカート国際Cセニアライセンス（国際Cジュニアまたは国際Cリストラクティッド）所持者とする。
- 2) カート国際Cジュニア（または国際Cリストラクティッド）ライセンスおよびカート国際Cセニアライセンス所持者に対する講義は、同一の日時、場所であって差し支えないが、年少者をまじえたときは、特に平明を旨とするものでなければならない。
- 3) 身体に障害のある者から受講の申し込みがあった場合、講習会の主催者は、カートライセンス発給規定第7条に基づき、受講に先立ちライセンスを取得する適性について J A F の審査を受け、承認を得なければならないことを知らしめなければならない。

- 4) 第5条に定める教材を所持していない受講者は、教材（J A F国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。
- 5) 受講料は、教材、実技指導および車両の貸与料を含めて、1人につき19,100円以内とする。

第10条 講習会の査察

J A Fは講習会に対し、随時査察員を派遣することができる。査察員は、講習会が予定通り運営されているかを査察し、必要な指示を与えることができる。

第11条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は、受講者に対し次の事項を説明し、その周知徹底を期さなければならない。

1. 講習会終了後主催者がJ A Fに対し、受講者名簿を提出した時点（7日以内に提出）から30日以内に合格者はJ A Fに対しドライバーライセンスの申請手続きを行わないと無効になること。
2. 講習会終了後、適格者に対しては、主催者が代行して、J A Fへ競技ライセンスの申請を行うことができること。
3. 競技ライセンスの書式、およびその他の書式で本人の記入を要するものの詳細。
4. 満18歳以上の者については、J A F入会の趣旨とその特典。
5. 上級競技ライセンス取得に必要とする条件、およびその手続方法。

第12条 主催者の報告義務

1. 講習会の主催者は、講習会の終了後7日以内に、書面をもって次の事項を、J A F地方本部または支部を通じ、J A F本部へ報告しなければならない。
 - 1) 開催の日時および場所
 - 2) 主任講師の氏名、ライセンスナンバーおよび講師の補助員の氏名
 - 3) 講義科目別時間および実技指導時間
 - 4) 合格者の都道府県別名簿
 - 5) 講習中の事故の有無、あればその詳細
2. 報告書はJ A F所定の書式によるものとし、提出先は、主催者の住居を管轄するJ A F地方本部または支部とする。

1980年7月8日制	定	2003年12月3日改	正
1991年10月23日改	定	2004年1月1日施	行
1994年10月13日改	定	2004年8月2日改	正
1995年4月1日施	行	2006年1月1日施	行
1995年7月20日改	定	2009年7月30日改	正
1996年1月1日施	行	2009年11月26日改	正
1999年7月23日改	正	2010年1月1日施	行
2000年4月1日施	行		

カートオフィシャルライセンス講習会規定

第1条 目 的

本規定は、J A F 国内カート競技規則細則カートライセンス発給規定第3章に基づき、J A F 発給のカートオフィシャルライセンス（以下オフィシャルライセンスという）の取得希望者のために開設される「カートオフィシャルライセンス講習会」（以下講習会という）の認定に関する規定である。

第2条 講習会の開設

1. カートオフィシャル3級講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A F の本部、地方本部および支部
 - 2) 準加盟・加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他 J A F が特に認めた者
2. カートオフィシャル2級講習会およびカートオフィシャル1級講習会は、次に掲げる者がこれを開催することができる。
 - 1) J A F の本部、地方本部及び支部
 - 2) 加盟・公認のカートクラブおよび加盟・公認のカートコース団体
 - 3) その他 J A F が特に認めた者

第3条 講習会の開設場所

C I K - F I A 公認または J A F 公認カートコースもしくはそれに準ずるものとし、公認カートコース以外で開設する場合は、J A F の承認を得るものとする。

第4条 講習会の申請分類

講習会は下記の分類により、各役務別・各級別に、または各役務・各級をすべて含んで申請することができる。

1. 技術委員 1級／2級／3級

2. コース委員 1級／2級／3級
3. 計時委員 1級／2級／3級

第5条 開設申請の手続

1. 開設予定日の1ヶ月前までに所定の書式をもって、J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部に申請するものとし、併せて講習内容および時間割を提出するものとする。
2. 申請にあたっては講習会開設申請料として、上記第4条の各分類1件につき3,600円を必要とする。

第6条 講義および教材

講義内容は、「カート競技全般と事故防止について」の総合的な講義および各役務別・各級別に専門的な講義を合わせて1時間30分以上行い、受講者に対しては教材として次のものを携帯させること。

1. 国際カート規則（1級）
2. J A F 国内カート競技規則集
3. その他 J A F の指定する教材

第7条 実技講習

講習にあたっては、次に定める基準による実技講習を行わなければならない。

1. 競技用信号の実習 30分以上
2. その他役務事項 30分以上

なお、上記実技講習を行わない場合、ライセンス講習会開催日から2ヶ月以内に公認競技会において当該オフィシャルに準じた役務を1回以上行い、役務実績証明書に当該競技会競技長の署名があれば実技講習に代えることができる。

第8条 試験の実施

1. 筆記試験は J A F 国内カート競技規則集および講義から抽出した問題とする。
2. 試験に際して主任講師は不正が行われないよう監督し、また責任をもって採点を行うものとする。

第9条 講師の資格

講師はカートの諸規則に精通した者とし、講習会の主催者が開設認定の申請の際、次のうちから主任講師1名を含みこれを委嘱して J A F の承認を得るものとする。

1. カートオフィシャルライセンス1級の保持者で、かつ12ヶ月以内にカートオフィシャルライセンス講習会の主任講師の実績を有する者。

2. カートオフィシャルライセンス1級の保持者で、かつ12ヶ月以内にカートオフィシャルライセンス講習会の講師の補助を2回以上務めた者。
3. カートエキスパートライセンスの保持者。
4. その他JAFが特に認めた者。

注) 講師の補助員の資格については問わない。

第10条 受講者および受講料

1. 受講資格は、JAFの個人会員で満18歳以上の者とし、3級を除き次の通りとする。
 - 1) カートオフィシャルライセンス（各役務）2級講習会受講者：当該オフィシャルライセンス3級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式制限付の競技会で1回以上の監督役務を含む、格式国内までの競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者。
 - 2) カートオフィシャルライセンス（各役務）1級講習会受講者：当該オフィシャルライセンス2級取得後、申請前12ヶ月以内にJAF公認の格式準国内の競技会で1回以上の監督役務を含む、すべての競技会（クローズドは除く）で2回以上の当該役務を執行した実績のある者。
2. 第6条に定める教材を所持していない受講者は、教材（国際カート規則（1級）、JAF国内カート競技規則集）を実費にて購入すること。
3. 受講料は1種目に付き10,500円以内とし、他の種目を同時に受講する場合は4,100円の割り増しとする。

第11条 講習会の査察

JAFは講習会に対し随時査察員を派遣することができる。査察員は講習会が規定通り運営されているかを査察し、必要な指示を与えることができる。

第12条 受講者に対する注意事項

講習会の主催者は受講者に対し次の事項を説明し、その周知徹底を期さなければならない。

1. 講習会修了後、主催者がJAFに対し、受講者名簿を提出した時点（7日以内に提出）から60日以内に合格者はJAFに対しオフィシャルライセンスの申請手続を行わないと無効となること。
2. 講習会終了後合格者に対しては、主催者が代行してJAFへオフィシャルライセンスの申請を行うことができること。

3. オフィシャルライセンスを申請する際の J A F 所定の書式およびその他の書式で、本人の記入を要するものの詳細。
4. J A F 入会の趣旨とその特典。
5. 上級オフィシャルライセンス取得のために必要とする条件およびその手続方法。

第13条 主催者の報告義務

講習会の主催者は講習会の終了後7日以内に J A F 所定の書式をもって次の事項を、主催者の住居を管轄する J A F 地方本部または支部を通じ、J A F 本部へ報告しなければならない。

1. 開催日時および場所
2. 主任講師の氏名、ライセンスナンバーおよび講師の補助員の氏名
3. 講義科目別時間および実技講習時間
4. 筆記試験解答済用紙
5. 試験合格者の名簿

J A F 管 轄 表

受講者の居住する都道府県別	送 付 先
北海道	} J A F 北海道本部および 同本部の指定する支部
福島県、宮城県、岩手県、青森県、秋田県、 山形県	} J A F 東北本部および 同本部の指定する支部
東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県、群馬県、 栃木県、茨城県、山梨県、長野県、新潟県	} J A F 関東本部および 同本部の指定する支部
愛知県、静岡県、岐阜県、三重県、福井県、 石川県、富山県	} J A F 中部本部および 同本部の指定する支部
大阪府、京都府、兵庫県、和歌山県、奈良県、 滋賀県	} J A F 関西本部および 同本部の指定する支部
広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県	} J A F 中国本部および 同本部の指定する支部
香川県、愛媛県、高知県、徳島県	} J A F 四国本部および 同本部の指定する支部
福岡県、長崎県、佐賀県、大分県、熊本県、 鹿児島県、宮崎県、沖縄県	} J A F 九州本部および 同本部の指定する支部

1972年1月1日制	定	1997年10月23日改	定
1990年10月23日改	定	1998年1月1日施	行
1991年10月23日改	定	2002年12月2日改	正
1993年7月21日改	定	2003年4月1日施	行
1994年10月13日改	定	2012年7月26日改	定
1995年4月1日施	行	2013年1月1日施	行
1995年7月5日改	定		
1996年1月1日施	行		

国内カートコース公認規定

第1条 総則

一般社団法人日本自動車連盟（以下「JAF」という。）は、カートレース競技の公正と安全を確保するため、国内のサーキットの公認に関し、国際カート委員会（以下「CIK-FIA」という。）の国際カート規則およびJAF国内カート競技規則に基づき、本規定を定める。

CIK-FIAによる国際公認に関わる事項については、CIK-FIAの定める規則・基準等に拠るものとする。

第2条 公認および競技の開催

公認カート競技に使用されるコースは、CIK-FIAまたはJAFの公認を必要とする。

CIK-FIAにより公認されたサーキットを「国際公認カートサーキット」という。JAFにより公認されたサーキットを「国内公認カートコース」という。

国際公認カートサーキットでは、国際格式以下の公認レース競技を開催することができる。

国内公認カートコースでは、国内格式以下の公認カート競技を開催することができる。

第3条 コースの種類

国内公認カートコースは、諸設備の状態に拠って以下の2種類に分類される。

1. 常設：カートコースの諸設備が常設で、常時使用できるコース
2. 臨時：カートコースの諸設備が臨時的で、特定の競技会に使用するために一時的に準備されるコース

第4条 コース公認の格式

カートコースの公認は、開催し得る競技会に応じて以下の3格式に分類される。

1. 国 内：国内格式以下の公認カート競技を開催することができる。
2. 準国内：準国内格式以下の公認カート競技を開催することができる。
3. 制限付：制限付格式以下の公認カート競技を開催することができる。

第5条 走路の種類

カートコースは、走路の条件によって以下の2種類に分類される。

1. 第1種コース：本規定第11条の規定に合致したもの。
2. 第2種コース：本規定に定める以外のコース。

第6条 公認申請の資格

J A Fにカートコースの公認申請を行う者（以下「公認申請者」という。）の資格は、カートコース公認の格式により、以下の通りとする。なお公認後、公認申請者がその資格を失った場合、その時点で当該カートコースの公認は無効となる。

1. 国内：

申請するカートコースを所有する法人・団体または当該カートコース運営を委任された法人・団体で、J A F公認カートコース団体またはJ A F加盟カートコース団体

2. 準国内：

1) 申請するカートコースを所有する法人・団体、当該カートコース運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該カートコースの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F公認カートコース団体またはJ A F加盟カートコース団体

2) 申請するカートコースの所有者から公認期間を通じ有効な使用契約を得たJ A F公認カートクラブまたはJ A F加盟カートクラブ

3. 制限付：

1) 申請するカートコースを所有する法人・団体、当該カートコース運営を委任された法人・団体または公認期間を通じ有効な当該カートコースの所有者と使用契約を得た法人・団体で、J A F公認カートコース団体またはJ A F加盟カートコース団体

2) 申請するカートコースの所有者から競技会開催に必要となる期間中有効な使用契約を得たJ A F公認カートクラブ、J A F加盟カートクラブまたはJ A F準加盟カートクラブ

第7条 公認の手続き

国内カートコースの公認申請手続きは、以下の通りとする。

1. 申請手続き

公認申請者は、所定の申請書に必要事項を記入し、以下の添付書類と所定の申請料を添えて競技会開催の3ヶ月前までにJ A Fに提出すること。

また、更新手続きは公認の有効期間が満了する年の11月末日までに所定の申請書に必要事項を記入し、添付書類と所定の申請料を添えてJ A Fに提出すること。

※添付書類については電子媒体にて作成したものを提出してもよい。その場合は、提出方法について予めJ A Fに確認すること。

2. 添付書類（各1部）

1）競技内容説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

開催を意図するカート競技およびその参加車両区分を詳細に記入すること。

なお、臨時カートコースの場合は当該競技会の特別規則書草案を添付して提出すること。

2）案内図：（新規または変更のある場合のみ提出）

50,000分の1以上の正確な地図に次の所在を記入すること。

- (1) サーキットの位置
- (2) 応需病院（指定の救急病院）の位置
- (3) 主要道路からの進入路（および／または最寄りの鉄道駅からの進入路）
- (4) 消防署
- (5) 警察署

3）カートコースの図面：（新規または変更のある場合のみ提出）

カートコースの図面には次の事項を明記すること。

(1) カートコースの設定

- ① 周回方向
- ② 横断勾配
- ③ 縦断勾配
- ④ 曲率

(2) ライン

- ① スタートライン

- ②フィニッシュライン
- ③コントロールライン
- (3) 競技用施設
 - ①レース管制室
 - ②事務局
 - ③計時室
 - ④審査委員会室
 - ⑤マーシャルポスト
 - ⑥スターターボックス
 - ⑦パドック
 - ⑧車検場
 - ⑨監視カメラ
- (4) 設備
 - ①ピット進入警告装置
 - ②監視カメラ
- (5) ピットエリア
 - ①ピット入口ロード
 - ②ピット出口ロード
 - ③ピットロード
- (6) 防護体およびトラックサイド
 - ①コンクリートウォール
 - ②ガードレール
 - ③タイヤバリア
 - ④①～③以外の第1防護体
 - ⑤セーフティゾーン（ランオフエリア／退避地帯）
 - ・グラベルベッド
 - ・アスファルト
 - ⑥カーヴ（縁石）掲載
 - ⑦サービスロード
 - ⑧アクセスポイント
 - ⑨観客席

⑩連絡通路

⑪橋梁

(7) その他

①医務室

②ヘリポート

③駐車場

④ガソリンスタンド

⑤メディアセンター

⑥ブリーフィングルーム

4) コースおよびその施設の説明書：（新規または変更のある場合のみ提出）

次の事項を詳細に記載すること。

(1) コース

①トラックの全長（m）

※トラックの全長は、幅員の中心線をもってm単位まで測定する。

②コースの幅員

・トラック 最大（m）～最小（m）

・セーフティゾーン（ランオフエリア／退避地帯）最大（m）～最小（m）

③カートコース概要：

・総面積（ m^2 ）

・トラック面積（ m^2 ）

・ピット面積（ m^2 ）

・パドック面積（ m^2 ）

・車検場面積（ m^2 ）

・駐車場面積（ m^2 ）

(2) 灯火信号

①スタート灯火信号概要

②ポスト灯火信号概要

(3) 救急施設

①医務室概要

②応需病院（指定の救急病院）概要（カートコースからの距離および所

要時間を含む)

③設備・備品

④救急車保有台数

⑤救助用車両概要と保有台数

⑥消火器概要と保有数

(4) 観客用施設

①総収容観客数

②総スタンド席数

③駐車場収容台数(観客用)

5) 施設賠償保険の写し

6) コース使用契約書写し:

コースの所有者と公認申請者が異なる場合には、申請する公認期間満了まで有効なコース使用に関する両者間の契約内容を証明する書面の写しを提出のこと。

7) その他JAFの求める資料

第8条 サーキットの査察

JAFは、第11条安全基準に従い、コース査察を行い、安全事項に関する勧告指導を行う。なお、本査察はJAFがコースの安全事項について勧告指導を行う目的で実施されるものであり、査察を行ったコースにおいて事故が発生しても、JAFはなんら責任を負うものではない。

1. 査察

1) 義務づけられる査察

(1) JAF公認カートコースとして新規申請および更新申請を行う場合。

(2) 既存のJAF公認カートコースでコースあるいは施設の変更を行い、JAFが必要と認めた場合。

(3) 申請時に安全施設が暫定的である場合。

この場合公認申請者ならびに競技会オーガナイザーは競技会前日までに査察を受けなくてはならない。

2) 臨時に行われる査察

(1) 重大な事故が発生した場合。

(2) 公認申請者または競技会オーガナイザーより特に要請があり、JAFが

必要と認めた場合。（査察にかかる費用は要請者の負担とする。）

(3) その他 J A F が特に必要と認めた場合。

2. 査察員

査察は、J A F が指名する J A F カート部会委員またはその他の適格者によって実施される。査察中、関係者以外の立ち合いは許されない。

3. 査察項目

査察は次の項目について行われる。

- 1) 当該カートコースに適合する最高位の公認カート競技の格式の決定
- 2) 当該カートコースに適合するカート車両の区分と最大出走台数の算定
- 3) 防護壁を含むコース状況全般
- 4) 観客の防護施設
- 5) 消火および救急医療施設、車両および器具
- 6) 場内通信設備全般
- 7) 競技のための施設（パドック、ピット、車検場、駐車場）
- 8) 救急・搬送車両専用通路

4. 査察実施に関する確認事項

J A F は公認申請者との間で査察の日程、経費、およびその他実施に必要な事項について連絡、確認を行う。

第9条 査察報告

J A F は、査察終了後、直ちに査察報告書を公認申請者に送付する。

公認申請者は、査察報告書に記載された事項に関して、受領した日から20日以内に意見を申し立てることができる。

この期限内に意見の申し立てがない場合には、その報告書は最終のものとされ、必要とされる改修、その完成期限など、報告書に記載されている事項全てを公認申請者が受け入れたものとする。

査察報告書の内容に関して J A F と公認申請者との間に見解の相違がある場合には、J A F が検討し、最終決定を行う。

もしカートコースに複数のレイアウトがなされている場合、公認は査察を受けた部分に対してのみ有効である。

第10条 ライセンスの発給

すべての勧告指導および最終査察報告書による必要条件を満たしているカートコ

ースに対し、その時点における安全事項を公認の有効期間中継続して保持することを条件に「J A F 国内公認カートコースライセンス」（以下「ライセンス」という。）が発給される。

1. ライセンスの内容
 - 1) 公認の種別
 - 2) 有効期間
 - 3) トラックの全長
 - 4) 周回方向
 - 5) 最大決勝出走台数
 - 6) 開催可能競技会格式
 - 7) 出走可能車両区分
 - 8) その他の条件
2. 公認有効期間

常設および準常設カートコースの許可証の有効期間は、申請に基づきライセンス発給日からその年の12月31日または翌々年の12月31日まで認められる。

臨時カートコースの公認の有効期間は、原則として当該競技会の開催中に限られる。

第11条 安全基準

1. 通則
 - 1) 本基準はJ A F 公認のカート競技を開催するコースとして事前に満足しておくべき条件を定めたものである。
 - 2) J A F はカートコース公認にあたり本基準に従い査察を行い、既設のカートコースについては過去の運営上の経験と実績を考慮し、また新設のカートコースについてはそのカートコースの立地条件および運営のための安全面等を調査した後、代案または特例を認めることができる。
2. コースの基準

以下の基準が適用される。

 - 1) 走路の全長：

(1) 最短	制限付格式公認カートコース	全クラス	400m
	準国内格式公認カートコース	全クラス	600m
	国内格式公認カートコース	全クラス	800m

但し、2013年12月31日以前に公認されたコースには適用しない。

(2) 最長 1,500m

(3) 直線の距離 最大 170m

2) スタートラインを設置する直線路

(1) スタートラインから第1コーナーまでは50m以上であること。

(2) スタートラインから手前の最終コーナーまでは50m以上であることが望ましい。

(3) スタートラインから第1コーナーまでの幅員は最小8m以上とすることが望ましい。また、スターターがすべてのカートの動きをひとめで見通せる状態のコース上でなければ幅員に関係なくスタートラインとして使用してはならない。

3) 走路の幅員：

(1) 最小 7 m

但し、1993年12月31日以前に公認されたコースには適用しない。

(2) 最大 12m ただし1.5mの余裕を認める。

4) 路面の勾配

(1) 縦方向 最大 5 %

(2) 横方向 内側に対して 最大 10%

5) 設けるべき曲線部の数：

準国内公認以下およびジュニア国内開催コースは5ヶ所以上、うち2ヶ所は90°以上とする。

6) 路面

全コースについて同一とし、舗装とする。

7) セーフティーゾーン（ランオフエリア／退避地帯）

(1) セーフティーゾーンはトラックの側縁から測定した距離が2m以上なければならず、またセーフティーゾーンの外側にはフェンスまたは壁がなければならない。

(2) 平行するコース間の距離は、それぞれの側縁から4m以上離れていなければならない。

(3) 高速コーナーおよび下り勾配の最後に設けられたコーナーの外側は、コースの側縁から5m以上のセーフティーゾーンを必要とする。

- (4) コースとピットロードの間は2 m以上のセーフティーゾーンを設けなければならない。
- (5) 上記(1)～(4)のセーフティーゾーンの距離を満たしていないコースにあっては、必要とおもわれる箇所にクラッシュパッド、またはその他の安全保持に効果のある方法でそれを補い、かつJ A Fの派遣する査察委員によって、その安全性が承認されなければならない。

なお、上記の条件を満たし得るコースにおいても査察委員が必要と認めたる箇所は、安全を期するために保護物の設置が義務づけられる。

8) ピットおよびピットロード

- (1) ピットエリアはパドックの延長上にあってはならず、明確に区分された独立面積を有していなければならない。
- (2) ピットロードの幅員は2 m～3 mとする。
- (3) ピットイン、ピットアウトのそれぞれのコースに接続する部分は、通常走行ラインよりはずれた地点に設けなければならない。また、ピットアウトの際ドライバーの視野を妨げるような施設をコースとの間に設けてはならない。
- (4) ピットロードはピットイン、ピットアウトするドライバーが完全に見通せる設計でなければならない。
- (5) 必要に応じ車両の速度を減らすことを目的としてピットロードにシケインを設けること。

9) スタートライン手前25mの位置にイエローラインを引くこと。

- 10) 競技中、車両に対し音量測定を実施するため下記に従い音量測定場所を設置すること。

11) パドック

パドックは独立しそのコースの出走可能台数に見合った適当な面積を持ち、ピットおよび駐車場等と混同されるような使い方は認められない。

12) 灯火信号：

スタート信号は次の要件に基づく灯火信号を使用することを強く推奨する。

- (1) スターティンググリッドの前方10m～15mの場所に設置すること。
- (2) トラックの上方2.5m～3.5mの高さに設置すること。

13) 競技監視施設

(1) 国内格式公認コース：

- ①トラック路面からの高さが3 m以上の視点が得られ、且つコース全体を監視できるコントロールタワーを設置すること。
- ②主要なコーナーには監視ポストを設置し、コース委員（ポスト要員）は2名以上待機させることが望ましい。また監視ポストの防護は適宜実施すること。

(2) 準国内格式公認コース：

- ①すべてのコースが見わたせる競技運営を監視できる施設を設けること。
- ②コース委員（ポスト要員）を防護できるようなコーナーポストを常設すること。

(3) 制限付格式公認コース：

上記(2)準国内格式公認コースに準ずる。

14) 計時施設

計時はコントロールタワー内にて行うことが望ましいが、少なくとも他の場所から完全に隔離された施設の中で行わなければならない。競技役員以外の者が自由に出入りできる構造であってはならない。

15) 計時装置

- (1) 国内格式公認コース：自動計測装置を備えること。併せてバックアップ体制を確立し故障等による計測不能が発生した場合、異なる自動計測装置または光電管装置や手動等による計測が可能となる措置を講じること。
- (2) 準国内格式公認コース：自動計測装置を備えることを強く推奨する。光電管装置や手動等による計測装置を備えること。併せてバックアップ体制を確立し故障等による計測不能が発生した場合、異なる光電管装置または手動等による計測が可能となる措置を講じること。
- (3) 制限付格式公認コース：自動計測装置を備えることを強く推奨する。光電管装置や手動等による計測装置を備えること。併せてバックアップ体制を確立し故障等による計測不能が発生した場合、異なる光電管装置または手動等による計測が可能となる措置を講じること。

16) 消火施設

適宜、消火器または消火施設を設けること。

17) 救急施設

(1) 国内格式公認コース：

- ①救急施設を設置するとともに、少なくとも2台以上の救急車を配備すること。
- ②医師団長の他に応急手当のできる有資格者1名以上が、上記施設に常駐していなければならない。
- ③救急施設には別表1に示す薬品および医療設備を備えることが義務づけられる。また、同施設は参加者の手当てに限らず、参加関係者、役員、観客も含めて応急手当ができる体制であることが望ましい。

別表：1

器具類	担架、毛布、簡易副木、ピンセット、ゴム手袋、ハサミ類
医薬品	(1) 創面洗浄消毒薬類 オキシドール、アクリノールガーゼ (2) 創面保護用品 カットバン（大、中）包帯（太、細）油紙、 滅菌ガーゼ、脱脂綿、三角布、バンソウコウ (3) その他の医薬品 シップ薬（打撲、筋肉痛）、目薬、虫さされかゆみ止め薬、 鎮痛剤（頭痛、歯痛）、胃腸薬、整腸薬（下痢止め）、冷 シップ用氷のう (注) ・薬品類は有効年月日に注意すること。 ・清潔な箱に入れ、直射日光をさけて保管する。

(2) 準国内格式公認コース：

- ①救急施設またはこれに代わりうる施設を設置するとともに、少なくとも1台以上の救急車を配備すること。
- ②応急手当のできる有資格者1名以上が、上記施設に常駐していなければならない。
- ③救急施設には別表1に示す薬品および医療設備を備えることが義務づけられる。

(3) 制限付格式公認コース：

上記(2)準国内格式公認コースに準ずる。

18) 応需病院の指定

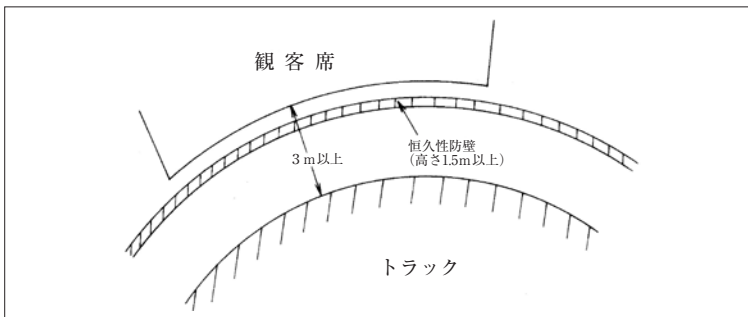
- (1) コース所有者およびオーガナイザーは競技開催にあたって事前に最寄りの救急病院を指定し、受入体制を確保すること。
- (2) 組織許可申請時にその応需病院名、住所、電話番号を J A F に報告すること。

19) 観客対策

(1) 国内格式公認コース：

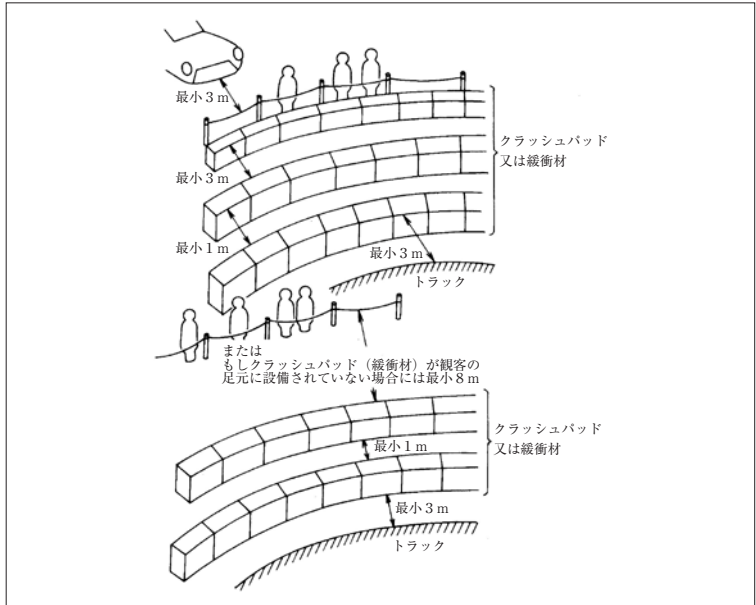
- ①観客席はコースから3m以上離れているか、またそれ以下の場合は1m以上の段差の上に設けること。いずれの場合にも垂直面で1m以上の高さを有し、地面に固定された恒久性防護体によって連続的に保護されていなければならない。
- ②①の防護体はトラックのその地点における最高速度のカートによって衝撃を受けた場合でも防護壁が外側に傾かない強度を有すること。
- ③コーナー付近に観客席を設ける場合は、フェンスの高さは1.5m以上でなければならない。(図1)

図 1



- ④観客がサーキット内の定められた場所以外に立ち入らないよう区画すること。
- ⑤恒久性防護体のない場所に観客を入れる場合は「図2」に準拠すること。

図 2



- ⑥コーナーにクラッシュパッドを使用した場合には、2列目のクラッシュパッドから観客までの間隔は観客の足元にクラッシュパッドがない場合には最小8m、クラッシュパッドがある場合には最小3mとする。
- ⑦いずれの場合であっても駐車中の車両は観客の後方少なくとも3mとする。
- ⑧図1の防護壁を設けることが不可能な場合、トラックの直線部ではクラッシュパッドを一列に並べ、トラックのわん曲部にあってはクラッシュパッドを二列（前列と後列は少なくとも1mの間隔）に並べたものと同等以上の防護壁を設備すること。
- ⑨⑧の防護壁はトラックの側縁から少なくとも3m離れていなければならない。
- ⑩すべての人々の立入地域はこの後列の防護壁から少なくとも3m背後に位置しなければならず、少なくともロープと支柱による防護柵によって囲み、その足部にはクラッシュパッドを連続して一列に設置すること。
- ⑪⑩の足部にクラッシュパッドの列を配置しない場合には、柵の背後の防

護壁から8 m以上離れて設置すること。

⑫観客が定められた場所以外に立ち入らないよう区画するとともに、安全監視員の配置を義務づける。

⑬観客席への通路がコースおよび競技施設を通過するものであってはならない。

⑭カートコースに隣接する一般道路が観客の違法駐車等により一般の交通に支障を来たさないよう、場外整理員を配置しなければならない。

(2) 制限付／準国内格式公認コース：

上記(1)の①～⑪が適用される。

20) サービスおよび衛生施設

敷地内に入場が予想される人数に不便を感じさせない規模のトイレが設置されていなければならない。競技管理施設内にそれが設置されている場合、他の自由に立入ることができる場所に別個に設置されていなければならない。

それらの施設の衛生状態に関して責任をもって管理することとする。

21) 駐車場

(1) 国内格式公認コース：

①関係者（参加者、役員等）用と観客用は別個に設けること。

②関係者（参加者、役員等）用は、カートコースに近接し、参加者および役員が自由に使用できるものでなければならない。

③夫々の駐車場には専任の整理員を配置すること。

(2) 準国内格式公認コース：

①関係者（参加者、役員等）用は、カートコースに近接し、参加者および役員が自由に使用できるものでなければならない。

②関係者（参加者、役員等）用は、観客用とは別個に設けることが望ましい。

(3) 制限付格式公認コース：

上記(2)準国内格式公認コースに準ずる。

22) 緊急連絡手段の確保

外部との緊急のための連絡方法ならびに救急搬送車両用通路を確保しなければならない。

23) 参加者用掲示板

参加者への指示、連絡等のために、競技管理施設内に掲示板を設置すること。

24) 放送装置

競技役員への指示、参加者への連絡、観客への広報案内のために、競技管理施設内に放送装置またはそれに代りうる機能を有するものを備えること。

25) カートコース周辺への配慮

公認競技会開催当日は、場外整理員を配置するなどして、一般の交通に障害を来たさないう、また騒音等により周辺の住民に迷惑を及ぼさないよう配慮しなければならない。

第12条 最大出走台数

全長が1,500m以下のトラック
全長が1,500mを超えるトラック

スプリント	耐久レース
34台	50台
60台	80台

ただし、J A Fはコースの実状に応じ、出走台数、車両の種類等を制限することがある。オーガナイザーは、この条件を遵守しなければならない。

第13条 コースの設定法

コースの設定法は、公認期間内に変化を生じない方法によらなければならない。

第14条 コースの安全確保

1. 公認されたコースについては、第11条「安全基準」に従って競技会開催中の安全性を確保すること。また、公認申請者は、競技会に限らず練習走行またはテスト走行であっても、コースで発生した事故については速やかにJ A Fに報告すること。
2. 競技会審査委員会は、コースが本規則に定める安全基準に適合していない場合、または査察に基づくJ A F指導勧告、改善指示が実行されていない場合は、コースを修正させ、もしくは競技会を中止させることが出来る。
3. 公認申請者は、公認を取得した後コースレイアウトや安全施設に対する変更、改修を行う場合には、事前にJ A Fに報告しその指示に従うこと。もしこれを怠った場合は、格式の変更もしくはコース公認の取り消しが課される場合がある。その場合既に支払った公認申請料は返還されない。

第15条 施行年月日

本規定は、2013年1月1日より施行する。

カートレーシングスーツの国内公認基準

第1章 総 則

第1条 申請の範囲

申請については本基準の内容を満たした旨の証明書を添付のうえ J A F に申請しなければならない。

なお、素材の色については自由とするが、素材およびタイプが異なるレーシングスーツについては、それぞれ別々に申請が必要となる。

第2条 公認の申請

公認の申請は J A F 所定の書式を用い公認申請料を添付して、申請者の居住地または所在地を管轄する J A F 地方本部へ申請し、この申請には必ず本基準に合致している旨の証明書が添付されていなければならない、書式の記載事項および署名欄をすべて満たし、写真、サンプル等の必要貼付物や必要書類等は申請書に添付して提出しなければならない。

また、申請対象となるレーシングスーツとその素材は見本として申請と同時に J A F に提出すること。

第3条 公認申請の資格

公認申請は、「レーシングスーツの製造者」または、製造者の委託を受けた「指定代理店」であり、また輸入製品については「輸入代理店」が申請を代行することができる。

「レーシングスーツの製造者」、「指定代理店」あるいは「輸入代理店」は公認申請時点において J A F 特別カート団体または加盟カート団体として J A F に登録されていなければならない、また申請者は当該特別カート団体または加盟カート団体の代表者でなければならない。

なお、「指定代理店」、「輸入代理店」が公認申請を行なう場合、公認申請書の当該欄に製造者ならびに代表者からの公認申請委託承認に伴う証明印が押印されていなければならない。

第4条 公 認

公認を申請するレーシングスーツは、第5条に定めた比較実験が行なわれており

試験結果が本基準に合致している旨の証明書が用意されていなければならない。

第5条 比較実験と基準

試験は申請するレーシングスーツの構造、強度、摩耗状況等を、皮製のレーシングスーツと比較するものである。

従って、比較試験に用いる皮は、すでに一般市販されているレーシングスーツ（オートバイ用も含む）の素材として使用されているものと同一のものであり、かつ皮の厚さは最低1 mm以上の牛皮のものを対象とする。

当該比較実験はJ A F 認定の検査機関により実施されていなければならない。

また、同実験に用いるレーシングスーツの試験片は一般市販される状態の構造（表地、中地、裏地等が一体構造として縫製された状態のもの）と同一条件のものをを用いなければならない。

1. 摩擦溶融比較試験

摩擦溶融比較試験は、J I S 規格の試験方法L 1056のC法に基づき、実施されなければならない。

2. 摩耗強度の比較試験

摩耗強度の比較試験は、J I S 規格の試験方法L 1096のC法に基づき、「摩耗輪H-18」を用い回転数を500回と1000回の2種類が実施されなければならない。

3. 引き裂き強度試験

引き裂き強度試験は、J I S 規格の試験方法L 1096のD法に基づき実施されなければならない。

4. 公認基準

公認対象となるレーシングスーツは、下記内容に基づき総合的に判断し決定する。

- 1) 上記1. の摩擦溶融試験においては、表地の摩擦溶融状態について確認を行なう。
- 2) 上記2. の摩擦強度等の試験においては、比較に用いた皮の摩擦減量数値の130%以下を確保することが望ましいが、それを超える場合であっても、縫製上最も内側となる裏地の摩耗部分の破壊損傷度が20%以下であればよい。
- 3) 上記3. の引き裂き強度試験においては、構造の引き裂き強度について確認を行なう。
- 4) 公認対象となるレーシングスーツは、手首、足首等の運動性能の部分を除き、

他のいかなる部分においても上記２）の数値を確保する必要がある。

また、下記の部分についてはさらに安全のために十分な補強または保護が施されなければならない。

(1)膝を中心に膝の周囲全般

(2)肘を中心に肘の周囲全般

(3)肩を中心に肩の周囲全般

なお、補強、保護等については、比較試験に用いた構造（表地、中地、裏地等が一体構造として縫製された状態のもの）と同一のものを使用することが望ましく、その場合補強、保護された部分の強度は上記２．の皮の摩耗減量数値と同等または、それ以下の数値を確保していなければならない。

５）レーシングスーツの製造過程での縫製については十分な強度を確保していなければならない。

※なお、申請するレーシングスーツには本基準以外に耐熱、防炎効果のある素材が含まれていることが望ましい。

第６条 公認の確認

公認の確認は、申請日から70日以内に開催される J A F カート部会で報告され内容確認が行なわれた後公認される。

第７条 公認ラベルの取り付けの義務

公認されたレーシングスーツには、J A F 指定の公認ラベルを取り付けなくてはならない。

公認ラベルの取り付けはレーシングスーツの前面上部の見やすい位置に取り付けなければならない。

取り付け方法については細則：公認ラベルに従う。

第８条 公認の発効および有効期間

公認の発効日は申請が審査承認された翌日からとし有効期間は公認発効日から３年を経過した年の12月末日までとする。

公認有効期間が満了した後、さらに２年間 J A F 公認競技会で使用することが認められる。

第９条 公認書

公認書は J A F に３年間確保され、公認書の写しは公認発効日から10日以内に申請者に郵送される。

第10条 公認の無効

公認は次の場合無効となる。

1. 本基準第8条の有効期間を経過した場合。
2. 公認書の記載事項に虚偽の申請が発見された場合。
3. 公認されたレーシングスーツの仕様が実際の仕様と異なっていた場合。

第11条 公認申請料

「カート競技に関する申請・登録等手数料規定」の通りとする。

第12条 販売の義務

公認されたレーシングスーツは、メーカーのカタログに記載され、一般に販売され自由に購入できるものとする。

限定販売と明示されるものでもその販売方法は一般の販売店またはユーザーを対象に販売されなければならない。

第2章 再 公 認

第13条 再公認

公認されたレーシングスーツは、当初公認された状態に変更がない場合に限り随時再公認申請を行なうことができる。

この場合の書式はJ A F指定の再公認申請書を使用すること。

第14条 再公認の申請料

新規公認のための申請料金と同一とする。

細則：公認ラベル

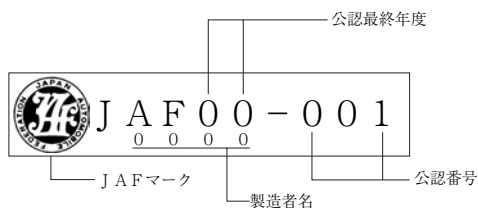
J A F 公認ラベルの製作ならびに取り付け

J A F 公認ラベルは下記の基準に従い製作され取り付けられること。

1. 公認ラベルは公認申請したレーシングスーツの製造者、または指定代理店でのみ取り付けることが出来る。
2. 公認ラベルの取り付けは、公認されたレーシングスーツに取り付けられなければならない。
3. 申請者は公認ラベルを次に従い製作しなければならない。
 - a) 縦3 cm×11cm以上であること。
 - b) ラベルには J A F マーク、文字および公認番号ならびにレーシングスーツ製造者名が明確に記載されていなければならない。
 - c) ラベルに記載する文字また公認番号の色は下記に従うものとする。

公認ラベル：白地に紺字で製作する。

4. 公認ラベルの内容を、C I K - F I A 『HOMOLOGATION REGULATION』8.11.2.7にならい、レーシングスーツに直接刺繍することにより、公認ラベルの貼付に代えることができる。
5. 公認番号は公認最終年度ならびに申請番号で構成される。
6. J A F 公認番号は公認申請承認の後10日以内に J A F から申請者に対し返送する公認書に明記される。



1972年1月1日制	定	2003年6月6日改	正
1991年10月23日改	定	2003年8月1日施	行
1992年1月1日施	行	2004年12月3日改	正
1994年10月13日改	定	2006年1月1日施	行
1995年4月1日施	行	2008年11月27日改	正
1995年10月5日改	定	2009年4月1日施	行
1996年1月1日施	行	2012年8月23日改	正
1997年2月4日改	定	2013年1月1日施	行
1997年4月1日施	行	2014年1月30日改	正
1999年2月5日改	定	2014年4月1日施	行
1999年5月5日施	行	2019年8月29日改	正
1999年7月23日改	正	2019年10月1日施	行
2000年4月1日施	行		

カート競技に関する申請・登録等手数料規定

「消費税込の金額」を表示し、これにその内訳（本体価格＋消費税10%）を付記しています。

第1条 クラブおよび団体の登録申請料

J A Fに登録されるクラブ、団体の加盟申請料および年度登録申請料は下表の通りとする。登録は毎年1月1日より12月31日までを有効期限とし、更新は前年の12月から開始し、原則としてその年の3月末までに行うものとする。

なお、すでに納入した加盟申請料および年度登録申請料は、自ら登録を取りやめ、また取消された場合でも返還されない。

クラブ・団体	種 別	申請料(円)	(本 体 価 格+消費税(10%))
準加盟カートクラブ	加 盟	8,400	(7,636+ 764)
	年度登録	19,100	(17,364+ 1,736)
加盟カートクラブ	加 盟	8,400	(7,636+ 764)
	年度登録	19,100	(17,364+ 1,736)
公認カートクラブ	加 盟	53,300	(48,455+ 4,845)
	年度登録	106,700	(97,000+ 9,700)
加盟カート団体	加 盟	53,300	(48,455+ 4,845)
	年度登録	106,700	(97,000+ 9,700)
特別カート団体	加 盟	106,700	(97,000+ 9,700)
	年度登録	213,400	(194,000+ 19,400)
加盟カートコース団体	加 盟	31,900	(29,000+ 2,900)
	年度登録	96,000	(87,273+ 8,727)
公認カートコース団体	加 盟	53,300	(48,455+ 4,845)
	年度登録	192,000	(174,545+ 17,455)

注1) 加盟申請料は新規登録の際に納入するものとし、以後の更新には、年度登録申請料のみを納入するものとする。

2) 準加盟カートクラブより加盟カートクラブ、加盟カートクラブより公認カートクラブ、加盟カート団体より特別カート団体および加盟カートコース団体より公認カートコース団体に昇格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。(年度途中において上級申請する場合は加盟申請料に年度登録申請料の差額を納入するものとする。)

3) 加盟カートクラブより準加盟カートクラブ、公認カートクラブより加盟カートクラブ、特別カート団体より加盟カート団体および公認カートコース団体より加盟カートコース団体に降格する場合は改めて規定の加盟申請料を納入するものとする。

第2条 公認競技会の組織許可申請料

J A F 公認競技会の組織許可申請料は下表の通りとする。ただし、複数のフォーマットを含む競技会の場合は、上位フォーマットの料金とする。

なお、すでに納入した申請料は返還されない。

競技のフォーマット	組織許可料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付	31,900	(29,000+ 2,900)
準国内	31,900	(29,000+ 2,900)
国内	53,300	(48,455+ 4,845)
地方選手権	42,600	(38,727+ 3,873)
ジュニア選手権	53,300	(48,455+ 4,845)
全日本選手権	106,700	(97,000+ 9,700)
準国際・国際	694,100	(631,000+ 63,100)
準国際・国際 (ジュニア)	373,600	(339,636+ 33,964)

第3条 クローズド競技開催届出料

クローズド競技については、第2条、第4条に定める組織許可申請料、カレンダーの登録等手数料は必要とせず、下記の開催届出料を必要とする。

競技のフォーマット	手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
クローズド	5,100	(4,636+ 464)

第4条 カレンダーの登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料

カレンダーにおける登録、変更、追加、名称変更および取消しの手数料は下表の通りとする。

1. カレンダーの登録手数料

競技のフォーマット	手数料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付	3,600	(3,273+ 327)
準国内	3,600	(3,273+ 327)
国内	13,800	(12,545+ 1,255)
準国際	53,300	(48,455+ 4,845)
国際	74,600	(67,818+ 6,782)

2. カレンダーの変更手数料

競技の格式			手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
制	限	付	2,600	(2,364 + 236)
準	国	内	2,600	(2,364 + 236)
国		内	6,400	(5,818 + 582)
準	国	際	26,500	(24,091 + 2,409)
国		際	42,600	(38,727 + 3,873)

3. カレンダーの追加手数料

競技の格式			手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
制	限	付	5,900	(5,364 + 536)
準	国	内	5,900	(5,364 + 536)
国		内	19,100	(17,364 + 1,736)
準	国	際	63,900	(58,091 + 5,809)
国		際	90,700	(82,455 + 8,245)

4. カレンダーの取消手数料

競技の格式			手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
制	限	付	9,500	(8,636 + 864)
準	国	内	9,500	(8,636 + 864)
国		内	31,900	(29,000 + 2,900)
準	国	際	106,700	(97,000 + 9,700)
国		際	160,200	(145,636 + 14,564)

5. カレンダーの名称変更手数料

競技の格式			手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
制	限	付	1,000	(909 + 91)
準	国	内	1,000	(909 + 91)
国		内	3,100	(2,818 + 282)
準	国	際	5,100	(4,636 + 464)
国		際	5,100	(4,636 + 464)

注) 国際格式については、上表の手数料の他にC I K - F I A料金が加算される。

第5条 タイトル登録料

C I K - F I Aタイトル競技会、カートプリタイトル競技会を開催する場合のタイトル登録料は下表の通りとする。

種 別	登録手数料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
C I K - F I A 登 録 料	534,000	(485,455 + 48,545)
カ ー ト プ リ 登 録 料	534,000	(485,455 + 48,545)

第6条 コース公認申請料

コース公認申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料は、公認が取消された場合であっても返還されない。

種 別	格 式	公認申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
国 際 (1 年) (実 費 別 途 納 入)	—	266,900	(242,636 + 24,264)
国 際 (3 年) (実 費 別 途 納 入)	—	760,600	(691,455 + 69,145)
国 内 (1 年)	国 内	138,800	(126,182 + 12,618)
	準 国 内	80,000	(72,727 + 7,273)
	制 限 付	41,800	(38,000 + 3,800)
国 内 (3 年)	国 内	395,500	(359,545 + 35,955)
	準 国 内	228,000	(207,273 + 20,727)
	制 限 付	119,400	(108,545 + 10,855)
臨 時	—	53,300	(48,455 + 4,845)

第7条 ライセンス許可証料

ライセンス許可証料は下表の通りとする。ライセンスの有効期間は毎年1月1日から12月31日までとする。なお、すでに納入されたライセンス許可証料は、ライセンスが取消された場合でも返還されない。

1. ドライバーおよびエントラントライセンス

種 別	区 分	許可証料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
国 際 A	新 規	10,500	(9,545 + 955)
	更 新	10,500	(9,545 + 955)
	再 発 行	5,100	(4,636 + 464)
国 際 B	新 規	9,500	(8,636 + 864)
	更 新	9,500	(8,636 + 864)
	再 発 行	4,600	(4,182 + 418)
国 際 C セ ニ ア	新 規	8,400	(7,636 + 764)
	更 新	8,400	(7,636 + 764)
	再 発 行	4,100	(3,727 + 373)
国 際 C リ ス ト リ ク テ イ ッ ド	新 規	6,400	(5,818 + 582)
	更 新	6,400	(5,818 + 582)
	再 発 行	3,100	(2,818 + 282)
国 際 C ジ ュ ニ ア	新 規	6,400	(5,818 + 582)
	更 新	6,400	(5,818 + 582)
	再 発 行	3,100	(2,818 + 282)
国 内 A	新 規	3,600	(3,273 + 327)
	更 新	3,600	(3,273 + 327)
	再 発 行	1,900	(1,727 + 173)
国 内 B	新 規	3,100	(2,818 + 282)
	更 新	3,100	(2,818 + 282)
	再 発 行	1,500	(1,364 + 136)
ジ ュ ニ ア 国 内 A	新 規	2,100	(1,909 + 191)
	更 新	2,100	(1,909 + 191)
	再 発 行	1,000	(909 + 91)
ジ ュ ニ ア 国 内 B	新 規	1,500	(1,364 + 136)
	更 新	1,500	(1,364 + 136)
	再 発 行	800	(727 + 73)
国 際 エ ン ト ラ ン ト	新 規	12,700	(11,545 + 1,155)
	更 新	12,700	(11,545 + 1,155)
	再 発 行	6,400	(5,818 + 582)
国 内 エ ン ト ラ ン ト	新 規	6,400	(5,818 + 582)
	更 新	6,400	(5,818 + 582)
	再 発 行	3,100	(2,818 + 282)

2. オフィシャル エキスパートライセンス

種 別	区 分	許可証料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
オフィシャル 1 級	新 規	5,900	(5,364 + 536)
	更 新	5,900	(5,364 + 536)
	再 発 行	2,900	(2,636 + 264)
オフィシャル 2 級	新 規	4,600	(4,182 + 418)
	更 新	4,600	(4,182 + 418)
	再 発 行	2,400	(2,182 + 218)
オフィシャル 3 級	新 規	3,600	(3,273 + 327)
	更 新	3,600	(3,273 + 327)
	再 発 行	1,900	(1,727 + 173)
エ キ ス パ ー ト ラ イ セ ン ス	新 規	31,900	(29,000 + 2,900)
	更 新	15,800	(14,364 + 1,436)
	再 発 行	7,900	(7,182 + 718)

1. 同一年度において上級の資格を取得し、または年齢の増加によりライセンスを更新する場合は、その差額とする。
2. オフィシャルライセンスの資格を併有するときは、1 件につき資格併有料 500円（本体価格455円、消費税45円）とする。
3. 盗難、遺失等によりライセンスを再発行するときは、表の通りとする。

第8条 ライセンス推薦申請料

ライセンス推薦申請の場合には、第6条ライセンス許可証料の他にライセンス推薦申請料を必要とする。その申請料は下表の通りとする。

なお、すでに納入された申請料については、ライセンス推薦申請が認められない場合であっても返還されない。

種 別	許可証料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
国 際 B	19,100	(17,364 + 1,736)
国 際 C セ ニ ア	17,100	(15,545 + 1,555)
国際Cリストラクティッド	12,700	(11,545 + 1,155)
国 際 C ジ ユ ニ ア	12,700	(11,545 + 1,155)
国 内 A	7,400	(6,727 + 673)
国 内 B	6,400	(5,818 + 582)
ジ ユ ニ ア A	4,100	(3,727 + 373)
ジ ユ ニ ア B	3,100	(2,818 + 282)
オフィシャル 1 級	11,700	(10,636 + 1,064)
オフィシャル 2 級	9,500	(8,636 + 864)
オフィシャル 3 級	7,400	(6,727 + 673)

第9条 抗議料

競技会における抗議料は下表の通りとする。

競技の格式	抗議料(円)	(本体価格+消費税(10%))
準国内以下の場合	21,200	(19,273+ 1,927)
国内競技の場合	53,300	(48,455+ 4,845)
国際競技の場合	106,700	(97,000+ 9,700)

第10条 控訴料

控訴料は下表の通りとする。

1. JAFのモータースポーツ審査委員会に申請する控訴

競技の格式	控訴料(円)	(本体価格+消費税(10%))
制限付以下の場合	106,700	(97,000+ 9,700)
国内、準国内競技の場合	160,200	(145,636+ 14,564)
国際競技の場合	266,900	(242,636+ 24,264)

2. JAFのモータースポーツ中央審査委員会に申請する控訴

内容	控訴料(円)	(本体価格+消費税(10%))
モータースポーツ中央審査委員会への控訴	534,000	(485,455+ 48,545)

第11条 抗議および控訴にかかわる費用

抗議および控訴に関する審査に特別な作業を伴う場合には、申請者はその作業の費用を全額負担することを申請時に保証しなければならない。

この費用は、抗議または控訴が正当と裁定された場合にのみ返却され、その場合当該費用は、被抗議者または、被控訴者が負担するものとする。

第12条 海外競技出場証明料

JAF発給の国際ドライバー（エントラント）ライセンス所持者が、外国において開催される競技に参加するために必要な出場証明書（国際モータースポーツ競技規則第70条、国内競技規則4-13）の申請料は下表の通りとする。

種別	証明書申請料(円)	(本体価格+消費税(10%))
1件につき	8,400	(7,636+ 764)
数次（当該年度有効）	24,500	(22,273+ 2,227)

第13条 外国のASN発給のライセンス取得のための証明料

JAF発給のドライバーライセンス所持者が、外国のASN発給のライセンスを

取得するために必要な証明書（国際モータースポーツ競技規則第110条）の申請料は下表の通りとする。

種 別	証明書申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
1 件 に つ き	15,800	(14,364 + 1,436)

第14条 エンジン、シャシー、タイヤ、用品等の公認申請料および登録申請料

公認申請料および登録申請料は下表の通りとする。なお、納入された申請料は、公認または登録が却下された場合でも返還されない。

1. 公認申請料

種 別	区分	申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
エ ン ジ ン	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
	国 際	192,000	(174,545 + 17,455)
シ ャ シ ー	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
	国 際	128,100	(116,455 + 11,645)
タ イ ヤ	国 際	31,900	(29,000 + 2,900)
レーシングスーツ	国 内	63,900	(58,091 + 5,809)
	国 際	63,900	(58,091 + 5,809)

注) 国際申請の場合はC I K - F I A料金を別途納入

2. 登録申請料

種 別	区分	申請料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
エ ン ジ ン	国 内	128,100	(116,455 + 11,645)
タ イ ヤ	国 内	31,900	(29,000 + 2,900)
潤 滑 油	国 内	31,900	(29,000 + 2,900)

注) 国際申請の場合はC I K - F I A料金を別途納入

第15条

上記第14条の申請にかかわる査察、立合等のための査察員の旅費、宿泊費、日当およびその他の諸経費の実費は申請者が支弁する。

第16条 ライセンス講習会開設申請料および受講料

ライセンス講習会関係諸申請料は下表の通りとする。なお、すでに納入した申請料等は開設を中止しても返還されない。

1. カート国内Bドライバーライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料 講義のみの場合	3,600	(3,273 + 327)
1件につき 講義実技同時開催	5,100	(4,636 + 464)
受講料 (実技指導料および車両の貸与料含む)	21,200円以内	(19,273円以内 + 1,927円以内)

2. カート国際Cドライバーライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料	6,900	(6,273 + 627)
受講料	17,100円以内	(15,545円以内 + 1,555円以内)

3. カート国際Bドライバーライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料	6,900	(6,273 + 627)
受講料	19,100円以内	(17,364円以内 + 1,736円以内)

4. オフィシャルライセンス講習会

種 別	申請料、受講料(円)	(本 体 価 格 + 消費税(10%))
開設申請料 (技術、コース、計時各1件に付き)	3,600	(3,273 + 327)
受講料 (実技指導料含む)	10,500円以内	(9,545円以内 + 955円以内)

※他の種目を同時に受講する場合は、1種目につき4,100円（本体3,728円、消費税372円）の割増とする。

附則 第1条 施行日

本規定は、2019年10月1日より施行する。

2020年 日本カート選手権規定

2019年7月25日 制 定
2020年1月1日 施 行

第1章 総 則

第1条 目 的

一般社団法人日本自動車連盟（以下「J A F」という。）は2020年（以下「当該年」という。）のカート競技会において優秀な成績を収めた者の栄誉をたたえるため、これを認定する日本カート選手権規定を制定する。

第2条 日本カート選手権の区分

日本カート選手権は次の通り区分される。

1. 全日本選手権
2. 地方選手権
3. ジュニア選手権

※全日本選手権およびジュニア選手権については夫々の地域シリーズ終了後、最終競技会として東西統一競技会を開催する。

第3条 日本カート選手権の部門

日本カート選手権は以下の選手権別に制定する。

1. 全日本選手権
全日本選手権は以下の3部門に区分する。
 - 1) OK部門
 - 2) フォーミュラスーパー125（F S - 125）部門
 - 3) フォーミュラピストン3（F P - 3）部門

2. 地方選手権

地方選手権は、第32条に基づき J A F が承認した部門で構成される。

3. ジュニア選手権

ジュニア選手権は以下の2部門に区分する。

- 1) フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門
- 2) フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）部門

第4条 日本選手権競技の走行距離または時間

区 分	部 門	走行距離または時間 (各ヒートの合計)	
		最 短	最 長
全日本選手権	O K	30kmまたは30分	90kmまたは90分
	F S - 125	〃	〃
	F P - 3	〃	〃
地方選手権	部門毎に定める		
ジュニア選手権	F P - J r	30kmまたは30分	50kmまたは50分
	F P - J r Cadets	20kmまたは20分	40kmまたは40分

第5条 選手権競技の成立要件

第3条に規定する部門毎にそれぞれ5台以上の車両の出走をもって成立とする。

5台に満たない場合は、第6条に定める選手権得点は与えられない。

第6条 得点基準

日本カート選手権として認定された各競技会において、第3条に規定する部門毎に第2章全日本選手権、第3章地方選手権または第4章ジュニア選手権で定める基準により得点が与えられる。

第7条 選手権保持者の認定

J A Fは第6条に基づき各選手権の各部門で最高得点を得た者を当該部門の選手権保持者として認定する。

複数のドライバーが同一の得点を得た場合は、下記に従い順位を決定する。

1. 有効得点の中で高得点を得た回数の多い順に順位を決定する。
2. 上記1の回数も同一の場合、当該部門の最終戦（全日本選手権F S - 125部門、F P - 3部門およびジュニア選手権（F P - J r Cadets部門コースシリーズを除く）においては東西統一競技会をいう。）で上位順位を得た者を上位とする。

なお、当該部門の最終戦に参加しなかった場合は、有効得点のうち最終戦により近い競技会において高得点を得た者を上位とする。

3. 上記1および2の方法によっても結果が出ない場合は、同順位とする、ただし、下位の者の順位は繰り上げない。

例) 2位が複数の場合：1位、2位、2位、4位

第8条 賞の授与

日本カート選手権保持者として認定された者に対して、J A Fが別に定めた「J A Fモータースポーツ賞典規定」による賞典を与える。

第9条 選手権の認定

全日本選手権は国内格式以上、地方選手権は準国内格式以上、ジュニア選手権競技会は準国内格式以上とし、夫々の選手権として申請された競技会の中からJAFが認定したものに対してのみタイトルの使用が許可される。

JAFは競技会終了後、選手権競技会としての要件を満たさなかったと判断した場合には、当該競技会を選手権から除外する場合がある。

第10条 カレンダー登録

日本カート選手権競技会のカレンダー登録は、別に定める「JAFカートカレンダー登録規定」による。

第11条 組織許可

JAFは、オーガナイザーが本規定およびJAFによる付帯条件等を遵守することを条件として、日本カート選手権競技の組織許可を与える。

第12条 組織許可申請の手続き

日本カート選手権競技会のカレンダー登録が認められた者は、開催日の2ヶ月前までに所定の書式により当該競技会の組織許可申請書類をJAFに提出すること。

第13条 参加者名簿のJAFへの提出

オーガナイザーは、国内競技規則4-28に基づき競技会開催日の7日前までに参加者名簿の写しをJAFに提出すること。

第14条 JAFオブザーバーの派遣

日本カート選手権競技会にはJAFからオブザーバーを派遣する場合がある。

第15条 参加台数の制限

日本カート選手権競技会の参加台数は、当該競技開催場所のパドック、駐車場の面積によりJAFが参加台数を制限する場合がある。

第16条 参加申込の拒否

オーガナイザーは、国内競技規則4-19に基づき、参加申込の拒否を行った場合は、速やかにその理由を付してJAFに報告すること。

第17条 日本選手権競技の延期、中止、非開催

オーガナイザーは、日本カート選手権競技会を延期または中止とする場合、開催予定日の2ヶ月前（天災地変またはこれに準ずる理由があるときを除く）までに、JAFに理由を付して届出を行い、承認を受けたうえ、必要な公示を行うこと。

正当な理由がなく、認定された日本選手権競技を中止または開催を行わなかった

オーガナイザーに対しては、次年度の日本選手権競技の開催を認めない。

第18条 規則違反

1. 日本カート選手権競技に適用される規則に違反した者に対し、J A Fは罰則を課する場合がある。
2. 年齢、ライセンス等、出場資格に制限のある日本カート選手権競技で、その資格に違反してエントリーしたことが競技会開始後に判明したドライバーについて、J A Fは当該年度の選手権の全得点を無効とする場合がある。

第19条 本規定の特例

やむを得ない事情により、本規定を適用できない場合はJ A Fがその処置を決定する。

第2章 全日本選手権

第20条 適用規則

全日本選手権競技は、J A F 国内カート競技規則とその細則、本規定、全日本カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第21条 競技車両

全日本選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F 国内カート競技車両規則」の第2条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. O K 部門：

J A F 国内カート競技車両規則第42条に定めるO K 車両とする。

2. F S - 125 部門：

J A F 国内カート競技車両規則第41条に定めるF S - 125 車両とする。

3. F P - 3 部門：

J A F 国内カート競技車両規則第37条に定めるフォーミュラピストン3（F P - 3）車両とする。

第22条 ドライバーの出場資格

全日本選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域および参加部門は何れかの地域ならびに部門に限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. O K 部門：

1) 国際Bドライバーライセンス以上の所持者。

2) 国際Cセニアおよび国内Aドライバーライセンス所持者については、下記の何れかの実績を満たす者。

(1) 当該年の前年の全日本選手権のO K 部門に出場した実績のある者。

(2) 過去の全日本選手権S u p e r K F 部門、K F 1 部門あるいはK F 部門で、年間総合順位が10位以内であった者。

(3) 当該年の前年の全日本選手権F S - 125 部門で、年間総合順位が10位以内、または前年の全日本選手権F P - 3 部門で、年間総合順位が3 位以内の者。

(4) J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。

2. F S - 125部門：

国内A以上または国際C リストリクティッドドライバーライセンス所持者。

3. F P - 3 部門：

国内A以上または国際C リストリクティッドドライバーライセンス所持者。

4. 東西統一競技会（東西統一競技会の構成については、第27条2「競技の構成」参照）F S - 125部門およびF P - 3 部門：

- 1) 当該年の東地域、西地域（第27条1「地域区分」参照）夫々で開催された全日本選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。
- 2) 出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第23条 開催資格

全日本選手権を開催するオーガナイザーは、以下の条件を満たしていること。

1. カレンダー登録申請締切日前にJ A Fによって開催される「全日本カート選手権カレンダー登録申請に係る説明会」に出席すること。

※開催日時、開催場所等の詳細は別途公示される。

2. カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは公認カートコース団体とする。

第24条 開催場所

全日本選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

OK部門の開催場所については、以下の基準を満たした公認カートコースとする。

1. 全長：800m以上
2. 走路の幅員：7～12m
3. スタート／フィニッシュラインが設定される直線路：100m以上
4. 2つの走路区域の間：6m以上

第25条 申請と認定

1. 全日本選手権は、原則として1コース1競技会開催とする。
2. J A Fは、全日本選手権OK部門としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. J A Fは、全日本選手権F S - 125部門およびF P - 3 部門としてオーガナイ

ザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。

4. OK部門最終競技会およびFS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会は、同日開催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、JAFが指定し、認定する。

第26条 審査委員会の認定

全日本選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJAF派遣とする。

第27条 開催地域区分と競技の構成

1. OK部門

- 1) 地域区分：設けない。
- 2) 競技の構成：OK部門は1競技会2レース制とする。

2. FS-125部門およびFP-3部門

- 1) 地域区分：東地域および西地域の2つの地域シリーズとして区分する。

東西統一競技会は、1つの地域シリーズ終了後、開催される。

東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉

西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

- 2) 競技の構成：1競技会1レース制とする。

第28条 得点基準

各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、競技会出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。

ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第21条の規定に合致する同一部門の車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

1. OK部門、FS-125部門およびFP-3部門得点基準表は表b①と②による。
2. FS-125部門およびFP-3部門東西統一競技会の得点は得点基準表b①の1.5倍とする。
3. OK部門シリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立したレースが6回に満たない場合、全得点を合算する。
4. FS-125部門およびFP-3部門のシリーズの順位は各地域での競技会および東西統一競技会で獲得した得点のうち高い得点の順に選手権として成立したレース数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。
成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 b (OK／FS-125部門／FP-3部門)

①決勝結果成績に付す得点

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

②予選結果成績に付す得点 (10位まで)

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第29条 競技番号の指定

前年の全日本選手権の各部門1位から10位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。

なお、前年の全日本選手権の各部門で1位から10位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号となる。

第30条 全日本選手権の成立

1. OK部門については、当該年に3回以上のレースが開催されなければ、全日本選手権は成立しない。
2. FS-125部門およびFP-3部門については、第27条に定める東・西何れかの地域で当該年に夫々3回以上の競技会が開催されなければ、全日本選手権は成立しない。

第3章 地方選手権

第31条 適用規則

地方選手権競技は、J A F 国内カート競技規則とその細則、本規定、地方カート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第32条 競技車両

地方選手権に参加が認められるカート競技車両は、オーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した技術規則に定める車両（F P - J r、F P - J r Cadets、Miniを除く）とする。

第33条 ドライバーの出場資格

地方選手権競技に出場するドライバーは、各部門毎に以下の条件を満たしていること。

なお、一つの競技会における同一ドライバーの参加できる部門は一部門のみとする。

ジュニアB ドライバーライセンス以上の所持者（満12歳以上または当該年12歳になる者）とし、詳細はオーガナイザーからの申請に基づき J A F が承認した競技規則に定めることとする。

ただし、F C - 2 部門は、国内B ドライバーライセンス以上の所持者とする。

第34条 開催資格

地方選手権を開催するオーガナイザーは、下記の何れかの条件を満たした加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

1. カレンダー登録申請時点で過去に単独で制限付格式以上の公認競技会を5回以上開催した実績を有する者。
2. 上記1を満たしていない場合は、過去に全日本選手権競技会を3回以上開催した実績のあるクラブ若しくは団体との共催により開催することを J A F が認めた場合。

第35条 開催場所

地方選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

F C - 2 部門の開催場所については、第2種カートコース（準国内）に限定する。

第36条 申請と認定

J A Fは、地方選手権として申請された競技会の中から、各シリーズ毎に3競技会以上の競技会を選手権競技会として認定する。

第37条 審査委員会の認定

地方選手権競技会における審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJ A Fの承認を受けた者とする。なお、J A Fが特に指名する場合もある。

他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJ A Fが承認する。

第38条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：

北海道地方－北海道全域

東北地方：青森県、岩手県、宮城県、福島県、秋田県、山形県

関東地方：新潟県、長野県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、
神奈川県、山梨県

中部地方：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

近畿地方：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

中国地方：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

四国地方：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

九州地方：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、
沖縄県

2. 競技の構成：

地方選手権は、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名または当該地域名を付す。

第39条 得点基準

1. 各シリーズの各部門毎に以下の通り得点が与えられる。ただし、出場台数に応じて下表aの通り得点の対象となる順位が制限される。
2. ドライバーは、年間を通じて第38条の異なるシリーズに出場することができる。出場するシリーズ毎に第3条の2に規定する部門を任意に選択することができる。
3. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第32条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。

表 a (得点対象)

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

得点基準は表 b による。

得点合計の対象となる競技会は、選手権競技会として開催されたシリーズ毎の当該部門競技会の合計数の75%（小数点以下四捨五入）とし、その得点合計によりシリーズ順位を決定する。

ただし、開催された競技会の合計数が5競技会に満たない場合は、開催されたシリーズ毎の当該部門競技会のレースのすべてが得点合計の対象となる。

表 b

順位	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位	8位	9位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9点	8点	7点	6点	5点	4点	3点	2点	1点

第40条 競技番号の指定

前年の当該地域の地方選手権の各部門1位の者に対して、順位と同一の競技番号を与える。これを適用できない場合、ドライバーの実績を勘案し、オーガナイザーが競技番号を指定する。同競技番号は、シリーズ1位を得た地域ならびに当該部門でのみ使用が認められ、他地域ならびに他部門での使用は認められない。

なお、前年1位となった者以外はこの競技番号を使用することはできず、この者が不出場の場合、当該競技番号は空番号とする。

第41条 地方選手権の成立

第38条に定めるシリーズで、第32条に定められた各部門の競技会が当該年度で夫々3回以上開催されなければ、当該シリーズは成立しない。

第4章 ジュニア選手権

第42条 適用規則

ジュニア選手権競技は、J A F国内カート競技規則とその細則、本規定、ジュニアカート選手権統一規則および競技会特別規則が適用される。

第43条 競技車両

ジュニア選手権に参加が認められるカート競技車両は、「J A F国内カート競技車両規則」の第1条に定める第1種競技車両に限定し、各部門により以下の通りとする。

1. フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門：

J A F国内カート競技車両規則第34条に定めるフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）車両とする。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）部門：

J A F国内カート競技車両規則第35条に定めるフォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）車両とする。

第44条 ドライバーの出場資格

ジュニア選手権競技に出場するドライバーは、以下の条件を満たしていること。

ドライバーが出場できる地域は東地域または西地域（第49条1「地域区分」参照）何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。

1. フォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門

1) ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

（1）ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。

（2）J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。

2) 年齢制限

12歳（12歳の誕生日を迎える当該年）以上15歳未満の者。

なお、当該年に満14歳に達しても国際Cリストラクティッドドライバーライ

センスを取得しなければ、また、満15歳に達しても、一般ライセンスを取得しなければ、その年のフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門に出場することが認められる。

3）東西統一競技会：

（1）当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会の何れかの部門に出場した実績を有する者。

（2）出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

2. フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）部門

1）ライセンス

ジュニアA、国際Cジュニアドライバーライセンス所持者とする。

または、ジュニアBカートドライバーライセンス所持者で、参加申込時点において、以下の何れかの実績を満たす者。

（1）ライセンス取得後クローズド格式以上の競技会に3回以上出場した実績を有する者。

（2）ライセンス取得後J A F公認カートコースにおけるスポーツ走行の経験時間が20時間以上あり、その証明を有する者。

（3）J A Fによって特に認められた者（海外での実績等）。

2）年齢制限

9歳（9歳の誕生日を迎える当該年）以上13歳未満の者。

なお、当該年に13歳に達しても、その年のジュニア選手権競技に出場することが認められる。

3）出場できる地域シリーズは、東地域または西地域（第49条の1「地域区分」参照）の何れかに限定され、シリーズの途中で変更することはできない。ただし、地域シリーズとコースシリーズに重複して出場することは認められる。

4）東西統一競技会：

（1）当該年の東地域、西地域（第49条の1「地域区分」参照）夫々で開催されたジュニア選手権の地域シリーズ競技会、またはコースシリーズ競技会に出場した実績を有する者。

（2）出場できる部門は、ドライバーが当該年に出場した部門に限定する。

第45条 開催資格

ジュニア選手権を開催するオーガナイザーは、カレンダー登録申請時点で過去に単独で準国内格式以上の公認競技会を5回以上（内1回以上の国内格式競技会を含む）開催した実績を有する加盟または公認カートクラブ、若しくは加盟または公認カートコース団体とする。

第46条 開催場所

ジュニア選手権の開催場所は、カレンダー登録申請時点で同選手権開催に有効なコース許可証を所持している公認カートコースであること。

第47条 申請と認定

1. ジュニア選手権は、コースシリーズとして開催されるフォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）部門を除き、原則として1コース1競技会開催とする。
2. J A Fはジュニア選手権としてオーガナイザーから申請された競技会の中から、東地域、西地域および各カートコース毎に夫々3競技会以上5競技会以内の競技会を選手権競技会として認定する。
3. ジュニア選手権東西統一競技会の開催は、原則として、全日本選手権東西統一競技会との併催とし、オーガナイザーからの申請に基づき、J A Fが指定し、認定する。

第48条 審査委員会の認定

コースシリーズを除くジュニアカート選手権競技会における審査委員会は3名で構成し、審査委員長および審査委員1名はJ A F派遣とする。

ただし、コースシリーズにおける審査委員長は、オーガナイザーが「1級」のオフィシャルライセンス所持者またはエキスパートライセンス所持者の中から選出しJ A Fの承認を受けた者とする。なお、J A Fが特に指名する場合もある。他の審査委員はオーガナイザーが指名した者をJ A Fが承認する。

第49条 開催地域区分と競技の構成

1. 地域区分：
 - 1) 東地域：北海道、青森、秋田、岩手、山形、宮城、福島、新潟、長野、山梨、群馬、栃木、茨城、埼玉、東京、神奈川、千葉
 - 2) 西地域：静岡、富山、石川、福井、岐阜、愛知、三重、大阪、兵庫、滋賀、京都、奈良、和歌山、岡山、鳥取、島根、広島、山口、香川、徳島、

高知、愛媛、福岡、大分、佐賀、長崎、熊本、宮崎、鹿児島、沖縄

2. 競技の構成：

ジュニア選手権は、次の2つから構成される。

1) 地域シリーズ：

地域シリーズは、前項1.の東地域および西地域の2つの地域シリーズとして構成する。東西統一競技会は、上記の選手権競技会終了後、開催される。

2) コースシリーズ：（F P - J r Cadets部門のみ）

コースシリーズ、1つまたは複数のカートコースにおいて1つのシリーズを構成する。この場合の呼称は、開催されるカートコース名を付す。

第50条 得点基準

1. 選手権競技会として認定された各競技会において、出場台数に応じて下表 a の通り得点の対象となる順位が制限され、下表 b の通り得点が与えられる。
2. ドライバーは、年間の各競技会を通じ、第43条の規定に合致する車両であれば異なる車両で参加しても得点が加算される。
3. 東西統一競技会の得点は得点基準表 b の1.5倍とする。
4. 地域シリーズの順位は東・西夫々の地域における得点および東西統一競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。
5. コースシリーズの順位は各競技会で獲得した得点のうち、高い得点の順に選手権として成立した競技会数の75%（小数点以下四捨五入）を集計し、その得点合計により決定する。成立した競技会が4回に満たない場合は、全得点を合算する。

表 a（得点対象）

出場台数	得点対象順位	出場台数	得点対象順位
40台以上	20位まで	22～23台	11位まで
38～39台	19位まで	20～21台	10位まで
36～37台	18位まで	18～19台	9位まで
34～35台	17位まで	16～17台	8位まで
32～33台	16位まで	14～15台	7位まで
30～31台	15位まで	12～13台	6位まで
28～29台	14位まで	10～11台	5位まで
26～27台	13位まで	8～9台	4位まで
24～25台	12位まで	5～7台	3位まで

表 b

順位	1 位	2 位	3 位	4 位	5 位	6 位	7 位	8 位	9 位	10位
得点	25点	22点	20点	18点	16点	15点	14点	13点	12点	11点
順位	11位	12位	13位	14位	15位	16位	17位	18位	19位	20位
得点	10点	9 点	8 点	7 点	6 点	5 点	4 点	3 点	2 点	1 点

第51条 競技番号の指定

本年度のジュニア選手権各部門各シリーズ 1 位から10位の者に対して、翌年も本ジュニア選手権の同一部門同一シリーズに出場する場合には、順位と同一の競技番号を与える。

第52条 ジュニア選手権の成立

1. 地域シリーズについては、第49条 1 に定める東・西何れかの地域で、第 3 条 3 に定めるフォーミュラピストンジュニア（F P - J r）部門、フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）部門毎に、競技会が当該年度に夫々 3 回以上開催されなければ、その部門のジュニア選手権は成立しない。
2. コースシリーズについては、競技会が当該年度に 3 回以上開催されなければ、その部門の当該ジュニア選手権は成立しない。

第53条 本規定の施行

本規定は、2020年 1 月 1 日より施行する。

2020年

J A F 国内カート競技車両規則

1995年7月1日	制 定	2008年1月1日	施 行
1996年1月1日	施 行	2008年7月31日	制 定
1996年7月11日	改 定	2009年1月1日	施 行
1997年1月1日	施 行	2009年7月30日	制 定
1997年10月23日	改 定	2010年1月1日	施 行
1998年1月1日	施 行	2010年7月29日	制 定
1998年7月27日	制 定	2011年1月1日	施 行
1999年1月1日	施 行	2011年7月28日	制 定
1999年7月28日	制 定	2012年1月1日	施 行
2000年1月1日	施 行	2012年7月26日	制 定
2000年8月1日	制 定	2013年1月1日	施 行
2001年1月1日	施 行	2013年8月1日	制 定
2001年8月1日	制 定	2014年1月1日	施 行
2002年1月1日	施 行	2014年7月31日	制 定
2002年7月31日	制 定	2015年1月1日	施 行
2003年1月1日	施 行	2015年7月30日	制 定
2003年7月28日	制 定	2016年1月1日	施 行
2004年1月1日	施 行	2016年7月28日	制 定
2004年8月3日	制 定	2017年1月1日	施 行
2005年1月1日	施 行	2017年7月27日	制 定
2005年8月2日	改 正	2018年1月1日	施 行
2006年1月1日	施 行	2018年7月25日	制 定
2006年8月9日	制 定	2019年1月1日	施 行
2007年1月1日	施 行	2019年11月28日	制 定
2007年8月1日	制 定	2020年1月1日	施 行

2020年 J A F 国内カート競技車両規則

第 1 章 カート競技車両の分類と定義

第 1 条 カート競技車両の分類

カート競技に使用する車両を次の通り分類する。

- 1) 第 1 種競技車両：J A F 国内カート競技車両規則に定められる車両。
- 2) (リブレ) その他の車両：J A F 国内カート競技車両規則のどのグループにも属さない車両。

1. カート競技車両のクラス区分

カートは、使用されるエンジンによって、次の 8 つのカテゴリーに区分される。

クラス K Z 1、K Z 2 は格式準国内以上の競技として行われなければならない。

変速機なしのエンジンについては、いかなる可変点火装置（徐々に早めたり遅らせたりする装置）も禁止される。変速機付きのエンジンについては、可変点火装置は J A F および C I K - F I A に承認されるものとする。

	カテゴリー	ク ラ ス	排気量
1	F P	F P - J r	100cc
		F P - J r Cadets	100cc
		F P - 2	100cc
		F P - 3	100cc
2	F C	F C	125cc
		F C - 2	125cc
3	F S - 4	F S - 4	280cc
4	F S - 125	F S - 125	125cc
5	O K	O K	125cc
		O K - Junior	125cc
6	K Z	K Z 2	125cc
		K Z 1	125cc
7	Superkart	Superkart	250cc
8	Mini	Mini	60cc

第2条 定義

1. 総則

1) カートの定義

カートとは、ボディ付きまたはボディなしの陸上車両であり、地面と常に接触する、直線上に並べられていない4本の車輪を有し、そのうち2本は操向を行い、その他の2本が推進を行う。

その主要部品は、シャシー（ボディ）、タイヤ、エンジンである。

2) データロガー（データ蓄積装置）

レース中またはレース後にドライバーに情報の読み取り、表示、入手、登録、通知、伝達を可能にする、カートに据え付けられた、メモリー付きまたはメモリーなしの全システム。

3) テレメトリー（データ送信装置）

移動中のカートと外部の物体の間のデータ伝送。

4) 機械部品

推進、操舵、および制動に必要な部品、ならびにそれらの通常機能に必要な可動式または可動式でない付属品。

5) オリジナルまたは量産部品

当該装備の製造者により実施される予定されたすべての製造過程を経た、カートに当初から搭載されている部品。

6) 複合材

複数の異なる構成要素で形成される材料で、その組み合わせにより、各構成要素単体にはない材料特性が得られるもの。

7) 最大値

変化する量が達する最大の値。上限値。

8) 最小値

変化する量が達する最小の値。下限値。

2. シャシー

機械部分とボディワークを組み合わせたカートの全体構造で、同構造と相互に関連する部品を含む。

1) フレーム

ワンピースで作られたシャシー主要支柱部分で、これに主要部品および補助

部品が取り付けられる。

3. エンジン

エンジンとは車両の推進装置を意味する。シリンダーブロック、シリンダー、点火装置、キャブレター、ギヤボックス、クランクシャフトケーシングおよび排気装置を含むエンジンとする。そのクラス分けは、第1条と同じとする。過給装置は認められない。

1) 気筒容積

ピストンの上下運動によりエンジン・シリンダー内にできる容積V。

同容積は、立方センチメートルで表され、エンジンの排気量を計算する際、 π の値は常に3.1416を用いる。

$$V = 0.7854 \times d^2 \times I \times n$$

： d = 内径、I = 行程、n = シリンダー数。

2) ダクトまたは通路

ダクトまたは通路は円筒状または円筒－円錐状の構成部品であり、それらの長さや位置にかかわらず、ガスの通過を可能にする。

ダクトまたは通路の数：真のダクトまたは通路の数は、ポンプケーシングからピストン先端にガスを伝達すると同時に、シリンダー外部から吸気ポートへ、あるいは排気ポートからシリンダー外部へガスを伝達する円筒状または円筒－円錐状の構成部品の最大量である。

3) 掃気・排気ポート

ポートはシリンダーの末端部と掃気・排気ダクトの交差をもって構成される。このポートはピストンの追加により開閉する。

4) パワーバルブ

手動、電動、油圧、またはその他の方法により、エンジンが始動している時に通常の排気ポートタイミング、またはピストンと排気の最終出口の間の排気ガスの流れを変更することができる方式。

5) デコンプレッションバルブ

エンジン始動段階においてエンジン圧縮を制限することを唯一の目的とした受動的機械式システムを意味する。始動段階が終了した場合、バルブは閉じなければならない。エンジンが始動した状態でカートがトラック上にある場合は作動してはならない。いかなる状況においても、またどんな時でも、本システ

ムは、規定された最小値を下回ってエンジン燃焼室の容積を減少させてはならない。

4. ラジエター

ラジエターとは外気により液体の冷却を可能にする特定の交換器を指す。液体／空気交換器。

5. 燃料タンク

エンジンへ流れる燃料を納める容量。

6. ホイール

カートの操舵および／または推進のため、空気タイヤ付きのリムで定義される。

第2章 一般規定

第3条 総則

1. カートおよびその改造は、カートがエントリーしているカテゴリーおよび／またはクラスに適用される個別の規則、または以下の一般規定に適合していなければならない。
2. 適用
本一般規定は、個別規定適用の対象とならない場合に、全てのカテゴリーおよびクラスに適用される。
3. 大会中いかなる時も、自己のカートが規則に適合していることを技術委員および審査委員に対して証明するのは各エントラントの義務である。
4. 改造
本規則の条項によって明白に許可されている場合、またはJ A Fによって安全上の理由により決定された場合を除き、改造は禁止とする。改造とは、公認を取得し、公認書に表記されているオリジナル部品の当初の外観、寸法、図面または写真から変更される可能性のあるすべての作業と理解される。
5. 材料、部品の追加
材料または部品の追加または取り付けは、本規則の条項で明確に許可されている場合、またはJ A Fによって安全上の理由により決定されている場合を除き禁止とする。一旦取り外した材料は再び使用することはできない。事故後にフレームのジオメトリーを修復する場合、修理に必要な材料の追加は認められる（溶接用に金属を追加する場合）。摩耗あるいは破損したその他の部品については、本規則の条項で例外的に許可している場合を除き、材料の追加または取り付けによる修理を行ってはならない。

第4条 カート

1. 一般要件
 - 1) カートは、シャシー／フレーム（ボディワーク付き、またはボディワークなし）、タイヤ、およびエンジンから構成される。また、以下の一般条件を満たしていなければならない。

2) 乗車位置：

足を進行方向に向けてシートに座ること。

3) ホイールの数：4

4) 装備：

シャシーへのチタニウム材質の使用は禁止される。

5) エアロfoil：

いかなる形状も許されない。また他の部品、あるいは機能であるとする説明
はいっさい認められない。

2. 特別要件

－ シャシー	第5条
－ 寸法と重量	第6条
－ バンパー	第7条
－ フロアトレイ	第8条
－ ボディワーク	第9条
－ トランスミッション	第10条
－ リアアクスル	第11条
－ チェーン／電動ベルトガード	第12条
－ ガード	第13条
－ サスペンション	第14条
－ ブレーキ	第15条
－ ステアリング	第16条
－ シート	第17条
－ ペダル	第18条
－ アクセルレーター	第19条
－ エンジン	第20条
－ 吸気消音器	第21条
－ 排気	第22条
－ 音量規制	第23条
－ 燃料タンク	第24条
－ 燃料	第25条
－ ホイールおよびタイヤ	第26条

－ 始動およびクラッチ	第27条
－ ナンバープレート	第28条
－ 公認	第29条
－ テレメトリー	第30条
－ リア赤色灯	第31条
－ バッテリー	第32条

第5条 シャシー

フレームの構造は強固で、かつシャシーと一体となっており、一時的な部分を含んでいてはならない。フレームの幅は車輪の内側リムの間隔以下でなければならない。車輪および車体部分を除き、いかなる部分もフレームから外部に突出してはならない。フレームは磁気に感應する材質で、直径25mm以上のものであって、かつ肉厚1.8mm以上の円形の鋼管、またはそれと同程度の強度を有するものを用いなければならない。

ただし、C I K - F I A 公認シャシー、J A F 公認シャシーともに公認有効期間が満了した後、さらに2年間 J A F 公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

1. シャシー

1) 記述

シャシーは下記により構成される：

- ①シャシー主要部品
- ②シャシー付属部品

2) 改造と識別

公認されたシャシーのすべての改造は下記のものを除き可能である：

- － 公認書のAおよびB欄に記載されている事項。
- － C欄にC I K - F I A または J A F 型式の製造者が記載されている事項。

2. シャシーフレームの主要部品

1) 記述

この部品は下記の通り：

- a) シャシーフレーム
- b) シャシーフレームにタイヤのみを仲介として駆動力を伝達するすべての部品。

2) 必要事項

①すべてのシャシー主要部品はシャシーフレームに強固に固定されているか、組み込まれていなくてはならない。可動式の連結部分は、通常ステアリングナックルサポートとステアリングシステムにのみ認められるものとする。その他の、1次元、2次元、3次元の連結機能のあるすべての装置は禁止される。

いかなる油圧式、気圧式の振動緩衝装置も禁止される。

チタニウムの使用は禁止される。

②シャシーフレームは、車両全体の中心部分および主要支柱部分である。これは、車両が走行している時に発生させる負荷を緩衝することができるのに必要な強度を有していなくてはならない。

磁鋼管の構造であること。

溶接またははんだ付けされた部品による継ぎ目のない構造であること。

3. シャシー補助部品

1) 記述

シャシー主要部品を除き、車両が適切に機能するために寄与するすべての要素は、規定に合致していることとし、オプション装置についても同様である。

補助部品は、シャシーフレームに、タイヤのみを仲介とし、駆動力を伝動する機能を有してはならない。

2) 必要事項

これらはしっかりと固定されていなくてはならない。可動性の連結部は認められる。

チタニウムの使用は禁止される。

①カート

カートはシャシー（ボディ付きまたは無し）、タイヤとエンジンで構成される。これは下記の一般規定に合致していなくてはならない。

－安全性：カートは安全規定を満たし、本規定に合致した状態のみ走行することができることとする。カートは規則が遵守され、ドライバーやその他の競技者に危険が伴わないよう設計され、維持されていなくてはならない。

－寸法：第6条

- －タイヤを装着した車輪の数：4本
- －トランスミッション：第10条
- －乗車位置：足を進行方向に向け、シートに座ること。
- －騒音特性：第23条
- －燃料：第25条
- －始動スイッチ、クラッチ：第27条
- －公認：第29条

② シャシー

②－1 構成部品

シャシーフレーム

シャシー主要部品

補助部品

②－2 特別必要事項

車両の強度を向上させるために、特別に組み立てられた管や部品（補助部品）を取り付けてよい。ただし、カートおよびドライバーの安全性に対して危険を生じさせてはならない。

- －油圧式、気圧式、および機械式の緩衝装置は、車両全体に対し禁止される：第6条（四辺形の制限）
- －シート：第17条
- －ブレーキ：第15条
- －ステアリング：第16条
- －ボディワーク：第9条
- －バンパー：第7条
- －フロアトレイ：第8条
- －チェーンガード：第12条
- －ペダル：第18条
- －排気装置：第22条
- －ホイールおよびタイヤ：第26条
- －ナンバープレートおよび広告プレート：第28条
- －燃料タンク：第24条

②-3 材質

シャシーに対しチタニウムを使用することは禁止される。

③シャシーフレーム

③-1 機能

- 車両の主要支柱要素全体の上부를構成する。
- シャシーの主要部品をしっかりと固定し、補助部品を結合する役目をもつ。
- 車両が走行中に発生する荷重に対し必要な強度を車両に与える。

③-2 必要事項

- 鋼管構造

溶接またははんだ付けされた部品による継ぎ目なし構造で、分離可能でないこと。

- 結合なし（1次元、2次元または3次元において変動可能）。

- シャシーフレームの変動は管構造の伸縮度に一致すること。

③-3 材質

構造用鋼または構造用合金鋼。

④シャシーの主要部品

④-1 機能

シャシーフレームへ、タイヤのみの仲介により駆動力を伝達する。

④-2 記述

- | | |
|-----------------|---|
| - サポート付きのリム | ① |
| - リアアクスル | ② |
| - ステアリング ナックル | ③ |
| - キング ピン | ④ |
| - リアアクスルのサポート装置 | ⑤ |

必要な場合

- | | |
|-------------|---|
| - フロントの連結部品 | ⑥ |
| - リアの連結部品 | ⑦ |

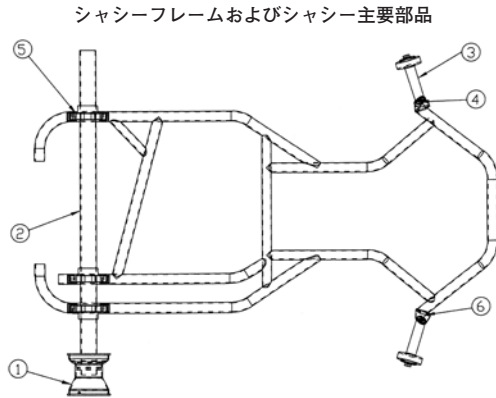
④-3 必要事項

固定構造が必要となる。

結合なし（1次元、2次元または3次元に変動可能なもの）

④- 4

チタニウム材質の使用は禁止される。



⑤補助部品

⑤- 1 機能

カートが正常に機能することに寄与するすべての部品は、シャシーフレームとシャシーの主要部品を除き、規定に合致していなくてはならない。

⑤- 2 記述

ブレーキ、エンジン、排気装置、ステアリング、シート、ペダル、バンパー、吸気消音装置への取り付け部品。

- すべての付属装置および連結部品
- すべてのプレートおよびスプリング
- その他の取り付けポイント
- 補助チューブおよび部品
- ブレーキ、ブレーキディスク
- その他

⑤- 3 必要事項

これらの部品は競技中に外れることがないように取り付けられていなくてはならない。

⑤- 4 材質

チタニウムの使用は禁止される。

第6条 寸法と重量

1. 技術仕様

車両各部の寸法は、次に規定する範囲内のものでなければならない。

- 1) 車両全長：182cm以下（フロントフェアリングを除く）とする。Superkartについては210cm以下とする。
- 2) 車両最大幅：140cm以下とする。F P - J r Cadetsは、120cm以下とする。
- 3) ホイールベース：101cm以上、127cm以下とする。F P - J r Cadetsは90cm以上、95cm以下とする。Superkartは、106cm以上127cm以下とする。
- 4) トレッド：タイヤの接地面の中心線をもって測定し、ホイールベースの2/3以上とする。
- 5) 高さ：シートを除き、地上から65cmを超えてはならない。
- 6) いずれの部材もフロントフェアリング、リアホイールプロテクション（リアホイールプロテクションを装着していない場合またはSuperkartの場合は、リアバンパー）によって形成される四辺形から突出してはならない。

2. 重量

1) 車両最低重量制限

①カテゴリー F P	: F P - J r	: 130kg
	: F P - JrCadets	: 110kg
	: F P - 2	: 145kg
	: F P - 3	: 145kg
②カテゴリー F C	: F C	: 165kg
	: F C - 2	: 165kg
③カテゴリー F S - 4	: F S - 4	: 別途定める
④カテゴリー F S - 125	: F S - 125	: 別途定める
⑤カテゴリー O K	: O K	: 145kg
	: O K - J u n i o r	: 140kg
⑥カテゴリー K Z	: K Z 2	: 175kg
	: K Z 1	: 175kg
⑦カテゴリー Superkart	: Superkart	: 208kg/218kg
⑧カテゴリー M i n i	: M i n i	: 110kg

- 2) 上記の重量は競技中ドライバーが競技のための通常の装備（フルフェイスヘルメット、グローブ、ブーツ）を装着している状態での最小限度のものとす。ただし特別規則に規定することにより、各クラスとも15kgまで重量を軽減することができる。
- 3) 車両およびドライバーは、競技中いかなる方法によっても、車両およびドライバー自身の重量を変更してはならず、競技中あるいは競技終了後任意に行われる点検の際に、違反が発見された場合には、そのドライバーはそのヒートから除外され、そのヒートの結果は無効となる。
- 4) カートの重量を単一または複数のバラストを用いて調整することが認められるが、バラストは固定ブロックで、直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャーシまたはシートに取り付けられていなければならない。
Superkartにおいては、バラストはシートに取り付けられてはならず、直径最小6mmの少なくとも2本のボルトを用いてシャーシフレームのメインチューブまたはフロアトレイにのみ取り付けることができる。

第7条 バンパー

バンパーとは、フロント、リアおよびサイドに義務付けられる防護物である。バンパーには、磁気反応鋼材を用いなければならない。

1. フロントバンパー（Superkartを除く）

下記1) から3) に示す何れかの基準に適合しなければならない。

1) 基準A

- ①最小の高さは地上から15cm以上とする。
- ②バンパーは、最小直径15mmの鋼鉄製パイプとし、シャーシフレームに連結されなければならない。

2) 基準B

- ①最小直径16mmの鋼鉄製の上部バー（①）と最小直径20mmの鋼鉄製の下部バー（②）。2本のバーは連結されていること。
- ②上記の2つの部品は、ペダルの付属装置から独立していること。
- ③フロントフェアリングの取り付けが可能な形状であること。
- ④フロントバンパーは、4点でシャーシフレームに取り付けられていなければならない。
- ⑤フロントオーバーハング：最小350mm（③）

- ⑥下部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低300mm (④)。
- ⑦下部バーの付属装置は、シャシーの軸に対して平行で（水平・垂直方向に）、バンパーを50mm取り付けられる形状であること（シャシーフレームへの取付装置） (⑤)。付属装置は互いに450mm離し (⑥)、地上から90+/-20mmの高さで (⑦) カートの縦軸の中心に取り付ける。
- ⑧上部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低400mm (⑧)。
- ⑨上部バーの高さは、地上から200mm～250mmとする (⑨)。
- ⑩上部バーの付属装置は、互いに550mm離し (⑩)、カートの縦軸の中心に取り付ける。

3) 基準C

- ①最小直径16mm（2つのコーナーは一つの一定の湾曲度でなければならない）の鋼鉄製の上部バー (①) と最小直径20mm（2つのコーナーは一つの一定の湾曲度でなければならない）の鋼鉄製の下部バー (②)。2本のバーは連結されていること。
- ②上記の2つの部品は、ペダルの取付部品から独立していること。
- ③フロントフェアリングの取り付けが可能な形状であること。
- ④フロントバンパーは、4点でシャシーフレームに取り付けられていなければならない。
- ⑤フロントオーバーハング：最小350mm (③)
- ⑥下部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低295mm、最長315mm。(④)
- ⑦下部バーの取付部品は、シャシーの軸に対して平行で（水平・垂直方向に）、バンパーを50mm取り付けられる形状であること（シャシーフレームへの取付装置） (⑤)。取付部品は互いに450mm離し (⑥)、地上から90+/-20mmの高さで (⑦) カートの縦軸の中心に取り付ける。
- ⑧上部バーの幅は、直線部でカートの縦軸に対して最低375mm、最長395mm。(⑧)
- ⑨上部バーの高さは、地上から200mm～250mmとする (⑨)。
- ⑩上部バーの取付部品は、互いに550mm離し (⑩)、カートの縦軸の中心に取り付ける。
- ⑪上下バーの取付部品は、シャシーフレームに溶接されてなくてはならない。

2. Superkartのフロントバンパー

地上からの高さ：最小150mm。シャシーフロントメンバーの上方に平行に取り付けられる。バンパーは最小15mmの直径を持ち、相互に溶接された1つあるいはいくつかのチューブからなる。それに義務付けられるフロントフェアリングの取り付けが可能でなければならない。

3. リアバンパー（Superkartを除く）

下記1）または2）に示す何れかの基準に適合しなければならない。

1）基準A

- ①最小の高さは地上から20cm以上とする。
- ②バンパーは、最小直径19mmの鋼鉄製パイプ若しくはそれと同等の強度を有するものとし、側面ではシャシーフレームに接続されなければならない。
- ③バンパー下側には最小直径15mmの鋼鉄製パイプ若しくはそれと同等の強度を有する防護バーを取り付けること。

2）基準B

- ①最小直径16mmのアンチインターロック・バーと最小直径16mmの上部バーが最小構成となる。ユニット全体は、シャシーの2本の主要パイプの上で、少なくとも2点で（できれば可動性のシステムによって）フレームに固定しなければならない。
- ②高さ：フロントホイールとリアホイール上部を結ぶ平面を最高とする；地上から最小の高さは上部バー200mm (⑪)、アンチインターロック・バーで80mm+/-20mm (⑫) とする。
- ③最小値：600mm
- ④リアオーバーハング：最大400mm

4. Superkartのリアバンパー

義務付けられ、それは少なくとも直径18mm、厚さ1.5mmを有し、地上から 150 ± 20 mmの高さに位置する少なくとも1本のバーから構成される。本装置は少なくとも2か所でサプルシステムのようなものでフレームに固定されなければならない、その最小幅は1,100mmで、最大幅はカートのリアトレッドまでとする。その両端には角部があってはならず、少なくとも半径60mmの曲げを有していること。

5. リアプロテクション

すべてのカテゴリーにおいて、リアプロテクションの装着が義務付けられ、次の条件を満たさなければならない。F P - J r CadetsとF Cを除き、C I K - F I A公認のリアプロテクションを装着すること。

- 1) リアプロテクションおよびシャシーに取り付けるための支持具は、F P - J r CadetsとF Cを除き、C I K - F I A公認を取得していること（C I K - F I Aロゴおよび公認番号）。
- 2) リアプロテクションを取り付けるためにシャシーを改造することは禁止される。
- 3) いかなる場合もリアタイヤの上端を通る平面より高く位置してはならない。
- 4) リアプロテクションの表面は、均一で平らでなくてはならない。リアプロテクションには取り付けに必要なそして／または公認時にあるもの以外の穴や切れ目があってはならない。
- 5) リアプロテクションの前面と後輪の表面のギャップは最小15mmで最大50mmである。
- 6) 最小幅は1,340mm。
- 7) いかなる場合においても、最大幅は後部の幅。
- 8) 地上高：最小限3つの最低25mm、最高60mmで、最小幅200mmのスペースで後輪のエクステンションとシャシーのセンターラインに取り付けられる。
- 9) 地上から最低200mmの高さで、最小幅200mmの最小3つのスペースで計測される最低地上高100mmで、後輪のエクステンションとシャシーのセンターラインに置かれる後部における垂直面（+0° / - 5°）がなければならない。
（図参照）
- 10) リアオーバーハング：最大400mm。
- 11) 装置はフレームへシャシーの2つのメインのチューブまたは現在使われているバンパー（アッパーバーとアンチインターロッキングバー、第7条3.2））に、プロテクションについて公認されていて、プラスチック、スチールまたはアルミニウム（または柔軟な方法）で作られた支えにより少なくとも2つの点において取り付けられていなければならない。全ての公認されたシャシーに取り付けることができない（620から700mmの公認されているFの寸法に従って）。

12) リアバンパーの寸法に適應するリアフェアリングが使われる場合、アンチインターロッキングバーとアッパーバーの取り付けは任意である。

13) 如何なる状況下においても、リアプロテクションは、リアホイール水平面からはみ出してはならない。

なお、C I K - F I A 公認リアプロテクションを装着できない場合に限り、堅固な取付構造をなすものであれば、リアオーバーハングが400mmを超えない範囲で、リアプロテクション装着部を延長するバー、カラー等を用いることは許される。

6. サイドバンパー

下記1) または2) に示す何れかの基準に適合しなければならない。

1) 基準A

地上からの高さはリアアクスルを超えてはならない。バンパーは十分な壁面強度の最低直径15mmのものでなければならず、サイドボックスにより少なくとも後部タイヤ幅の2/3を覆っていないてはならない。

2) 基準B

①サイドバーは上部バーと下部バーによって構成されていなければならない。

②サイドボックスの付属装置の取り付けが可能な形状であること。

③直径は20mm (13) とする。

④サイドバンパーは2点でシャシーフレームに取り付けなくてはならない。

⑤これらの2つの取り付け装置は地面に対して平行で、シャシーの軸に対して垂直でなければならない (14)。最小50mmのバンパーの取り付け (シャシーフレームへの取り付け装置) が可能な形状で、500mm離れていなければならない (15)。

⑥2本のバーの最小直線全長

下部バー：400mm (16)

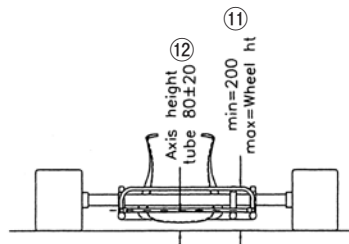
上部バー：300mm (17)

⑦上部バーの高さ：地上から最低160mm (18)

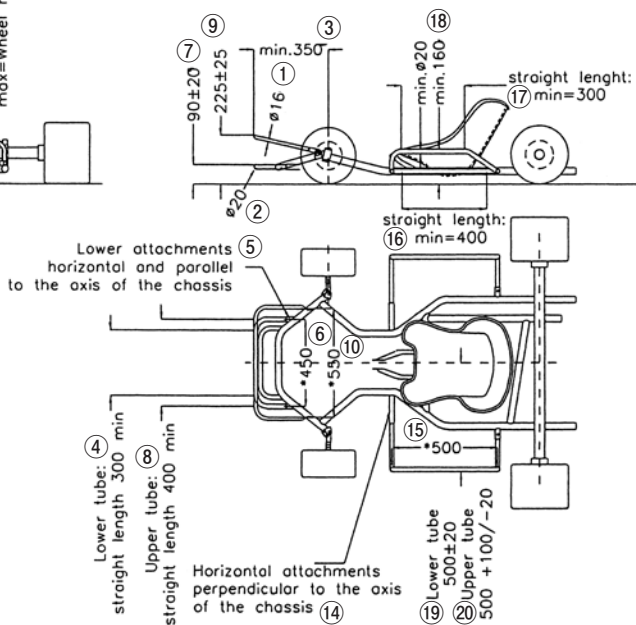
⑧サイドバンパーの外形幅は、カートの縦軸に対応していること。

下部バー：500+/-20mm (19)

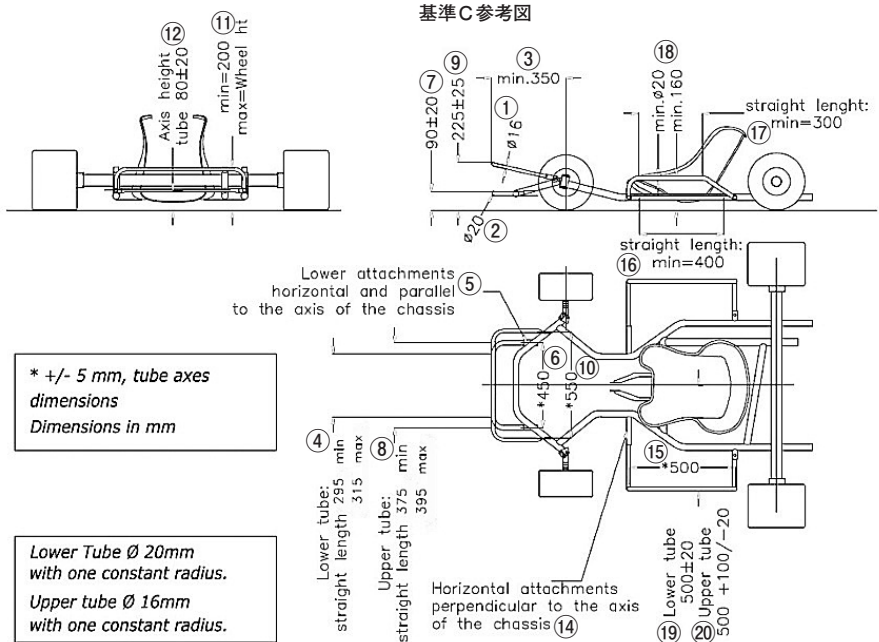
上部バー：500+100/-20mm (20)



基準 B 参考図



サイドバンパーはSuperkartには義務付けられない。



第8条 フロアトレイ

シャシーフレームの中央の支柱からシャシーフレームの前部までの間にのみ、硬質材料によるフロアトレイを有していなければならない。フロアトレイは、パイプまたは折り返しにより側面の縁取りがなされ、ドライバーの足が台から滑り落ちないようにしていなければならない。穴をあける場合、穴の直径が10mm以上となってはならず、各穴は少なくとも穴の直径の4倍以上の間隔を有していなければならない。これに加えて、ステアリングコラムを通過させる場合に限り、最大直径35mmの1つの穴が認められる。

第9条 ボディワーク

車体の構造は次の通りとする。なお、C I K - F I A 公認ボディワーク（取付方法を含む）は、全ての国内競技に有効である。

1. ボディワーク（Superkartを除く）

1) 定義

車体の構造は通常の推進装置、ステアリング装置、ブレーキ装置およびそれ

らの正常な働きに必要な部品を除いた外気流にふれるすべてのカート用部品と J A F カート競技車両規則第28条に定義されたナンバープレートをもって構成される。

シャシーに装着したサイドボックスパネル（側面の箱型覆い）、フロントパネル（ステアリングシャフト前面の取付板）、フロントフェアリングとこれらを取り付けるための装置を取り除いた時、カートは常に J A F カート競技車両規則第2章に定められた状態でなければならない。車体はどの部分も暫定的な間に合わせではなく、完全に仕上げられており、また鋭角であってはならない。全ての角は最小限度半径5mmの丸みを付けなければならない。

パネルおよびサイドボックスの表面はなめらかで堅固でなければならない。

構造・寸法： 車体の構造はドライバーが通常の運転姿勢にある時、足・腕等も含め体のいかなる部分も覆うような構造であってはならず、かつ通常の働きを妨げるものであってはならない。

2) ボディワーク

すべての車両は2個のサイドボックスパネルと1個のフロントパネルおよびフロントフェアリングを装着するものとする。

取付方法： 車体各部の取付方法は直径6mm以上のボルトを使用し、かつロックナットによって固定され十分走行に耐えられる方法とする。

サイドボックスパネルはシャシーに最少2ヶ所で強固に固定する。フロントパネルはその下部をシャシーまたはフロントバンパーに固定し、上部はステアリングコラムあるいは独立した支柱のいずれかに取り付けること。

全ての競技会で C I K - F I A 公認フロントフェアリングの取付方法を義務付ける。

なお、各部の取付方法は他車との衝突により車体部分が破損した場合にも、取付ステー等が突出しないような安全な構造でなければならない。

車体のいかなる部分も燃料タンクあるいはバラストを積む場所としてはならない。

3) 材質

非金属、すなわちカーボンファイバー、ケブラーおよびグラスファイバーは、Superkartを除き禁止とする。全カテゴリーについて、プラスチック製の場合は、分散しないものでなければならず、破損した際に鋭角な部分が生じてはな

らない。

4) サイドボディワーク

下記①または②に示す何れかの基準に適合しなければならない。

①基準 A

義務付けの輪郭の記述：

A = 最大 4 cm

B = 最小2.5cm、最大 4 cm ドライバーが乗車した状態

C、D = 最少 2 cm、最大 5 cm

E = 最小12cm、フロント

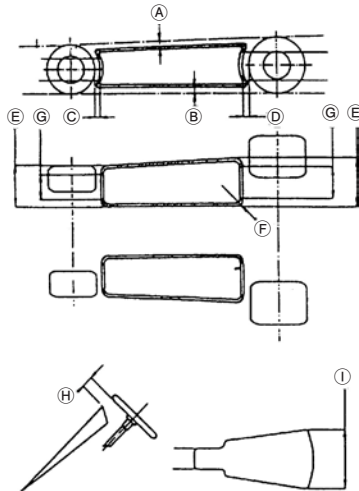
E = 最小18cm、リア

F = 最小角度 = 5 mm、最大10mm

G = フロントの最小寸法10cm、リアの最小寸法16cm

H = 最小 5 cm

I = 最大25cm



a. 最 大 高：前輪タイヤと後輪タイヤの上部を結ぶ線より高い位置では
ならない。

b. 最 大 幅：前車輪を真直ぐ向けた状態で前輪タイヤと後輪タイヤを結
ぶ線より外側に出てはならない。

- c. 最 小 幅：前輪タイヤあるいは後輪タイヤの幅の3／4以上とする。
- d. 最小の長さ：前輪タイヤ後端部と後輪タイヤの前端部の間隔の長さの3／4以上とする。
- e. 最低地上高：25mm以上
- f. 前後のタイヤとの間隔はタイヤがどのような状態であっても最小20mm以上なければならない。

②基準 B

- a. いかなる状態においても前輪タイヤと後輪タイヤの上部を結ぶ面より高い位置にあってはならず、かつ、前輪を正面に向けた状態で、前輪タイヤと後輪タイヤの外側を結ぶ面より飛び出てはならない。
- b. 前輪を正面に向けた状態で、車輪（前後輪タイヤ）の外側を結ぶ垂直面よりも40mm以上内側であってはならない。
- c. 地上高は、最小25mm、最大60mmとする。
- d. 表面は均一かつ滑らかであり、取り付けやクラッチ付車両における外部スターターシャフトを通すために必要とされるもの以外、穴や切断があってはならない。
- e. サイドボックス前部と前車輪タイヤの間隔は最大150mm。
- f. サイドボックス後部と後輪タイヤの間隔は最大60mm。
- g. サイドボックスは、下から見て、シャシーフレームと重なり合う部分がないこと。
- h. サイドボックスは車体の外側で、地上からのクリアランスのすぐ上で最小高100mm、最小長400mmの垂直面を形成しなければならない。
- i. サイドボックスは、水、砂利、あるいはその他の物質が入らない形状であること。
- j. サイドボックスは、サイドバンパーに堅固に取り付けられていること。
- k. 車輪近くの後部の垂直面には、競技ナンバーを表示するための場所が設けられていること。

5) フロントフェアリング

下記①から③に示す何れかの基準に適合しなければならない。

①基準 A

義務付けの輪郭の記述：

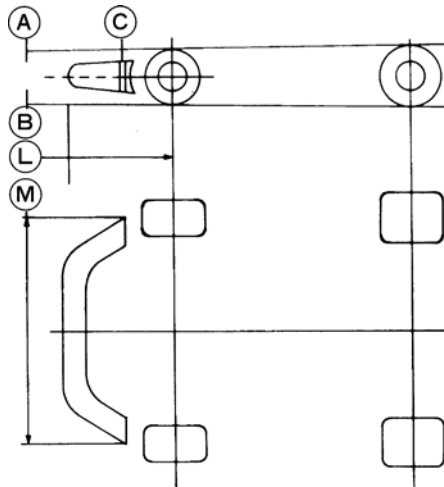
A = 最高 4 cm B = 最小2.5cm、最大4.0cm

新しい寸法

L = 最大60cm M = 最小80cm

C = フロントバンパー、

- a. フロントフェアリングの取り付けは最大2ヵ所であること。
補強部品や支柱は認められない。急速固定方式であること。
- b. 寸法：いかなる時点でもフロントタイヤの上部を通過する平面を切ったり、フロントホイールを正面に向けた位置に置いて、フロントタイヤの外側を通過する平面を超えて延長されてはならない。
- c. 材質：第9条ボディワークを参照のこと。



②基準B

義務付けの輪郭の記述：

A 1：フロントコンプリートホイール半径以下

A 2：フロントコンプリートホイール半径以下

B：25mm～60mm C：最大：150mm

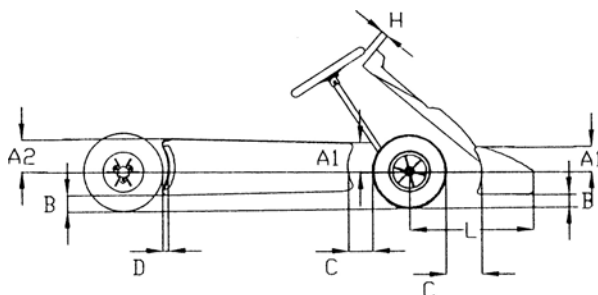
D：最大：60mm H：最大：50mm

I：250mm～300mm L：最大：650mm

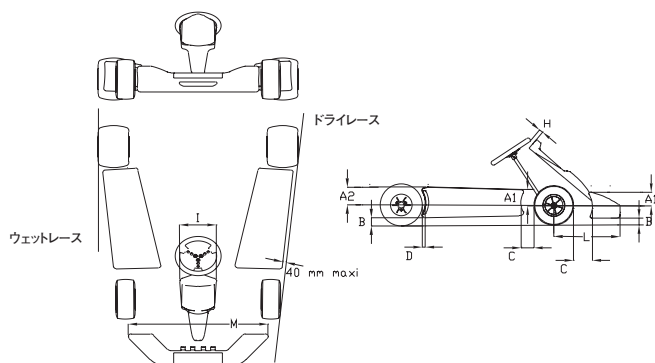
M：1,000mm～フロントタイヤ／アクスル装置の外部幅

- a. いかなる状況においても、フロントフェアリングは前車輪最上部を結んだ平面よりも上に位置してはならない。
- b. 鋭いエッジがあってはならない。
- c. 最小幅は1,000mmで、最大幅は前輪／アクスル装置の外部幅とする。
- d. 前輪とフェアリング後部の最大距離は150mm。
- e. フロントオーバーハングは最大650mm。
- f. フェアリングの前部には、地上からのクリアランスのすぐ上に最低高80mm、最小長300mmの垂直面が取り付けられていなければならない。
- g. フェアリングは、水、砂利あるいはその他の物質が入らない形状であること。

基準 A 参考図



基準 B 参考図



③基準C

義務付けの輪郭の記述：

A 1：フロントコンプリートホイール半径以下

A 2：フロントコンプリートホイール半径以下

B：25mm～60mm C：最大：150mm

C 1：180mm D：最大：60mm

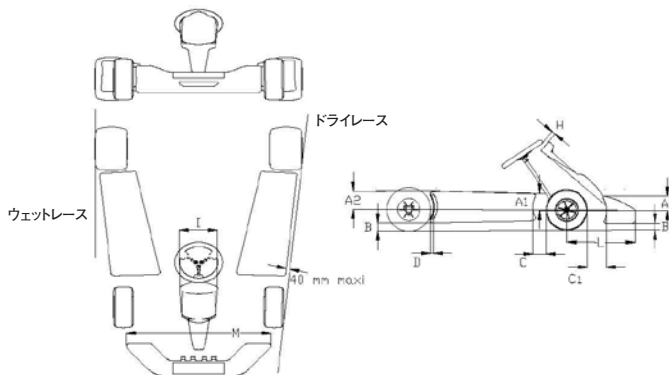
H：最大：50mm I：250mm～300mm

L：最大680mm

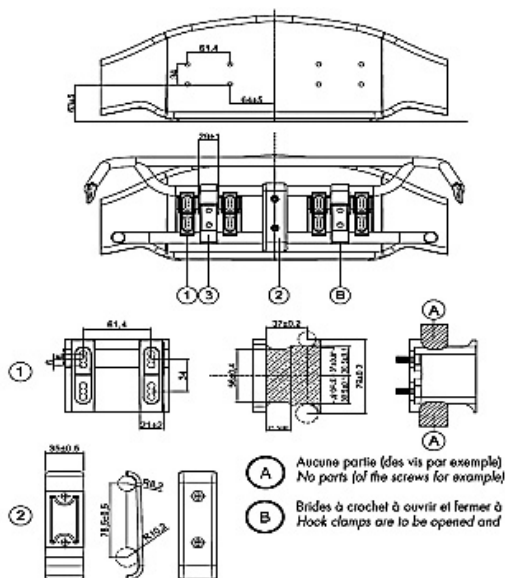
M：1,000mm～フロントタイヤ／アクスル装置の外部幅

- a. いかなる状況においても、フロントフェアリングは前車輪最上部を結んだ平面よりも上に位置してはならない。
- b. 鋭いエッジがあってはならない。
- c. 最小幅は1,000mmで、最大幅は前輪／アクスル装置の外部幅とする。
- d. 前輪とフェアリング後部の最大距離は180mm。
- e. フロントオーバーハングは最大680mm。
- f. フェアリングの前部には、地上からのクリアランスのすぐ上に最低高80mm、最小長300mmの垂直面が取り付けられていなければならない。
- g. フェアリングは、水、砂利あるいはその他の物質が入らない形状であること。
- h. フロントフェアリング取付キット

基準C参考図



フロントフェアリング取付キット



A…この領域にはいかなる部品も（例えばネジであっても）許されない。

B…フッククランプは工具を用いることなく手で開け閉めできること。

フロントフェアリング取付キットを使用してフェアリングをカートに取り付けることのみが認められる。他の手段は認められない。フロントフェアリングは、自由にシャシーの方向へ後退できなければならず、その動きを制限するような部品による妨げがあってもならない。

フロントバンパー（上下パイプ）はシャシーに強固に結合され、表面が平坦でなければならない。フロントバンパーの摩擦を最大化するよういかなる機械加工やその他の作業は厳重に禁止される。

フロントバンパー（上下パイプ）とフロントフェアリングの間隔は、如何なる時も全ての箇所において最少27mmなければならない。

フロントフェアリング取付キットの定義

1. フロントフェアリング用取付具一式（2点+8本のネジ）
2. フロントバンパーサポート（2つのハーフシェル+2本のネジ）
3. 調整可能なフッククランプ（2点、金属製のこと）

下記の各部品にCIKロゴおよび公認番号の浮き彫りがあること。

1. フロントフェアリング用取付具一式（2点はプラスチック製のこと）
2. フロントバンパーサポート（2つのハーフシェルはプラスチック製のこと）

6) フロントパネル

下記①または②に示す何れかの基準に適合しなければならない。

①基準A

- a. 最大高：ステアリングホイールの最上部より高くてはならない。

- b. 最小幅：250mm
- c. フロントパネルとステアリングホイールとの間隔は最小50mmとし、フロントフェアリングから突出してはならず、ペダルの通常の働きを妨げるものであってはならず、かつ、ドライバーが通常の運転姿勢にある時、足のいかなる部分も覆うことがあってはならない。

②基準B

- a. 最大高は、ステアリングホイールの最上部より高くしてはならない。
- b. 最小幅は250mm、最大幅は300mmとする。
- c. フロントパネルとステアリングホイールとの間隔は最小50mmとし、フロントバンパーより上方に出てはならず、かつ、ドライバーが通常の運転姿勢にある時、足のいかなる部分も覆うことがあってはならない。
- d. フロントパネルの下部には、直接的あるいは間接的にシャシーフレームに堅固に取り付けられていなければならない、上部は1本あるいは数本の独立したバーによって、ステアリングコラムサポートに堅固に取り付けられていなければならない。
- e. フロントパネルには、競技ナンバーを表示するための場所が設けられていること。

2. Superkartのボディワーク

ウイングおよび翼端板を含むいかなるボディワークも：

- －地上からの高さが60cmを超えてはならない（いかなる空力効果も有さない単なるヘッドレストとして設計された構造を除く）。
 - －リアバンパーを超えてはならない。
 - －フロアトレイよりも地面に近くてはならない。
 - －ウェットレースの場合を除き、横方向にリアおよびフロントホイール（フロントホイールは直進位置で）の外側を超えてはならない。
 - －幅140cmを超えてはならない。
 - －ボディワークとタイヤの間に25mm未満の隙間があってはならない。
 - －カートが走行している際、競技中の運転席から調整可能であってはならない。
- ボディワーク、バブルシールドおよびウイングは非金属材料でなければならない。ボディワークとバブルシールドが一体式のものが使用される場合、バブルシールドは4つ以内のクイックリリースクリップによりボディワークに接続さ

れていて、他の固定装置が使用されてはならない。バブルシールドが別体式の場合、その最大幅は50cmとし、その固定用フレームの最大幅は25cmとする。

バブルシールドはステアリングホイールの頂点を通る水平面より上方にあってはならず、ステアリングホイールのどの部分からも5cm未満であってはならない。バブルシールドの底部は、左右対称で通常的位置にあるペダルから少なくとも15cmであり、足と足首が露出している（覆われない）こと。

いかなる場合も、バブルシールドを取り外した場合、上から見て通常に着座したドライバーのどの部分をもボディワークが覆っているとはならない。

ボディワークのノーズの先端は、鋭角であってはならず、少なくとも20mmのRがなくてはならない。フロントフェアリングは、フロントバンパーが本項の規定を満たすことができるようになっていなければならない、ホイールを直進位置にしたときにフロントホイールよりも幅が広くてはならない。

フロアトレイは、平坦な構造で、端部は湾曲していなければならない。リアシャフトの前方23cmからフロアトレイは上向きの角度（エクストラクター）をもってもよい。後者が1つもしくは2つのサイドフィンに有する場合、それらはフロアトレイの平坦部分で形成される面を超えて突出してはならない。フロアトレイあるいはボディワークの他の部分もスカートに似た形状であってはならない。

フロアトレイはフロントバンパーおよびリアバンパーどちらも超えてはならない。その幅は、ウイングおよび翼端板を含みボディワークの寸法と同一か、超えるものではないこと。フロアトレイに軽量化のための穴をあけることは許されない。

第10条 トランスミッション

トランスミッションは、必ず後輪に作用するものでなければならない。この装置は、デファレンシャルを有するものでない限り自由とする。チェーンを潤滑するいかなる装置も禁止する。

第11条 リアアクスル

最大直径50mmとし、すべての個所において最小1.9mmの肉厚がなければならない、すべての競技会において、チタンおよび非金属性のリアアクスルの使用は禁止される。

第12条 チェーン／電動ベルトガード

必備としかつ下記の内容を満足しなければならない。

ギヤボックスを有しない場合は、露出しているチェーンとスプロケットの上部と両側の有効な防護物を構成しており、少なくともリアアクスルの水平面下面まで伸びていることが推奨される。ギヤボックスを有する場合は、クラウンホイール・アクスルの中心線までのスプロケットとクラウンホイールの有効な防護物を構成していることが推奨される。

第13条 ガード

排気系統またはすべての可動部分には、着座しているドライバーに接触しないように、ガードが設けられなければならない。

第14条 サスペンション

あらゆる懸架、弾性またはリンク装置は禁止する。油圧式、空気圧式または機械式減衰装置は、すべてのカートにおいて禁止とする。

第15条 ブレーキ

すべてのクラスを通じて、少なくとも双方の後輪に同時に作動する有効な足踏式ブレーキを備えなければならない。ブレーキは、ドラムまたはディスク型のいずれでもよい。

連結するワイヤーおよびロッドは2重にすることが推奨される。

手動操作フロントブレーキは、カテゴリーF Cでの装着が禁止される。

ノンギヤボックスのカテゴリーでは、フロントブレーキの装着は禁止される。

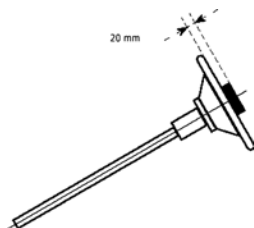
ブレーキディスクがシャシーフレームのメインチューブより下方に突出している場合、有効なリアブレーキディスク保護パット（テフロン、ナイロン、デルリン、カーボンファイバー、ケブラーまたはリルサン製）がSuperkartを除く全てのカテゴリーに推奨される。この防護物は、シャシーの縦方向でディスクに対して側面、またはディスク下方に位置していなければならない。

Superkartにおいては、ワイヤー作動式のブレーキ装置は禁止され、ブレーキライต์が推奨される。

第16条 ステアリング

ステアリングは、完全に閉じられた円形のステアリングホイール（円形の上部および下部1／3は、直線またはステアリングホイールの他の部分と異なる角度を有してもよい）によって操作されるものでなければならない。ステアリング上に付加

されるいかなる装置も、ステアリング平面から最大20mmまでとし、鋭い部位があつてはならない。ケーブルまたはチェーンによってステアリングを操作するものは一切認められない。ステアリングのすべての部分は、安全で確実な取付け方法（ロックナット）でなければならない。



第17条 シート

いかなる場合もドライバーが、完全にフィットされるものでなければならない。ドライバーの脚部が、前方においてコントロールペダルを操作する位置になければならない。シートベルトは禁止される。すべてのシートは、シートの支柱と取り付け点に、金属やナイロン補強材を備えていなければならない。補強材は最低1.5mmの厚さとし、表面は最小13平方センチまたは最小直径40mmでなければならない。支柱すべて各先端をボルトで留めるか溶接されていなければならない。もしこれらの支柱を使用しない場合、使用しない支柱をシャシー／フレームから取り除かなければならない。

F P - J r Cadetsについては、エンジン搭載に伴う最小限のシートステイの改造が認められる。

Superkartのシートにはヘッドレストが備わっていないなければならない。

第18条 ペダル

ペダルは、いかなる場合もシャシーの外側に出ないように取り付けられていなければならない。

ペダルはマスターシリンダーの前に配置されなくてはならない。

Superkartについてのみ、ブレーキペダルとマスターシリンダーを作動させるすべての部品は鉄製でなければならない。かつ加えられる力に耐えうる十分な強度を備えていなければならない。

第19条 アクセルレーター

アクセルレーターは、リターンスプリングを備え、足で操作するものとする。足

は離すか、あるいはリンク装置が破損したときは、気化器のスロットルが、自動的に完全に閉鎖する構造でなければならない。

第20条 エンジン

1. 概要

エンジンとは、シリンダーブロック、クランクケース、該当する場合はギヤボックス、点火システム、1つまたは複数のキャブレターおよび排気マフラーを含め、走行可能状態の車両の推進装置一式と理解される。

全てのインジェクション・システムを禁止する。燃料以外の物質の噴霧は禁止とする。

エンジンは、コンプレッサー他、いかなるシステムの過給装置も装備されていってはならない。

SuperkartおよびF Pについては、空冷または液冷方式による冷却装置（100ccのシリンダーおよびシリンダーヘッドのみ）が許可される。液冷方式の場合、水（ H_2O ）のみが許可される。エンジン内部のいかなる改造も、材質の変更を除いてのみ行われる。

OK、OK-J u n i o r、K Z 2、K Z 1のエンジンは、製造者のカタログに記載され、C I K - F I Aによって設定された書式に基づく「公認書式」に記載される対象とならなければならない。この公認書式は、A S NおよびC I K - F I Aによって証印が押され、署名されるものとする（公認規則参照）。

Superkartのエンジンは、製造者の正規スペアパーツ・カタログとともに、C I K - F I Aに承認されていなければならない（C I K - F I Aの承認規則参照）。

2. シリンダー

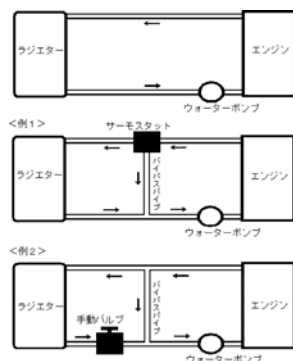
スリーブ無しのエンジンの場合、シリンダーの修理に材料の追加をすることは可能だが、部品の追加はできない。

シリンダーヘッド：スパーク・プラグ用のねじ山を、ヘリコイルに替えることは許可される。

3. 水冷

液冷方式の場合、水（ H_2O ）のみが許可される。水冷方式を用いるすべてのカテゴリーについて、ラジエーターはシャシー／フレームの上方で、地面からの高さ最大50cm、リアホイールの中心線の前（Superkartについてはフロントホイ

ールの中心線の後方) 最大55cmまでに位置しなければならない、シートと干渉してはならない。Superkartにおいて、後方に設置されるラジエターはカートの両側端から150mm以内に配置されてはならない。すべての配管は熱(150℃)と圧力(10バル)に耐えるよう設計された材質のもでなければならない。温度を調整するため、ラジエターの前面または後面への遮蔽システムの取り付けに限り許可される。この装置は可動式(調整可能)でも良いが、カートの走行中に取り出すことができてはならず、危険な要素が含まれていてはならない。メカニカルバイパスシステム(サーモスタットタイプ)は、バイパスラインを含め認められる。



4. ウォーターポンプ

カテゴリーFC、FS-125、OK、OK-JuniorおよびSuperkartを除き、ウォーターポンプはエンジンから独立し、エンジンもしくはリアホイールアクスルにより機械的に制御されなくてはならない。

5. キャブレター

一切の燃料噴射装置は禁止される。燃料以外の物質の噴霧は禁止される。

ギヤボックスを用いないすべてのカテゴリーについて、歯切りされたつまみによる手動機械式の調整装置を追加することは許される(キャブレターの公認取得が必要な場合、その変更は許されない)。

ステアリングホイールから手動で操作するバルブ、バタフライまたはスライドを、キャブレターと吸気消音器との接合部に加えることは許される。

OKおよびOK-Juniorのキャブレター：第8章を参照。

6. イグニッション

F P、F C、F S - 4、F S - 125およびSuperkartを除くすべてのカテゴリーにおいて、使用される点火装置はC I K - F I Aの公認を得ていなければならない。

F P、F S - 125、K Z 1およびK Z 2について、使用される点火装置はアナログ方式でなければならない、すべての可変点火装置（漸進的に早め、または遅らせる装置）は禁止とする。

O KおよびO K - J u n i o rについて、使用される点火装置はインテグレートッド・レプリミッターを備えたデジタル方式で非プログラム式でなければならない。その作動にバッテリーが必要であってはならない。

ローターが外側にあり、突出し、露出している点火装置については、回転部分を覆う防護装置が備えられていなければならない。カートの走行中に、エンジン機能のパラメーターを自動制御することを可能とするすべての電子装置は禁止とする。

審査委員の決定により、エントラントの点火装置を、C I K - F I AまたはJ A Fにより供給された点火装置と交換することができる（公認を得た同じモデル）。

O KおよびO K - J u n i o rを除き、いかなるときも配線が交換できるようにコネクタが同じであれば、スターターキー・ユニットに替えて、ひとつまたはふたつのスタート／ストップ押しボタンを用いることが許可される。

第21条 吸気消音器

J A Fが特に認めた場合を除き、吸気音量を効果的に低下させるためにC I K - F I A公認（登録）の消音器の装着が義務付けられる。

耐ガス構造の吸気消音器に対する技術的なデータ

- 1) 容積：最低1,000cc
- 2) 材質：柔軟で、割れないプラスチック（非金属）
- 3) 吸気口：最高2個（形状は製造者が選択）
- 4) キャブレーター連結部：気密性を保持して取り付けること。（固定方式は製造者が選択）
- 5) 漏れテスト：エアインレットノズルは全体的に空気を通さないように覆われていること。キャブレーターにフランジマウントされた消音器はガソリンを満たし

た時、消音器とキャプレーターの連結部分および消音器ノズル連結部分で、消音器自体からガソリンが漏れていないこと。

6) OK、OK-J u n i o r : ダクト最大23mm

K Z 1、K Z 2 : ダクト最大30mm

Superkartでは容量の変化するエアボックスの使用は禁止とする。

第22条 排気

すべてのカテゴリーで、磁気反応鋼材製でなければならない。

OKにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.21）のものでOK用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

OK-J u n i o rにおいては、排気装置は特定の単一のタイプ（図No.23）のものでOK-J u n i o r用に公認されていなければならない。ピストンと排気入口までの距離は自由。

全カテゴリーとも（Superkartを除く）、排気はドライバーの後方で行われなければならない、また地面から45cm以上の高さで行われてはならない。

排気サイレンサーの出口は、その外径が3 cm以上でなければならない、第6条と第7条に規定する限度を超えてはならない（Superkartを除く）。

排気装置を、どのような方法であれ、正常な運転位置に着座したドライバーの前方を、また位置する面を通過させることは禁止する。OKおよびSuperkartを除き、いかなる「パワーバルブ」も禁止される。

第23条 音量規制

カートには音量を効果的に、低下させるためのサイレンサーを必ず取り付けなければならない、下記1) または2) に示す何れかの方法にて音量を測定しなければならない。

測定から得られた結果は、競技会審査委員会に手渡されなくてはならない。この結果に基づき、競技会審査委員会は罰則を課すことがある。

1. 音量測定- 1

1) 音量の基準

音量を効果的に、低下させるためのサイレンサーを必ず取り付けなければならない。

現行の音量限度：エンジンを最大出力で運転している際に下記測定要領にて測定した場合の最大許容値は

78dB (A) + 3 dB (A)

音量測定は、大会開催中常に測定することができる体制を確保しなければならない。大会中はいつでもこれを行うことができるものとする。大会中無作為測定により違反車両が発覚した場合、当該競技者は除外されなければならない。

2) 音量値測定要領 (第1種コース)

①測定機器

J I S 検査済の音量計でかつ検定有効期間中のものを使用しなければならない。

②測定尺度

音量は、音量計の曲線Aを用い、<F A S T>タイムにセットし、dB (A) 単位で測定すること。

③目盛り合わせ

各グループの測定を始める前に、メーカーの仕様書に従って、音量計の目盛り合わせをしておくこと。

④妨害要因

雨：豪雨ないしは走路面が濡れているときは、必要なレインタイヤを使用し、測定は行わないこと。

風：風の影響は考慮しないこと。

環境：この測定方法には既に算定済みである。

その他：外騒音は、測定対象車両が排出する音量より10dB (A) 以上低くなければならない。(例えば、反対車線を走る車両のもの。)

⑤指示

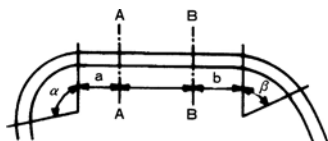
マイクロホンは、走路面から1.8m ± 0.1mの高さに、走路に向けて吊るすこと。これと測定機器とは、ケーブルで接続しておくこと。

⑥測定場所

2つのコーナーに挟まれている直線部分で行うこと。サーキットの形状により、様々な測定場所(線A-Aから線B-Bとの間に)設定することが可能である。

その場所は審査委員会により決定される。

またオーガナイザーの一員と審査委員は決定委員として行動することができる。



線 A - A : α 最大 / 等しい	90° : $\alpha = 35\text{m}$
α 最小	90° : $\alpha = 10\text{m}$
線 B - B : β 最大	90° : $\alpha = 35\text{m}$
β 最小 / 等しい	90° : $\alpha = 10\text{m}$

⑦測定結果

車両とマイクロホンとの間隔は僅かなので、測定結果は非常に高くなり、これをそのまま道路を走行する自動車の測定値と比較することはできない。

ペナルティを決定するために、測定機器の示す数値から25.5dB (A) を引くことにより、その数値を補正・比較しなければならない。

3) ペナルティ (第1種コース)

タイムトライアルに次の時間が加算される。

音 量	
81.5dB以上82dB未満	0.25 秒
82dB以上82.5dB未満	0.5 秒
82.5dB以上83dB未満	1 秒
83dB以上83.5dB未満	2 秒
83.5dB以上84dB未満	4 秒

注) 84dBを含み、84dBを超えるドライバーはレースから除外される。

4) 音量値測定要領 (第2種コース)

①測定の条件

- 測定を受ける車両は十分な暖気運転を行った後、手動変速機付車両はクラッチを接続した状態の中立位置、自動変速機付車両は中立位置の状態とする。
- 測定車両は、参加者によりエンジンの回転数を最大出力時の75%±100rpmで無負荷運転を続け、その間の音量の最大値が測定される。
- 測定場所は屋外の平坦な路面で、車両の最外側から少なくとも1mの範囲が舗装され、車両およびマイクロホンから3m以上に音響障害物がないこと。

- d. 測定時の周囲の音量レベル（暗騒音）が測定された排気音量レベルに対し10dB（A）より低い場合は測定値は有効とする。

②測定装置

J I S（C1505と同等）の検定を有する音量測定機器を用い、A特性を使用する。

③測定の方法

- a. マイクロホンは排気口と同じ高さで水平に保ち排気口に向ける。排気ガス流れの中心とみなされる軸に対し $45^{\circ} \pm 10^{\circ}$ の角度の範囲内とする。排気口が2個以上ある場合は大きい方で、同サイズの場合は前後では後方、幅は外側で測定する。排気口が車両の両側にある場合にはコースの外側のもので測定する。
- b. 排気口と測定器間の距離は下記の音量対比表を参考に選択できる。ただし、最大規制音量は表中の2重枠内の値を超えないこと。

距離m	音量レベル dB（A）				
3	<u>120</u>	110	105	100	90
2	<u>124</u>	114	109	104	94
1	<u>130</u>	120	115	110	100
0.5	<u>135</u>	125	120	115	105

参考 $PWL \div SPL + 20 \log r + 8$

PWL：音源のパワーレベル

SPL：rm離れた位置での音圧レベル

- c. これ以外の測定方法を用いる場合はその詳細を特別規則に明記すること。

2. 音量測定－2

1) 音量の基準

全クラス対象－J A Fの指示に従って製作された支持物にカートを置いた状態で、エンジン回転10,000rpm（ ± 500 rpm）にして測定した場合の現行の音量限度は最大107.5dB／Aである。

大会中はいつでも音量測定を行うことができるものとする。大会中無作為測定により違反車両が発覚した場合、当該競技者は除外されなければならない。

2) 音量値測定要領

①測定機器

国際電気工学委員会（C E I）の勧告第651号クラス1、2に対応する音量計またはそれと同等のシステムに限る。

②測定尺度

音量は、音量計の曲線Aを用い、<F A S T>タイムにセットし、dB（A）単位で測定すること。

③目盛り合わせ

各グループの測定を始める前に、メーカーの仕様書に従って、音量計の目盛り合わせをしておくこと。

④妨害要因

雨：豪雨ないしは走路面が濡れているときは、必要なレインタイヤを使用し、測定は行わないこと。

風：風の影響は考慮しないこと。

環境：この測定方法には既に算定済みである。

その他：外騒音は、測定対象車両が排出する音量より10dB（A）以上低くなければならない。（例えば、反対車線を走る車両のもの。）

⑤指示

音量測定機器は、F I Aの測定同様、カートの1メートル後方にカートからの排気との角度が45度になるよう、静止位置に置かれるものとする。

⑥測定場所

車両保管場所内。

⑦測定結果

車両とマイクロホンとの間隔は僅かなので、測定結果は非常に高くなり、これをそのまま道路を走行する自動車の測定値と比較することはできない。

3) 測定機器の示す数値を補正してはならない。

4) 結果の発表

以上の測定から得られた結果は、競技会審査委員会に手渡されなくてはならない。競技会審査委員会は罰則を課すことがある。

第24条 燃料タンク

燃料タンクは、シャシーにしっかり取り付けられなければならない、タンク自体が

らも、連結パイプ（柔軟性のあるパイプでなければならない）からも、競技中に燃料が漏れる危険性のないよう設計されていなければならない。

クイックアタッチメント方式によるシャシーへの取り付けが強く推奨される。

タンクは、決して空力的付加物を構成してはならない。タンクは、通常の大気圧でのみエンジンに燃料を供給するものでなければならない（つまり、燃料タンクとキャブレターの間に位置する燃料ポンプを除き、燃料タンク内の圧力に影響を及ぼす機械式またはそれ以外のすべての原理またはシステムは禁止とする）。

燃料タンクは、シャシー／フレームのメインチューブの間で、シートの前方で、フロントホイールの回転軸の後方に位置していなければならない。

Superkartにおいて、燃料タンクの総容量は最大19リットルとする。出口径は5mmを超えてはならない。

第25条 燃料

1. 燃料

石油会社で生産され、通常のガソリンスタンドのポンプから販売される自動車用の無鉛ガソリンの使用が義務付けられる。

エンジンオイルについては、通常市販されているもののみとし、それ以外の添加物の使用は一切認められない。

すべての燃料冷却方式は禁止される。

第26条 ホイールおよびタイヤ

1. ホイールおよびタイヤ

1) ホイールは空気入りタイヤ（チューブ付きまたはチューブレス）を備えていなければならない、その数は4個とし、ドライバーが搭乗した場合にタイヤ以外の部分が地面に接触してはならない。

2) ホイールの取り付けは、ロックナット等による安全な方法によらなければならない。

3) 寸法は次の通りとする。

① リムの直径は最大5インチとする。ただしクラスF CおよびSuperkartのリムの直径は6インチまで認められる。

② フロントタイヤの外側直径は最大28cmとし、リアタイヤの外側直径は最大30cmとする。

③ タイヤを付けた後車輪の最大幅は21.5cmとし、前車輪の最大幅は13.5cmと

する。

ホイールを車軸に取り付ける場合、スプリットピン、またはセルフロックナット、またはサークリップのような安全なロックシステムを有していなくてはならない。すべてのカテゴリーでリトレッドタイヤの使用、スリックタイヤとレインタイヤを組み合わせた使用および「ラジアル」タイヤや「非対称」タイヤの使用は禁止され、いかなる手段でタイヤを熱することも、化学物質でタイヤを処理することも禁止される。

- 4) タイヤが制限される特定の車両クラスは別途定める細則「指定カートタイヤについて」によって指定されたタイヤを使用しなければならない。

①OK、OK-J u n i o r、Superkart：C I K - F I A 公認タイヤの使用が義務付けられる。

②J A F 指定タイヤの使用が義務付けられるクラス：

F P - J r、F P - JrCadets、F P - 2、F P - 3

- 5) J A F 指定タイヤを使用するクラスを設ける場合は、オーガナイザーによって指定された単一製造者の銘柄のタイヤを使用しなければならない。

- 6) 以下に示すC I K - F I A 標準リムを使用することが望ましい。

①タイヤ用カップリングの直径：

5 インチのリムの場合：126.2mm（ハンプ構造の場合は公差 ± 1.2 mm、スクリュウタイプのリムの直径では公差 $- 1$ mm）

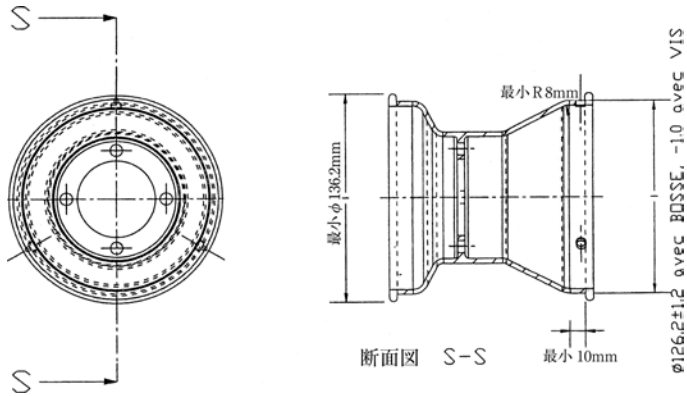
②タイヤハウジングの幅：最小10mm

③5 インチのリムの外径：最大136.2mm

④ハウジング内でのタイヤのカップリングを良くするための半径R：8 mm

⑤アセンブリの最大圧：4 バール

⑥8 バールの水圧でのタイヤバースト抵抗試験



2. ビードによる固定

すべてのカート競技では、ホイールはリムの外側に3本以上のベグで固定した何らかの形のビードを備えることが推奨される。

第2種カートコースを走行するカテゴリーF C車両のビードは、各リアホイールのリムの外側に3本以上のベグで固定されていなければならない、同ホイールのリムの内側は3本以上のベグを備えることが推奨される。

Superkartにおいては、すべてのホイールにビードが備わっていなければならない。リアホイールに関しビードはリムの外側に3本以上、内側に3本のベグで固定されていなければならない。

第27条 始動およびクラッチ

エンジンの始動方式およびクラッチは自由とする。

遠心クラッチを覆う効果的な保護物（アルミニウム製またはプラスチック製）が取り付けられていなければならない。ただし、チェーンまたはベルトに干渉しないこと。

スタートキーユニットの代替として1つまたは2つのスタート／ストップのプッシュボタンを備えることが認められる。この場合、コネクターは同一のものとするが、配線は代用品とすることができる。

カットオフ：クラッチ付きエンジンを搭載している車両はカットオフ装置を必ず備えなければならない。この装置は、ドライバーが車両を運転中、正常に着座して容易に操作し得るように設けられていなければならない。

第28条 ナンバープレート

1. 車両は、前方および後方、または必要とする場合は側方から明瞭に識別できるよう、競技ナンバーを取り付けなければならない。
2. ナンバープレートを取り付ける場合21cm～22cm角とする。なお、両プレートの形状は、その角が15R～25Rmmを有するものとする。
3. ナンバープレートの材質は不透明で柔軟なプラスチックでなければならない。Superkartについては、ファイバークラス（ポリエステル）でもよく、また競技ナンバーをリアラジエーターに記載することも許される。
4. 後方ナンバープレートの取り付けは、垂直または45度以内の傾斜とする。リアプロテクションによって兼ねることが認められる。
5. 前方および側方のナンバープレートを本規則第9条に示されるフロントパネルおよびサイドボックスによって兼ねることが認められる。
6. サイドボックスの側面の競技ナンバーは外部垂直面の後輪付近とする。
7. 競技ナンバーは、下記寸法および字体、またはJ A Fが指定したものとする。
また、その下地は単色で競技ナンバーを明瞭に識別できる色を使用しなければならない。
 - 1) 数字はアラビア数字（算用数字）とし、書体はフーツラボールド、またはこれに類似したものとする。
1. 2. 3. 4. 5. 6. 7. 8. 9. 0.（参考書体）
 - 2) 字体は幅2cmの字画で最小高15cm（Superkartについてはそれぞれ3cm、20cm）とする。
 - 3) 文字の色は白または黒のいずれかを推奨する。

第29条 公認

1. 公認

1) シャシーの公認

本条4. に従って、OK、OK-J u n i o rおよびK Z 2のシャシーはC I K - F I AまたはJ A Fの公認を得なければならない。

これらは製造会社のカタログに記載され、C I K - F I Aにより制定された形式に従って“公認書式”という書類に記載される対象とならなければならない。

シャシーは3年間の有効期間で公認されることとする。公認の延長は可能と

される。公認期間が満了した後、さらに2年間J A F 公認競技会で使用することが認められる。

それぞれの公認に対する最低台数：タイヤを除き、50台のシャシーが組み立てられていなければならない。

2) エンジンの公認

カテゴリーF C、F S - 4、F S - 125およびM i n i を除く全てのカテゴリーのエンジンは、C I K - F I A またはJ A F の公認を得なければならない。

エンジンの公認有効期間は9年間とする。なお、公認の延長は可能とされる。公認期間が満了した後、さらに2年間J A F 公認の国内格式以下の競技会で使用することが認められる。

公認される以前に競技に使用してはならず、かつ、次の条件を満たさなければならない。

①エンジンはメーカーのカatalogに記載された量産エンジンとし、そのエンジンの公認のための書式はC I K - F I A が定めた書式に従って、J A F によって作成された「公認書」によるものとする。

②J A F 公認エンジンのための申請は、所定の書式に従い申請料をそえてJ A F に提出されなければならない。

申請はJ A F 登録カート特別団体に登録されたメーカーのみが行うことができる。C I K - F I A 公認に関してはC I K - F I A の定める国際カート規則に従うものとする。

③申請にあたっては、エンジンの写真と仕様書およびマフラーとキャブレター寸法図を提出し、またJ A F によって規定された条件のすべてを満たしていなければならない。

④エンジン本体については、申請受理の期限までに、まったく同一のものが25台以上製造されていることの証明書を添付しなければならない。

a) カテゴリーF P のエンジンは申請受理の期限までに、まったく同一のものが200台以上製造されていることの証明書を添付しなければならない。

b) カテゴリーF P のキャブレターは申請受理の期限までに、200基以上製造されていることの証明書を添付しなければならない。

c) カテゴリーF C およびF S - 4 のエンジンはC I K - F I A またはJ A F に登録されていなくてはならず、製造者の公式のパーツリストが添付されて

いること。

2. 公認の追加、変更

製造者は J A F によって定められた期間に、すでに公認されている部品あるいは装置を次の条件を遵守することにより改良することができる。

- 1) 公認の追加の申請は C I K - F I A の書式をもって行うこと。図面、寸法あるいは新しい部品および古い部品の詳細は記載されなければならない。
- 2) 改良は強度の増加あるいは費用を軽減するためのものである。
- 3) シャシーに対する公認の追加は、それがベースとなる設計を変更することなく当初のものを補強するような安全性を根拠とするもののみが認められる。追加は公認の期限の間に、公認から 2 年目に 1 回と 3 年目に 1 回の、2 回のみが認められる。
- 4) J A F カート部会は追加の承認あるいは拒否について、申請者の受理後すみやかに決定しなければならない。
- 5) 承認された公認書は J A F によって署名された公認書の原書に付加される。
- 6) 公認追加に関する費用は申請を行った製造者が負担すること。その際の申請料は公認申請料と同一とする。

3. 販売

公認されたエンジンおよび部品は、一般に市販され自由に購入できるものとする。

エンジン、シャシーまたは公認された装備は、その販売時において、公認書を添付しなくてはならない。

4. 許容公差

1) エンジン

公認書に記載されている技術的仕様（写真、図、寸法）、および本条 5. に従って許可される改造を考慮にしていることによって、公認されたエンジンまたはエンジンの部品を識別できなければならない。

管理のため次の許容公差が許される。

- | | |
|--|--------|
| ①コネクティングロッドセンターライン | ±0.2mm |
| ②ピストンストローク（エンジン組み立て時） | ±0.2mm |
| ピストンストローク（エンジン分解時） | ±0.2mm |
| ③O K エンジン（ピストン、クランクシャフト、コンロッド、リードボックス、 | |

バランスシャフト)

寸 法	<25mm	25－60mm	60－100mm	>100mm
公 差	±0.5mm	±0.8mm	±1mm	±1.5mm

④すべての125ccエンジンの排気装置 $\pm 0.1\text{mm}$

OKエンジン：排気装置：図No.21参照

パワーバルブ：図No.22参照

OK－J u n i o r：排気装置：図No.23参照

⑤吸気・排気開口角度 $\pm 2^{\circ}$

(OKおよびOK－J u n i o r エンジンを除く)

⑥イグニッション、エンジン：点火タイミング交差 $\pm 3^{\circ}$

⑦公認ギヤボックス（エンジン3回転後の数値） $\pm 3^{\circ}$

寸 法	25mm未満	25以上60mm未満	60mm以上
機械加工部品	±0.5mm	±0.8mm	±1.5mm
未加工部品	±1.0mm	±1.5mm	±3.0mm

寸法は全てメートル法（cm、mm、kg、°（度）等）で測定される。

2) 公差のないもの

①最大立法容量：100cc、125cc、280cc

②キャブレター・ベンチュリーの直径。

3) シャシーフレーム

公認書に記載されている技術的仕様（写真、図、寸法等）によって、公認シャシーの識別ができなければならない。

4) プラスチックの車体

公認寸法からの許容公差 $\pm 1\%$

5) タイヤ

公認書式に記載されている技術的仕様（写真、図、寸法等）によって、公認タイヤの識別ができなければならない。

5. 改造

本規則に明確に規定されているか、あるいはJ A F が決定した安全上の理由によるものでない限り、いかなる改造も禁止する。改造とは、公認書に表記されて

いる当初公認された部品の初めの外観、寸法、図面、写真が変更される可能性を生ずるすべての操作を意味する。

取り外した材料を再び使用してはならない。事故の後、修理に必要な材料を付加することによりフレームの形状寸法を再建することは認められる（溶接用の金属を追加するなど）。本規定条項で例外的に認められていない限り、摩耗または損傷したその他の部品を材料の追加または取付によって修理してはならない。

1) 公認されたエンジンの部品は常に識別できるものでなければならない。

2) クラス F C、F C - 2 に許される改造

公認エンジンについてのすべての改造は、次を除き許される。

①内部

a) ストローク

b) ボア（最大限度まで）

c) コネクティングロッドセンターライン（磁気性材質が義務付けられる。）

②外部

a) キャブレターの数とベンチュリー径

b) エンジンの外部の特徴（エンジンの外観の改造は公認の追加として申請しなければならない。）

もし、エンジンの外観が公認された状態から変更されないならば、エンジン外観の改造にキャブレター、イグニッション、排気あるいはエンジン装具は含まれない。

3) クラス F P - J r、F P - 2 に許される改造

シリンダーとシリンダーヘッドを除き改造は認められない。

なお、シリンダーとシリンダーヘッドを改造する場合でも、付加することによる改造は認められない。

6. フォーミュラピストンジュニアカデット（F P - J r Cadets）のシャシーの申請

F P - J r Cadetsのシャシーは、ボディワークを含み、本規定および下記に従い、J A F に申請されたものでなければならない。

1) 当該年に有効な C I K - F I A 公認または J A F 公認シャシーを製造しているシャシー製造者によって製造されたシャシーとし、原則として25台以上のシャシーが製造されていること。

2021年以降は以下を適用する：

2) フレームは以下の特性に従っていないといけない：

パイプの数：6；アンチロールバーを使用することは認められない。

フレームパイプのサイズ：磁性鋼材製の28×2mm（+／-0.1mm）。

リアアクスルベアリング：最大2。

座席支持部：4、固定され、フレームに溶接される、磁性鋼材製。

シャシーフレームの改造（例えば、パイプの位置）は、公認書式に記載されている寸法を遵守している場合にのみ、また曲線部が公認の際にあったパイプ上の位置でのみ移動している場合に、認められる。

2) J A F 申請書式に記載されている技術的仕様（写真、図、寸法等）によって、申請シャシーの識別ができなければならない。

3) 申請：

① J A F 登録カート特別団体あるいは加盟団体のみがこれを行うことができる。

② J A F 所定の書式に従い、当該シャシーを使用して初めて参加する競技会の2ヶ月前までにJ A F に提出すること。

ただし、本規定第46条（Mini 特別規定）3. 1）に従いC I K - F I A に公認されたシャシーまたはボディワークは使用することができる。

7. フォーミュラC、フォーミュラスーパー4、フォーミュラスーパー125およびMiniのエンジンの登録

カテゴリーFC、FS-4、FS-125およびMiniのエンジンはそれぞれ第5章、第6章、第7章および第11章で定義された量産のものを基本としなくてはならない。クランクシャフト、クランクケース、シリンダーヘッド、排気／吸気制御装置の交換については、エンジン製造業者のエンジンに対する公認リストに記載されていなくてはならない。

その申請にあたっては、最低200台の量産ラインから25基のエンジンを査察することができる証明を提出しなくてはならない。この査察は製造工場または、製造者により指定されたその他の主要代理店のいずれかで行うことができる。

登録はC I K - F I A の公式の登録用紙で行う。その他すべての公認書に記載されていない装備は自由であるが、燃料噴射およびいかなる形式の電動式キャブレション処理装置があってはならない。

申請にあたっては、エンジンの写真と仕様書およびマフラーとキャブレター寸

法図を提出し、また J A F によって規定された条件のすべてを満たしていなければならない。

第30条 テレメトリー

1. テレメトリー（データ交信装置）

いかなるテレメトリーシステムも、J A F によって予め規定された場合を除き、厳禁とする。

2. データロガー（データ蓄積装置）

データロガーの仕様は自由であるが、エンジンの通常の作動に影響や変更を及ぼしてはならない。

K Z 2において、排気温度センサーを使用することは自由であるが、公認されたエキゾーストまたは寸法が規制されたマニホールドを改造することはできない。

OKおよびOK-J u n i o rにおいて、排気温度センサーは、OKについては図No.21、OK-J u n i o rについては図No.23に指定された位置にのみ取り付けることができる。

3. 無線

コース上のドライバーとそれ以外の者との間の無線装置による連絡システムは厳禁とする。

第31条 リア赤色灯

Superkartについて装着が義務付けられ、F I Aに公認されていなければならない。L E Dの赤色灯はドライババッテリーから電気の供給を受け、コクピットから防水のスイッチにより操作される。赤色灯は、地面から高さ40cmから60cmの間で、カートの中心線から両側に最大で40cmの位置に設置されていなければならない。また、競技の期間を通じて作動しなければならない。

赤色灯は、ウェットコンディションの際、レースディレクターの決定により点灯されなければならない。

第32条 バッテリー

始動装置（Superkartにおいては、これに加えてリアライト、ウォーターポンプ）の電源（点火装置の電源を含む）として、ドライババッテリーまたはゲル状のバッテリーのみ許される。バッテリーは、シャシーフレームの周辺、またはフロアトレイに設置する。

第3章 カートと装備の安全性

第33条 カートの安全性

カートは、安全で規定に合致している場合のみ走行を認められる。カートは規定を遵守し、ドライバーおよびその他の参加者が危険に陥ることがないように、設計され、維持されなくてはならない。

第4章 フォーミュラピストン特別規定

第34条 フォーミュラピストンジュニア (F P - J r)

1. 本規則第2章第29条の規定に基づき、J A FによってF P - J rクラス用に公認されたギヤボックス無しの単気筒空冷式量産2サイクルエンジンでいかなる方式の“パワーバルブ”も禁止される。
2. 最大気筒容積：100cc。
3. メーカー純正のセンターアクスルのバタフライ方式のキャブレターで、そのベンチュリーの最大直径は第2章第29条4.の公差を既に含んで24mmでなければならない。すべてのスライドキャブレター方式は禁止される。
4. 排気管はメーカー純正品とし、エンジン1基につき1個とする。
5. 下記の制限のあるピストンポートエンジン。
 - 1) 鉄のライナーを有するシリンダー（クロームおよびニカシルは禁止される）。
 - 2) ピストンはJ A F公認書式にある完全な寸法であること。
 - 3) ストローク：最小46.0mm、最大54.5mm。
 - 4) 掃気ダクトの数は自由。
 - 5) クランクケースの圧力孔は、すべての公差を含んで最低3.25mmの直径を有していなくてはならない。
 - 6) イグニッション：タイミングは固定されていること。
6. クラッチ：取付は自由。ただし、取付ける場合は、J A Fが公認した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、または同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方法は電動式か、反動式のいずれかか、その両者であってよい。
7. 最低重量：130kg。
8. エンジンの改造：第2章第29条5.に従うこと。

第35条 フォーミュラピストンジュニアカデット (F P - J r Cadets)

1. 本規則第2章第29条の規定に基づき、J A FによってF P - J r Cadets用に公認されたギヤボックス無しの7ps相当の単気筒空冷式量産2サイクルエンジンでいかなる方式の“パワーバルブ”も禁止される。

2. 最大気筒容積：100cc。
3. メーカー純正のセンターアクスルのバタフライ方式のキャブレターで、そのベンチュリーの最大直径は第2章第29条4.の公差を既に含んで24mm以下でなければならない。すべてのスライドキャブレター方式は禁止される。
4. 下記の制限のあるピストンポートエンジン。
 - 1) 鉄のライナーを有するシリンダー（クロームおよびニカシルは禁止される）。
 - 2) ピストンは J A F 公認書式にある完全な寸法であること。すべてのコーティング形式は禁止される。
 - 3) ストローク：最小46.0mm、最大54.5mm。
 - 4) 掃気ダクトの数は自由。
 - 5) イグニッション：タイミングは固定されていること。
製造者／型式はエンジンの公認書式に記載されていること。
5. 排気管はメーカー純正とし、エンジン1基につき1個とする。
6. C I K - F I A 公認（登録）の吸気消音器が義務付けられる。
7. クラッチ：J A F が公認した遠心クラッチが義務付けられる。クラッチは製造者によりエンジンと共に公認されるか、又は同一の公認期間について別の部品として公認されてよい。この様な別個の公認はこのクラスに対する製造者によるエンジンに限定される。始動方式は電動式か、反動式のいずれかか、その両者であってよい。クラッチの遠心のかみあいは、エンジンが6,000回転に達するまでに発生しなくてはならない。
8. エンジンの改造は認められない。
9. タイヤ：銘柄は自由、但しオーガナイザーが指定した単一製造者の銘柄のタイヤを使用しなければならない。
10. 最低重量：110kg。

第36条 フォーミュラピストン-2 （F P - 2）

1. 本規則第2章第29条の規定に基づき、J A F によって公認されたギヤボックス無しの単気筒空冷式量産2サイクルエンジンでいかなる方式の“パワーバルブ”も禁止される。
2. メーカー純正のセンターアクスルのバタフライ方式のキャブレターで、そのベンチュリーの最大直径は第2章第29条4.の公差を既に含んで、24mmでなければならない。すべてのスライドキャブレター方式は禁止される。

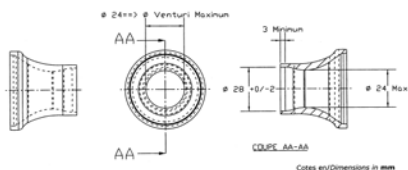
3. 排気管はメーカー純正品とし、エンジン 1 基につき 1 個とする。
4. クラッチの取り付けは自由とする。
5. 下記の制限のあるピストンポートエンジン。
 - 1) 鉄のライナーを有するシリンダー（クロームおよびニカシルは禁止される）。
 - 2) ピストンは、J A F 公認書式にある完全な寸法であること。
 - 3) ストローク：最小46.0mm、最大54.5mm。
 - 4) 掃気ダクトの数は自由。
 - 5) クランクケースの圧力孔は、すべての公差を含んで最低3.25mmの直径を有していなくてはならない。
 - 6) イグニッション：タイミングは固定されていること。
6. 最低重量：145kg。
7. エンジンの改造：第 2 章第29条 5. に従うこと。

第37条 フォーミュラピストン-3 (F P-3)

フォーミュラピストン-3 車両は、次の点のほかは前記フォーミュラピストン-2 規定に合致しなければならない。

1. ワンメイクエンジンとする。
2. メーカー純正のセンターアックスルのバタフライ方式のキャブレターで、そのベンチュリーの最大直径は第 2 章第29条 4. の公差を既に含んで24mmとする。
3. 最低重量：145kg。
4. エンジンの改造：改造は認められない。

図 1 (24mmキャブレター寸法図)



- 1) ベンチュリー直径 最大24mm。
- 2) ダウンストリーム直径 28mm（さらに公差は第 3 章17条による）。

図上の寸法 1) は、最小値に許容差が加わったものである。低い測定値のキャブレターの取り付けも可能である。

第5章 フォーミュラC特別規定

第38条 フォーミュラC (FC)

1. 空冷または水冷式の単気筒エンジン。

最大気筒容積：125cc（下記の制限に従って J A F に登録されたもの）。

制限：

- 1) すべてのインジェクション方式は禁止される。
- 2) キャブレター 1 個。
- 3) 最低3速から最高6速までのギヤボックス。
- 4) すべてのターボチャージャー、またはスーパーチャージャーは禁止される。
- 5) 最低重量：165kg。

2. エンジンの改造：第2章第29条5. に従うこと。

第39条 フォーミュラC-2 (FC-2)

本規則第2章第29条の規定に基づき、J A F または C I K - F I A によって公認（登録）されたエンジンを搭載する第2種カートコース専用競技車両。

1. エンジン：

下記の制限に従って J A F または C I K - F I A に公認（登録）された空冷または水冷式の最大気筒容積が125ccの単気筒エンジンとし、エンジンの改造は第2章第29条5. に従うこと。

- 1) すべてのインジェクション方式は禁止される。
- 2) キャブレター 1 個。機種および改造は自由。
- 3) すべての電動ポンプの使用は禁止する。
- 4) 最低3速から最高6速までのギヤボックス。機種および改造は自由。
- 5) すべてのターボチャージャー、またはスーパーチャージャーは禁止される。
- 6) 水冷エンジンについては、本規則第2章第20条3. による。
- 7) バッテリーについては、本規則第2章第32条による。なお、水冷エンジンに限り、ウォーターポンプの電源としてもバッテリーを使用することができる。

2. キャッチタンク：

- 1) フロート付キャブレターについては、容量500cc以上のキャッチタンク装着を義務付ける。ただし、オーバーフロー装着が付加されていないキャブレター

については、キャッチタンクは不要である。

- 2) ミッションケース、ラジエターには十分な容量のあるキャッチタンクの装着を義務付ける。

3. サイドボックス：

- 1) 本規則第2章第9条に準拠するとともに、最小2ヶ所で強固に固定し十分な強度を有するアンダーパネル又はサブステーによる補強を義務付ける。
- 2) サイドボックスの外側面より50mm以上タイヤ（ホイールを含む）外側面が飛び出す構造であってはならない。

4. フロントフェアリング：

- 1) 取り付けは2ヶ所以上とし、容易に脱落する構造であってはならない。
- 2) フロントフェアリングの最大幅より片側で50mm以上フロントタイヤ（ホイールを含む）の外側面が飛び出す構造であってはならない。

5. リアバンパー：

リアバンパーの最大幅より片側で50mm以上リアタイヤ（ホイールを含む）の外側面が飛び出す構造であってはならない。

6. アンダーパネル、ステー：

本規則第2章第8条による。

7. バックミラー：

後方左右が確認できるミラーの装着を義務付ける。

8. 消音器：

本規定第2章第21条に定める吸気消音器の装着は免除される。排気装置の形状は自由。

9. シャシー：

本規則第2章第5条による。

10. タイヤ：

本規則第2章第26条に準拠したものとし、リムの直径は最大6インチまで認められる。

11. ブレーキ：

4輪同時に作動する前後独立した作動系統の足踏み式ディスク型ブレーキを備えなければならない、系統のひとつに漏れ、もしくは欠陥が生じた場合でも、他の系統により前輪または後輪が制動するものであること。

12. 最低重量：165kg。

第6章 フォーミュラスーパー4 特別規定

第40条 フォーミュラスーパー4 (F S - 4)

1. 下記に従って J A F または C I K - F I A に登録されたワンメイクエンジン。
 - 1) 空冷または水冷の4ストロークエンジン。
 - 2) 最大気筒容積：280cc。
 - 3) 過給器は禁止。
 - 4) 全てのインジェクション方式は禁止される。
 - 5) 始動方式：自由。
 - 6) クラッチ：義務付けられる。機構は自由。
 - 7) 吸気消音器：義務付けられる。機構は自由。
2. タイヤ：銘柄は自由。ただし、オーガナイザーが指定した単一製造者の銘柄のタイヤを使用しなければならない。
3. 重量：オーガナイザーの申請に基づき、J A F で定める。

第7章 フォーミュラスーパー125特別規定

第41条 フォーミュラスーパー125 (F S-125)

1. 下記に従って J A F または C I K - F I A に登録されたエンジン。
 - 1) ワンメイクエンジンとする。
 - 2) 空冷または水冷の2ストロークエンジン。
 - 3) 最大気筒容積：125cc。
 - 4) 点火装置：自由。
 - 5) パワーバルブ：自由。
 - 6) キャブレター：自由、但しインジェクションは禁止。
 - 7) リストリクター：自由。
 - 8) 過給器は禁止。
 - 9) 始動方式：自由。
 - 10) クラッチ：自由。
 - 11) 吸気消音器：義務付けられる、機構は自由。

第8章 OK特別規定

第42条 OK

1. ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイティング・エンジンで、C I K - F I Aによって公認されたもの。公認エンジンのいかなる改造も、技術規定5.2.2（*）に基づき認められる。
2. 水冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）は1回路のみとする。
3. 冷却は、単一回路の1つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組み合わせも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加することは認められる。
4. 図No.22に合致し、エンジンとともに公認された特定の単一型パワーバルブ。
5. 過給は禁止する。
6. 燃焼室の最小容積は9ccとし、付則No.1 cによる測定方法とする。
7. スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密に当初のままとする）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのバレル（電極は含まない）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。
8. 排気角度は排気ポートで最大194°とし、その測定は技術規定2.25.3.2に記載されている方法に従い、ライナーのレベルで行われる。
9. デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。
10. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法－長さ：18.5mm；ピッチ：M14×1.25
11. 最大16,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。
12. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備える公認バタフライタイプキャブレターで、公認書上の吸気ダクトのすべての寸法および形状は厳密にオリジナルのままでなければならない。また、吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。

その他すべての、キャブレター本体内部または外部の、寸法のない穴やミリ単位の溝は数と位置において公認書と一致していなければならない。

13. 最大直径24mmの2本の調整用スクリューを備えるK F 2 公認バタフライタイ

プキャブレターを使用する場合、厳密にオリジナルのままでなければならない。
疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲
内で、公認査察時に査察員によって封印され C I K - F I A で保管されているキ
ャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該
公認書および吸気ダクトの形状を検査するための製造者によって預託された工具
に適合していなければならない。

14. クラッチは認められない。
15. スターターは認められない。
16. 図No.21に合致し O K 公認された特定の単一型排気装置
17. C I K - F I A 公認の23mmのダクトを2つ備えた吸気消音器
18. タイヤ：C I K - F I A 公認5インチプライムタイプ
19. 最低総重量：145kg（ドライバー含む）
20. カートの最低重量（燃料を除く）：70kg

第43条 O K - J u n i o r

1. ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイ
ティング・エンジンで、C I K - F I A によって公認されたもの。公認エンジン
のいかなる改造も、技術規定5.2.2（*）に基づき認められる。
2. シリンダーの最大容積：125cc。
3. 水冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）は1回路のみとする。
4. 冷却装置は、単一回路の1つの自由なラジエーターに制限され、いかなる他の組
み合わせも除外される。サーモスタットの正常な機能のために内部回路を付加す
ることは認められる。
5. パワーバルブは許可せず：代わりに機械加工を伴わないシリンダー内部の公認
され固定されたブランピングカバーまたはシリンダー内部のハウジング。
6. 過給は禁止する。
7. 燃焼室の最小容積は12ccとし、付則No.1 b による測定方法とする。
8. スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密にオリジナルのままとする）。
シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのバレル（電極は含まな
い）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。
9. 技術規則付則2.25.3.2の方法に従い、ライナーのレベルで測定したとき、排気
ポート上の排気角度は最大170度を限度とする。

10. デコンプレッションバルブが義務付けられる。それは、シリンダーヘッド頂部に装着されなければならない。
11. スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法－長さ：18.5mm；、ピッチ：M14×1.25
12. 最大14,000rpmの指定リミッター付き公認点火装置。
13. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備える公認バタフライタイプキャブレターで、公認書上の吸気ダクトのすべての寸法および形状は厳密にオリジナルのままでなければならない。吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。
その他すべての、キャブレター本体内部または外部の、寸法のない穴やミリ単位の溝は数と位置において公認書と一致していなければならない。
14. 最大直径20mmの2本の調整用スクリューを備えるK F 3 公認バタフライタイプキャブレターを使用する場合、厳密にオリジナルのままでなければならない。疑義を避けるため、このことは、キャブレターが、合理的な製造上の公差の範囲内で、公認査察時に査察員によって封印されC I K－F I A で保管されているキャブレターとすべての面で同一でなければならないことを意味する。また、当該公認書および吸気ダクトの形状を検査するために製造者によって預託された工具に適合していなければならない。
15. クラッチは認められない。
16. スターターは認められない。
17. 図No.23に合致した指定の単室（送）排気装置
18. C I K－F I A 公認の23mmのダクトを2つ備えた吸気消音器
19. タイヤ：C I K－F I A 公認5インチオプションタイプ。
20. 最低総重量：140kg（ドライバー含む）。
21. カートの最低重量：70kg（燃料を除く）。

* C I K－F I A カート技術規定5.2.2

リードバルブインテークのみが認められる。

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が認められる。

a) エンジン内部：

- －ストローク
- －ボア（最大限度を超えて）
- －コネクティングロッド中心線
- －シリンダーおよびクランクケースのトランスファーダクトおよび吸気ポートの数
- －排気ポートおよびダクトの数
- －特別規定に基づく制約事項
- －燃料に加えられる潤滑剤の量は4％に制限される。

b) エンジン外部：

- －キャブレターの数（公認されたキャブレターの使用が義務付けられることによる）
- －搭載エンジンの外観。

以下はエンジン外観の改造とみなされない：

 パーツの色の変更

 冷却コネクションのトリミングおよび固定部の変更

 （キャブレター・イグニッション・排気装置、クラッチあるいはエンジンそれ自体の固定を含む）

ただし、それらの公認された位置が変更されていないこと。

第9章 K Z 特別規定

第44条 K Z 2 および K Z 1

リードバルブインテークのみが認められる。

公認エンジンの当初の部品は、常に公認書に記載される写真、図面、材質、物理的寸法と合致し、同一でなければならない。

許される改造：以下を除き公認エンジンへのすべての改造が認められる。

a) エンジン内部：

- －ストローク
- －ボア（最大限度を超えて）
- －コネクティングロッド中心線
- －シリンダーおよびクランクケースのトランスファーダクトおよび吸気ポートの数
- －排気ポートおよびダクトの数
- －特別規定に基づく制限

b) エンジン外部：

- －キャブレターの数およびチョークの径
- －搭載エンジンの外観

以下はエンジン外観の改造とみなされない：

パーツ色の変更

冷却コネクションのトリミングおよび固定部の変更

（キャブレター・イグニッション・排気装置、クラッチあるいはエンジンそれ自体の固定）

ただし、それらの公認された位置が変更されていないこと。

1. パワーユニット：エンジンをギアボックスから分離することができてはならない。エンジンケースは2つのみの部分で構成されなければならない（垂直あるいは水平方向）。クランクシャフトベアリングのための挿入物および固定要素（ドリルで開けられた穴、合い釘）のみ認められる。
2. C I K - F I A によって公認された、1回路のみの、リードバルブ吸気方式の水冷単気筒エンジン。

3. 最大気筒容積：125cc
4. 公認書式（寸法および図面）に従うリードバルブボックス。リードバルブボックスカバー：自由。
5. 最大直径30mm円形のベンチュリタイプディフューザーの付いたアルミニウム製キャブレター。C I K - F I A選手権、カップおよびトロフィーについては、単一のキャブレター供給業者が、入札により指名される。

キャブレターは厳密にオリジナルのままでなければならない。許される唯一のセッティングは、スライド、ニードル、フローター、フロートチャンバー、ニードルシャフト（スプレー）、ジェット、ニードルキットに対してであり、すべての置き換えられた部品はデロルト社のものであることを条件とする。一体化されている燃料フィルターおよびプレートは取り外しても良いが、そのままとする場合はオリジナルのままでなければならない。

6. ギアボックス：C I K - F I Aによって公認される（プライマリトルクを含め）。レシオ最少3速、最大6速。最小直径200mmの目盛り付きディスク、あるいはデジタルコーダーを使用してレシオが検査される。公認書式に記載される十進角は、10分の1の角度で記載され、分の単位で記載されてはならない。ギアボックスの公認のため、製造者（含複数）およびモデル、型式が公認書式に記載されていなければならない。
7. K Z 2において：サーボシステムの無い、手動で完全に機械式のギアボックス制御。点火カットを行う一切のシステムは禁止される。
8. K Z 1において：手動あるいは電子機械式ギアボックス制御。
9. 排気の総開口角度は、公認書式に記載された値にかかわらず、最大199°（最小直径200mmの目盛り付き円板、あるいはデジタル装置を使用して読み取られる）。
10. 燃焼室の容積：最小11cc。燃焼室の容積は、10分の1立方センチメートルまで精密な目盛り付のAクラス実験用ビュレットを使用して計測される。この検査に使用される混合物は、無鉛ガソリンと2ストロークオイルを1対1の割合で混合したもの。

燃焼室は、付則No.1 aに記載されている方法で満たされる。

11. スパークプラグ：銘柄は自由（大量生産品で、厳密にオリジナルであること）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパークプラグ（電極は含まない）の本体は、

燃焼室ドームの上部を越えて伸張してはならない。

12. スパークプラグハウジングのねじ山の寸法は：長さ18.5mm；ピッチM14×1.25。
13. 識別：30mm×20mmの機械加工された平らな場所に、特定する識別ステッカーを取り付ける。
 - －シリンダーの前
 - －ハーフサンプ用のリードボックスハウジングの上部。
14. 点火ローターに重りを追加することが認められる。追加には少なくとも2本のスクリューを使用し、公認されたローターに一切の変更がないこと。
15. 排気：公認され、最低0.75mmの金属肉厚のある磁気反応性鋼材製であること。
16. 排気消音器：公認され、使用義務。図No.20に従った排気と消音器の取り付け。
17. タイヤ：5インチ
 - －K Z 1：公認されたプライムタイプ
 - －K Z 2：公認されたプライムまたはオプションタイプ
18. 最小重量：
 - －K Z 1 および K Z 2、第1種および第2種サーキット：175kg。
19. 第2種サーキット用車体：車体の仕様はスーパーカートと部分的にあるいは完全に同一であることができる。

第10章 S u p e r k a r t 特別規定

第45条 S u p e r k a r t

1. C I K - F I A に公認された水冷エンジン。
2. 気筒数：最大2。
3. 気筒容積：最大250cc。
4. いずれも電子制御を有さない機械式のキャブレターとパワーバルブ。
5. 点火装置：電子ユニットボックスとコイルは、ローター／スターターまたはバッテリーの電源からの電源供給1つと、点火信号をセットするクランクシャフトピックアップシグナルのみ受けるもの。

2つにディフェーズされたシリンダーを有するエンジンは、2つのセンサーを含む2つの異なる点火装置を搭載することができる。

いかなる場合も、通常の出走状態において着座した状態から変更することができないこと。

6. ギヤボックス：公認書式に合致した最大6レシオ。
7. タイヤ：公認された6インチタイヤ。
8. 最低重量：
 - ① 1 シングルシリンダーエンジン：208kg（車体を含み）、カートの最低重量：98kg（車体・燃料を除く）。
 - ② その他のエンジン：218kg（車体を含み）、カートの最低重量：113kg（車体・燃料を除く）。

第11章 M i n i 特別規定

第46条 M i n i 特別規定

1. M i n i 特別規定

- 1) ダイレクト・ドライブ・シングル・シリンダー・2ストローク・レシプロケイティング・エンジンで、C I K - F I Aによって公認またはJ A Fによって登録されたもの。公認エンジンのいかなる改造も、C I K技術規定6. 2に基づき認められる。
- 2) 最大気筒容積：60cc。
- 3) 空冷（クランクケース、シリンダー、シリンダーヘッド）。
- 4) 燃焼室の最小容積は4.8ccとし、付則No.1dによる測定方法とする。
- 5) 燃焼室とスキッシュバンドの形状は、技術図面No.25のテンプレートと同一でなければならない。製造者が提供するテンプレートを使用して検証できなければならない。
- 6) スパーク・プラグハウジングのねじ山の寸法 - 長さ：18.5mm；ピッチ：M14×1.25。
- 7) スパーク・プラグ：銘柄は自由（量産品で厳密に当初のままとする）。シリンダーヘッド上に締め込まれたスパーク・プラグのパレル（電極は含まない）は、燃焼室ドームの上部を超えてはならない。
- 8) 吸気口の開口角度は、 $144^{\circ} (+0/-2^{\circ})$ に等しくなければならない。
吸気ポートの幅は26mm ($+0.1/-0.2$ mm) に等しくなければならない。
吸気ポートの形状は、製造者により提供されたテンプレートで検証可能で、製造者によって定義されたままでなければならない。
- 9) 掃気口の開口角度は最大 117° に制限されなければならない。
開口角度は、 $+0/-2^{\circ}$ の公差で製造者が定義したままでなければならない。掃気口の上縁、およびその結果、下方の縁も、シリンダー軸に垂直でなければならない。
掃気口の幅は、 $+0.4/-0.2$ mmの公差で製造業者が示さなければならない。
掃気口のサイズは、製造業者が定義したままでなければならない、製造業者が提供するテンプレートを使用して検証できなければならない。

10) 排気口の開口角度は、 $+0/-2^\circ$ の公差で 156° に等しくなければならない。排気口の幅は、 $+0.1/-0.2\text{mm}$ の公差で 28.0mm に等しくなければならない。排気口の形状は、製造業者が定義したままでなければならない。製造者が提供するテンプレートを使用して検証できなければならない。

11) クラッチは必須である。それは、遠心式で乾式でなければならない。クラッチは、最高 $3,000\text{rpm}$ でつながなければならない。

クラッチベルと摩擦材は、穴や溝がない平らな材質でなければならない（技術図面No.26に従う寸法）。

ピニオンは11歯でなければならない。クラウンは自由。

12) 車載の電動スターターモーターが義務付けられる。これは、それ専用のバッテリーによって給電されなければならない。スタータークラウンはクラッチ側に取り付けなければならない。特殊かつ希少な素材は禁止される。

モーターには効果的かつ安全なストップスイッチが装備されていなければならない。

バッテリーはしっかりと取り付けられていなければならない（フレームに格納容器をネジでしっかりと固定すること）。バッテリーが点火に干渉することは決してあってはならない。

13) 最大 $14,000\text{rpm}$ のリミッター付き承認点火装置。

14) 最大ボア 18mm でベンチュリタイプディフューザーのついた承認フローティングチャンバーキャブレター。それは厳密にオリジナルのままでなければならない。疑義を避けるために、これはキャブレターが合理的な製造公差の範囲内で、すべての点で承認書と同一でなければならないことを意味する。いかなる加工、圧着、研磨、材料の追加または除去も禁止される。

キャブレターは、キャブレター製造者が提供する「GO/NO GO」ゲージを使用して検証できなければならない。

15) 22mm のダクトを1つ備えた承認吸気消音器。吸気消音器をキャブレターに固定するため、非磁性材質のリングを使用することができる。この固定によって、承認されたキャブレターに影響を及ぼすことがあってはならない。

16) 排気装置は図No.28に合致した特定の単一のタイプとする。

17) リムは、アルミニウムまたはマグネシウムのみからなるワンピース構造のみ。

18) タイヤ：Mini用5インチCIK公認タイヤ（2020年から）、またはJA

F 指定タイヤ。

19) 最低総重量：110kg（ドライバーを含む）。

20) カートの最低重量（燃料なし）：55kg

2. その他、上記第 1 章から第 3 章に加えて以下の規定が適用される。

1) シャシー主要部品

要件：

- ・リアシャフト（アクスル）は、最大外径30mmとし、すべての個所において最小4.9mmの肉厚がなければならず、長さ960mm（+／-10mm）、重量2,900g（+／-100グラム）でなければならない。

2) 寸法

技術諸元：

- ・ホイールベース：95cm（+／- 5 mm）
- ・全幅：最大110cm

3) バンパー

フロントバンパー：

- ①フロントバンパーは少なくとも 2つの鋼鉄製の要素で構成されていなければならない。
- ②最小直径16mmの鋼鉄製の上部バー（2つの角は、一定の曲率半径を有していなければならない）と最小直径20mmの鋼鉄製の下部バー（2つの角は、一定の曲率半径を有していなければならない）。この 2本のバーは互いに接続されていること。
- ③上記の 2つの要素は、ペダルの取り付け部から独立していなければならない。
- ④フロントバンパーは、義務付けられているフロントフェアリングの取り付けができなければならない。
- ⑤フロントバンパーはシャシーフレームに 4点で取り付けなければならない。
- ⑥フロントオーバーハング：最小280mm。
- ⑦下部バーの幅：直線部の長さはカートの前後方向（縦）軸に対し最小 270mm、最大315mm。
- ⑧下部バーのアタッチメントは、（水平および垂直の両方の面で）シャシーの軸に対して平行でなければならず、バンパーを50mm取り付けること

(シャシーフレームへの取り付け装置) ができなければならない；アタッチメントは390mm離し、地面から90+/-20mmの高さでカートの前後方向（縦）軸の中心に取り付けなければならない。

- ⑨上部バーの幅：直線部の長さはカートの前後方向（縦）軸に対し最小300mm、最大395mm。
- ⑩上部バーの高さ：地面から最小180mm、最大205mm。
- ⑪上部バーのアタッチメントは、500mm離し、カートの前後方向（縦）軸の中心に取り付けなければならない。
- ⑫上部バーと下部バーの固定部は、シャシーフレームに溶接しなければならない。

リアホイールプロテクション：

- ①前後のプロテクションとリアホイール表面との間の隙間：最小15mm、最大50mm。
- ②最小幅：1,040mm。
- ③最大幅：常に、いかなる状況下でも、後部全幅の最大幅。
- ④地上高：リアホイールの延長線とシャシーの中心線の内側に位置する、最小幅180mmの最低3ヶ所のスペースの中で、最小25mm、最大60mm。
- ⑤リアオーバーハング：最大370mm。

すべての条件において、リアプロテクションは、いかなる時もリアホイールの外面を越えて突出してはならない。

サイドバンパー：

- ①上部バーと下部バーによって構成されていなければならない。
- ②必須のサイドボディワークのアタッチメントの取り付けが可能でなければならない。
- ③直径20mmを有していなければならない。
- ④シャシーフレームに2点で取り付けなければならない。
- ⑤これらの2つのアタッチメントは、地面に平行で、シャシーの軸に垂直でなければならない；それらは最小50mmのバンパーの取付け（シャシーフレームへの取り付け装置）ができなければならない；互いに380mm離れていなければならない。
- ⑥バーの最小直線部長：下部バーについては280mm

上部バーについては180mm。

⑦上部バーの高さ：地面から最低160mm。

⑧外側の幅はカートの前後方向（縦）軸との関係でなければならない：下部バーの場合は $380 + \text{ } / \text{ } - 20\text{mm}$

上部バーの場合は $380 + 100 / \text{ } - 20\text{mm}$

4) ボディワーク

サイドボディワーク：

①ホイール（フロントホイールは直進位置にある）の2つの外縁を通る垂直面内側から30mmを超えて配置することはできない。

②地上高は最小25mm、最大60mmなければならない。

③サイドボディワークの前部とフロントホイールの間の隙間：最大130mm。

④サイドボディワークの後部とリアホイールの間の隙間：最大60mm。

フロントフェアリング：

①最小幅は850mmで、最大幅はフロントホイール／車軸ユニットの外幅である。

②フロントホイールとフェアリングの後部との間の最大間隔：160mm。

③フロントオーバーハング：最大630mm。

フロントパネル：

①幅は最小200mm、最大300mmである。

座席：

F I Aは、M i n i カテゴリにカート高位座席（ハイシート）の使用を推奨する。F I Aは、カート高位座席のための新しい基準を作成し、F I Aのウェブサイト、高位座席をテストするために認可された研究所のリストおよび承認された高位座席の技術的なリストと共に掲載する。

5) エンジン

全般：

OK、OK-J u n i o r、K Z 2、K Z 1、およびM i n i エンジンは、製造者のカタログに記載されていなければならない、C I K-F I Aによって確立されたモデルからの「公認書式（Homologation Form）」と呼ばれる記述書式の対象とならなければならない。この公認書式は、A S NおよびC I K-F I Aによって証印が押され、署名されるものとする（公認規則参照）。

イグニッション：

SuperkartとMiniを除くすべてのカテゴリーで、使用される点火システムはC I K - F I Aにより公認されなければならない。

OK、OK-Juni or、およびMiniのカテゴリーの場合、点火はデジタル方式で非プログラマブル式の、インテグレートッド・レプリミッターを伴うものでなければならない。その操作のためにバッテリーを要してはならない。

6) 吸気消音装置

SuperkartとMini以外のすべてのカテゴリーでは、C I K - F I Aによって公認された吸気消音装置が義務付けられる。

Miniカテゴリーの場合：ダクト23mm+／-1mm、円錐形。

可変容積のエアボックスは禁止される。

7) 排気

Miniでは、排気は特定の単一のタイプとする（技術図面No.28参照）

8) ホイール：リムおよびタイヤ

5インチタイヤ：

フロントホイールの最大外径は260mm、リアホイールの外径は最大290mmとする。

リアホイールの最大幅は150mmで、フロントホイールの最大幅は120mmとする。

9) 公認、識別および検査

検査：

検査のために、以下の公差が許容される：

ーコネクティングロッドセンターライン：

グループ3：+／-0.1mm

ーピストンストローク：

グループ3： エンジンを組付けた状態：+／-0.1mm

ー点火装置、エンジン

（OK、OKジュニアおよびMiniのエンジンを除く）：±2°

ーOK、OK-juni or、Miniエンジン

（ピストン、クランクシャフト&コンロッド、リードボックス、バランス

シャフト) :

寸法: <25mm 25-60mm 60-100mm >100mm

公差: +/-0.5mm +/-0.8mm +/-1mm +/-1.5mm

3. C I K - F I Aカート技術規定第6条グループ3 (M i n i) のカート: 一般規則

1) シャシー

すべてのグループ3のシャシーは公認されなければならない。

これらは、製造者のカタログおよび「公認書式 (Homologation Form) 」と呼ばれる記述書式に記載され、C I K - F I Aによって作成されたモデルに従い、A S Nによって押印される。

シャシーは、3年ごとに3年の有効期間で公認される。

公認されたシャシーは、F P - J r Cadets用にも使用することができる。

フレームは以下の特性に従っていなければならない:

パイプの数: 6; アンチロールバーを使用することは認められない。

フレームパイプのサイズ: 磁性鋼材製の28×2mm (+/-0.1mm)。

リアアクスルベアリング: 最大2。

座席支持部: 4、固定され、フレームに溶接される、磁性鋼材製。

シャシーフレームの改造 (例えば、パイプの位置) は、公認書式に記載されている寸法を遵守している場合のみ、また曲線部が公認の際にあったパイプ上の位置でのみ移動している場合に、認められる。

2) エンジン

全てのグループ3のエンジンは (2020年から) 公認されなければならない。

これらは、製造者のカタログおよび「認定書式 (Homologation Form) 」と呼ばれる記述書式に記載され、C I K - F I Aによって作成されたモデルに従い、A S Nによって押印される。

エンジンは、3年ごとに3年の有効期間で公認される。

ピストンポート吸気のみが許可される。

エンジンとその構成部品の識別は、公認書式に記載の技術的な説明 (商標、写真、三次元図面など) により行うことができる。

公認されたエンジンの当初の部品は元のままでなければならない、製造者のマーキング、写真、図面、材料および公認書式に記載の寸法によって識別可能で

なければならない。

エンジン製造者は、エンジン部品のコントロールを可能とするゲージおよびテンプレートを供給しなければならない。

以下のゲージとテンプレートが要求される。

- －吸気口、掃気口および排気口のサイズをチェックするためのテンプレート。
- －シリンダーの基部の形状およびサイズの変化すべてをチェックするためのテンプレート。
- －燃焼室とスキッシュバンドの形状をチェックするためのテンプレート。
- －ピストンの形状をチェックするためのテンプレート。
- －シリンダーの軸からキャブレター支持面の最短距離をチェックするためのテンプレート。

許可される改造：ヘリコイル方式。

材料を追加することは禁じられる。シリンダケーシング、スリーブおよび／またはピストンになされる、ピストンの下縁部が吸気口を閉鎖したときに、シリンダーを通しておよび／またはベースに向かって混合気が流れるようにする一切の作業は、禁止される。

規定された点火器の角度を変更したり、吸気サイクルを直接的または間接的に増加させることができる、あるいは放出できる一切の装置または方策は禁止される。

3) イグニッション

承認点火システムは、スターターモーターシステム（バッテリー）に一切接続することなく、独立していなければならない。

スターターの固定システムと回転子を取り付けるための直径は、すべてに固有である。技術図面No.27を参照。

システム（固定子と回転子）の寸法とその特性は、承認書式に示さなければならない。

点火システムの供給は、単一の供給者により行われること。

4) キャブレター

承認キャブレターは、ベンチュリタイプのディフューザーと最大ボア18mmのフローティングチャンバーキャブレターでなければならない。

キャブレターの供給は、単一の供給者により行われること。単一の供給には、

キャブレター、燃料ポンプ、さらにジェット、ニードル、およびノズルの定義されたセットを含むこと。

5) 吸気消音器

承認吸気消音器は、1つのダクトのみで構成されていなければならない。このダクトは内径 $22\text{mm} + / - 1\text{mm}$ の円錐形でなければならない。ダクトを含む吸気消音器の内部容積は、 $1,800\text{cc}$ 未満でなければならない。吸気消音器は製造者が定義した通りのままでなければならない。吸気消音器の供給は、単一の供給者により行われること。

第12章 その他の車両（リブレ）

第47条 「その他の車両（リブレ）」に関する規定

本規則のどのグループにも属さない車両を「その他の車両（以下リブレ）」と定める。

第48条 4輪車用エンジン搭載の禁止

第1種競技車両のみならずリブレ車両においても、通常4輪車のカテゴリーに入る車のエンジンを使用してはならない。

第49条 リブレ車両の使用

リブレ車両を使用する競技の場合、格式制限付き以下の競技として行われなければならない。ただし、地方選手権規定第32条に定める、地方選手権として認定した競技車両の場合は除く。その車両については、特別規則書に定めるものとし、なおかつ J A F の承認を必要とする。

1. リブレ車両による競技の開催を申請するクラブ・団体は、リブレ車両規則草案5部とともに下記の事項を記したリブレ車両申請書を組織許可申請書提出締切日の少なくとも1ヶ月前までに J A F へ提出しなければならない。

「リブレ車両申請書」

- 1) 申請書提出日
- 2) 申請提出先： J A F モータースポーツ専門部会カート部会
- 3) クラブ・団体名および代表者氏名（ J A F 登録印を捺印すること）
- 4) 申請内容：

①リブレ車両名（申請リブレ車両使用レース名）

②リブレ車両が参加する競技会

- a 名称
- b 開催日
- c 開催場所
- d オーガナイザー

③申請項目

- a 申請リブレ車両規則（案）がどのような点で、当該年度 J A F カート競技車両規則と異なるのか具体的に明記すること。

- b 継続申請の場合：前年度リブレ車両規則との相違点があれば明記すること。

④申請理由

当該年度 J A F カート競技車両規則に適合できない理由を詳細に明記すること。

2. J A F カート登録クラブ・団体で、その車両により競技を主催するオーガナイザーのみが申請資格を有する。
3. 開催される競技会ごとにリブレ車両申請が必要となる。

第13章 本規則の施行

第50条 本規則の施行

本規則は、2020年1月1日より施行する。

2020年 J A F 国内カート競技規則細則・ 指定カートタイヤについて

国内カート競技の安全性、公正性および安定した供給を確保するため、指定カートタイヤの細則について下記の通り定める。

1. 指定カートタイヤに要求される項目

1) 仕様：

- (1) 構造：バイアス（クロスプライ）タイヤとする。
- (2) 乾燥路面用溝なしタイヤ（ドライタイヤ）および雨天用溝付きタイヤ（ウェットタイヤ）の両方を供給できること。

ただし、晴雨兼用タイヤ（オールウェザータイヤ）を供給できる場合、この限りでない。

- (3) ドライタイヤには周上に2箇所以上、かつ1箇所につき左右2つのトレッド肉厚測定用のディンプルを設けること。
- (4) タイヤ寸法：国内カート競技車両規則第26条により下記の通りとする。

① 外側直径……フロントタイヤ 最大28cm

リアタイヤ 最大30cm

② 最大幅……フロントタイヤ 13.5cm

リアタイヤ 21.5cm

- (5) ホイール寸法：国内カート競技車両規則第26条によりリムの直径は最大5インチとする。

2) 性能：

- (1) ドライタイヤについては下記の通りとする。

① 走行中グリップの限界を超えた場合に急激な性能変化がなく、コントロールラブルであること（滑りが予知できること）。

② グリップ性能が低下することなく十分な耐久性を有すること。

③ 常温時（摂氏20度）に下記の距離の走行が可能であること。

a. F S - 125：およそ400km

b. F P - J r / F P - 2 / F P - 3：およそ600km

c. F P - J r Cadets / M i n i : およそ600km

(2) ウェットタイヤについては下記の通りとする。

乾燥路面においても耐久性が維持されること（およそ25km走行可能であること）。

(3) オールウェザータイヤについては上記(1)と(2)の性能を満たすこと。

2. 指定タイヤの申請について

1) 申請資格：

- (1) 国内製品については当該製品の製造者であり、かつ J A F 特別カート団体であること。
- (2) 外国製品については当該製品の製造者または製造者の委託を受けた「指定代理店」もしくは「輸入代理店」であり、かつ J A F 加盟カート団体であること。

2) 申請方法：

下記要領に従い申請すること。

- (1) 申請締切日：毎年8月末日までとする。
- (2) 申請提出先：一般社団法人日本自動車連盟（J A F）本部モータースポーツ部
- (3) 申請内容：
 - ① 申請日
 - ② 申請者名……… J A F 特別カート団体または J A F 加盟カート団体名および代表者名（代表者印および有効な J A F 登録印を捺印すること）
 - ③ 型式および銘柄
 - ④ 適用クラス……次の3クラスの中から適用クラスを明記すること。
 - a. F S - 125
 - b. F P - J r / F P - 2 / F P - 3
 - c. F P - J r Cadets / M i n i
 - ⑤ 諸元表………タイヤサイズ、適用リム幅、外側直径、最大幅を明記すること。
 - ⑥ 性能概要………上記1. の2) に基づく性能基準を指数100とし、申請タイヤとの比較テスト結果を指数で表すこと。

- ⑦ 配給形態および配給網一覧（全国的に安定した配給を行い得る配給網が確保されていることを証明できる資料）
- ⑧ 外国製品を申請する指定代理店または輸入代理店については、製造者の委託を受けたことを証明できる書類。
- ⑨ 仕様および性能を変更することなく指定期間中は全国的に安定供給を行う旨の契約書。

3. 指定基準

- 1) 1つの銘柄は、原則として仕様および性能を変更することなく指定期間中は全国的に安定供給できること。ただし、J A F 国内カート競技車両規則の改定等により仕様および性能を変更する必要がある場合、当該製造者はそれに協力できること。
- 2) 上記1. の要求項目を満足していること。

4. タイヤの指定

- 1) 申請のあったカートタイヤについては、上記3. の指定基準に基づき申請内容を審査し、必要に応じ資料の補完を行い、性能概要テストおよび／または査察を実施のうえ指定する。書類審査および査察は遅くとも申請した日から2ヶ月以内に行われる。
- 2) すべての審査を満足した場合、翌年の1月1日から指定される。

5. タイヤの指定期間

タイヤの指定期間は6年間とするが、指定期間中であっても安定供給がされていないと見なされた場合、指定を取消すことがある。

再指定申請は妨げない。その場合、本規定に従い手続きを行うこと。

2020年J A F カート車両概要一覧表

機部品他 クラス区分	エンジン			フロント フェアリ ング装着	キャブレター (リストラクター)	マフラー	シャシー	タイヤ	最低 重量
	型 式	公 認	改 造						
F P - Jr		J A F クラッチ自由	J A F 規定	義務			自由 (J A F 規定) F プレーキ禁止	J A F 指定タイヤ (オーガナイザー-指定ワンメイク)	130kg
F P - Jr Cadets		J A F クラッチ付	改造禁止	義務	メーカー純正 (最大24mm・バタフライ)	メーカー純正	J A F 登録または C I K 公認 (Mm) F プレーキ禁止	J A F 指定タイヤ (オーガナイザー-指定ワンメイク)	110kg
F P - 2	ピストン・バルブ	J A F	J A F 規定	義務			自由 ただし F プレーキ禁止	J A F 指定タイヤ (オーガナイザー-指定ワンメイク)	145kg
F P - 3		J A F ※ワンメイクエンジン	改造禁止	義務	メーカー純正 (最大24mm・バタフライ)		自由 ただし F プレーキ禁止	J A F 指定タイヤ (オーガナイザー-指定ワンメイク)	145kg
F C		C I K または J A F (登録)	J A F	義務	最大数: 1	自由 (J A F 規定)	自由 (J A F 規定)	自由 (リム直径最大6インチ)	165kg
F C - 2	単気筒125cc	C I K または J A F (登録) ※ワンメイクエンジン	改造禁止	義務		自由	自由 (J A F 規定)	自由 (オーガナイザー-指定 ワンメイク)	自由 (J A F 規定)
F S - 4	4ストローク280cc	C I K または J A F (登録) ※ワンメイクエンジン	改造禁止	義務	インジェクション方式は 禁止	自由	自由 (J A F 規定)	自由 (オーガナイザー-指定 ワンメイク)	自由 (オーガナイザー-規定)
F S - 125	水冷/空冷125cc	C I K または J A F (登録) ※ワンメイクエンジン	J A F ※特別規則にて規制可	義務	インジェクション方式は 禁止	自由	自由 (J A F 規定)	自由 (オーガナイザー-指定 ワンメイク)	自由 (オーガナイザー-規定)
O K		C I K	J A F (= C I K) 規定	義務	C I K 公認(最大2mm・バタフライ) C I K 公認(最大2mm・バタフライ)	C I K 公認	J A F または C I K 公認	C I K 公認タイヤ (リム直径5インチ)	145kg
O K - junior	125cc 14,000rpm			義務			J A F または C I K 公認	C I K 公認タイヤ (リム直径5インチ)	140kg
K Z 2	水冷単気筒125cc	C I K	J A F (= C I K) 規定	義務	最大30mm・ベンチュリ	C I K 公認	自由	C I K 公認タイヤ (リム直径5インチ)	175kg
K Z 1				義務			自由	C I K 公認タイヤ (リム直径5インチ)	175kg
Mini	空冷60cc	C I K または J A F (登録)	C I K 規定	義務	最大18mm・ベンチュリ	特定単一タイプ (C I K 規定)	C I K 公認 または J A F 登録 または J A F 指定タイヤ	C I K 公認タイヤ (リム直径5インチ) または J A F 指定タイヤ	110kg

※ 上記クラス各クラスの規定内容に基づき、一部をさらに規制して開催すること（エンジン、シャシーのワンメイクや改造の制限、最低重量の増加（国内カート競技車両規則第11条1を除く））は特別規則書に記載し承認を得れば開催することができるが、本規則に該当しない項目の追加や規定外のエンジンの採用は、「その他の車両（リブレ）」として J A F の承認を得なければ開催することはできない。

※ 2012年以降すべてのカテゴリにおいてリアプロテクションの装着を義務付ける。

- 参考 -

クラス区分	競技の格式	各クラスに推奨される年齢	各クラスに推奨されるライセンス
F P - Jr	ジュニア国内 以下および 準国内以下	12～14才が推奨される	ジュニア A が推奨される
F P - Jr Cadets	ジュニア準国内 以下および 制限付以下	8～11才が推奨される	ジュニア B 以上が推奨される ただし、8才～11才の場合 このクラスに限定される
F P - 2	自由 (ジュニアの場合、 ジュニア国内 以下および 準国内以下)	12才以上が推奨される	カート国内 B 以上が推奨される (ジュニアの場合、ジュニア 国内 A 以上)
F P - 3	自由 (ジュニアの場合、 ジュニア準国内 以下および 制限付以下)		カート国内 B 以上が推奨される (ジュニアの場合、12才以上の ジュニア国内 B 以上)
F C	自由	15才以上が推奨される	カート国内 A 以上が推奨される
F C - 2		15才以上 (カート競技会 参加に関する規定第 8 条)	カート国内 B 以上 (カート競技会 参加に関する規定第 8 条)
F S - 125		12才以上が推奨される	カート国内 B 以上が推奨される (ジュニアの場合、12才以上のジ ュニア国内 B 以上)
O K	準国内以上	13才以上が推奨される	カート国内 A 以上が推奨される (ジュニアの場合、ジュニア 国際)
K Z 2 K Z 1	準国内以上	15才以上 (カート競技会 参加に関する規定第 8 条)	カート国内 B 以上 (カート競技会 参加に関する規定第 8 条)

※ただし選手権の場合は選手権規定に従うこと。

国内競技規則

1964年 4 月 1 日	制 定	1999年10月22日	改 正
1965年 1 月 1 日	改 定	1999年12月 1 日	施 行
1974年11月21日	改 定	2000年 8 月 1 日	改 正
1977年 9 月30日	改 定	2000年11月 1 日	施 行
1980年 2 月 8 日	改 定	2003年12月 3 日	改 正
1981年 1 月 1 日	改 定	2004年 1 月 1 日	施 行
1990年10月23日	改 定	2004年12月 3 日	改 正
1992年 1 月 1 日	改 定	2005年 1 月 1 日	施 行
1992年 7 月21日	改 定	2007年 2 月 9 日	改 正
1992年 9 月 1 日	施 行	2008年 1 月 1 日	施 行
1993年 7 月21日	改 定	2008年12月 5 日	改 正
1993年10月 1 日	施 行	2009年 1 月 1 日	施 行
1995年 5 月24日	改定施行	2015年 8 月27日	改 正
1995年10月 5 日	改定施行	2016年 1 月 1 日	施 行
1996年 7 月25日	改定施行	2017年 3 月23日	改 正
1996年12月 3 日	改定施行	2017年 7 月 1 日	施 行
1997年12月 5 日	改 定	2019年 1 月25日	改 正
1998年 1 月 1 日	施 行	2019年 3 月 1 日	施 行

1 総 則

1-1 自動車競技の国際的統轄

国際自動車連盟（以下F I Aと略称）は、自動車競技および記録の向上を助長し、また、それらを統轄するための規則を制定し、かつ、実施する権能を有する唯一の国際的権威であり、また、その実施に当って生ずる紛争を裁定する最終審の国際裁定機関である。

1輪、2輪および3輪の車両に関しては、国際モーターサイクリスト連盟（F I M）が、上記と同一の権能を行使することを容認するものである。

1-2 国際モータースポーツ競技規則

F I Aは、前条の権能を正当かつ公平な方法で行使するため、F I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則（以下「F I A国際競技規則」という。）を制定するものである。

1-3 自動車競技の国内的統轄

F I Aに加盟する国内クラブ（National Club）または国内団体（National Federation）は、いずれもこのF I A国際競技規則を承認し、かつ、それによって規制されるものとみなされる。この加盟および義務を条件として、F I Aは、一国につき唯一のクラブもしくは唯一の団体（以下A S Nと略称）が、自国の権限下にある地域の全域において、F I Aの国際競技規則を施行し、かつ、自動車競技を統轄する資格を有する唯一のスポーツ権能者であることを認める。

1-4 スポーツ権能の委任および取消

それぞれのA S Nは、F I Aの事前承認がある場合に限り、F I A国際競技規則により付与せられたスポーツ権能の全部もしくは一部を、自国の他の一個もしくは数個の団体に委任する権利を有する。

A S Nは、F I Aに通告することを条件として、その委任を取消することができる。

1-5 国内競技規則の制定権

いずれのA S Nも、その国内競技規則を制定することができる。

その規則は、F I Aに提出することが義務付けられる。

1-6 日本国内の統轄権

日本自動車連盟（以下本連盟と略称）は、F I Aにより日本国の自動車団体の代表として公認され、かつF I Aの定款および国際競技規則を承認し、またはこれによって規制されるものであり、国内の自動車競技を管理統轄する唯一の権威であることを宣言する。

1-7 国内競技規則の制定および施行

本連盟は、前条の権限を正当かつ公正なる方法で行使するためにF I A国際競技規則に準拠して国内競技規則およびその細則（以下「本規則」という。）を制定し、施行する。本規則は四輪車以上の自動車に参加し、日本国内で組織され、本連盟が公認する競技のすべてに適用される。

本規則の制定、施行、改正、追補ならびに廃止に関する公示は、J A Fが監修するインターネットサイト（www.jafor.jp/msports）において行われる。

2 用語および定義

2-1 概 要

以下に掲げる用語、定義および略称は、国内競技規則およびその細則、ならびに、すべての特別規則において使用せられ、かつ、一般的に使用されるものとする。

2-2 F I A

国際自動車連盟（Federation Internationale de l'Automobile）の略称であり、公認の各国自動車団体によって構成される唯一の国際的機関である。（F I A国際競技規則第1条1項、第20条参照）

国内競技規則

2-3 A S N

F I Aによって公認された各国内の自動車スポーツを統轄する団体（Autorite Sportive Nationale）の略称である。

2-4 J A F

日本自動車連盟の英語名（Japan Automobile Federation）の略称である。

2-5 登録クラブおよび団体

登録クラブおよび団体とは、本連盟に登録された国内の自動車スポーツを行うクラブおよび団体をいう。（4-2参照）

2-6 自動車

直線上に並べられていない少なくとも4個以上の車輪によって、地面（あるいは氷）と接触して走行する車両で、少なくとも2個の車輪が操向を確保し、また少なくとも2個の車輪が推進を確保するもので、その推進力と操舵装置が搭乗する運転者によって常時かつ全体的に操作されるもの。

2-7 気筒容積

一個または数個のエンジン気筒内で、ピストンの上下運動により生ずる排気量をいう。この容量は立方センチメートルで表わし、かつ、気筒に関する計算における円周率 π は3.1416とする。

2-8 クラス区分

自動車のエンジン気筒容積、もしくは国内競技車両規則に基づく自動車の区分。

2-9 競 技

レース、ラリー、スピード競技および記録挑戦、または自動車が参加して行われ競技的な性格をもっているか、あるいは成績の結果を発表することにより競技的性格を帯びる一切の競技をいう。

2-10 国際競技

その競技が国籍の異なる競技参加者および競技運転者の参加が許される場合には、その競技は国際競技である。競技参加者および競技運転者の国籍は、その者に対しF I A許可証を発給したA S Nの国籍とする。（2-39参照）

国際競技は国際スポーツカレンダーに必ず登録されなければならない。

2-11 国内競技

その競技が本連盟統轄下で開催され、本連盟発給の競技許可証（8-7参照）を所持する競技参加者および競技運転者に限って参加が許される場合は国内競技である。

本連盟公認の下に開催される国内競技は、その年度のJ A Fのスポーツカレンダーに登録されなければならない。

また、本連盟は、本連盟以外のA S N発給の競技許可証を所持する競技参加者または競技運転者が本連盟公認の国内競技に参加することを認める場合がある。ただし、参加を認める競技および条件は別途本連盟が決定する。

（F I A国際競技規則第2条3項参照）

2-12 制限付競技

国際競技もしくは国内競技で、それに参加するためには競技参加者もしくは競技運転者が2-10あるいは2-11に定められている以外の条件を満たさなければならない場合には、その競技は「制限付」と称される。例えば、招待参加による競技は制限付競技となる。

2-13 クローズド競技

本連盟の競技許可証を所有し、その競技を組織する1つまたはいくつかのクラブの会員のみが参加するときは、クローズド競技という。

クローズド競技は数個のクラブが共催の形で行うことができる。

2-14 ラリー

ラリーには2種類ある。

1) 第1類ラリー（スポーツ競技会と見なされるもの）

各チェックポイント間を指示された平均速度または所要時間に従って走行し、所定の到着時刻に対する早遅誤差の少なさをもっぱら順位判定の要素とする形式のもの（アベレージラリー）、または、1つ以上のタイムトライアル区間（スペシャルステージ）を設定し、当該区間における速さを順位決定の主たる要素とし、それ以外の区間は主として移動を目的とする走行に充てる形式のもの（スペシャルステージラリー）、あるいは、これら2つの形式を組み合わせる実施しその総合成績により順位を決定する形式のものがある。

ラリー競技には、全車両がそこを走行しなければならない単一ルートからなるものと、あらかじめ指定された単一の集合地点（ラリーポイント）に集まる複数のルートからなるものがあり、後者には、その後さらに共通のルートが続くものとそうでないものがある。

2) 第2類ラリー（ツーリング集会）

あらかじめ定められた地点に参加者を集合させる目的をもって開催される行事。第1類ラリーと区別するために、第2類ラリーには「ツーリング集会」という語を副題として必ず付さなければならない。第2類ラリーのルートは必ずそれを走行しなければならないとすることができ、ただ所定の諸地点で検問を受けなければならない、かつ、走行中は参加者に対し平均速度の制限を課することはできない。スピードトライアルを除き1個または数個の付属トライアルを第2類ラリーのプログラムの中に入れることができるが、その付属トライアルは到着地点においてのみ行うことができる。この第2類ラリーは賞金の授与の対象とすることはできない。

本連盟がツーリング集会の特別規則を承認した場合には組織許可を必要としない。また、参加者は競技許可証を所持する必要はない。

2-15 競技会

1個もしくは数個の競技、または数種の記録挑戦を内容とする競技参加者および競技役員の集会。

2-16 レース

同一コース上において2台以上の車が同時に発走し、速度または予め決められた時間内の走行距離が順位判定の決定的要素となる競技。

2-17 スピード競技

各車が定められたコース上を個別に走行し、個々の記録を順位判定の要素とする競技。

2-18 オーガナイザー（主催者）

競技会またはその他の行事の開催を発起し、競技等を組織・運営するJAF、JAF登録クラブ・団体をいう。

2-19 組織許可証

スポーツ権能の保有者である本連盟により発給され、競技の開催を許可する文書。

2-20 組織委員会

その競技の実質的組織、ならびに特別規則の実施のために必要なすべての権能を競技会のオーガナイザーにより委任され、スポーツ権能の保有者である本連盟によって承認された3名以上よりなる集合体。

組織委員会の委員は、その競技会において競技参加者あるいは競技運転者となることはできない。

2-21 特別規則書

競技会の詳細を規定するために本規則に則ってオーガナイザーが本連盟の承認を得て発行する競技会の規則書。

2-22 公式プログラム

競技の組織委員会により作成され、かつ、その競技の実施内容について一般に通報するためのあらゆる事項を包含するに必須な公式文書。

国内競技規則

2-23 コース

競技において競技運転者が走行する路程。

2-24 トラック

競技または記録挑戦のため、常時もしくは、臨時に使用されるコース。

2-25 オートドローム

常設のトラックで、特に、高速で走行できるように路面勾配を有するものはオートドロームと呼称される。

2-26 マイルおよびキロメートル

メートル法により、1マイルは1.609344キロメートルとし、1キロメートルは0.62137マイルとして換算測定する。

2-27 記録挑戦による記録

規則により規定されている特別の条件の下に達成された最高の成績。（7およびF I A国際競技規則付則D項参照）

1) **地区記録**：競技参加者の国籍いかに関係なく本連盟によって承認された常設または臨時のトラックにおいて樹立された記録。

2) **国内記録**：競技参加者の国籍に関係なく、日本国内において樹立された記録で本連盟により公認されたものである。

国内記録は、その記録挑戦に適格な車両の規格が細区分されたクラスのうちの一つで獲得した最高記録である場合には「国内クラス記録」と呼ばれ、また、クラス区分を考慮しない最高記録である場合には「国内絶対記録」と呼ぶ。

3) **国際記録**：国際記録とは、所定のクラス区分またはグループ区分で達成された最高の成績を意味する。この国際記録には、自動車に対するもの、特殊車両に対するもの、ならびに対地効果車両に対するものがある。

4) **世界記録**：クラスのいかに関係なく最高の成績としてF I Aにより公認された記録。

5) **記録保持者**：個々の挑戦において樹立された記録に関しては、挑戦許可書の名義人であり、かつ、その公認申請書の署名人をもって記録保持者とする。競技会中において樹立された記録に関しては、それによって当該成績が樹立された自動車の使用名義人である競技参加者（2-33参照）をもって記録保持者とする。

2-28 スタート

スタートとは、単独の競技運転者または同時に出発する複数の競技運転者に対し、出発の合図が与えられた瞬間をいう。

2-29 コントロールライン

その個所を車両が通過するときに計時されることの線をいう。

2-30 スタートライン

計時の有無いかにかわりなく、最初のコントロールラインをいう。

2-31 フィニッシュライン

計時の有無いかにかわりなく、最終のコントロールラインをいう。

2-32 ハンディキャップ

競技参加者に対して公平を期するために競技の特別規則に定められた規制方法である。

2-33 競技参加者

本連盟の競技参加者許可証を所持し、その競技への参加を正式に受理された個人または団体をいう。

2-34 競技運転者

本連盟の競技運転者許可証の所持者で、その競技会で競技車両を運転する者をいう。

2-35 競技同乗者

特別規則に義務づけられた場合、競技運転者以外に自動車に搭乗する者であって、その装身具を加えた体重が60

キログラム以上でなければならない。

2-36 競技許可証

本規則に則って開催される競技への参加希望者に対して本連盟により発行される登録証明書である。競技参加者許可証および競技運転者許可証の所持者は本規則を承知し、かつこれを厳守しなければならない。（スポーツ資格登録規定参照）

2-37 競技許可証番号

競技参加者許可証および競技運転者許可証に記載されている番号である。

2-38 競技許可証所持者登録名簿

本連盟は、競技参加者許可証または競技運転者許可証を発行する際は、個々に番号を付して本連盟に登録した上で発行する。

2-39 スポーツ国籍

本規則にいう競技参加者または競技運転者の国籍は、それらが最後に競技許可証の交付したA S Nの国籍とする。

2-40 サーキットまたはコース許可証

F I Aにより承認されたサーキットまたはコースの許可証は国際サーキットまたはコース許可証といい、本連盟によるものは国内サーキットまたはコース許可証という。

2-41 出場停止（失格）

出場停止（失格）とは、その対象となる者に対し、特定の1個の競技または同一の競技会の数個の競技への参加を禁止することをいう。

2-42 資格停止

資格停止とは、その対象となる者に対し、その資格停止を宣告したA S Nの国内における競技、ならびにF I Aの統轄のもとにあるすべての国におけるあらゆる競技に参加する資格を一時的に剥奪することをいう。

2-43 資格取消

資格取消とは、その対象となる者に対し、11-21および13-8に規定する場合を除き、すべての競技に参加する資格を決定的に剥奪することをいう。

2-44 公認審判員許可証

本規則に則って開催される競技の公正を期するため、競技を監督し、執行する者に対して発給される登録証明書。（スポーツ資格登録規定参照）

2-45 ヒート

特別規則の規定に従い、単一の競技を距離または時間で分割し、その総合成績により、順位判定を行う競技形式。

2-46 練習・模範走行行事

競技運転技術の向上あるいはその模範を示すことを目的として行われる行事をいう。練習・模範走行行事には、競技の要素を含むことなく、賞典を定めず、計測が行われてもその結果を公表せず、かつ車両は同時スタートを伴ってはならない。

また、当該行事が競技の形式をもつ場合でも、予め行事の詳細について本連盟に文書で申告がなされ、その行事を競技とはみなさない旨を認められ、かつ当該行事が申告通りに行われた場合、これを競技とはみなさない。

3 競技—総則

3-1 国内競技規則適用の一般的条件

本規則は、国内で開催される本連盟公認の競技に適用される。ただし、国際競技にはF I A国際競技規則および本規則が適用される。

F I Aまたは本連盟においてなされた安全性に関わる理由に基づく規則改正については、その公示を待たずに効

国内競技規則

力を発することができる。

3-2 競技会の開催

国内における競技は次の団体によって組織される。

- 1) 本連盟
- 2) 本連盟に登録されたクラブおよび団体

3-3 公式文書

いかなる競技も公式文書を設定することを要し、特に、特別規則書（2-21参照）および公式プログラム（2-22参照）は、必ず作成しなければならない。

公式文書中に本規則に相反する条項がある場合には、その条項は無効とする。ただし、記録挑戦についてはこの限りではない。

3-4 公式文書に記載されなければならない条文

競技会の特別規則書、公式プログラム、参加申込用紙などのすべての文書に、明確に、国際競技の場合は『F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則ならびにそれに準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則に従って開催』の条文を記載しなければならない。

国内競技の場合は、『F I A 国際モータースポーツ競技規則およびその付則に準拠した日本自動車連盟（J A F）の国内競技規則およびその細則に従って開催』の条文を記載しなければならない。

3-5 規則の精通および遵守

競技会を組織し、あるいはこれに参加しようとするすべての個人、団体は、本連盟に組織許可証、競技参加者許可証または競技運転者許可証の交付を申請し、また競技に参加するにあたっては、次の条項を心得かつ承諾しているものとみなされる。

- 1) 本規則に精通していること。
- 2) 本規則に無条件に従うこと。
- 3) 本連盟の書面による同意を得ない限り、本規則に定められているもの以外の裁判所に対して規則（11参照）など本規則に関連して提訴しないこと。
- 4) 競技に参加する個人、団体はそれがいかなる理由によって起こったものであるにせよ、本規則の下で開催される競技会、行事中に生じた事態について本連盟ならびにその所属員および競技役員（10-1参照）に対していかなる責任をも追求しないこと。
- 5) 競技参加者、競技運転者ならびに同乗者は、競技もしくは公式練習中に、各自の自動車運転、その他の行動に関連して発生した事態について他の競技参加者、その使用人または代理人に対して、いかなる責任をも追求しないこと。

3-6 非公認の競技および罰則

日本国内において、本規則に準拠することなく組織または開催する自動車競技は、非公認競技とみなし、これに関係または参加するオーガナイザー、組織委員、競技参加者、競技運転者、競技役員または他の係員などすべての者に対し11-3の罰則が適用される場合がある。なお、本規則に準拠しないこのような競技が公認された競技会に含まれているときは、この組織許可は無効となることがある。その場合オーガナイザーは競技参加者から受け取ったすべての参加料を返還しなければならない。

3-7 競技の延期または中止

競技会または競技会のうちに含まれる競技は、延期もしくは中止の規定が特別規則に規定されている場合、あるいは、競技会審査委員会が保安上もしくは不可抗力の理由で延期を決定した場合を除いては延期または中止することができない。延期または中止の場合には参加料は返還されなければならない。ただし、天災地変の場合はこの限りでない。

4 競技－組織細則

4－1 オーガナイザーの責任

オーガナイザーはその権限と義務を組織委員会に委託することができるが、その場合でも最終的な責任はオーガナイザーがとらなければならない。

4－2 クラブおよび団体の登録

公認競技を開催しようとする各クラブおよび団体は、所定の登録申請用紙によって申請料を添えて、本連盟に登録を申請しなければならない。

4－3 関係官庁による承認

競技が道路あるいはトラックのいずれかで開催される場合でも、オーガナイザーは必要な場合にはあらかじめ関係官庁から承認を得ていなければならない。競技が道路上で行われる場合には道路交通法が遵守されなければならない。競技参加者が競技中に交通法規に違反すれば本規則違反とみなされる。

4－4 組織許可および承認

あらかじめ組織許可が免除されている場合を除き、いかなる競技会も本連盟の組織許可を得なければ開催することはできない。本連盟は必要に応じて組織許可に条件を付与し、または拒否し、あるいは許可を取り消すことができる。（自動車競技の組織に関する規定参照）

4－5 組織許可の申請

組織許可の申請は、本連盟の定める「自動車競技の組織に関する規定」に従い、所定の方法によって申請しなければならない。

4－6 組織許可料

公認競技の組織許可料は、本連盟の定める自動車競技に関する申請登録等手数料規定に規定する。

4－7 組織許可の免除

本連盟は、適当と認められる場合に限り、組織許可を免除することができる。（自動車競技の組織に関する規定参照）

4－8 特別規則の内容

競技会の特別規則は次の事項を内容とする。

- 1) 3－4に規定する条文。
- 2) 競技会の名称、競技種目および格式。
- 3) オーガナイザーの名称、所在地、代表者氏名。
- 4) 競技会の場所、日程。
- 5) 組織委員、競技会審査委員、競技長の各氏名。
- 6) 競技の細目、競技車両の詳細、競技参加者および競技運転者の資格ならびに定員。
- 7) 参加申込の受付開始および締切日ならびにその場所と方法。（4－13、4－16参照）
- 8) 参加料の金額。（4－13参照）
- 9) 競技運転者指名の最終期日を設ける場合はその特別事項。（4－13参照）
- 10) 保険に関する細目。
- 11) 競技運転者の交代または自動車の交換が許される場合はその特別事項。（4－25、8－12参照）
- 12) 参加車両の公式検査の日程。
- 13) 公式予選の日時、方法。
- 14) スタートの日時、方法およびハンディキャップの規定ならびにスタート合図の方法。（6－7参照）
- 15) スタートおよび競技中における競技運転者の反則等に対して課せられる罰則規定。
- 16) 競技中の燃料補給に関する規定。

国内競技規則

- 17) 抗議に関する特別事項。(12参照)
- 18) 延期、中止に関する特別事項。(3-7参照)
- 19) 賞典の方法および各競技ごとの賞の細目。
- 20) 決勝審判の方法ならびに順位判定の方法。
- 21) その他競技会の運営に必要とする本規則に則った事項。

4-9 特別規則の変更

競技会の参加申込の受付後は特別規則の変更は認められない。ただし本連盟または競技会審査委員会とすでに参加を申請した競技参加者全員がその変更に同意した場合、あるいは競技会審査委員会が保安もしくは不可抗力のために決定した時には変更が可能である。

4-10 公式プログラムの内容

競技会の公式プログラムには明瞭に「公式プログラム」と表記し、次の事項を記載するものとする。

- 1) 3-4に規定する条文。
- 2) オーガナイザーの名称および組織委員の氏名。
- 3) 競技会の場所および日程。
- 4) 競技のタイムスケジュールおよび簡単な説明文。
- 5) 競技参加者と競技運転者の氏名ならびに各競技車に付けられる識別用番号と色別。
- 6) ハンディキャップを設ける場合はその規定。
- 7) 各競技ごとの賞の細目。
- 8) 競技会審査委員の氏名(本連盟により指名された審査委員がいる場合はその点を明記)、競技長および競技役員
員の氏名、審判員のいる場合はその氏名。

4-11 競技参加

競技参加者とオーガナイザーとの契約は、本規則ならびに特別規則によって参加申請が受理されたことによって成立する。これによって競技参加者は不可抗力による場合を除いて必ず競技に参加することを義務づけられ、一方オーガナイザーは競技参加者が競技に参加するためにあらゆる努力をほらうことを条件に、その競技参加についての契約事項を十分に果たすことを義務づけられる。この契約に違反することは本規則の違反とみなされる。

4-12 出場に関しての紛糾

競技参加者とオーガナイザーの間にすでに受理された参加、または競技運転者の登録に関して、抗議以外の紛糾が起こった場合は、13に規定されている控訴権に従い、その裁定を本連盟のモータースポーツ審査委員会(本連盟がオーガナイザーの場合は本連盟のモータースポーツ中央審査委員会)に申し込む。競技開催日までに裁定ができない場合であっても、競技参加を受理されている競技参加者、または競技運転者として登録されている者がその競技に出場しない場合は、本規則の違反とみなされる。ただし、モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会がそのような不出場に対して正当なる理由があることを証明し、これを了承した場合はこの限りではない。(8-14参照)

4-13 参加申込の開始

オーガナイザーは、競技会の組織許可申請が受理された翌日から参加資格を有する競技参加者に参加申込を求め、受付かつ受理することができる。参加申込者は申込用紙に記入事項を記載署名をなし、参加料を要する場合は必ずこれを添えて締切前にオーガナイザーに提出する。

日本国外で行われる競技に本連盟所属の競技参加者(本連盟に登録されかつ競技参加者許可証または競技運転者許可証を受けている者)が参加しようとする時は、申込書の提出前に本連盟の承認を得なければならない。

4-14 参加申込書の内容

参加申込書は次の内容を含む。

- 1) 3-4に定める条文。
- 2) 競技参加者、競技運転者の住所氏名、および競技参加者、競技運転者、同乗者の許可証番号の記入。特別規則によって認められれば競技運転者および同乗者の氏名の記入は参加申込の後で行ってもよいが、責任追求や賠償要求に関して本規則が要求する誓約あるいは4-15の規定に定める署名をしなければ競技に参加することはできない。
- 3) 参加申込は競技参加者の代理人によって提出できるが、署名は競技参加者自身のものでなければならない。
- 4) 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員が20歳未満であるときは、当人の親または保護者の同意の署名。
- 5) 4-15の規定に基づく誓約と署名。ただし、競技運転者、同乗者およびピット要員のこれらの書式と署名は申込書とは別の用紙で行ってもよい。
- 6) 特別規則によって規定されたその他の申込書記入事項。

4-15 競技参加者、競技運転者、同乗者およびピット要員の誓約文への署名

- 1) 競技参加者および競技運転者、同乗者およびピット要員はそれぞれ競技参加にあたり、次の誓約文に署名しなければならない。

「私は、本大会特別規則をはじめF I A国際モータースポーツ競技規則およびその付則、国内競技規則およびその細則など本競技に関わるモータースポーツ競技諸規則を承認し遵守いたします。また、競技運転者は参加種目について標準能力を持ち、参加車両についてもコースまたはスピードに対して適性があり、競争が可能であることを申告いたします。

私は、モータースポーツが危険性を伴う競技であることを十分認識の上、自己の責任において誠実に適切に競技を遂行するとともに、本競技に関連して万一事故が発生し、私や私の関係者が被害を被ることがあっても、一般社団法人日本自動車連盟（J A F）をはじめ競技関係者（団体および個人）の方々に対していかなる責任も追及することはいたしません。

以上、誓約いたします。」

- 2) 8-7の3)項に定める競技運転者は、次の様式の誓約文に署名しなければならない。

「私は、本大会において自動車の正常な操縦に支障を招くような身体の障がいがある場合は、この旨を一般社団法人日本自動車連盟（J A F）に申告し、身体障がい者に対する競技運転者許可証を交付されていない場合は、競技に参加することはできないということを承知しております。」

- 3) 前項1)および2)に規定する誓約文については、20歳未満の参加申込者の場合は、当人の親または保護者が連記署名しなければならない。

4-16 参加申込の締切

参加申込の締め切りの日時は必ず特別規則書に記載されなければならない。参加申込の締め切りは、国際競技の場合は少なくとも競技会の開催日より7日以前でなければならない。

国内競技の場合は少なくとも競技会の開催日より1日以前でなければならない。クロード競技についてはこの限りではない。

4-17 ファクシミリ等による参加申込

参加登録の申込は、ファクシミリまたはeメール等のオーガナイザーが定めた電子的通信手段によって行うことができる。ただしその場合は、それが参加登録の申込の締切のため定められた時間以前に発せられなければならない。また、必要とする参加料が送金されていることを条件とする。当該通信手段（ファクシミリ、eメールなど）に記載されている発信の時間をもって日時の証拠とする。

4-18 虚偽または不正記入のある参加申込

虚偽または不正記入を含んだ参加申込は無効であり、その場合、申込者は本規則違反とみなされ、参加料は没収

国内競技規則

されるものとする。

4-19 参加申込の拒否

組織委員会は、その理由を示すことなく参加申込の拒否を行うことができる。この拒否の決定は最終的なものであり異議申立は認められない。

本規則に則って参加申込が拒否されるときには、参加料は返還され速やかに参加申込者に通知されなければならない。

4-20 参加申込の条件付受理

本規則に則り、特別規則には条件付で参加申込を受理できる旨を規定してもよい。その場合は、速やかに参加者に通知しなければならない。

4-21 参加申込書の受理通知

特別規則に特に規定されていない場合は、オーガナイザーは参加申込書を受け付けたのち、速やかに受理通知する。定員を超えて申込があった場合には特別規則に規定する方法で選定する。その方法が規定されていないときには、申込順または何らかの方法でオーガナイザーが決定する。

4-22 参加受理の公表

オーガナイザーは、正式に参加受理を決定しないうちに競技参加者または競技運転者の氏名を公式プログラムに加えたり公表したりしてはならない。なお条件付で参加を認められている場合には、その旨を記載しなければならない。また、参加受理の公示は参加申込締切日後、速やかに行われなければならない。特別規則に規定されている場合は、それに従い行われること。

4-23 条件付参加受理

参加者が4-21に定められた条件によって選定に洩れた場合には、オーガナイザーの同意を得ることによって条件付参加者としての参加受理が認められる。

4-24 同一車両の重複参加

一つの競技に1台の車両は一度だけしか参加申込ができない。ただし本連盟が特に同一車両の重複参加を認めた場合は同一競技運転者によって運転されてはならない。

4-25 自動車の交換

参加申込書の記入事項と相違する自動車がある場合、公式プログラムの発表後であっても競技会審査委員会は特別規則に規定する規格に一致し、同一部門の同一クラスの他の自動車に交換することを許可することができる。

4-26 公式通知

特別規則の発表後に起こった問題を処理するために、オーガナイザーは競技参加者、競技運転者に対して公式通知をもって指示することができる。ただし、それは特別規則および本規則に反するものであってはならない。

4-27 保 険

オーガナイザーは、自動車競技の組織に関する規定に基づいて保険をかけなければならない。本連盟または競技会審査委員会はオーガナイザーに対して保険証書の提示を求めることができる。

4-28 競技参加者の公式名簿

オーガナイザーは、遅くとも競技開始前までに競技参加者および競技運転者の公式名簿を本連盟または競技会審査委員会に提出し、特別規則に規定された方法で各競技参加者にこれを公表しなければならない。

4-29 成績発表

オーガナイザーは、競技終了後できるだけ速やかに競技結果成績を各競技参加者に発表するものとする。また競技会終了後14日以内に本連盟に正式競技結果成績表を提出するものとする。

4-30 賞金等の授与

オーガナイザーは、特別規則に規定していない場合は、競技の最終成績が判明してのち3週間以内あるいは本連

盟が指示する期限までにすべて賞金等の授与を行わなければならない。

5 競技コース

5-1 道路上の競技コース

競技に使用される道路の選定には本連盟の承認を必要とする。競技上のコースの承認申請は、走路と距離を正確に示すコース詳細図を添えて本連盟に提出しなければならない。

5-2 道路上の走路距離測定

記録挑戦以外の競技に使用するコースは、その距離が5キロメートル以内ならば公認測量士によって道路の中央線に沿い計測されなければならない。5キロメートルを超える場合は、権威ある機関によって測量された5万分の1以上の地図によって測定する。

5-3 サーキットまたはコースに対する国際許可証

常設または臨時のサーキットまたはコースに対する国際許可証を取得するには、本連盟を通じてF I Aに対し申請を行わなければならない。（国際許可証の様式はF I A国際競技規則付則A項参照）F I Aは一つのサーキットまたはコースに対し、1回あるいは数回の競技に有効な許可証を発給し、あるいは、それが常設サーキットまたはコースの場合には当該年度の12月31日まで効力を有する許可証を発給することができる。本連盟はF I Aと協議のうえ、不適当と判定した場合には許可証の発給を拒否し、もしくは取り消すことができる。

5-4 サーキットまたはコースに対する国内許可証

本連盟は、競技会に使用される常設または臨時のサーキットまたはコースに対しては、5-3の条件に準拠して国内許可証を交付することができる。本連盟は、不適当と判定した場合には理由を述べることなく国内許可証の発給を拒否し、もしくは取り消すことができる。国内サーキットまたはコースは、国際競技、世界または国際記録挑戦に使用することはできない。

5-5 サーキットまたはコース許可証の記載文

F I A認可の許可証には、走路の距離と国際または世界記録挑戦に使用され得るものであるかどうかを記載する。本連盟認可の許可証は、その走路の距離とそれが国内記録挑戦に使用され得るものであるかどうかを記載する。許可証はまた、その独自の規定を含み使用者はすべてこの規定を周知しているものとみなされ、かつ遵守しなければならない。

5-6 サーキットまたはコース許可証の提示

許可証は、その有効期間中施設内で目につく場所に提示しなければならない。

5-7 常設または臨時のサーキットまたはコースが充たすべき条件

常設または臨時のサーキットまたはコースが充足すべき条件は、F I Aおよび本連盟の定める規定によりその都度決定されるものとする。

5-8 サーキットまたはコース許可料

本連盟が発給する許可証に対して支払われる金額は、「自動車競技に関する申請・登録等手数料規定」による。

6 スタートおよびヒート

6-1 スタート

1) スタートとは、単独の競技運転者または同時に出発する複数の競技運転者に対し、出発の合図が与えられた瞬間をいう。計時を行う場合には、スタートをもって開始する。

スタートには3種類ある。

1. ランニングスタート
2. ローリングスタート

3. スタンディングスタート

- 2) 競技運転者は、スタートの合図が発せられた瞬間に出発したものとみなされる。いかなる場合においてもスタートの合図は繰り返して行ってはならない。
- 3) 記録挑戦以外の競技については、そのスタートの種類を必ず特別規則に規定しなければならない。

6-2 スタートライン

- 1) 記録挑戦およびランニングスタートならびにローリングスタートによる競技については、そのスタートラインは車両が通過することをもって計時が開始される基準線という。
- 2) スタンディングスタートによる競技のスタートラインは、車両（または、必要な場合には各競技運転者）が発前に指示された定位置をもって基準線とする。特別規則には、スタート前のすべての車両の位置ならびにその位置を決定するために用いられる方法を規定しなければならない。

6-3 ビットからスタートする場合の周回数

- 1) スタートライン通過後に位置するビットの場合：スタート合図が与えられた後、スタートラインを最初に通過した時点で1ラップを完了したものとみなされる。
- 2) スタートライン通過前に位置するビットの場合：スタート合図が与えられた後、スタートラインを2度目に通過した時点で1ラップを完了したものとみなされる。

6-4 ランニングスタート

ランニングスタートとは、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にある場合をいう。

6-5 ローリングスタート

ローリングスタートとは、計時が開始される瞬間において車両がすでに走行状態にある場合をいう。特別規則に別途規定されていない限り、車両はグリッドの順番を保ったままオフィシャルカーによりスターティンググリッドから先導される。オフィシャルカーがトラックから退去した後、スタート合図が出されても特別規則に別途規定されていない限り、スタートラインを車両が通過するまではレースはスタートしたものとみなされない。すべての車両はスタートラインを通過するまで、グリッドの順番を保たなければならない。

6-6 スタンディングスタート

スタンディングスタートとは、スタート合図が出される瞬間において車両が静止の状態にある場合をいう。

- 1) スタンディングスタートによる記録挑戦については、静止している車両は、スタートラインを通過する瞬間に計時装置を始動させるようになる車両の部分がそのスタートラインよりも10センチメートルだけ後方に寄るように配置されなければならない。その車両のエンジンはスタートに先だって始動されているものとする。
- 2) スタンディングスタートによるその他の競技については、スタートに先だってエンジンを始動しておくか、もしくは停止しておくかに関し、特別規則によって規定しておかなければならない。
- 3) 単独スタートまたは同時スタートの車両について、自動計時装置によって計時が行われる場合は、その車両は、スタンディングスタートによる記録挑戦について上段で述べたところと同様に車両の位置を定められるものとする。

手動の記録装置もしくは時計によって計時が行われる場合には、その車両はその前輪タイヤの接地部分がスタートライン上にあるように車の位置を定められるものとする。

- 4) スタートラインの位置にかかわらず、特別規則で各競技運転者のスタート位置を規定した場合であっても、計時はスタートの合図が行われた瞬間に開始される。

クローズドサーキットにおいては、各競技運転者のスタート位置に関係なく、第1周目終了時より各車両がコントロールラインを横切るときに計時が行われる。

- 5) スターティンググリッドの最終発表が行われた後では、スタート不能車両のグリッドは空けたままにしておき、その他の競技運転者の公表されたグリッドの位置は変更できない。

6-7 スタート合図員の命令

競技運転者および自動車は、スタート旗が上げられる瞬間から振りおろされる瞬間までスタート合図員の命令下におかれる。スタート旗の上げ下げは他の適当な信号を伴ってもよく、あるいはそれに代えても差し支えない。その車両と共にスタート合図員の命令下に入るのに遅れた競技運転者は、いずれもスタートを行わなかったものとみなされる。

6-8 反則スタートに対する罰則

スタート合図員の命令下に入っている競技運転者が、所定のスタート合図以前に自己に割り当てられた位置から前進した場合には反則スタートとなる。

- 1) 同時スタートの場合には、反則スタートを行った競技運転者はいずれも、その者がその競技コースを完走するのに要したタイムに対し、罰則として1分が加算されるものとする。その罰則はただちにその反則者のビットに通告されなければならない。(10-20-1 参照)
- 2) 自動計時装置によらない単独スタートの場合には、反則スタートを行った競技運転者は所定の競技コースを完走するに要したタイムに対し、罰則として1秒が加算されるものとする。
- 3) 特別規則に規定されている場合には、競技会審査委員会は、前記の罰則をより重くすること、または他の罰則(例えば、ストップアンドゴーやドライビングスルーなど)を課すことができるが、その限度は同規則書に予め定められている範囲内に限られる。

6-9 ヒート (分割競技)

競技はヒート制スタートを採用することができるが、その構成は組織委員会が決定し、事前に特別規則、公式プログラムに発表されなければならない。ヒート制スタートの構成は、必要な場合には競技会審査委員会のみがこれを変更することができる。

6-10 同 着

同着の場合には、同順位の競技運転者はその区分におけるその順位に与えられる賞および次の処分できる賞を分割しなければならないが、関係競技者のいずれもが同意する場合には、競技会審査委員会は問題の競技運転者のみの間で、改めて競技を行うことを許し、かつ、その新たな競技の条件を定めることができるが、いかなる場合にも当初の競技をやり直すことはできない。

7 記録—総則

7-1 判 定

本連盟は、日本国内で達成された記録の公認申請について判定を行うものとする。国際記録または世界記録の公認申請は本連盟によって F I A に対し提出され、その判定は F I A が行うものとする。

7-2 記録樹立の資格を有する車両

それぞれの国際記録は、F I A 国際競技規則第20条の定義に適合する車両によってのみ樹立することができる。

7-3 公認記録

公認記録とは、地区記録・国内記録・クラス別国際記録・世界記録(2-27参照)のみをいう。1個の同じ記録は区分けされた分類により数種類公認される場合がある。

トラックで樹立された記録と道路で樹立された記録との間にいかなる差別も置かない。

7-4 クラス別に制限される記録

そのクラスにおける記録を樹立、もしくは更新した車両は、それによって該当する世界記録を樹立することとはなるが、上位のクラスにおける同じ記録を打破したことはならない。

7-5 公認タイムおよび距離

国内記録、国際クラス記録および世界記録については、F I A 国際競技規則付則D項(記録挑戦に関する規定)

国内競技規則

に掲げるタイムおよび距離によらなければ、それは公認されない。本連盟はあらゆる種類の地区記録を公認することは自由である。その距離についての記録に関する本規則の規定に従って走行されず、時計の計時を無視するレースを「キロメートルスピードトライアル」「マイルスピードトライアル」その他類似的名称によって開催することは許されない。

7-6 レース中に樹立された記録

レース中に樹立された記録は、いかなるものも公認されない。

7-7 記録挑戦

記録挑戦を行うことができる条件は、F I A 国際競技規則付則D項において細目について説明する。

7-8 国際記録および世界記録の公認条件

国際記録、または世界記録は、その記録挑戦が、F I A の加盟国内で行われたものでなければ公認されない。ただし、例外の場合として、加盟国ではないがF I A 国際競技規則第3条1項に定める特別許可を得ている場合には、その限りではない。その成績は、従来の記録に比較して、1時間当たりマイルまたはキロメートルで示す平均速度を1パーセント以上、上回るものでなければならない。いかなる場合においても、国際記録または世界記録は、記録挑戦がF I A により公認されているコースにおいて行われたものでなければ公認されない。

7-9 記録の登録

本連盟は、国内において樹立、または更新された記録の登録を保持し、かつ要求に応じ、国内または地区記録の証明書を発行することができる。これに対する料金は本連盟に対し支払うものとする。F I A は、クラス別の国際記録および世界記録の登録を保持し、かつ、要求に応じ、その記録の証明書を発行するが、それに対しては料金をF I A に対し支払うものとする。本連盟あるいはF I A に対し支払う証明書の料金の金額は、毎年本連盟およびF I A によって定められるものとする。

7-10 記録の発表

公認されるまでの間は、容易に読みとることができる書体をもって「公認申請中」と明記しない限り、いかなる商業的広告も関係者はこれを行うことはできない。この規定に違反した場合は、本連盟によって罰則が課せられることを妨げることなく、その記録の公認は自動的に拒否されることとなる。

8 競技参加者および競技運転者

8-1 競技参加者および競技運転者の登録

競技会に参加する者または運転者（2-33および2-34参照）は、本連盟が発給する正式の競技許可証を所持しなければならない。競技運転者が同時に競技参加者である場合は、競技参加者許可証を併有しなければならない。

（8-2参照）

また、本連盟は、規定に従いクローズド競技については許可証所持の免除を認めることができる。

8-2 競技許可証の発給

- 1) 競技許可証には競技参加者許可証と競技運転者許可証があり、それはまた国際許可証と国内許可証とに分かれる。
- 2) 本連盟は、日本国民およびF I A 加盟国の国民でそのA S N から事前承諾を得た者、ならびにF I A 非加盟国の国民でF I A の承認を得た者に対し競技許可証を交付する。
- 3) 競技運転者許可証は、本連盟が定める審査基準によって審査のうえ発給される。

8-3 許可証の所有制限

競技参加者許可証および競技運転者許可証は、1カ国のA S N のみによって交付され得るものであり、本連盟は同一人に対して各1通の競技参加者許可証または競技運転者許可証を交付できる。なお、同一年度において2カ国以上のA S N から許可証の交付を受けてはならない。

8-4 許可証の発給拒否

本連盟は、申請された許可証に適用される基準に申請者が適合していない場合は、許可証の発給を拒否することができる。その場合、拒否の理由が明らかにされる。

8-5 許可証の有効期限

許可証は、各年度の12月31日まで効力を有する。

8-6 許可証の手数料

本連盟が発給する競技許可証の手数料は本連盟の規定による。

8-7 許可証の効力

- 1) 競技参加者許可証および競技運転者許可証は、本人の署名後効力を発する。
- 2) 本連盟によって発行された国際競技参加者許可証または国際競技運転者許可証は、F I Aの全加盟国に有効であり、かつその所持者は本連盟公認の競技会および国際競技会（2-10参照）に参加し、または運転できる。ただしその場合、4-13および4-15が守られねばならず、また4-19および特別規則によって参加、出場が拒否されることもある。
- 3) 競技運転者許可証の所持者であってもなんらかの運転障害のある場合は、いかなる競技にも出場できない。ただしその場合でもこのことを本連盟に申告したその上で本連盟が許可証を発給しているときには、その許可証に指定した制限内での競技に出場できる。
- 4) 競技運転者許可証の所持者が、その有効期間中に道路交通法による運転資格を失ったときには当該許可証は無効となり、直ちに本連盟に返還しなければならない。

8-8 許可証の提示

競技参加者または競技運転者は、競技会において、競技役員の要求がある場合にはその所持者の署名のある許可証を提示しなければならない。

8-9 競技運転者の健康管理カード

競技運転者許可証の所持者は、本連盟所定の健康管理カードを所持していなければいかなる競技にも出場することはできない。

8-10 健康管理カードの提示

競技に出場する競技運転者は、競技会において、競技役員の要求がある場合には自己の健康管理カードを提示しなければならない。

8-11 仮 名

仮名による競技許可証の発給を申請する場合には、事前に本連盟の承認を必要とする。

仮名で登録された競技許可証の所持者が競技に参加する場合は、必ずその仮名で参加しなければならない。

8-12 競技運転者の変更

記録挑戦以外の競技における競技運転者の変更は、そのことが特別規則に規定されている場合にのみ許される。プログラムの発行後においては、競技会審査委員会の承認がある場合にのみ可能とする。

8-13 競技参加者、競技運転者、その他の関係者の責任

競技参加者は、指名した競技運転者、同乗者またはピット要員のすべての行動に対して責任をとらねばならないが、またこれらの者は、F I A国際競技規則、本規則、競技会特別規則ならびに公式通知を遵守する責任がある。

8-14 1 競技より他の競技に参加変更することの禁止

国際競技または国内競技に参加登録した競技参加者、または、それらの競技で運転することを承諾した競技運転者が、その競技に出場せず、かつ、同日他の場所で開催された他の競技に出場した場合には、当該競技の開催日から本連盟が定める期間につき、資格停止（許可証の一時取消）が適用される。ただし、それら一方の競技が外国で開催された場合には、本連盟と当該A S Nの間において、課すべき罰則について合意が成立しなければならない。

国内競技規則

両 A S N の間に合意が成立しない場合には、その問題は F I A に提訴されるものとし、その裁定をもって最終決定とする。

9 自動車

9-1 自動車の分類

本連盟は、記録挑戦の場合を除く国内競技に参加する自動車を国内競技車両規則により区分する。

9-2 識別番号

競技中それぞれの自動車は、特別規則の規定に適合する 1 個もしくは数個の番号、もしくは標識をきわめて見やすい箇所に表示しなければならない。

9-3 危険な車両

国内競技に出場する自動車は、構造および走行適性ならびに装備について、国内競技車両規則に従わなければならない。

競技会審査委員会は、自動車の構造や状態が危険であると判断した場合には、その自動車を競技から除外することができる。

9-4 防火

競技に出場するすべての自動車は、出火の際、火災がコックピットに侵入することを防止するため、エンジンおよび燃料タンクとコックピットとの間に有効な防護壁を設けていなければならない。

9-5 特定の自動車の資格停止または資格取消

本連盟は、競技参加者または競技運転者が F I A 国際競技規則または本規則に違反した場合には、特定の自動車を資格停止または資格取消処分に付することができる。（11-17 参照）

9-6 自動車の銘柄に対する資格停止または資格取消

本連盟は、自動車の製造者またはその公式代表者が F I A 国際競技規則あるいは本規則に違反した場合には、国内的にその銘柄を資格停止または資格取消処分に付することができる。その資格停止あるいは資格取消処分を国際的に適用する場合には、F I A の裁定委員により決定される。

処分を受けた銘柄の自動車製造者は、本連盟を通じて、裁定委員会の裁定に対して 13 の規定に基づいて F I A に控訴することができる。（F I A 国際競技規則第 10 条 5 項参照）

9-7 車両につける広告

車両につける広告は自由とする。本連盟は、国内で開催される競技会に適用する特別の条件を規定することができる。

9-8 虚偽の広告

競技参加者または団体が競技または記録の広告を行う場合には、発表する成績についての一般条件および特別条件、競技もしくは記録の性質、車両の分類、クラス区分、および、取得した成績を明示しなければならない。公衆に疑義を生ぜしめるような性質の脱漏もしくは付加を行った広告については、その広告の当該競技参加者または団体に 11 の罰則を課することができる。

10 競技役員

10-1 競技役員の構成

次の者は競技役員として任命され、かつ、補助員によって補佐させることができる。

競技会審査委員	コース委員
競技長	信号員
レースディレクター	スタート審判員

競技会事務局長	決勝審判員
計時委員	審判員 (judges of fact)
技術委員	スタート合図員
車両検査委員	救急委員
補給監察員	

10-2 監督権

本連盟は国内で組織されるすべての競技会に対し監督権をもつ。

本連盟は必要に応じ監督者を指名することができる。

10-3 競技役員の組織構成

1) 最小限必要役員

競技会においては、少なくとも競技会審査委員2名、競技長、およびコース・計時・技術の各委員、ならびに競技会事務局長を置かなければならない。

2) レースディレクター

同一タイトルまたは同一内容で開催されるレースには、その全開催期間をとおしてレースディレクターを任命することができる。任命する場合には、当該レースディレクターの義務と権限を関連競技規則中に明示すること。

10-4 競技役員の任命

本連盟は、自ら主催する競技会、または公認を与えた競技会に対して少なくとも1名以上の競技会審査委員を任命するものとする。その他の役員は、本連盟の承認を得たうえで組織委員会が任命するものとする。

10-5 必要な資格

監督役務を行う競技役員または判定権をもつ審判員は、その任務について資格を有する者の中から選ばれることを要す。これらの競技役員は、競技の成績から直接または間接に利益をうける立場にある商業または産業と係累をもつものであってはならない。

10-6 兼 務

1つの競技会において、組織委員会の決定があれば、競技会審査委員を除き同一の者が10-1に掲げる任務の数種につき、そのそれぞれに対する資格を有することを条件として、それらの任務を兼任することができる。

10-7 禁止された任務

いかなる競技役員も、一つの競技会において、それが指名されたもの以外の任務を遂行することはできない。また、いかなる競技役員も、自己が公的任務を行使している競技会の一切の競技に出場することは禁止されるものとする。

10-8 競技役員の報酬

競技会審査委員を除く他の競技役員は、本連盟が別に定める自動車競技に関する申請・登録手数料規定にしたがって報酬を受けてもよい。

10-9 競技会審査委員会の責任

競技会審査委員会は、本連盟に対して責任を負うものであり、競技会の組織または競技執行に対してなんらの責任をもたない。

本連盟が直接に主催する競技会の場合は、競技会審査委員がオーガナイザーの役務を兼任してもよいが、組織委員会の委員であってはならない。競技会で2つ以上の競技が行われる場合には、競技ごとに別の競技会審査委員会を置くことができる。競技会審査委員会の委員長および委員は、必要に応じ本連盟が任命できる。

10-10 競技会審査委員会の権限

競技会審査委員会は、F I A 国際競技規則、本規則、特別規則ならびに公式プログラムの施行について最高権能を有する。競技会審査委員会は、本規則に定めた控訴権の留保（13参照）に基づき、競技会の際、生ずるすべての

国内競技規則

抗議を裁定するものとする。

競技会審査委員会は、特に次のことを決定することができる。

- 1) 規則に違反の場合適用する罰則を決定すること。(4-3、11-1、11-3、12-10参照)
- 2) 例外的措置として特別規則に変更を加えること。(4-9参照)
- 3) ヒート制分割競技の場合、その構成もしくは競技回数を変更すること。(6-9参照)
- 4) 同着の場合の再スタートを許可すること。(6-10参照)
- 5) 競技車両および競技運転者の変更を許可すること。(4-25、8-12参照)
- 6) 審判員から提出された判定の訂正を許可もしくは拒否すること。(10-20-6参照)
- 7) 罰則または罰金を課すること。(11-5参照)
- 8) 出場停止(失格)処分を宣告すること。(11-10参照)
- 9) 必要な場合、順位に対し修正を加えること。(11-19参照)
- 10) 危険を生ずる可能性があると考え、あるいは、その事実が競技長から報告された場合、競技運転者または自動車の出場禁止をすること。(9-3参照)
- 11) 競技参加者または競技運転者が競技参加の資格がないものと認め、あるいは、そのことが競技長もしくは組織委員会から報告され、あるいは、不正行為ありと判断する場合、特定の競技への参加または競技会の期間中の参加を禁止すること、ならびに、責任ある競技役員の命令に従わない競技参加者または競技運転者をコース場もしくはその付属施設から排除すること。
- 12) 不可抗力の場合、あるいは保安上緊急の事情のある場合、競技を延期すること、またはコースの一部を変更あるいは取り消すこと。
- 13) 競技運転者および公衆の最大の安全を確保するため、競技長またはオーガナイザーから要求があった場合、スタートラインまたはフィニッシュラインの位置につき、またはその他の一切の問題につき、公式プログラムに変更を加えること。
- 14) 競技中止の決定をすること。
- 15) 競技会審査委員会は、特に必要ならば代理の審査委員を指名することができる。
- 16) レースディレクターが職務を遂行する競技においては、上述の罰則を課すにあたり、レースディレクターからの状況報告を受けることができる。

10-11 競技会審査委員会の報告義務

競技会審査委員会は、競技会の終了後早急に、競技長による報告を含めて(10-13-11参照)提出された抗議とその処置、勧告文を含むすべての処罰の詳細などとともに、各競技の成績報告書を作成し、署名の上、本連盟に提出する。また、この報告書には、競技会の組織、審査委員会としての権限の行使、および競技会を許可した本連盟がとるべきであったと考えられる運営上の問題点などについて、審査委員会としての見解をも述べるものとする。なお同時に本規則に基づく控訴上申および受け取った控訴料も報告しなければならない。

10-12 競技会審査委員会の報告に基づく本連盟の権限

競技会審査委員会の報告、あるいはその他によって、規則違反や競技結果の不適正または過誤、条件もしくは許可についての不履行、不備、侵害、排除または他の不整合が生じたことを本連盟が知った場合、たとえこれに対する抗議または控訴がなされていないときでも、本連盟はその事情について質す権限を有し、かつ当事者に弁明の機会を与えた後、これを適正化するものとする。また、それに規則違反があると結論づけられるときは、JAFは、モータースポーツ審査委員会に諮り適正とされる罰則を課すものとする。なお、当該事件の当事者は、これについてモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。ただしその審問は、当該結果の公表後、60日の期限を超えてはならない。

このような審問に関わる裁決に対する控訴は、つぎに該当する場合についてのみ、有効とされる。

- 1) 重大な誤審があったとされるとき。
- 2) その事項が、将来モータースポーツの根幹に関わるものとされるとき。

10-13 競技長の任務

競技長は補助員によって補佐されることができる。競技会が数個の競技を含む場合、各競技毎に別個の競技長を置くことができる。競技長は、公式プログラムに従って競技会の運営について責任を有するものとする。特に、競技長は次のことを行わなければならない。

- 1) 治安の任務を有し、特に公衆の安全について警備するため任命された行政当局と連絡してコースの場所についての秩序を確保すること。
- 2) すべての競技役員が、その部署についていることを確認し、かつ不在者がある場合、そのことを競技会審査委員会に報告すること。
- 3) すべての競技役員が、その任務を遂行するために必要な一切の情報を受けることを確認すること。
- 4) 競技参加者およびその自動車を管制し、かつ、出場停止（失格）もしくは資格停止または資格取消により参加の資格を有さない競技参加者または競技運転者が競技に参加することを防止すること。
- 5) それぞれの自動車、ならびに、必要ならば、それぞれの競技参加者がプログラムに準拠する識別番号を着装していることを確認すること。
- 6) 指名された競技運転者が該当する自動車に搭乗することを確認し、かつ、すべての自動車をその種目、およびクラスに従って集結配置すること。
- 7) 自動車を所定の順序でスタートラインに進行させ、それを出走させること。
- 8) 競技会審査委員会に対しプログラムの変更についての提案、ならびに競技参加者の不正行為、規則違反、または競技参加者からの抗議についての提案を行うこと。
- 9) 抗議を受理した場合は、それに対し必要な裁定を下す競技会審査委員会に遅滞なく引き継ぐこと。
- 10) 計時委員、技術委員、車両検査委員、コース委員の調書ならびに順位の決定に必要な一切の資料を収集すること。
- 11) 競技結果成績を発表すること。
- 12) 担当した競技に関し、10-11による最終的報告書の基礎資料を作成し、もしくは、競技会事務局長に作成させ、かつ、それを競技会審査委員会に提出してその承認を得ること。

10-14 競技会事務局長の任務

競技会事務局長は、競技会の組織およびこれに関係ある告示のすべてについて責任を有するものとする。また事務局長は、すべての競技役員がそれぞれの任務について精通し、かつ必要な付帯的資料を具備していることを確認しなければならない。事務局長は、必要ならば各競技の最終的報告書の作成について、競技長を補佐しなければならない。（10-13参照）

10-15 計時委員の任務

計時委員の主な任務は次のとおりとする。

- 1) 競技会の開始とともに競技長の指揮下に入り、競技長は必要ならば計時委員に対し必要な指示を与えること。
- 2) 競技長から指示を受けた場合、スタートの合図を行うこと。
- 3) 計時に当たって本連盟により承認された計時装置のみを使用し、また100分の1秒までの計時を必要とする記録に関してはFIAにより承認された計時装置のみを使用すること。
- 4) 各競技運転者がコースを完走して得たタイムを確定する。
- 5) 自己の責任において調書を作成し、署名し、かつ、他の一切の必要な書類とともに、競技会の場合には競技長に対し、また記録挑戦もしくはテストの場合には本連盟に対し提出すること。
- 6) 要求があれば、競技会審査委員会もしくは本連盟に対し計時表の原本を提出すること。

国内競技規則

7) 競技会審査委員会および競技長から指示がない限り、競技会審査委員会および競技長以外の者に、公式タイムまたは成績を通報しないこと。

10-16 技術委員の任務

技術委員は、自動車の機械装置に関するすべての審査を担当する。技術委員は競技長の指揮下に入り次のことを行う。

- 1) 本連盟もしくは組織委員会の要求により競技会開始に先立ち、あるいは、競技長の要求により競技会開催中もしくは終了後その検査を実施すること。
- 2) 本連盟が指定した場合、その検査器具を使用すること。
- 3) その検査の公式結果を本連盟、組織委員会、競技会審査委員会および競技長以外の者に対しては通報しないこと。

技術委員は、その責任において検査報告を作成、署名し、上記の当事者に報告書を提出すること。

10-17 車両検査委員の任務

車両検査委員は、競技長の指揮下に入り自動車の重量、その車体および付属品の寸法、ならびに競技参加者および競技運転者の書類（競技許可証、運転免許証、保険に関する書類など）に関する一切の点検を担当する。車両検査委員の任務は技術委員に委任することができる。車両検査委員は次のことを行わなければならない。

- 1) 本連盟もしくは組織委員会の要求により、競技に先立ち、あるいは競技長の要求により、競技開催中において、その任務を遂行すること。
- 2) 本連盟が指定した場合、その検査器具を使用すること。
- 3) 公式検査結果は、本連盟、組織委員会、競技会審査委員会、および競技長以外のものに対しては通報しないこと。
- 4) 車両検査委員は、その自己の責任において報告書を作成、署名し、上記の当事者に報告書を提出すること。

10-18 補給監察員の任務

補給監察員は、競技進行中における自動車の燃料補給についての一切の作業を監察し、かつ、特別規則の該当各項を遵守せしめる任務を有する。また、補給監察員は競技長の指揮のもとに置かれ、競技参加者または競技運転者により行われた一切の違反について、直ちに競技長に対し報告しなければならない。

補給監察員は、各競技の終了後、与えられた指示に従い、競技長に対し文書をもって、その任務に関する報告を行わなければならない。

10-19 コース委員および信号員の任務

- 1) コース委員は、競技会審査委員会もしくは組織委員会によって定められたコース上の部署につくものとする。

コース委員は競技会開始後競技長の指揮下に入り、各自の部署が監視する区域において生ずる一切の事故を、利用し得る方法（電話・信号・伝令・その他）によって直ちに競技長に通報しなければならない。

各競技終了後、コース委員は自己が確認した事故について文書による報告を競技長に提出しなければならない。また、競技中コース委員は競技長の指示があった場合は、自己の監視部署の前を通過する競技車の順位について、またクロードサーキットの場合は、周回ごとの順位について、できるだけ速やかに管制室に報告しなければならない。

- 2) 信号員は、特に信号旗（F I A国際競技規則付則H項参照）の操作を担当するものとする。信号員は同時にコース委員を兼ねることができる。

10-20 審判員（judges of fact）の任務

- 1) **スタート審判員**……競技の組織委員会は、スタートを監視するために、1人または数人の審判員を任命することができる。スタート審判員は、反則スタートを確認した場合は直ちにそれを競技長に報告するものとする。
- 2) **決勝審判員**……競技運転者がフィニッシュラインを通過する順序を決定する必要がある競技においては、その

決定を行うことを担当する決勝審判員を任命する。

- 3) **その他の審判員**……競技運転者が競技中に、あらかじめ定められたラインに接触またはそれを越えたか否かを判定する必要がある競技、あるいは特別規則に定められたその他の事実について判定する必要がある競技においては、1名もしくは複数の審判員がそれらの1つあるいはいくつかの判定を行う。それらの判定を行う審判員の氏名は公式通知掲示板に掲載されなければならない。
- 4) **補助審判員**……各審判員に補佐が必要な場合または審判員を代行させねばならない場合には、そのために1名の補助審判員を任命することができる。ただし、審判員間に意見の不一致が生じた場合には、その最終判定は正式の審判員によってなされるものとする。
- 5) **ビデオあるいは電子システム**……競技会審査委員会は、裁定を下すための一助としてビデオあるいは電子システムを使用することができる。競技会審査委員会は審判員の判定を覆すことができる。
- 6) **誤審**……審判員は誤審を犯したと思った場合はそれを訂正することができるが、競技会審査委員会にそれを提出し承認を得ることが必要とされる。
- 7) **判定されるべき事項**……審判員 (judges of fact) によって判定されることを要する事項は、特別規則に明示しなければならない。(上記3) 参照)
- 8) **報告書**……競技会終了後、各審判員はその判定についての報告書を競技長に対し提出すること。

11 罰 則

11-1 規則違反

本規則に規定された諸反則とともに次の行為も本規則の違反とみなされる。

- 1) 競技に関する贈賄および収賄行為。
- 2) 当該競技会への参加資格がないことが明白な者、または自動車、あるいは所定の競技許可証を所持してなく、しかも本規則8-1による競技許可証免除の特典も受けていない者が競技会に参加しようと試みるあらゆる行為。
- 3) 競技または自動車スポーツ一般に関連しての不正行為。
- 4) 本連盟または自動車スポーツ一般の利益を阻害する不法行為。(FIA国際競技規則第12条1項参照)

11-2 非公認競技会参加の罰則 (3-6参照)

11-3 罰 則

競技会のオーガナイザー、競技役員、競技参加者、競技運転者、同乗者、整備員、助手その他の何人であっても、もしFIA国際競技規則、本規則、競技会特別規則、本連盟の機関誌にて随時公布または改正する本連盟の告示、競技会組織許可付帯条件、公式通知、ならびに特別トラック規定のいずれかに違反するときには、11-4の罰則を課する。(FIA国際競技規則第12条2項条参照)

ドライビングスルーペナルティまたはピットストップペナルティに対する抗議・控訴は認められない。

11-4 罰則の種類

- 1) 罰則は、その軽重に従って次の通りとする。

ただし、罰金と他の罰則は重複して課することができる。

- 訓戒 (叱責)
- 罰金
- タイムペナルティ
- 出場停止 (失格) (11-9参照)
- 資格停止 (11-11参照)
- 資格取消 (11-13参照)

上記のタイムペナルティは、分または秒で表示されるペナルティを意味するほか、ドライビングスルーペナル

国内競技規則

ティ、ピットストップペナルティ、あるいは競技結果に対する周回数減算などを含むものとする。

- 2) 罰則を課する前に、競技会審査委員会または本連盟のモータースポーツ審査委員会は、必要に応じて関係者を召喚する。召喚状は各関係者に直接配布するかまたは所定の宛名に郵送する。(14-4 参照)

競技会審査委員会またはモータースポーツ審査委員会による最初の審問は、本規則12-5の規定(抗議の審問)に従う。モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会の控訴審査の際の審問は、本規則13-7の規定(控訴の審問)に従って行われる。

11-5 訓戒(叱責)または罰金宣告

訓戒(叱責)または罰金は、競技会審査委員会、モータースポーツ審査委員会、またはモータースポーツ中央審査委員会によって決定される。ただし罰金の場合、本規則の細則、自動車競技に関する申請・登録等手数料規定に規定する最高額以内とする。

11-6 罰金の支払責任

競技参加者は、要求があれば指名した競技運転者、同乗者などに課される罰金の支払いに対して責任を負わねばならない。もし支払いのない場合は、本規則 11-7の規定によって、競技参加者も罰則を受けた者とともに資格停止処分に付される。

11-7 罰金の支払期限

罰金は、それが宣告されたときから48時間以内に支払わねばならない。支払遅延の場合は、罰金が未納の期間中資格停止処分に付される。

11-8 罰金収入の措置

罰金や没収された抗議料または控訴料はすべて本連盟に付託され、本連盟はそれを特別基金に繰り入れる。この基金はモータースポーツ競技の振興、および福祉目的のために使用する。

11-9 出場停止(失格)

次の違反があった場合、個人、クラブおよび団体または自動車は出場停止(失格)の処分に付される。

- 1) 競技会審査委員会によって、競技会に参加あるいは関係することを禁止されたとき。
- 2) 競技会に参加している場合で参加資格がないことが判明し、競技会から退去を命じられ、あるいは正当な権威機関によってその競技の賞にあずかること、競技に関係すること、または競技会に出場することを禁止されたとき。

なお、処罰を課せられた場合、その当人の競技参加料はオーガナイザーが没収する。

11-10 出場停止(失格)処分の宣告

出場停止(失格)処分の宣告は、競技会審査委員会、モータースポーツ審査委員会、またはモータースポーツ中央審査委員会のいずれかが行い、かつ遡及して施行される。

11-11 資格停止

- 1) 資格停止処分には、国内に限られるものと国際的に適用されるものがある。
- 2) 個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄についての国内資格停止の場合、一定期間日本国内での競技会に参加し、あるいは関係することを禁止され、国際資格停止の場合はFIA公認のすべての競技会に参加することを禁止される。
- 3) 資格停止期間中は競技会への参加は認められず、かつ参加料は、すべてオーガナイザーが没収する。

11-12 資格停止の宣言

- 1) 資格停止の宣言は、モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会のみが行うものであり、重大な反則に対して課せられる。
- 2) 国内資格停止処分を受けた場合、競技参加者、競技運転者、または公認審判員許可証所持者は、許可証を本連盟に返納しなければならない。もし国際競技許可証を所持している場合は、本連盟がそれに「日本国内において

無効」と記入し、資格停止期間満了の際これを新しい許可証と交換する。許可証が国内許可証である場合は資格停止期間満了まで本連盟がこれを保管する。

- 3) 国際資格停止処分を受けた場合、競技参加者または競技運転者は、直ちにその許可証を本連盟に返納しなければならない。本連盟は資格停止期間満了の際それを返却する。国際資格停止の宣告と同時に、本連盟はF I Aに報告し、F I Aによってこの宣告を施行するように他のすべてのASNに通告される。
- 4) 処分を受けたもので、もし許可証の返納が遅延した場合には、その期間だけ自動的に資格停止処分が延長される。(F I A国際競技規則第12条9項～11項参照)

11-13 資格取消

- 1) 資格取消処分は、個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄に対し、いかなる競技会にも参加し、または関係することを禁止するものである。
- 2) 資格取消処分は、常に国際的な効力をもち、国際資格停止の宣告と同様の方法によってF I Aおよび他のすべてのASNに通告される。(11-12-3参照)
- 3) 資格停止処分の場合は、すでに申込を終わったものであっても、すべての競技会への参加資格を喪失し、かつ支払済の参加料はすべてオーガナイザーが没収する。

11-14 資格取消の宣告

- 1) 資格取消の宣告は、モータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会のみが宣告できるものであり、特別に重大な違反に対して課せられる。
- 2) 資格取消の宣告があった場合、競技参加者、競技運転者、または公認審判員許可証所持者は、直ちに許可証を本連盟に返納しなければならない。(F I A国際競技規則第12条13項参照)

11-15 資格停止または資格取消に関する事由申告

資格停止または資格取消の宣告を本連盟からF I Aに報告する際には、処罰の事由を申告するものとする。(F I A国際競技規則第12条15項参照)

11-16 関連国際スポーツ連盟への通告

国際的に適用される資格停止および資格取消処分は、F I Aが定める関係各国国際スポーツ連盟に通告される。また各国国際スポーツ連盟からF I Aに通告のあった資格停止または資格取消についても、F I Aが同様に処置する。(F I A国際競技規則第12条14項参照)

11-17 自動車の資格停止または資格取消

本規則9-5および9-6の規定によって、特定の自動車またはその銘柄に対して、資格停止または資格取消の宣告をすることができる。

11-18 賞の喪失

競技会において、出場停止(失格)、資格停止または資格取消処分を受けた競技参加者は、その競技会で賞を受ける権利を失う。

11-19 順位および賞の変更

前条(11-18)が適用される場合、競技会審査委員会は、順位および賞に関する成績の変更を発表し、次者の競技参加者の順位を上げられるかどうかを決める。

11-20 罰則の公表

F I Aまたは本連盟は、個人、クラブおよび団体、自動車またはその銘柄に対する処罰についての告示を、それが望ましいと思われるとき、その事由を述べて発表または発表させる権限をもつ。

処罰告示を公表された個人もしくは団体は、F I A、本連盟、またはその公示を発表もしくは刊行する者に対して、反対行動をとる権利はない。もし反対行動をとった場合には資格取消処分に付される。

11-21 罰則の赦免

本連盟は、もし適切だと認めるならば、本規則に基づいて課された資格停止処分 of 未了期間の軽減または資格取消処分の免除をすることができる。

12 抗議

12-1 抗議権

抗議権は、競技参加者のみが有するものとする。競技役員は抗議がなされた場合でも抗議がない場合と同様に自己の権限における公式な行動を正当に遂行しなければならない。

複数の競技参加者に対して抗議を行いたい競技参加者は、該当する行為に関係する競技参加者全員について抗議を提出しなければならない。

複数の競技参加者は、共同の抗議を提出することはできない。

12-2 抗議の提出

競技参加者の抗議は、抗議の趣旨および理由を示す文書に署名の上（宛先は競技会審査委員会）、本連盟が規定する抗議料を添えて当該競技会競技長に提出しなければならない。競技長が不在の場合には、競技会事務局長に提出することができる。

抗議が正当と裁定された場合抗議料は返却される。

12-3 抗議の対象および時間制限

競技参加者が抗議できる事項は次の各号のみとし、特別規則または競技会審査委員会が特に指定する場合を除き、各々に指定された時間内に提出しなければならない。

- 1) 競技参加者、競技運転者の参加資格の有効性あるいはコースの長さに関する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 2) ハンディキャップまたはヒートの編成に対する抗議は、その競技のスタートの1時間前までとする。
- 3) 自己の車両に関する技術委員または車両検査員の決定に対する抗議は、決定直後とする。
- 4) 競技中の過失または反則に対する抗議、あるいは車両規則違反に対する抗議は、その競技の終了後30分以内とする。
- 5) 競技の順位に関する抗議は、その成績発表後30分以内とする。

12-4 抗議の裁定

競技に関する抗議は、競技会審査委員会が裁定する。その裁定に不服な場合は、本規則によって本連盟のモータースポーツ審査委員会あてに控訴することができる。

12-5 抗議の審問

競技会審査委員会は、抗議の審査に必要な場合にはできるだけ速やかに関係者を呼び審問を行う。関係者は審問に応じなければならないが、証人を同道することができる。

競技会審査委員会は、関係者のすべてがそれぞれ直接召喚を受けているか否かを確認しなければならない。

競技会審査委員会は、関係者または証人が欠席の場合でも審議、裁定することができる。

裁定が関係者の審問後速やかに行うことができない場合は、裁定が行われる場所および時間を関係者に通告しなければならない。

12-6 受け付けられない抗議

10-20に掲げる審判員（judges of fact）がその役務遂行中に行った判定に対しては、いかなる抗議も受け付けられない。

複数の競技参加者に対する単一の抗議は受け付けられない。

複数の競技参加者による共同の抗議は受け付けられない。

12-7 賞の授与

- 1) 賞の授与は、競技成績の発表後30分経過するまで行ってはならない。
- 2) 抗議が提出され、その裁定結果が受賞資格に影響する場合には、抗議の裁定が確定するか、さらにその裁定に対する控訴についての裁定があるまでの間、関係する競技成績は暫定結果として扱い、賞の授与を行ってはならない。
- 3) 賞が授与された後に、競技の成績に影響するような裁定により資格を喪失した場合、競技参加者は賞をオーガナイザーに返却しなければならない。

12-8 再競技

競技会審査委員会または本連盟のいずれも再競技を命ずる権限はない。ただしその競技がなんらかの事情で未成立となった場合に限り、オーガナイザーが当該競技の競技参加者（出場資格を得た者）全員の同意を得たうえで再競技を行うことができる。

12-9 裁 定

抗議に対する裁定は、競技会審査委員会が行い、抗議者に宣告される。不服の場合は、本規則13章に基づいて控訴する権利を有する。

12-10 無根拠もしくは邪意による抗議の禁止

- 1) 抗議に根拠がないと判明したときは、抗議料は没収される。
- 2) 邪意をもって行ったことが確認されたときは、本規則の違反と見なされ罰則が課せられる。

13 控 訴

13-1 権限の範囲

本連盟は、本規則14-2に規定する国内裁定機関としてその所管する許可証所持者のために、自動車スポーツ全般もしくは特定の競技に関して、日本国内で発生した一切の紛争を審査、決議をするモータースポーツ審査委員会、および諸規則の施行および競技により発生した紛争の最終的な裁定を行う機関としてモータースポーツ中央審査委員会を置く。

13-2 控訴権

- 1) 競技参加者は、競技会審査委員会による決定や裁定に不服の場合、本連盟のモータースポーツ審査委員会に控訴する権利を有する。ただし、次のいずれかの場合に限られる。

- (1) 自らに課された罰則または決定に不服の場合
- (2) 自ら提出した抗議の裁定に不服の場合

なお、本連盟自体が主催する競技会の場合は、本連盟のモータースポーツ中央審査委員会によって審問され、裁定される。

控訴を行う者（以下「控訴人」という。）は、競技会審査委員会の裁定宣告から1時間以内にその意思を文書をもって競技会審査委員会に通告しなければならない。この手続きを行わない場合は控訴権を失う。（控訴の手続きき13-3、13-4、控訴時間制限13-5を参照）

- 2) 当該控訴人は、モータースポーツ審査委員会に対し行った控訴の裁定に不服の場合は、あらかじめ本規則13-5-3に従い本連盟のモータースポーツ中央審査委員会に控訴する権利をもつ。
- 3) 本規則11-1-3)あるいは4)等の規則違反によりモータースポーツ審査委員会により罰則を課された者がその罰則を不服とする場合は、本規則13-5-3)に従いモータースポーツ中央審査委員会に控訴することができる。
- 4) 国内で行われる競技会については、本連盟の許可証所持者に対するモータースポーツ中央審査委員会の裁定を最終のものとする。

国内競技規則

- 5) 本連盟の許可証所持者が国外の競技会の判定に抗議し、その競技会審査委員会の裁定に不満をもつ場合、それを F I A に国際控訴するか否かの決定は本連盟が行う。

13-3 国内控訴の手続

本連盟のモータースポーツ審査委員会に対し控訴する場合は、控訴人または資格ある代理人の署名した控訴する意思および理由を示す文書、および本連盟が定める控訴料を添えて13-5に定める時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。

控訴料は、控訴を断念した場合は一切返還されない。

13-4 国際控訴の手続

- 1) F I A 国際競技規則およびその付則が適用される国際格式の競技では、F I A 世界選手権を除き、本連盟の許可証所持者は日本国内において開催される国際競技会で生じた紛争の裁定に不満でも、それをあらためて F I A に国際控訴することはできない。
- 2) 13-2-5) により F I A に控訴する場合は、控訴人または正当な代理人の署名した、控訴の趣旨および理由を示す文書、および F I A の定める国際控訴料金を添えて規定の時間内に競技会審査委員会に提出しなければならない。

F I A に国際控訴するか否かは本連盟のみが決定する。

13-5 控訴の時間制限

- 1) 競技会審査委員会が行った抗議の裁定あるいは決定した罰則等を不服として本連盟のモータースポーツ審査委員会に控訴する場合は、その裁定または決定の告知より1時間以内に、モータースポーツ審査委員会あてに控訴する意思を示す文書に控訴料を添えて当該競技会審査委員会に提出しなければならない。
- 2) 控訴の理由を示す文書については、競技会審査委員会に規定の時間内に控訴の意思表示および控訴料の納付を行ったことを条件に、当該告知日より4日以内に直接本連盟に提出することができる。

この手続きは同期間内に本連盟あてのファクシミリ、eメールまたは郵送で行うことができる。

所定の期間内に控訴の理由書の提出がなされなかった場合は、その控訴は断念されたものとみなされ、すでに支払われた控訴料については返還されない。

- 3) 提出した控訴が本連盟のモータースポーツ審査委員会によって裁定された後、それを不服として本連盟のモータースポーツ中央審査委員会に控訴する場合は、当該控訴人は、その裁定告知日より7日以内に、あらためて控訴の趣旨および理由を示す文書ならびに控訴料を本連盟モータースポーツ中央審査委員会あてに提出しなければならない。
- 4) 国外での競技参加で F I A に国際控訴する場合は、F I A 裁判および懲罰規定に従い、競技会審査委員会の裁定が公表されてから96時間以内に本連盟から I C A（国際控訴審判所）事務局に控訴する旨の通知を送付するものとする。その際、I C A に対して控訴料が支払われたことを証明する書類を添付する。この手続きがとられたことを条件に、I C A から指定された期限内に控訴趣意書を I C A 事務局に送付する。それを考慮して本連盟に手続きをしなければならない。
- 5) 国際シリーズの一部となる競技に参加し、競技会審査委員会の裁定を不服とし控訴を行う場合は、競技参加者は裁定から1時間以内に書面をもって競技会審査委員会に控訴をする旨の意思を表示し、競技会審査委員会の裁定が公表されてから96時間以内に当該シリーズの認可を要請した A S N に対して、控訴理由書と控訴料が支払われたことを証明する書類を添えて提出しなければならない。控訴を受理した A S N の控訴審判所は提出された控訴を裁定する権限を有し、「F I A 裁判と懲罰規定」に従って I C A に裁定に対する控訴を直接提訴する権利を留保される。

13-6 控訴中の資格の効力

モータースポーツ中央審査委員会に控訴が行われた場合でも、資格停止または資格取消の裁定は控訴とは関係な

く効力を發揮し実施される。

13-7 控訴の審問

本連盟のモータースポーツ審査委員会またはモータースポーツ中央審査委員会による控訴の審査は、受理された日からレースの場合は30日以内に、その他競技または自動車スポーツ全般に関する紛争の場合は90日以内に審問が行われ裁定される。（FIA国際競技規則第14条3項参照）

審問の通知は関係者に対する的確に行われ、関係者は審問に応じなければならないが、必要な場合は証人を同行することができる。

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、通告した関係者が出席しない場合でも審議を行いその裁定をすることができる。

また、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、当事者とは無関係に全日本選手権競技会の競技参加者のうちから、本審問の裁定結果次第では直接かつ重大な影響を被る可能性のある者を要請に応じて事情聴取することができる。また、そのような可能性のある者は、自らの責任で、当該告知日より7日以内に書面により本連盟に対して事情聴取を要請するものとする。

13-8 控訴に対する裁定

モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は、控訴された罰則または裁定を取消し、またはあらためて異なる罰則を課することができるが、再競技を命ずることはできない。

13-9 控訴料および経費

控訴に対して裁定を下す時、モータースポーツ審査委員会およびモータースポーツ中央審査委員会は事情に応じて控訴料の返還または没収、または、とくに審査で必要が生じた経費の負担について決定することができる。

13-10 裁定の公表

FIAまたは本連盟は、控訴に関する裁定を公表し、または発表させ、あるいは関係者のすべての氏名を発表する権限をもつ。当該関係者は、FIAまたは本連盟、告示を発表もしくは刊行する者に対しその行為を妨害してはならない。

14 規則の施行

14-1 規則の解釈

本連盟は、FIA国際競技規則または本規則の解釈に関して、日本国内に起こる諸問題を解決し、それを決定する権限を保有する。ただしその場合、本規則13-2および13-4に基づく控訴権は認められる。

14-2 本連盟の権限行使

- 1) 本連盟は、モータースポーツ審査委員会を構成し、FIA国際競技規則によって本連盟に与えられ、かつ本規則に則って行使される司法権および付帯する機能（抗議もしくは控訴の審問または本規則の違反に対して課される罰則の決定など）をこれに付託できる。ただし本連盟は必要に応じて事由を述べることなくこの構成員の氏名を取消すことができる。
- 2) 本連盟理事会は、日本国内における自動車競技で発生した紛争で、本連盟理事会が審議すべき問題を処理するため5名以上のモータースポーツ中央審査委員を指名することができる。モータースポーツ中央審査委員会の司法権または機能は、本規則に基づく控訴による場合、最終的決定権をもつものとして行使される。
- 3) モータースポーツ審査委員会、モータースポーツ中央審査委員会もしくはJAFのモータースポーツ関係委員会の委員であっても、当該競技会で競技参加者、競技運転者または競技役員として参画した者、または当該諸紛争の決定に、すでに関係している者は司法的決定に参画することはできない。

14-3 規則の変更

本連盟は、必要に応じて本規則を適宜変更する権限または同細則を改正する権限を保有する。ただしこれらの改

国内競技規則

変については、すべてF I A国際競技規則の定めるところによってF I Aに報告しなければならない。

14-4 通 達

1) 本規則に則って行われる本連盟への通知は、すべて次の宛先に送付されなければならない。

〒105-0012 東京都港区芝大門1丁目1番30号

一般社団法人 日本自動車連盟 (J A F)

モータースポーツ部

電 話 : 03 (3436) 2811 (代表)

F a x : 03 (3578) 4937

E-Mail : sports@jaf.or.jp

2) 本規則に則って競技参加者または競技運転者に対して発送される通知は、その参加申込書に記入される住所宛に送られる。また本連盟発行の許可証所持者に対して発送される通知は、登録されている住所宛に送付される。

オーガナイザーまたは組織委員会に対する通知は、組織許可申請書に記入された住所宛に送られ、また組織許可を必要としない行事の場合は、本連盟に対して行事の通知、その他で知らされた行事を組織する団体の事務局に送られる。

本規則に基づく控訴人に送られる通知は、控訴上申書に記入される住所宛に送られる。

14-5 本規則の発効日

本規則はF I A国際競技規則第1条8項に基づき、2019年3月1日より施行する。

資 料

2019年 J A F 公認カートコース	255
統 計	258
C I K - F I A ワールドカップカートレース優勝者	266
ジャパンカートグランプリ歴代優勝者	273
2019年全日本カート選手権入賞者一覧.....	275
2019年ジュニアカート選手権入賞者一覧.....	276
J A F 公認カートエンジン一覧.....	277
J A F カート登録エンジン一覧.....	278
J A F 公認カートスーツ一覧.....	279
F P - Jr Cadets用 J A F 登録シャシー一覧	280
J A F 指定カートタイヤ一覧.....	283

南幌リバーサイドカートランド
(制限付)

所在地：北海道空知郡南幌町夕張河川敷内

t e l : 011-378-2121

(南幌カートのスポーツクラブ)

スポーツランドSUGO西コース
(国際)

所在地：宮城県柴田郡村田町菅生6-1

t e l : 0224-83-3116

(菅生)

SUGOインターナショナルレーシングコース
(制限付・第2種)

所在地：宮城県柴田郡村田町菅生6-1

t e l : 0224-83-3116

(菅生)

カートソレイユ最上川
(国内)

所在地：山形県東田川郡庄内町連枝字新割3

t e l : 0234-42-2282

(庄内町)

筑波サーキット
(準国内・第2種)

所在地：茨城県下妻市村岡乙159

t e l : 0296-44-3146

(一般財団法人日本オートスポーツセンター)

イタコモータースポーツパーク
(制限付)

所在地：茨城県潮来市大生804

t e l : 0299-66-1725

(潮来モータースポーツパーク)

ツインリンクもてぎ北ショートコース
(国内)

所在地：栃木県芳賀郡茂木町松山120-1

t e l : 0285-64-0200

(栃モビリティランド)

フェスティカサーキット栃木
(準国内)

所在地：栃木県栃木市柏倉町1275-1

t e l : 0282-25-1500

(栃フェスティカ)

榛名モータースポーツランド
(国内)

所在地：群馬県北群馬郡榛東村山子田2205

t e l : 0279-54-8199

(南榛名モータースポーツランド)

本庄サーキット
(国内)

所在地：埼玉県本庄市児玉町高柳883

t e l : 0495-72-9611

(南セーフティパーク本庄)

フォーミュランド・ラー飯能
(制限付)

所在地：埼玉県飯能市赤沢1117

t e l : 042-977-3066

(南アリバーズコーポレーション)

新東京サーキット
(国内)

所在地：千葉県市原市引田249

t e l : 0436-36-3139

(栃新東京サーキット)

茂原ツインサーキット東コース
(国内)

所在地：千葉県茂原市台田640

t e l : 0475-25-4433

(南茂原ツインサーキット)

茂原ツインサーキット西コース
(準国内)

所在地：千葉県茂原市台田640

t e l : 0475-25-4433

(南茂原ツインサーキット)

大井松田カートランド
(国内)

所在地：神奈川県足柄上郡中井町鴨沢456-2
t e l : 0465-81-2557
(株大井松田カートランド)

大井松田カートランド ショートコース
(制限付)

所在地：神奈川県足柄上郡中井町鴨沢456-2
t e l : 0465-81-2557
(株大井松田カートランド)

スピードパーク新潟
(準国内)

所在地：新潟県胎内市松波1013番地36
t e l : 0254-45-2900
(スピードパーク新潟)

フェスティカサーキット瑞浪
(国内)

所在地：岐阜県瑞浪市釜戸町1064-118
t e l : 0572-63-3178
(株フェスティカ)

オートパラダイス御殿場小山町大御神サーキット ハイスピードコース
(国内)

所在地：静岡県駿東郡小山町大御神922-8
t e l : 0550-88-8246
(有)サンアイプロジェクト)

富士スピードウェイレーシングコース
(制限付・第2種)

所在地：静岡県駿東郡小山町中日向694
t e l : 0550-78-1234
(富士スピードウェイ(株))

石野サーキット
(準国内)

所在地：愛知県豊田市石野町土橋264
t e l : 0565-42-1718
(株石野サーキット)

カートランド三重
(制限付)

所在地：三重県津市一身田町上津部田1718-1
t e l : 0592-31-7961
(カートランド三重)

鈴鹿サーキット国際南コース
(国際)

所在地：三重県鈴鹿市稲生町7992
t e l : 059-378-3405
(株モビリティランド)

レインボースポーツカートコース
(制限付)

所在地：三重県桑名市志知3918-1
t e l : 0594-31-5333
(株游伸)

琵琶湖スポーツランド
(国内)

所在地：滋賀県大津市伊香立下龍華町673-1
t e l : 077-598-2888
(株琵琶湖スポーツランド)

たからづかカートフィールド
(制限付)

所在地：兵庫県宝塚市川面字長尾山15-329
t e l : 0797-84-9113
(たからづかカートフィールド)

神戸スポーツサーキット
(国内)

所在地：兵庫県神戸市西区伊川谷町布施畑917
t e l : 078-974-1414
(有)ナガオカート)

名阪スポーツランド A B コース
(準国内)

所在地：奈良県山辺郡山添村切幡1343-1
t e l : 06-6998-9722
(名阪スポーツランド)

名阪スポーツランドEコース**(準国内)**

所在地：奈良県山辺郡山添村切幡1343-1

t e l : 06-6998-9722

(名阪スポーツランド)

中山カートウェイ**(国内)**

所在地：岡山県和気郡和気町大中山751

t e l : 0869-93-2333

(岡山陽スポーツランド)

エーワンサーキット**(制限付)**

所在地：福岡県筑紫野市大字原田1338

t e l : 092-919-7186

(A PROJECT RT)

カ ー ト ラ イ セ ン ス 取 得 者 数											
年	カート競技者ライセンス						小 計	カート参加者 ライセンス		小 計	合 計
	国 際		国 内					国際	国内		
	セニア	ジュニア	セニアA	セニアB	ジュニアA	ジュニアB					
1975	115	2	171	1217	78	45	1628	4	29	33	1661
1976	122	2	190	1289	72	57	1732	6	61	67	1799
1977	122	3	250	1522	93	85	2075	24	79	103	2178
1978	131	8	258	2047	139	134	2717	27	88	115	2832
1979	139	0	346	3166	188	189	4028	32	115	147	4175
1980	138	0	459	3900	209	175	4881	33	135	168	5049
1981	138	0	607	3770	173	138	4826	29	112	141	4967
1982	160	2	714	3164	132	96	4268	38	99	137	4405
1983	150	4	727	2407	90	84	3462	41	86	127	3589
1984	149	3	682	2295	※ 87		3216	46	92	138	3354
1985	151	2	967	2007	63		3190	36	66	102	3292
1986	153	2	735	1931	68		2889	36	77	113	3002
1987	177	1	835	2050	86		3149	40	113	153	3302
1988	147	4	777	2893	114		3935	28	141	169	4104
1989	194	3	1067	4038	198		5500	29	146	175	5675
1990	196	4	1115	4747	265		6327	42	147	189	6516
1991	218	14	1146	6342	346		8066	51	182	233	8299
1992	226	15	1256	7202	390		9089	63	132	195	9284
1993	318	35	1533	6856	320		9062	78	131	209	9271
1994	432	64	1663	7073	65	233	9530	97	152	249	9779
1995	561	34	1843	7029	42	194	9703	102	145	247	9948

※1984年～93年の間 国内ジュニアは、1クラスに統合。

年	ドライバ－						エントラント			合 計	
	国 際		国 内				小計	国際	国内		小計
	(A.B.C)	ジュニア	A	B	ジュニアA	ジュニアB					
1996	619	18	2268	6543	32	186	9666	105	269	374	10040
1997	743	18	2294	6044	34	212	9345	116	322	438	9783
1998	729	15	2407	5347	44	194	8736	120	313	433	9169
1999	694	12	2452	4687	44	217	8106	119	298	417	8523
2000	619	17	2411	4245	48	186	7526	111	286	397	7923
2001	579	21	2266	3985	42	186	7079	102	290	392	7471
2002	578	17	2128	3842	42	175	6782	88	271	359	7141
2003	578	16	1991	3712	47	175	6519	77	266	343	6862
2004	547	12	1709	3226	53	183	5730	74	284	358	6088
2005	555	20	1732	3197	71	196	5771	73	268	341	6112
2006	574	37	1667	3137	61	242	5718	83	263	346	6064

※1996年は国際セニア→国際A・B・C、国内セニアA→国内A、国内セニアB→国内Bと名称が変更されています。

カ ー ト ラ イ セ ン ス 取 得 者 数												
年	ドライバー								エントラント			合 計
	国 際			国 内				小計	国際	国内	小計	
	(A.B.C)	国際リスト リクティッド	ジュニア	A	B	ジュニアA	ジュニアB					
2007	583	－	46	1645	3196	66	258	5794	76	254	330	6124
2008	602	－	54	1600	3050	82	287	5675	81	246	327	6002
2009	611	－	57	1528	2929	68	302	5495	71	244	315	5810
2010	591	－	40	1464	2698	82	303	5178	69	233	302	5480
2011	597	－	48	1428	2508	73	267	4921	67	226	293	5214
2012	590	－	47	1352	2373	82	233	4677	65	231	296	4973
2013	577	－	41	1299	2300	97	216	4530	56	236	292	4822
2014	590	－	41	1241	2173	84	203	4332	55	235	290	4622
2015	565	－	32	1213	2070	74	172	4126	59	211	270	4396
2016	564	－	23	1188	2010	70	172	4027	45	219	264	4291
2017	538	－	34	1190	1974	62	143	3941	45	218	263	4204
2018	535	15	17	1172	1910	41	158	3848	43	227	270	4118

カード公認審判員ライセンス取得者数

年	競 技 長			車 検 長			コ ー ス 長			計 時 長			合 計							
	国際	国内	小計	国際	国内	小計	国際	国内	小計	国際	国内	小計	国際	国内	合計					
1975	3	21	97	121	13	8	100	121	10	11	44	65	7	9	33	49	33	49	274	356
1976	6	20	74	100	11	9	64	84	11	9	48	68	9	8	29	46	37	46	215	298
1977	8	23	86	117	11	13	82	106	11	15	78	104	13	14	56	83	43	65	302	410
1978	5	19	125	149	12	12	128	152	13	17	122	152	9	14	97	120	39	62	472	573
1979	6	29	153	188	11	14	165	190	10	20	151	181	9	20	117	146	36	83	586	705
1980	6	28	300	334	11	19	299	329	12	24	306	342	11	23	259	293	40	94	1,164	1,298
1981	5	27	309	341	10	25	326	361	11	25	319	355	10	24	284	318	36	101	1,238	1,375
1982	6	36	279	321	14	26	316	356	9	28	294	331	12	24	273	309	41	114	1,162	1,317
1983	6	35	266	307	12	25	280	317	12	25	253	290	11	24	239	274	41	109	1,038	1,188
1984	5	35	245	285	13	25	247	285	9	34	221	264	11	32	209	252	38	126	922	1,086
1985	6	33	242	281	12	22	255	289	11	26	236	273	12	24	235	271	41	105	968	1,114
1986	7	35	216	258	8	29	230	267	10	28	212	250	9	28	215	252	34	120	873	1,027
1987	7	36	214	257	12	28	238	278	11	27	222	260	11	19	217	247	41	110	891	1,042
1988	5	33	279	317	8	20	288	316	8	23	284	315	10	20	263	293	31	96	1,114	1,241
1989	7	37	315	359	12	21	328	361	12	33	326	371	12	28	292	332	43	119	1,261	1,423
1990	7	42	420	469	11	19	428	458	11	28	414	453	11	27	393	431	40	116	1,655	1,811
1991	11	45	511	567	13	28	517	558	12	31	487	530	14	38	467	519	50	142	1,982	2,174
1992	13	57	674	744	16	29	684	729	18	41	671	730	19	33	655	707	66	160	2,684	2,910
1993	10	50	665	725	14	37	639	690	11	52	629	692	13	46	568	627	48	185	2,501	2,734
1994	15	80	834	929	19	62	815	896	15	85	760	860	21	68	727	816	70	295	3,136	3,501
1995	20	92	803	915	17	82	766	865	21	113	792	926	20	87	733	840	78	374	3,094	3,546

カート登録団体・クラブ数

年	特別団体	登録団体	コース団体	登録クラブ	合 計
1975	3	2		43	48
1976	1	3		37	41
1977	3	3		46	52
1978	3	3		54	60
1979	3	3		78	84
1980	5	4		93	102
1981	4	2		105	111
1982	7	5		121	133
1983	11	6		115	132
1984	13	4		96	113
1985	8	4		97	109
1986	10	3		99	112
1987	14	3		104	121
1988	3	1	10	103	117
1989	8	4	30	129	171
1990	10	2	34	127	173
1991	27	2	50	166	245
1992	20	10	37	180	247
1993	22	4	59	208	293
1994	24	5	66	235	330
1995	25	6	67	253	351

年	特別 団体	加盟 団体	加 ゴ 団	盟 ス 体	公 コ 団	認 ス 体	公 認 ク ラ ブ	加 盟 ク ラ ブ	準加盟 クラブ	合計
1996	15	10	23	45	7	94	147	341		
1997	12	9	17	50	7	94	142	331		
1998	12	8	16	47	7	91	141	322		
1999	12	8	20	46	6	89	126	307		
2000	11	9	22	43	6	83	113	287		
2001	8	8	21	39	6	75	101	258		
2002	7	9	28	29	5	73	90	241		
2003	6	7	29	23	5	69	89	228		
2004	5	7	26	20	6	58	81	203		
2005	6	8	24	18	6	52	68	182		
2006	5	10	27	16	7	42	44	151		
2007	5	10	27	14	7	42	44	149		

カート登録団体・クラブ数

年	特別 団体	加盟 団体	加 コ 団	盟 ス 体	公 コ 団	認 ス 体	公 認 ク ラ ブ	加 盟 ク ラ ブ	準加盟 クラブ	合計
2008	6	10	29	12	7	38	35	137		
2009	6	13	28	13	7	34	33	134		
2010	6	14	26	13	7	36	30	132		
2011	6	12	22	13	7	37	31	128		
2012	5	13	17	16	7	36	27	121		
2013	5	12	14	15	6	39	26	117		
2014	5	14	14	15	6	37	24	115		
2015	5	14	14	14	6	37	26	116		
2016	5	17	14	14	6	39	25	120		
2017	5	17	14	12	6	38	25	117		
2018	5	18	14	12	6	38	25	118		

公認カート競技会開催数								
年	公 認	クローズド	合 計		年	公 認	クローズド	合 計
1975	42	66	108		2010	114	136	250
1976	47	32	79		2011	86	144	230
1977	47	43	90		2012	92	94	186
1978	59	57	116		2013	89	110	199
1979	66	194	260		2014	87	95	182
1980	91	185	276		2015	71	105	176
1981	151	231	382		2016	73	108	181
1982	161	200	361		2017	63	112	175
1983	142	151	293		2018	59	98	157
1984	133	97	230					
1985	153	77	230					
1986	119	94	213					
1987	121	81	202					
1988	136	70	206					
1989	190	65	255					
1990	191	116	307					
1991	235	200	435					
1992	226	267	493					
1993	342	268	610					
1994	408	207	615					
1995	451	205	656					
1996	482	169	651					
1997	480	162	642					
1998	495	124	619					
1999	451	120	571					
2000	383	127	510					
2001	306	178	484					
2002	275	150	425					
2003	218	162	380					
2004	210	139	349					
2005	165	138	303					
2006	148	147	295					
2007	164	127	291					
2008	152	134	286					
2009	132	143	275					

カート講師ライセンス取得者			
年	主任講師	副講師	合 計
1975	16	47	63
1976	33	23	56
1977	36	39	75
1978	39	78	117
1979	35	95	130
1980	42	186	228
1981	28	104	132
1982	39	121	160
1983	38	100	138
1984	34	71	105
1985	42	63	105
1986	37	56	93
1987	41	52	93
1988	42	76	118
1989	48	108	156
1990	47	128	175
1991	58	175	233
1992	64	202	266
1993	90	252	342
1994	112	251	363
1995	163	251	414

※1996から規則改定により廃止

CIK-FIAワールドカップカートレース優勝者

(CIK-FIAアジアパシフィックチャンピオンシップ)

1991年 6/2 CIK-FIAワールドカップカートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F K クラス D.クレバレス (Tecno/Rotax/BS)

F A クラス D.スミス (P.C.R/P.C.R/VEGA)

I C A クラス 鈴木 慶祐 (Haase/Rotax/BS)

1992年 5/31 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F K クラス D.ロッシ (CRG/Rotax/DL)

F A クラス A.ベデモンテ (Kali/Rotax/DL)

I C A クラス 萩原 正好 (Tecno/Iame/BS)

1993年 5/30 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S A クラス N.ジャンニベルディ (Haase/Rotax/DL)

F A クラス P.モロ (Kali/Ital/VG)

I C A クラス B.ホストマン (Kali/Parilia/VG)

1994年 5/29 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス J.トウルツリ (Tonykart/Rotax/VG)

F Aクラス L.カサツザ (CRG/Rotax/VG)

I C Aクラス 脇坂 寿一 (CRG/Sirio/BS)

1995年 5/28 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス J.トウルツリ (Tonykart/Vortex/BS)

F Aクラス D.ウェルドン (Fullerton/Rotax/BS)

I C Aクラス 上原 三義 (CRG/Parilla/DL)

1996年 5/26 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス M.オルシニ (Hutless/Ital/BS)

F Aクラス M.パブロビック (Birel/Rotax/BS)

I C Aクラス 松田 次生 (Kali/Ital/BS)

1997年 5/25 CIK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス 佐野 和志 (Italcorse/Italsistem/BS)

F Aクラス 松浦 孝亮 (Biesse/Rotax/BS)

I C Aクラス 伊藤 泰久 (Birel/Italsistem/DL)

1998年 5/24 FMK-FIAワールドカップフォーミュラシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス 松谷 隆郎 (YAMAHA/Rotax/DL)

F Aクラス 雨 天 中 止

I C Aクラス 井上 寛之 (Birel/Italsistem/DL)

1999年 11/28 FMK-FIAワールドカップアドバンスシエル

カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F S Aクラス V.リウッツィ (CRG/CRG/BS)

F Aクラス J.ボンシェ (Swiss Hutless/Italsistem/BS)

I C Aクラス 柴田 裕紀 (Alfa/Lame/BS)

2000年 11/26 10周年記念CIK-FIAワールドカップアドバンスシェル

カートレースインジャパン

…………… (ツインリンクもてぎ北ショートコース)

F S Aクラス D.フォレ (CRG/CRG/BS)

F Aクラス L.ハミルトン (CRG/Parilla/BS)

I C Aクラス 安岡 秀徒 (Yamaha/Italsistem/BS)

2001年 11/25 CIK-FIAアジアパシフィック選手権カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F Aクラス 安田 裕鏞 (Kosmic/Vortex/BS)

I C Aクラス W. カニンガム (CRG/Maxter/BS)

2002年 11/24 CIK-FIAアジアパシフィック選手権カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F Aクラス A. マネッティ (CRG/Maxter/DL)

I C Aクラス 小口 祐二郎 (Yamaha/TM/DL)

2003年 11/23 CIK-FIAアジアパシフィック選手権カートレースインジャパン

…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F Aクラス 安田 裕鏞 (Intrepid/TM/BS)

I C Aクラス 木村 一真 (Maranello/Maxter/DL)

2004年 11/28 CIK-FIAアジアパシフィック選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F A クラス M. プローマン (CRG/PARILLA/BS)

I C A クラス 山本 龍司 (CRG/MAXTER/DL)

2005年 11/20 CIK-FIAアジアパシフィック選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F A クラス J. ビアンキ (Maranello/Parilla/BS)

I C A クラス 石井 一也 (Birel/TM/DL)

2006年 5/28 CIK-FIAワールドカップカートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット南コース)

F A クラス A. コズリンスキー (Intrepid/TM/BS)

I C A クラス M. ウィットマン (Birel/TM/DL)

2007年 5/27 CIK-FIAワールドカップ (K F 1) カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (K F 2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット南コース)

K F 1 クラス M. アーディゴ (Tonykart/Vortex/BS)

K F 2 クラス M. スティーブンス (Tonykart/Vortex/DL)

2008年 5/25 CIK-FIAワールドカップ (KF 1) カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (KF 2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

KF 1 クラス D. フォレ (Maranello/Maxter/BS)

KF 2 クラス J. ハーベイ (Birel/Parilla/BS)

2009年 5/24 CIK-FIAワールドカップ (SuperKF & KF 1) カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (KF 2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

SuperKF / KF 1 クラス Y. プラバンダー (Intrepid/TM/BS)

KF 2 クラス F. ティエネ (Kosmic/Vortex/DL)

2010年 5/23 CIK-FIAワールドカップ (SuperKF & KF 1) カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (KF 2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

SuperKF / KF 1 クラス O. ロウランド (FAkart/Vortex/BS)

KF 2 クラス 藤波 清斗 (CRG/Maxter/BS)

2011年 11/13 CIK-FIA世界カート (KF 1) 選手権 カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (KF 2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

KF 1 クラス 第1レース K. バス (RK/BMB/BS)

第2レース K. バス (RK/BMB/BS)

第3レース I. ダゴスト (Tonykart/Vortex/BS)

第4レース N. デブリース (Zanardi/Parilla/BS)

KF 2 クラス 佐伯 新 (FAKart/Vortex/BS)

2012年 5/20 CIK-FIA世界カート (KF1) 選手権カートレースインジャパン
CIK-FIAアジアパシフィック (KF2) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

KF1クラス 第1レース F. カンポネスキ (Tonykart/Vortex/BS)
第2レース F. カンポネスキ (Tonykart/Vortex/BS)
第3レース F. カンポネスキ (Tonykart/Vortex/BS)
第4レース D. フォレ (CRG/BMB/BS)
KF2クラス N. ニールセン (Kosmic/Vortex/BS)

2013年 5/26 CIK-FIAアジアパシフィック (KF) 選手権カートレースインジャパン
…………… (鈴鹿サーキット国際南コース)

KFクラス 第1レース 笠井 崇志 (Tonykart/Vortex/BS)
第2レース J. フォン (Tonykart/TM/BS)

2015年 4/26 CIK-FIAアジアパシフィック (KF) 選手権カートレースインジャパン
…………… (スポーツランドSUGO西コース)

KFクラス 高橋 悠之 (Tonykart/Vortex/BS)

ジャパンカートグランプリ 歴代優勝者

※'77, '78, '88年はノンタイトル（名称：ジャパンカートレース）
'80年はC I Kアジア選手権とダブルタイトル

- ※第1回 1977年 9/25……………（SUGO国際カートコース）
T.ゾーセル（BIREL/PARILLA/BS）
- ※第2回 1978年 9/10……………（SUGO国際カートコース）
T.ゾーセル（BIREL/PARILLA/BS）
- 第3回 1979年 10/7……………（SUGO国際カートコース）
L.フォースマン（BIREL/PARILLA/BS）
- ※第4回 1980年 10/12……………（SUGO国際カートコース）
M.ウィルソン（BIREL/PARILLA/BS）
- 第5回 1981年 10/10……………（SUGO国際カートコース）
小島 義則（SPEED/PETRY/BS）
- 第6回 1982年 10/17……………（SUGO国際カートコース）
杉山 義雄（YAMAHA/YAMAHA/DL）
- 第7回 1983年 10/2……………（SUGO国際カートコース）
杉山 義雄（YAMAHA/YAMAHA/DL）
- 第8回 1984年 10/14……………（SUGO国際カートコース）
J.ハッセ（KALI/KOMET/DL）
- 第9回 1985年 10/20……………（SUGO国際カートコース）
M.ウィルソン（KALI/KOMET/DL）
- 第10回 1986年 10/19……………（SUGO国際カートコース）
M.ウィルソン（BIREL/KOMET/DL）
- 第11回 1987年 10/4……………（SUGO国際カートコース）
M.ウィルソン（BIREL/KOMET/DL）
- ※第12回 1988年 10/16……………（SUGO国際カートコース）
佐野 和志（B.R.D/KOMET/BS）
- 第13回 1989年 11/19……………（つま恋国際カートコース）
J.バースタッペン（HUTLLESS/Rotax/BS）

- 第14回 1990年 10/14………… (SUGO国際カートコース)
李 好彦 (YAMAHA/Rotax/BS)
- 第15回 1991年 10/15………… (つま恋国際カートコース)
李 好彦 (YAMAHA/Rotax/BS)
- 第16回 1992年 10/18………… (SUGO国際カートコース)
D.ロッシ (KALI/Rotax/DL)
- 第17回 1993年 11/21………… (つま恋国際カートコース)
J.トゥルッリ (TONY/Rotax/BS)
- 第18回 1994年 10/16………… (SUGO国際カートコース)
松谷 隆郎 (HAASE/Rotax/BS)
- 第19回 1995年 11/12………… (つま恋国際カートコース)
津田 浩次 (HAASE/TITAN/BS)
- 第20回 1996年 10/13………… (SUGO国際カートコース)
A.ベリッキ (PCR/PCR/BS)
- 第21回 1997年 10/19………… (つま恋国際カートコース)
松浦 孝亮 (Biesse/Rotax/BS)
- 第22回 1998年 10/18………… (SUGO国際カートコース)
大竹 時幸 (TONY/Vortex/DL)
- 第23回 1999年 10/24………… (つま恋国際カートコース)
斉藤 利治 (CRG/CRG/BS)

2019年全日本カート選手権入賞者一覧

(敬称略)

●OK部門

チャンピオン

佐々木 大 樹

第2位 渡 会 太 一

第3位 山 田 杯 利

第4位 皆 木 駿 輔

第5位 高 橋 悠 之

第6位 朝 日 ターボ

●FS-125部門

チャンピオン

野 村 勇 斗

第2位 星 涼 樹

第3位 荒 尾 創 大

第4位 居 附 明 利

第5位 嶋 田 隼 人

第6位 奥 田 も も

●FP-3部門

チャンピオン

山 本 祐 輝

第2位 佐々木 大 河

第3位 坂 裕 之

第4位 川 福 健 太

第5位 藤 井 亮 輔

第6位 岡 本 旬 司

2019年ジュニアカート選手権入賞者一覧

(敬称略)

ジュニアカート選手権

●F P - J r 部門

チャンピオン

堂 園 鷺

第2位 佐 野 雄 城

第3位 加 藤 大 翔

第4位 安 藤 哉 翔

第5位 片 桐 涼 雅

第6位 上 野 晴 紀

●F P - J r Cadets部門

チャンピオン

松 本 琉輝斗

第2位 鈴 木 悠 太

第3位 鈴 木 恵 武

第4位 菊 池 貴 博

第5位 佐 藤 こころ

第6位 春 日 龍之介

J A F 公認カートエンジン一覧

社 名	エンジン・型式	申請分類・グループ	J A F 公認月日 J A F 公認No	FIA/CIK公認月日 FIA/CIK公認No
ヤマハ発動機(株)	K T100 S	追加申請 (クラッチ) F P - J r	2006年 10月30日 A - 001 P - 6 ※2015年12月 末日まで有効	
ヤマハ発動機(株)	K T100 S	新型申請 カテゴリー F P	2008年 12月26日 F P - 006 ※2018年12月 末日まで有効	
ヤマハ発動機(株)	K T100 S E C	新型申請 カテゴリー F P	2008年 12月26日 F P - 007 ※2018年12月 末日まで有効	

J A F カート登録エンジン一覧

社 名	エンジン・型式	申請分類・グループ	J A F 登録月日 J A F 登録No.
ヤマハ発動機(株)	Y Z 80 - S K	F C	1996年02月28日 001 F C
ヤマハ発動機(株)	Y Z 125 - S K	F C	1996年02月28日 002 F C
本田技研工業(株)	J E 01 E	F C	2000年05月02日 003 F C
スズキ(株)	F 114	F C	2000年05月02日 004 F C
ヤマハ発動機(株)	Y Z 85 - S K	F C	2003年01月01日 005 F C
ヤマハ発動機(株)	Y Z 125 - S K	F C	2004年12月22日 006 F C
(株)フラックス	L E O P A R D 125 - R L - T a G	F S - 125	2006年02月06日 007 F S
(株)サントレード	R O K (R O K J U N I O R)	F S - 125	2006年02月06日 008 F S
(株)栄光	ROTAX FR125MAX (ROTAX FR125 JUNIOR MAX)	F S - 125	2006年02月06日 009 F S
(株)タロックスジャパン	PARILLA X30	F S - 125	2006年10月30日 010 F S
C R G J A P A N ナガハラサービス	PRD RK125A Avanti	F S - 125	2010年12月21日 011 F S
(株)タロックスジャパン	R E E D J E T	F S - 125	2015年12月18日 012 F S

J A F 公認カートスーツ一覧

メーカー	製品名・タイプ等	公認No	有効期間
(株)グループエムレーシング	Firelex F 400 k	14 - 001	2011年～ 2014年
C R G J A P A N ナガハラサービス	K 26ルーキースペシャル (プロフィー K X 3 L T D)	14 - 002	2011年～ 2014年
(有)ベア	レーシングカートスーツ D E S ・ S P E E D D E S - 2100	15 - 001	2012年～ 2015年
(株)レアーズ	カートレーシングスーツ L E 201 - K	15 - 002	2012年～ 2015年
(株)レアーズ	カートレーシングスーツ L E 301 - K	15 - 003	2012年～ 2015年
(株)タニダ	J U R A N カートレーシングスーツ J K S - 01	16 - 001	2013年～ 2016年
(有)ホットプロジェクト	ミスターソルトマンカートスーツ M r .001	16 - 002	2013年～ 2016年
ベルウェスト(株)	Ridel Racing Kart Suit TYPE-1	17 - 001	2014年～ 2017年
山田辰(株)	ザ・マンスピリットレーシングカートスーツ N o . 0833	17 - 002	2014年～ 2017年
C R G J A P A N ナガハラサービス	ERGO Special ERGO	18 - 001	2015年～ 2018年
(株)栄光	ORG GO - KART SUIT ORG - AC - 01	19 - 001	2016年～ 2019年
(株)タニダ	J K S - 01	20 - 001	2017年～ 2020年
(株)グループエムレーシング	Firelex F 400 K	20 - 002	2017年～ 2020年
(株)レアーズ	カートレーシングスーツ L E 201 - K	21 - 001	2018年～ 2021年
(株)レアーズ	カートレーシングスーツ L E 301 - K	21 - 002	2018年～ 2021年
C R G J A P A N ナガハラサービス	K S - 1 Special	21 - 003	2018年～ 2021年
山田辰(株)	ザ・マンスピリットレーシングカートスーツ N o . 0833	21 - 004	2018年～ 2021年

※ J A F 公認レーシングカートスーツは公認期間満了後、さらに2年間の使用期間が認められています。

F P - Jr Cadets用 J A F 登録シャシー一覧

製造者	申請者	銘 柄	型 式	JAF登録月日 JAF登録No.
BIREL S.P.A	(有)ビレルパシフィック	BIREL	C 28	2009年03月13日 C F - 001
BIREL S.P.A	(有)ビレルパシフィック	BIREL	L 28	2009年03月13日 C F - 002
Tony - Kart Srl	トニーカートジャパン(株)	TONY KART	ROCKY	2009年03月13日 C F - 003
Tony - Kart Srl	トニーカートジャパン(株)	KOSMIC	ROCKY	2009年03月13日 C F - 004
Tony - Kart Srl	トニーカートジャパン(株)	FA KART	ROCKY	2009年03月13日 C F - 005
Tony - Kart Srl	トニーカートジャパン(株)	REDSPEED	ROCKY	2009年03月13日 C F - 006
CRG Spa	(有)ドラゴ	Maranello	RS - 3	2009年03月13日 C F - 007
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	CRG	MK01	2009年03月13日 C F - 008
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	CRG	VK01	2009年03月13日 C F - 009
BIREL S.P.A	(株)タロックスジャパン	SPIRIT	C 28	2009年03月13日 C F - 010
Chiesa Corse sas	(株)栄光	ZANARDI	ZK1	2009年04月02日 C F - 011
TECNO	カート工業会	TECNO	SCOUT DMSB	2009年06月17日 C F - 012
BIREL S.P.A	(有)ビレルパシフィック	BIREL	RK - C 28	2010年02月12日 C F - 013
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	TONYKART	ROOKIE	2010年03月30日 C F - 014
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	TONYKART	ROOKIE	2010年03月30日 C F - 015
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	FAKART	ROOKIE	2010年03月30日 C F - 016
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	EXPRIT	ROOKIE	2010年03月30日 C F - 017

製造者	申請者	銘 柄	型 式	JAF登録月日 JAF登録No.
BIREL S.P.A	(有)ビレルパシフィック	BIREL	C 28	2010年04月01日 C F - 018
BIREL S.P.A	(有)ビレルパシフィック	BIREL	RK - C 28	2010年04月01日 C F - 019
BIREL S.P.A	(株)タロックスジャパン	SPRIT	C 28	2010年04月01日 C F - 020
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	DR	NEW AGE MK01	2010年04月09日 C F - 021
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	DR	JUNIO - RVK01	2010年04月09日 C F - 022
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	CRG	NEW AGE MK02	2010年07月14日 C F - 023
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	CRG	MINI HERO	2011年04月20日 C F - 024
WILDKART SRL	エスピーエスカワグチ	WILDKART	MINI KART	2012年03月19日 C F - 025
EMMERACING sas	(有)ドラゴ	ART Grand Prix	TS - 05	2012年06月14日 C F - 026
Formula K SRL	(株)栄光	Formula K	FK MINI 950	2013年05月30日 C F - 028
TECNO	(有)エー・アール・エス	TECNO MINI	SCOUT	2014年01月06日 C F - 029
TECNO	(有)エー・アール・エス	TECNO MINI	SCOUT	2014年04月15日 C F - 030
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	TONY KART	ROCKY W	2015年01月07日 C F - 031
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	EXPRIT	ROCKY W	2015年01月07日 C F - 032
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	FA KART	ROCKY W	2015年01月07日 C F - 033
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	KOSMIC	ROCKY W	2015年01月07日 C F - 034
CROCPROMOTION SRL	(有)ドラゴ	CROC PROMOTION	MC - 03J	2015年03月06日 C F - 035

製造者	申請者	銘 柄	型 式	JAF登録月日 JAF登録No.
BIREL ART s.r.l	(株)タロックスジャパン	RICCIARD	DR-C28	2015年03月24日 C F-036
BIREL ART s.r.l	(株)タロックスジャパン	BIRELART	C28	2015年03月24日 C F-037
BIREL ART s.r.l	(株)タロックスジャパン	RICCIARD	DR-C28	2016年01月12日 C F-038
BIREL ART s.r.l	(株)タロックスジャパン	BIRELART	C28	2016年01月12日 C F-039
ENERGYCORSE s.r.l	(有)ナガオカート	ENERGY	STORM	2016年08月10日 C F-040
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	TONY KART	NEOS	2017年02月04日 C F-041
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	KOSMIC	NEOS	2017年02月04日 C F-042
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	FA KART	NEOS	2017年02月04日 C F-043
OTK KART GROUP	トニーカートジャパン(株)	EXPRIT	NEOS	2017年02月04日 C F-044
Innovative Products for Karting s.r.l	(株)スクアーロ	PRAGA	MONSTER EVO	2018年02月28日 C F-045
TECNO	(株)エー・アール・エス	MINI TR28	SCOUT	2018年03月15日 C F-046
Sodi Kart	(株)ハーバースタイル	Sodi Kart	MINI 2T 950	2018年06月25日 C F-047
Breda Racing SRL	(株)栄光	KR	KR Mini	2018年08月01日 C F-048
CRG Spa	CRG JAPAN ナガハラサービス	CRG	HEROS	2019年01月22日 C F-049
PAROLIN RACING KART S.R.L	(有)ベア	PAROLIN	MINI Opportunity 60 MOTORSPORT	2019年03月28日 C F-050

J A F 指定カートタイヤ一覧

1. 適用クラスおよび銘柄

クラス	銘 柄	製造者	クラス	銘 柄	製造者
FS-125	YNC(ドライ)	(株)ブリヂストン	FP-3	SL6(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)		SL83(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)			横浜ゴム(株)
FP-Jr	SL83(ドライ)	住友ゴム工業(株)	FP-2	SLFD(ドライ)	住友ゴム工業(株)
		横浜ゴム(株)		AAE(SL07)(ドライ)	横浜ゴム(株)
	SLFD(ドライ)	住友ゴム工業(株)		(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	SLJ(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SL98(ドライ&ウエット)	住友ゴム工業(株)
	AAE(SL07)(ドライ)	横浜ゴム(株)		(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG		YNC(ドライ)	(株)ブリヂストン
	YNC(ドライ)	(株)ブリヂストン		YNL(SL17)(ドライ)	(株)ブリヂストン
	YNL(SL17)(ドライ)	(株)ブリヂストン		YFD(SL94)(ウエット)	(株)ブリヂストン
	SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)
	ADJ(ドライ)	横浜ゴム(株)		SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)
	(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG			
	YFD(SL94)(ウエット)	(株)ブリヂストン			
FP-Jr Cadets	SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)	FA-2	SL6(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)		SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)
				AAE(SL07)(ドライ)	横浜ゴム(株)
	SL83(ドライ)	住友ゴム工業(株)		(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
		横浜ゴム(株)		SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)
	SLFD(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SL94(ウエット)	(株)ブリヂストン
	SLJ(ドライ)	住友ゴム工業(株)		(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	AAJ(SLJ)(ドライ)	横浜ゴム(株)		SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)
	(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG			
	ADJ(ドライ)	横浜ゴム(株)			
	SL98(ドライ&ウエット)	住友ゴム工業(株)			
	SL94(ウエット)	(株)ブリヂストン			
FP-2	(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG	FR-2	SL6(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)		SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)
	SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)		AAE(SL07)(ドライ)	横浜ゴム(株)
				(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	SL6(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)
	SL9(ドライ)	住友ゴム工業(株)		SL94(ウエット)	(株)ブリヂストン
	SLFD(ドライ)	住友ゴム工業(株)		(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG
	AAE(SL07)(ドライ)	横浜ゴム(株)		SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)
	(MOJO) D2(ドライ)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG			
	YNC(ドライ)	(株)ブリヂストン			
	YNL(SL17)(ドライ)	(株)ブリヂストン			
	(MOJO) W2(ウエット)	Reifenwerk Heidenau GmbH & Co KG			
	YFD(SL94)(ウエット)	(株)ブリヂストン			
	SLW2(ウエット)	住友ゴム工業(株)			
	SL03(ウエット)	横浜ゴム(株)			

※オーガナイザーは、競技会のクラス毎に製造者を限定し、競技会特別規則書に記載して下さい。

J A F 指定カートタイヤ一覧

2. 諸元表

製造者	銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.	登録年／有効期限
住友ゴム工業(株)	SL83	FRONT	10×3.60-5	JAF-001	1999年-2023年末
		REAR	11×6.00-5		
	SL98	FRONT	10×4.50-5	JAF-007	1999年-2023年末
		REAR	11×6.50-5		
	SL6	FRONT	10×4.50-5	JAF-033 (JAF-015)	2019年(2006年)- 2024年(2023年)末※
		REAR	11×7.10-5		
	SLFD	FRONT	10×4.50-5	JAF-022	2010年-2023年末
		REAR	11×6.00-5		
	SLJ	FRONT	10×3.60-5	JAF-034 (JAF-023)	2019年(2010年)- 2024年(2023年)末※
		REAR	11×5.00-5		
	SL9	FRONT	10×4.50-5	JAF-029 (JAF-017)	2018年(2009年)- 2023年末
		REAR	11×7.10-5		
	SLW2	FRONT	10×4.50-5	JAF-030 (JAF-024)	2018年(2010年)- 2023年末
		REAR	11×6.50-5		

※初回登録時の内容が適用となるのは2023年末まで。

製造者	銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.	登録年／有効期限
(株)ブリヂストン	YNC	FRONT	4.5/10.0-5	JAF-025	2017年-2023年末
		REAR	7.1/11.0-5		
	YNL (SL17)	FRONT	4.5/10.0-5	JAF-027 (JAF-026)	2018年(2017年)- 2023年末
		REAR	7.1/11.0-5		
	YFD (SL94)	FRONT	4.0/10.0-5	JAF-028 (JAF-006)	2018年(1999年)- 2023年末
		REAR	6.0/11.0-5		

製造者	銘柄	適用	サイズ	JAF指定No.	登録年／有効期限
横浜ゴム(株)	SL83	FRONT	3.6×10.0-5	JAF-008	2001年-2023年末
		REAR	6.0×11.0-5		
	AAE (SL07)	FRONT	4.5×10.0-5	JAF-020	2010年-2023年末
		REAR	7.1×11.0-5		
	AAJ (SLJ)	FRONT	3.6×10.0-5	JAF-021	2010年-2023年末
		REAR	5.0×11.0-5		
	ADJ	FRONT	3.6×10.0-5	JAF-031	2018年-2023年末
		REAR	5.0×11.0-5		
	SL03	FRONT	4.0×10.0-5	JAF-032 (JAF-014)	2018年(2003年)- 2023年末
		REAR	6.0×11.0-5		

() 内は初回登録時の指定No.および初回登録年

() 前は再登録時の指定No.および再登録年

2019 年度カート登録クラブ・団体名簿

特別カード団体

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
関東	81304	株式会社ブリヂストン	津谷 正明	104-8340 中央区京橋三丁目1番1号	塩谷 聡一郎	03-6836-3185
関東	81305	横浜ゴム株式会社	山石 昌孝	435-8685 港区新橋5丁目36番11号	中山 隆	03-5400-4603
中部	82201	ヤマハモーターパワープロダクツ株式会社(YAMAHAMA)	石岡 修	136-0084 浜州市津田2-2 ヤマハモータープロダクツ株式会社 特販課カー営業	藤井 隆	0537-27-1981
関西	82801	住友ゴム工業株式会社(住友ゴム)	谷川 利晴	651-0072 神戸市中央区臨浜町3-6-9	政富 亮幸	078-265-5622

加盟カード団体

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
関東	81101	株式会社グルーエム・エム・レーシング	生越 守	157-0073 世田谷区駄2-15-10 1F	榎本 正規	03-6411-1901
関東	81302	株式会社レジャー・エース((株)レジャー・エース)	村上 元規	158-0097 世田谷区用賀2丁目26番4号 QLA部門	村上 元規	03-5716-3503
関東	81305	株式会社タロックスジャパン	佐々木 正	333-0802 埼玉県川口市戸塚東2-5-32	稲葉 美弥子	048-298-5560
関東	81313	株式会社 トライボリューション	島村みどり	116-0014 東京都荒川区東日暮里2-25-4	竹島 洋	03-3806-6277
関東	81314	有限会社エー・アール・エス	小笠原 辰行	190-1201 東京都多摩郡瑞穂町2-本木山田台907-1	野澤 静香	042-566-5432
関東	81316	有限会社ヘア	田中 敏久	223-0062 神奈川県横浜市港北区日吉本町3-31-7-301	田中 玲於奈	080-9177-4004
関東	81401	株式会社和光ケミカル	川邊 豪光	250-0875 小田原市南陽宮1-1-1	重田 英人	0465-48-8114
関東	81404	有限会社NUTEC Japan	鳩谷 和春	231-0801 神奈川県横浜市中央区新山下1-17-15	加藤 隆雄	045-628-2055
関東	81405	株式会社スクアアロー	佐田 勲仁	333-0802 川口市戸塚東2-10-27-107	吉田 大輔	090-1263-1001
中部	82301	株式会社栄光	松堂 栄蔵	468-0052 名古屋市中区白田区井口1丁目1709	松堂 栄蔵	052-803-7055
中部	82302	株式会社タニダ	谷田 幸繁	466-0064 名古屋市中区鶴舞2-3-17	谷田 幸繁	052-871-3741
中部	82303	トニーカードジャパン株式会社	谷口 祥来	458-0847 名古屋市中区清里4丁目94番地	小浜 友和	052-896-1021
中部	82304	一般社団法人SLカートスポーツ機構(SLO)	小島 義則	456-0043 名古屋市中区神戸町702	鈴木 明宏	052-678-5060
関西	82501	株式会社ナガハバサール・ビス	永原 雅之	520-0363 大津市伊香立下龍重町673-1	永原 雅之	077-598-2700
関西	82701	527GENインターナショナル株式会社	木下 正治	581-0845 八尾市之上郷町北6-5 ARD事業部	櫛沢 敏	072-995-8005
関西	82703	山田成株式会社	山田 一人	536-0024 大阪市城東区中浜3-14-22	堀 幸生	06-6968-0008
関西	82801	有限会社 ナガカカー	長尾 貴	651-2101 神戸市西区伊川谷町布施畑917	長尾 光子	078-974-1400
関西	82901	有限会社トラゴ	道上 龍	632-0005 天王寺区橋町128-2	道上 学	0743-65-1001

公設カード団体

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
東北	80401	株式会社菅生((株)菅生)	遠藤 淳	989-1301 柴田郡村田町菅生6-1	桑谷 伸	0224-83-3111
東北	80601	管内町	原田 眞樹	999-7753 東田川郡内町吉岡字東北裏12	佐々木 悦朗	0234-43-3390
関東	80901	株式会社フェスティヴァル・カスチー・カサ・キート	松堂 栄蔵	328-0066 栃木県栃本市柏倉町1275-1	石森 康広	0282-25-1500
関東	81101	有限会社セー・フアティブ・カズ本庄(SPH)	高野 進一	367-0224 埼玉県本庄市児玉町高橋883 (有)セー・フアティブ・カズ本庄内	浅見 真吾	0495-72-9611
関東	81201	株式会社新東京サーキット(NTC)	大野 聡	290-0256 市原市引田2-49	大野 聡	0436-36-3139
関東	81202	有限会社茂藤ツインサーキット(MTC)	茂田 和也	297-0044 茂原市台田640	海老原 祐二	0475-25-4433
関東	81401	株式会社大井松田カートランド	夏川 隆裕	259-0147 足柄上郡中井町御神456番地の2	夏川 隆裕	0465-81-2557
中部	82202	有限会社アンダーアイアロウ・エック(APG)	安達 孝博	410-1308 駿東郡小山町御神922-8	安達 孝博	0550-88-8246
中部	82401	株式会社モビリティ・イン・ランド	田中 薫	510-0295 鈴鹿市津町992 株式会社モビリティ・イン・ランド 鈴鹿サーキット モーター・ロード・レース モーター・ロード・レース	上村 誠児	059-378-3405
関西	82501	株式会社豊野湖スポーツランド(BSL)	永原 雅之	520-0363 大津市伊香立下龍重町673-1	永原 雅之	077-598-2888
関西	82801	有限会社ナガカカー・KSC(KSC)	長尾 貴	651-2101 神戸市西区伊川谷町布施畑917	長尾 光子	078-974-1414

公設カートコース団体

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	709-0432	和気郡和重町大中山1950	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
中国	83301	株式会社山陽スポートランド	朝田 史朗				棚田 博史	0869-93-2333

加盟カートコース団体

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	964-0088	二本松市沢松倉1番地	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
東北	80701	株式会社エビスギョウキョウ(E.S.C)	熊久保 信重				片岡 英一	0243-24-2972
関東	80801	有明会社湯毛モータースポーツクラブ(イタコモータースポーツクラブ)	郷賢 和也	311-3804	行方市小高1306		郷賢 和也	0299-77-0313
関東	80802	一般財団法人日本モータースポーツセンター(JASC)	斉藤 茂樹	304-0824	茨城県下妻市村岡159		小森谷 勝身	0296-44-3146
関東	81001	有明会社 榛名モータースポーツランド(HMSL)	牧野 徹也	370-3502	北群馬郡榛木村山子田2205		牧野 勉	0279-54-8199
関東	81101	株式会社アリアバース	阿川 和生	357-0128	飯能市赤沢1117		阿川 和生	042-977-3066
関東	81301	富士スピードウェイ株式会社	原口 英二郎	410-1307	静岡県駿東郡小山町中日向694		坂本 初生	0550-78-2340
関東	81502	スピードパーク新潟(SPN)	中村 寿和	959-2600	胎内市松波1013番地36		川嶋 諒	0254-45-2900
中部	82305	(株)石野サークル(石野サークト)	井上 政秋	470-0329	豊田市石野町土橋264-1		内山 知幸	0565-421718
関西	82801	たからつかかりフィールド(TKF)	吉田 義宏	560-0003	豊中市東面中町1丁目11-11		吉田 義宏	06-6849-1467
関西	82901	名阪スポーツランド(MSL)	岩井 一義	570-0045	守口市南方可中通3-7-8		岩井 修	06-6998-9722

公設カートクラブ

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	連絡先住所		連絡先担当者	電話番号
東北	80401	菅生スポーツクラブ(SSC)	高橋 吉男	989-1301	柴田郡村田町菅生6-1	桑谷 伸	0224-83-3111
関東	81102	チームケービーエフ(TKBF)	小島 義則	336-0923	さいたま市緑区大間木1666-1	柳沢 和広	048-874-8041
関東	81301	パレーシングクラブ(BRC)	田中 敏久	152-0003	目黒区碑文谷5-25-9	川上 涉	03-6452-4584
関東	81303	レーシングチームあかつき(RTA)	藤越 義昭	106-0047	東京都港区南麻布4-10-21-101	鈴木 隆三郎	03-5793-1466
関東	81401	ビートルリサーチクラブ(VICIC)	今宮 眞	259-0019	神奈川県足柄上郡大井町金子1843	藤本 保彦	0465-83-4702
中部	82401	鈴鹿モータースポーツクラブ(SMSC)	藤岡 良一	510-0295	鈴鹿市唯正町292 株式会社リテラント モーターズゾーン	上村 誠晃	059-378-3405

加盟カートクラブ

地域	クラブコード	クラブ団体名（略称）	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
北海道	80105	南郷カーストスポーツクラブ(NKSC)	藤本 雅彦	069-0292 空知郡南郷町栄町3丁目2番1号	南郷町役場内	011-378-2121
北海道	85201	レーシングカークラブゼロ(RKC-ZERO)	張 修正	090-0051 北見市高栄東町3丁目28-19		0157-24-9120
東北	80601	糸田カークラブソレイユ(A.K.C.S)	佐々木 悦明	999-7753 東田川郡内田町吉岡字東北裏12		0234-43-3390
関東	80902	チームエフエフエーガ(FEFGARA)	加藤 真	329-0617 河内郡上三川町上瀬生2029-12		0285-55-2177
関東	81002	榛名カートクラブ(H.K.C)	唐沢 均	370-3502 北群馬郡榛木村山子田2205		0279-54-8199
関東	81003	ジュンブライト モータースポーツプロモーション(JMP)	浅沢 城治	372-0817 群馬県伊勢崎市速取本町2-4		0270-30-5640
関東	81101	レーシングカークラブグラフィカルデックス(ARDEX)	秋山 昌夫	359-1122 所沢市寿町20-15		04-2925-8584
関東	81203	アールエフアヤマ(AOYAMA)	青山 哲	273-0003 船橋市宮本3-9-10		047-432-4170
関東	81206	レーシングスクウェアゲン(RS GEN)	安藤 玄	290-0258 市原市神代232-1		0436-36-7999
関東	81301	チームワインディ(WINDY)	武藤 益通	154-0017 世田谷区世田谷1-25-2		03-3429-8183
関東	81306	武蔵野カートクラブ(MUSASHINO)	中森 忠秋	190-0034 立川市西砂町4-6-2		042-531-3216
関東	81307	TEAM AKASAKA(R.T.A)	小笠原 辰行	190-1201 西多摩郡奥多摩町一本山田台907-1		042-556-5432
関東	81310	シルクロードレーシングチーム(S.R.R.T)	中里 清司	120-0024 足立区千住南屋町19-1	アメージングスクエア内	03-5284-1313

加盟カー・トラブ

地域	クラブコード	クラブ団体名 (略称)	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
関東	81313	スーパ・チップス(SC)	宇田川 英明	193-0816 八王子市大葉町540-4	宇田川 英明	042-620-5025
関東	81316	ラマーレレーシングチーム(LA-MAREE-R-T)	園田 行洋	206-0012 東京都多摩市取1471-101	園田 行洋	090-3202-4899
関東	81317	チームスーパ・ライオンズ(TSL)	園井 正己	135-0004 東京都江東区森下2-13-5	高崎 真由美	03-6273-8948
関東	81501	レーシングチームシャイニング(R.T.SHINING)	板井 三七一	950-1322 新潟市西蒲区大分815	板井 三七一	025-375-5590
中部	82101	ジェネレーシングモーターズポーツクラブ(JMSC)	森永 剛	050-8357 岐阜市六条大溝2丁15-9	森永 剛	058-272-7770
中部	82202	マズダレーシングプロジェクト(MRP)	奥田 三三四	421-0201 岐阜市上小杉1207-2	奥田 三三四	054-622-4984
中部	82205	TAKAGI PLANNING(TPRT)	高木 虎之介	422-8021 静岡県静岡市駿河区小籠967	高木 虎之介	054-285-4514
中部	82302	チームひびの(HIBANO)	平野 健太郎	486-0913 春日井市市原町1-20-1	平野 健太郎	0568-32-5431
中部	82303	Ashi(Ash)	塚山 敬	452-0841 名古屋市西区城西町155番地	塚山 敬	052-504-4088
中部	82308	チーム近藤レーシング(TKR)	近藤 正己	444-0113 額田郡幸田町大字夢池字地藏堂3	近藤 正己	0564-63-0840
中部	82309	ビガチレーシングチーム(HRT)	高橋 和則	489-0934 瀬戸市愛野町190	高橋 和則	0561-82-3510
中部	82312	チームブルーベール(T.B.L.T)	樋口 信之	490-1132 愛知県海部郡大治町北間島藤田71-3	樋口 信之	052-443-9537
中部	82314	TONY KART RACING TEAM JAPAN(TONY.RTJ)	松浦 佑亮	460-0024 愛知県名古屋市中区正木4丁目6番6号 第1377クマビル701	松浦 佑亮	052-253-9024
中部	82401	バダグートクラブ(HKC)	原田 正則	513-0825 鈴鹿市吉吉町7265-86	原田 総一	059-375-6856
中部	82402	レーシングチームネクスト・ワン(NEXT-ONE)	東 浩也	516-0007 三重県伊勢市小町須賀野635-1	東 浩也	0596-36-6160
関西	82501	KC NAGAHARA(KCN)	永原 悠	520-0363 大津市伊香立下龍華町673-1	永原 悠	077-598-2700
関西	82601	チームひびのばな(PETER-PAN)	山下 正浩	615-8033 京都市西京区下津林東大誠若町27-1	山下 正浩	090-3728-0047
関西	82701	関西スプリントカーズ(KSK)	込山 秀行	569-1137 高槻市岡本町41-1 GRID内 関西スプリントカーターズ	込山 秀行	072-696-3019
関西	82705	サムライカーターズ(SAMURAI K.)	田中 清士	603-8354 京都市北区寿持院西町24-21 田中清士蔵方	神谷 博之	075-467-2721
関西	82802	チームナカガオ(T.NAGAO)	長尾 實	651-2101 神戸市西区伊川谷町布施西917 神戸スポーツカーキ	長尾 光子	078-974-1400
関西	82901	トンタクトロ森良(T.ON)	道上 佐雄史	632-0005 天理市橋町128-2	道上 孝	0743-65-1001
四国	83705	チームプリンスK(プリンスK)	山本 秀人	761-8031 高松市郷東町215 日隆プリンス香川販売(株)内	山本 秀人	087-881-2106
九州	84201	トンタクトプロ九州(T.Q.K)	中嶋 洋輝	856-0011 長崎県大村市重井町650 大村湾サーキット内	中嶋 マリ子	0957-55-4979
九州	84702	スクーテリア沖縄(S.OKINAWA)	翁長 達也	904-2244 うるま市江洲216-3	翁長 順子	090-7586-3782

準加盟カー・トラブ

地域	クラブコード	クラブ団体名 (略称)	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
北海道	80108	レーシングチームスカウト(R.T.S)	川原田 紀一	001-0931 札幌市北区新川1条7丁目4-21	川原田 紀一	011-769-8856
北海道	84801	ウズレレーシングクラブ(WITH)	竹内 裕治	078-0344 上川郡佐布町緑町216-18	山内 征男	0166-85-3881
関東	80802	カシマレーシング(KASHIMARC)	保立 秀男	314-0027 鹿嶋市佐田311	保立 秀男	0299-93-7428
関東	80803	ケースピードウィン(K.SPEEDWIN)	川口 慶大	301-0857 鶴ヶ崎市松ヶ丘1-21-15	川口 慶大	0297-62-5284
関東	81101	カートレーシングアンリバーサー(K.R.R)	麻田 明人	351-0023 朝霞市清沼6-11-5-8	麻田 明人	048-464-4725
関東	81107	エスビーエスカフアチ(SPS)	中島 高広	353-0001 志木市上宗岡2-13-12	中島 高広	048-476-8900
関東	81108	ガレージター(GarageC)	伊勢田 尚輝	338-0835 さいたま市桜区沼澤2-13-8	伊勢田 尚輝	048-826-6886
関東	81109	カールレーシング(KAZO.R)	吉田 佳正	348-0021 羽生市手子林1593	吉田 佳正	048-566-2266
関東	81201	チームティーケーシー(T.T.KC)	徳江 信泰	276-0011 八千代市佐山1838-3	徳江 信泰	047-409-9901
関東	81203	レーシングチームティアラ(RT.TIARA)	明石 通雄	284-0012 四街道市物井1537-9	明石 通雄	043-310-6513
関東	81215	レーシングカーチームモリ(RKT-MORI)	森 徳次	272-0121 市川市東区2-1-6-103	森 徳次	047-397-5287
関東	81319	レーシングカートファクトリークラモチ(R.K.F.K)	倉持 満	114-0032 北区中十条3-20-9	倉持 満	03-3908-6341

参加クラブ

地域	クラブコード	クラブ団体名 (略称)	代表者	連絡先住所	連絡先担当者	電話番号
関東	81320	A1市街地レーシングクラブ(A1)	上 岡 秀	150-0031 東京都渋谷区松丘18-4 二階ビル8F ストラテジクスマネジメント株式会社内	山田 麻美	080-9212-5396
関東	81401	大井松田モータースポーツクラブ(OMSC)	夏 刈 隆 裕	259-0147 足柄上郡中井町鴨沢456-2	夏 刈 隆 裕	0465-81-2557
中部	81604	ハヤブサレーシングチーム(HAYAKAWA.R)	早川 悦朗	930-0871 富山市下野497	早川 悦朗	076-444-4663
中部	82201	モリタレーシング(MRS)	森 下 滋 範	410-1308 静岡県駿東郡小山町大御神922-8	森 下 滋 範	0550-78-6868
中部	82202	ケースレーシング(K3RT)	北川 薫一	410-1431 駿東郡小山町須走28-17	北川 薫一	090-9201-8012
中部	82302	山本レーシングクラブ(YAMAMOTO-R)	山本 涼子	444-0076 岡崎市井田町字3丁目91-2 ネオシティ岡崎101	片岡 清司	0564-25-4752
中部	82303	Buzz Motorsport Club Kart(BMCK)	長谷川 謙一	463-0025 愛知県名古屋市守山区元郷2-1309	長谷川 謙一	052-725-8336
中部	82330	トンタクトロ口名古屋(TONAL)	薄 徹信	455-0076 名古屋市港区川間町3-55	薄 徹信	052-618-5651
中部	82340	チームグローバル(Team Global)	小塚 健史	468-0072 名古屋市天白区大坪1丁目207	小塚 健史	052-834-1516
中部	82404	トンタクトロ口鈴鹿(TRENTA QUATRO S(TQS))	大河原 一裕	513-0836 鈴鹿市国府町7656-1	大河原 一裕	059-379-1135
関西	82701	大阪カートクラブ(OKC)	岩井 一義	570-0045 守口市南寺方中通3-7-8	岩井 一義	06-6988-9722
九州	83707	カートクラブ ケント(KENT)	赤座 武典	761-2204 香川県綾歌郡綾川町山田下643	赤座 武典	087-878-2952
九州	84007	A-PROJECT RACING TEAM(A-PRO)	李 好彦	818-0024 福岡県筑紫野市大字原田1338	李 好彦	092-919-7186
九州	84008	フロリッサ モータースポーツ(FLORISSA)	新南 裕	816-0854 福岡県春日市白水北4-13	新南 裕	090-7151-9365

北海道本部 〒062-0051 北海道札幌市豊平区月寒東1条15丁目8-1
☎ 011 - 857 - 7155 (モータースポーツ係)
東北本部 〒984-8539 宮城県仙台市若林区卸町3-8-105
☎ 022 - 783 - 2826 (モータースポーツ係)
関東本部 〒105-8562 東京都港区芝2-2-17
☎ 03 - 6833 - 9140 (モータースポーツ係)
中部本部 〒466-8580 愛知県名古屋市昭和区福江3-7-56
☎ 052 - 872 - 3685 (モータースポーツ係)
関西本部 〒567-0034 大阪府茨木市中穂積2-1-5
☎ 072 - 645 - 1300 (モータースポーツ係)
中国本部 〒733-8610 広島県広島市西区庚午北2-9-3
☎ 082 - 272 - 9967 (モータースポーツ係)
四国本部 〒760-0079 香川県高松市松縄町1083-16
☎ 087 - 867 - 8411 (モータースポーツ係)
九州本部 〒814-8505 福岡県福岡市早良区室見5-12-27
☎ 092 - 841 - 7731 (モータースポーツ係)

2020年 J A F 国内カート競技規則集

昭和46年10月1日 初版発行
令和2年1月1日 第41版発行

定価 3,800円
(本体価格3,455円)

著作・編集 一般社団法人 日本自動車連盟
発行者 村田 浩 一
発行所 一般社団法人 日本自動車連盟
東京都港区芝大門1丁目1番30号
電話 東京(03)3436-2811(代)
振替 東京94075

